鎌ケ谷市地域防災計画

資　料　編

（ 案 ）

平成２５年度

鎌ケ谷市地域防災計画　資料編

目　　次

1　条例関係

資料１－１　鎌ケ谷市防災会議条例 ･･･ 資-1-　1
資料１－２　鎌ケ谷市防災会議委員 ･･･ 1-　3
資料１－３　鎌ケ谷市災害対策本部条例 ･･･ 1-　4
資料１－４　鎌ケ谷市災害見舞金の支給及び住宅復旧融資金利子補給条例 ･･････････････ 1-　5
資料１－５　鎌ケ谷市災害見舞金の支給及び住宅復旧融資金利子補給条例施行規則 ････････ 1-　7

2　協定・応援関係

資料２－１　災害時応援協定等一覧表 ･･･ 資-2-　1
資料２－２　災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定
（千葉県及び県内各市町村） ･･･ 2-　4
資料２－３　災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定
（東葛飾地域各市） ･･･ 2-　7
資料２－４　全国青年市長会災害相互応援に関する要綱、実施要領
（全国青年市長会会員市） ･･ 2-　9
資料２－５　廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定
（廃棄物と環境を考える協議会加盟市町村） ･････････････････････････････････ 2- 15
資料２－６　災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定（県内各市町村） ･･ 2- 20
資料２－７　一般廃棄物処理に係る東葛地域相互支援実施協定
（東葛飾地域各市及び柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合） ･･････････････････････ 2- 29
資料２－８　災害時における物品の供給に関する協定書（松戸・鎌ケ谷木材同業組合） ････ 2- 31
資料２－９　災害時における物品の供給に関する協定書（株式会社東武ストア） ･････････ 2- 32
資料２－10　災害時における物品の供給に関する協定書（文平産業株式会社） ･･････････ 2- 33
資料２－11　災害時における物品の供給に関する協定書（茂野製麺株式会社） ･･････････ 2- 34
資料２－12　災害時における物品の貸借に関する協定書（小山株式会社） ･･････････････ 2- 35
資料２－13　災害時における物品の供給に関する協定書
（松戸市農業協同組合（現：とうかつ中央農業協同組合)） ･･････････････････ 2- 36
資料２－14　災害時における物品の供給に関する協定書
（千葉県石油商業協同組合鎌ケ谷支部） ･･････････････････････････････････ 2- 37
資料２－15　災害時における物品の提供及び情報の掲載に関する協定書
（利根コカ・コーラボトリング株式会社） ･･････････････････････････････････ 2- 38
資料２－16　災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書
（生活協同組合ちばコープ（現：生活協同組合コープみらい)） ･･････････････ 2- 40
資料２－17　災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書
（社団法人千葉県 LP ガス協会船橋支部） ･･････････････････････････････････ 2- 43

資料２－18　災害時における物品の供給に関する協定書
（イオン株式会社関東カンパニー）・・・

資料２－44　災害時における施設の使用に関する協定書
（株式会社鎌ケ谷カントリー倶楽部）・・・

資料５－６　浸水想定区域内の災害時要援護者施設一覧 ･････････････････････････････ 5- 12

6　交通関係

資料６－１　緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等 ･････････････････････ 資-6- 1
資料６－２　京葉・東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画 ･････････････････････ 6- 10
資料６－３　千葉県緊急輸送ネットワーク（鎌ケ谷市付近） ･････････････････････････ 6- 12

7　風水害関係

資料７－１　気象情報の種類と発令基準 ･････････････････････････････････････ 資-7- 1
資料７－２　災害履歴（風水害等） ･･･ 7- 4
資料７－３　急傾斜地崩壊危険区域・危険箇所一覧 ･････････････････････････････ 7- 6
資料７－４　鎌ケ谷市洪水ハザードマップ ･････････････････････････････････････ 7- 7

8　大規模事故関係

資料８－１　放射性物質使用事業所等の現状 ･････････････････････････････････ 資-8- 1

9　基準関係

資料９－１　被害の認定基準（災害総括報告） ･････････････････････････････････ 資-9- 1
資料９－２　災害救助法による救助の程度、方法及び期間について ･････････････････ 9- 10
資料９－３　激甚災害指定基準 ･･･ 9- 14
資料９－４　局地激甚災害指定基準 ･･･ 9- 17

10　その他（様式）

資料 10－１　鎌ケ谷市自主防災資器材交付要綱 ･････････････････････････････ 資-10- 1
資料 10－２　鎌ケ谷市自主防災組織一覧表 ･････････････････････････････････ 10- 6
資料 10－３　気象庁震度階級関連解説表 ･･････････････････････････････････ 10- 8
資料 10－４　自衛隊の災害派遣要請依頼（依頼１） ･････････････････････････ 10- 13
資料 10－５　自衛隊の災害派遣撤収要請依頼（様式２） ･････････････････････ 10- 14
資料 10－６　米穀等調達関係書類の様式 ･･････････････････････････････････ 10- 15
資料 10－７　避難所運営のための様式 ･････････････････････････････････････ 10- 20
資料 10－８　被災証明書・事実証明書関係様式 ･････････････････････････････ 10- 35
資料 10－９　千葉県被害情報等報告要領（抜粋） ･･････････････････････････ 10- 39

1　条例関係

資料１－１　鎌ケ谷市防災会議条例

（昭和 39 年 12 月 26 日条例第 40 号）

改正

昭和 41 年 11 月 21 日　条例第 38 号
昭和 46 年　８月 31 日　条例第 34 号
昭和 57 年　９月 28 日　条例第 21 号
平成　９年　３月 25 日　条例第３号
平成 12 年　３月 27 日　条例第 14 号
平成 24 年 12 月 20 日　条例第 20 号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６項の規定に基づき、鎌ケ谷市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　鎌ケ谷市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員 30 人以内をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）　指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者

（２）　千葉県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者

（３）　千葉県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

（４）　市長がその部内のうちから指名する者

（５）　教育長

（６）　消防長及び消防団長

（７）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者

（８）　自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する者

（９）　その他市長が必要と認めた者

６　前項第７号、第８号及び第９号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

７　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のあるもののうちから、市長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、昭和 40 年１月１日から施行する。

附　則（昭和 41 年 11 月 21 日条例第 38 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 46 年８月 31 日条例第 34 号）

１　この条例は、昭和 46 年９月１日から施行する。

２　この条例施行前にした行為に対するこの条例による改正後の条例の規定の適用については、なお従前の例による。

附　則（昭和 57 年９月 28 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成９年３月 25 日条例第３号）

この条例は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成 12 年３月 27 日条例第 14 号）

この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。

附　則（平成 24 年 12 月 20 日条例第 20 号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正後の鎌ケ谷市防災会議条例第３条第５項第８号の規定により委嘱された委員の任期は、同条第６項の規定にかかわらず、平成 25 年６月 30 日までに委嘱された場合に限り、同日までとする。

資料１－２　鎌ケ谷市防災会議委員

区分	機　関　名	職　名
会長	鎌ケ谷市	市　　長
１号	関東農政局千葉地域センター	センター長
２号	千葉県東葛飾地域振興事務所	所　　長
	千葉県習志野健康福祉センター（保健所）	センター長
	千葉県東葛飾土木事務所	所　　長
	千葉県水道局船橋水道事務所	所　　長
３号	千葉県鎌ケ谷警察署	署　　長
４号	鎌ケ谷市	副 市 長
		会計管理者
		総務企画部長
		健康福祉部長
		都市建設部長
５号	鎌ケ谷市教育委員会	教 育 長
６号	鎌ケ谷市消防本部	消 防 長
	鎌ケ谷市消防団	団　　長
７号	東京電力（株）京葉支社	副支社長
	㈱NTT 東日本－千葉京葉営業支店	支 店 長
	東武鉄道株式会社　新鎌ケ谷駅	駅　　長
	新京成電鉄株式会社 総務人事部　総務課	総務課長
	北総鉄道株式会社運輸部	安全推進担当課長
	京葉瓦斯㈱供給保安部 保安指令センター船橋	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾏﾈｰｼﾞｬｰ
	一般社団法人鎌ケ谷市医師会	会　　長
	社団法人船橋歯科医師会	医療管理理事
	一般社団法人船橋薬剤師会	
８号	陸上自衛隊需品学校	需品学校長
	海上自衛隊下総教育航空群	司　　令
	鎌ケ谷市建設業協会	会　　長
	鎌ケ谷市赤十字奉仕団	委 員 長
	学識経験者	

資料１－３　鎌ケ谷市災害対策本部条例

（昭和 39 年 12 月 26 日条例第 39 号）

改正

昭和 46 年　８月 31 日　条例第 34 号

平成　８年　７月　３日　条例第６号

平成 24 年 12 月 20 日　条例第 20 号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の２第８項の規定に基づき、鎌ケ谷市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務を従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第５条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、昭和 40 年１月１日から施行する。

附　則（昭和 46 年８月 31 日条例第 34 号）

１　この条例は、昭和 46 年９月１日から施行する。

２　この条例施行前にした行為に対するこの条例による改正後の条例の規定の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成８年７月３日条例第６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 24 年 12 月 20 日条例第 20 号抄）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

資料１－４　鎌ケ谷市災害見舞金の支給及び住宅復旧融資金利子補給条例

（昭和 53 年３月 13 日条例第３号）

改正

昭和 53 年 10 月５日　条例第 28 号

昭和 57 年３月 31 日　条例第１号

昭和 62 年 12 月 23 日　条例第 20 号

平成 24 年６月 28 日　条例第 14 号

（目的）

第１条　この条例は、災害（災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の規定の適用を受けるものを除く。以下同じ。）により被害を受けた市民（以下「被災者」という。）又はその遺族に対し、災害見舞金を支給し、及び災害により被害を受けた住宅の所有者が融資を受けた住宅復旧資金への利子補給を行い、もって被災者の更生に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異状な自然現象及び火災により被害が生じること。

（２）市民　災害により被害を受けた当時、本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき住民基本台帳に記録されている者

（災害見舞金の支給）

第３条　市長は、市民が災害により死亡又は負傷した場合は、その遺族又は本人に対し、次の各号に定める額を災害見舞金として支給する。

（１）死亡の場合は、次に掲げる額

ア　死亡者が世帯主の場合　50 万円

イ　死亡者が世帯主以外の者の場合　30 万円

（２）負傷の場合は、10 万円を限度として、負傷の程度に応じて市長が決定する額

２　前項に定める遺族は、死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母の範囲とし、遺族が前項に定める災害見舞金の支給を受ける順位は、この項に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

３　市長は、災害により居住する住宅又は所有する家財に被害を受けた世帯の世帯主に対し、次の各号に定めるところにより災害見舞金を支給する。

（１）住宅の全壊、全焼又は流失　10 万円

（２）住宅の半壊、半焼又はこれらと同程度と認められる被害　５万円

（３）床上浸水　３万円

（４）前３号に掲げるもののほか、生活に支障があると認められる被害　２万円以内

（災害見舞金の適用除外）

第４条　次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず災害見舞金は支給しない。

（１）被災者が、防災に関する市長又は関係機関の勧告に従わなかったために被害を受けた場合

（２）火災の場合において、当該火災の原因が災害見舞金を受けるべき被災者の故意又は重大な過失によると認められる場合

２　死亡の場合において、死亡した者の遺族が千葉県市町村弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和 49 年千葉県市町村総合事務組合条例第１号）の規定に基づく災害弔慰金の支給を受けることができる場合は、前条第１項第１号に定める災害見舞金は、支給しない。

（住宅復旧融資金の利子補給）

第５条　市長は、第３条第３項各号に掲げる被害を受けた住宅の所有者（市民に限る。）が、市長が告示で指定する金融機関から住宅復旧資金の融資を受けたときは、その者に対し、当該融資金につき貸付基準金利の２分の１の額の利子補給金を交付する。

２　前項の規定による利子補給の対象となる融資金は、１世帯につき 10 万円以上 200 万円以下のものとする。

３　第１項の規定による融資金の利子の補給期間は、５年以内とする。

（利子補給金の交付の打切り又は返還）

第６条　市長は、前条の規定による利子補給に係る融資を受けた者が当該融資金をその目的以外の目的に使用したとき又は融資金がこの条例による利子補給の対象となるものに該当しないことが明らかになったときは、前条の規定による利子補給金の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

（給付の範囲）

第７条　この条例により行う給付の総額は、予算の範囲内とする。

（施行細則）

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行し、昭和 53 年３月６日から適用する。ただし、住宅復旧融資金の利子補給に関する規定は、昭和 53 年２月 28 日から適用する。

（鎌ケ谷市火災見舞金支給条例の廃止）

２　鎌ケ谷市火災見舞金支給条例（昭和 47 年鎌ケ谷市条例第 14 号）は、廃止する。

附則（昭和 53 年 10 月５日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和 57 年３月 31 日条例第１号）

この条例は、昭和 57 年４月１日から施行する。

附則（昭和 62 年 12 月 23 日条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の鎌ケ谷市災害見舞金の支給及び住宅復旧融資金利子補給条例の規定は、昭和 63 年１月１日以降に生じた災害から適用する。

附則（平成 24 年６月 28 日条例第 14 号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成 24 年７月９日から施行する。

資料１－５　鎌ケ谷市災害見舞金の支給及び住宅復旧融資金利子補給条例施行規則

昭和 53 年６月 28 日規則第 16 号

改正　昭和 61 年２月 25 日　規則第６号　昭和 63 年４月 14 日　規則第 14 号
　　平成 16 年５月 26 日　規則第 25 号

（趣旨）

第１条　この規則は、鎌ケ谷市災害見舞金の支給及び住宅復旧融資金利子補給条例（昭和 53 年鎌ケ谷市条例第３号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

（被災の届出）

第２条　条例第３条の規定により災害見舞金の支給を受けようとする者は、被災届書（別記第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に届け出るものとする。

（１）市長又は消防長の発行する被災証明書

（２）死亡の場合にあっては、死亡したことを証明する書類

（３）負傷の場合にあっては、医師の診断書

（４）前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、届出によらず被害状況を把握できるときは、前項各号に掲げる書類の提出を求めないことができる。

（被害状況の調査）

第３条　市長は、前条による届出があつたとき又は災害が発生したときは、被害調査書（別記第２号様式）によりその被害状況を調査するものとする。

（災害見舞金の決定）

第４条　市長は、前条の調査に基づき災害見舞金の支給の適否を決定する。

（住宅復旧融資金利子補給金の交付申請）

第５条　条例第５条の規定により住宅復旧融資金の利子補給を受けようとする者は、住宅復旧融資金利子補給金交付申請書（別記第３号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。

（１）建築見積書

（２）市長又は消防長の発行する被災証明書

（３）資金の借受けを証明する書類

（４）前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（利子補給金の決定通知）

第６条　市長は、前条の申請があつたときは、当該住宅の被災状況その他必要な事項の調査に基づき、利子補給金の交付の適否を決定し、住宅復旧融資金利子補給可否決定通知書（別記第４号様式）により申請者に通知するものとする。

（利子補給金の交付）

第７条　利子補給金は、指定金融機関の融資金返済明細書により算出された額を４月分から９月分まで及び 10 月分から３月分までの２回に分けて、住宅復旧融資金利子補給金請求書（別記第５号様式）に基づき交付するものとする。

附則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（鎌ケ谷市火災見舞金支給条例施行規則の廃止）

2　鎌ケ谷市火災見舞金支給条例施行規則（昭和47年鎌ケ谷市規則第７号）は、廃止する。

附則（昭和61年２月25日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和63年４月14日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成16年５月26日規則25号）

この規則は、平成16年６月１日から施行する。

第１号様式（第２条関係）

被　　災　　届　　書

年　　月　　日

鎌ケ谷市長様

被災者　住　所
氏　名

私は、　　年　　月　　日の災害により被災したので、鎌ケ谷市災害見舞金の支給及び住宅復旧融資金利子補給条例施行規則第２条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　被災日時

２　被災場所

３　被災程度

４　避 難 先

５　そ の 他

第２号様式（第３条関係）

<table>
<tr><td colspan="10">被　害　調　査　書　　年　　月　　日時現在</td></tr>
<tr><td colspan="2">災 害 名</td><td colspan="2"></td><td>災害発生年
月 日</td><td colspan="5">年　月　日　時　分頃</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">被災世帯</td><td>住　　所</td><td colspan="3"></td><td rowspan="2">避難先</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>世 帯 主
氏　　名</td><td colspan="2"></td><td>電話番号</td></tr>
<tr><td rowspan="8">被
害
の
状
況</td><td rowspan="6">人</td><td>氏　　名</td><td>世 帯 主
との続柄</td><td>年 齢</td><td>程　　度</td><td colspan="3">住　　所</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>死亡・行方不明負傷
（全治　　）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>死亡・行方不明負傷
（全治　　）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>死亡・行方不明負傷
（全治　　）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>死亡・行方不明負傷
（全治　　）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>死亡・行方不明負傷
（全治　　）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住
宅</td><td colspan="8">状況
（１）全壊　（２）全焼　（３）流失　（４）半壊
（５）半焼　（６）床上浸水（７）一部被害(内容　　)</td></tr>
<tr><td>家
財</td><td colspan="8">状況</td></tr>
<tr><td colspan="2">そ の 他</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="8"></td></tr>
</table>

第３号様式（第５条関係）

鎌ケ谷市住宅復旧融資金利子補給金交付申請書

※	受　付　日		受付番号		受付者		貸付番号	
1	（ふりがな） 世帯主氏名				職業			
2	住　　所				鎌ケ谷市居住年月日	年　月　日		
3	本　　籍							
4	災　害　名				被災日時			
5	被害の種類	1　住宅の全壊又は全焼 2　住宅の半壊又は半焼 3　その他			被災場所			
					被災の具体的状況			
6	住宅復旧融資金	融資金決定額			金融機関			
		融資金の使途			に　　円 に　　円 に　　円 に　　円 に　　円			
		償還方法			償還期限	年　月（　回）		
7	利子補給金振込口座				備考			
		当座 No.	普通 No.					

鎌ケ谷市災害見舞金の支給及び住宅復旧融資金利子補給条例第５条の規定により住宅復旧融資金の利子補給を受けたいので、同条例施行規則第５条の規定により上記のとおり申請します。

年　　月　　日

住　所

申請者

氏　名

鎌ケ谷市長様

第４号様式（第６条関係）

鎌ケ谷市　指令第　　号

様

住宅復旧融資金利子補給可否決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった住宅復旧融資金利子補給については、下記のとおり決定したので、鎌ケ谷市災害見舞金の支給及び住宅復旧融資金利子補給条例施行規則第６条の規定により通知します。

年　　月　　日

鎌ケ谷市長　　印

記

<table>
<tr><td>決　　定</td><td>可・否</td><td rowspan="2">否の場合の
理 由</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>貸付番号</td><td></td></tr>
<tr><td>補給期間</td><td colspan="3">自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>補給金額</td><td colspan="3">住宅復旧融資金　　円の貸付基準金利の２分の１の額</td></tr>
<tr><td>補給方法</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考　指令先は、住所及び氏名を記載する。

第５号様式（第７条関係）

年　　月　　日

鎌ケ谷市長様

住　所

氏　名

住宅復旧融資金利子補給金請求書

鎌ケ谷市住宅復旧融資金利子補給金交付決定に基づき下記のとおり請求いたします。

記

利子補給金請求額　　円

利子補給対象期間　　年　　月～　　年　　月

2　協定･応援関係

資料２－１　災害時応援協定等一覧表

自治体間相互応援協定

協定等の名称	協定等締結先	協力等の内容	締結年月日	資料編No.
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県及び県内各市町村	応急活動等相互支援	平成8年2月23日	２－２
災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定	東葛飾地域各市	応急活動等相互支援	昭和50年7月24日	２－３
全国青年市長会災害相互応援に関する要綱、実施要領	全国青年市長会会員各市	応急活動等相互支援	平成7年10月27日	２－４
廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	廃棄物と環境を考える協議会加盟市町村	応援活動等相互支援	平成25年7月12日	２－５

その他各種協定（他行政機関・民間企業等）

協定等の名称	協定等締結先	協力等の内容	締結年月日	資料編No.
災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定	県内各市町村	廃棄物処理施設に係る相互支援	平成9年7月31日	２－６
一般廃棄物処理に係る東葛地域相互支援実施協定	東葛飾地域各市および柏･白井･鎌ヶ谷環境衛生組合	一般廃棄物処理施設に係る相互支援	平成17年3月28日	２－７
災害時における物品の供給に関する協定書	松戸・鎌ケ谷木材同業組合	取扱い物資の供給	平成8年1月11日	２－８
災害時における物品の供給に関する協定書	株式会社東武ストア	取扱い物資の供給	平成8年1月24日	２－９
災害時における物品の供給に関する協定書	文平産業株式会社	取扱い物資の供給	平成8年1月30日	２－10
災害時における物品の供給に関する協定書	茂野製麺株式会社	取扱い物資の供給	平成8年2月8日	２－11
災害時における物品の貸借に関する協定書	小山株式会社千葉営業所	取扱い物資の供給	平成8年7月22日	２－12
災害時における物品の供給に関する協定書	松戸市農業協同組合	取扱い物資の供給	平成13年6月29日	２－13
災害時における物品の供給に関する協定書	千葉県石油商業組合鎌ケ谷支部	取扱い物資の供給	平成18年7月7日	２－14
災害時における物品の供給及び情報の掲載に関する協定書	利根コカ・コーラボトリング株式会社	販売物品の供給・災害情報の掲載	平成19年3月1日	２－15
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	生活協同組合ちばコープ	応急生活物資等の供給	平成9年10月16日	２－16
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	社団法人千葉県 LP ガス協会船橋支部	応急生活物資等の供給	平成20年4月1日	２－17
災害時における物品の供給に関する協定書	イオン株式会社関東カンパニー	取扱い物資の供給	平成16年3月31日	２－18
災害時における井戸の使用に関する協定書	イオン株式会社関東カンパニー	井戸の使用	平成18年7月7日	２－19

協定等の名称	協定等締結先	協力等の内容	締結年月日	資料編No.
被災者の応急救助等に係る防災活動協力に関する協定書	イオン株式会社関東カンパニー	避難場所・トイレ・情報等の提供	平成18年10月2日	２－20
災害時における物品の供給に関する協定書	中央シェル石油販売株式会社	取扱い物資の供給	平成20年3月21日	２－21
災害時における井戸の使用に関する協定書	中央シェル石油販売株式会社	井戸の使用	平成20年3月21日	２－22
災害時の避難所における協力及び店舗のトイレ開放に関する協定書	鎌ケ谷市料飲組合	避難所における炊き出し協力・トイレ提供	平成21年6月5日	２－23
災害時における井戸の使用に関する協定書	山屋食品株式会社	井戸の使用	平成7年12月14日	２－24
災害時における井戸の使用に関する協定書	株式会社川上石油	井戸の使用	平成19年2月19日	２－25
災害時における井戸の使用に関する協定書	有限会社皆川石油	井戸の使用	平成19年2月19日	２－26
災害時における井戸の使用に関する協定書	コスモ石油販売株式会社（中佐津間 SS/鎌ケ谷SS）	井戸の使用	平成19年2月19日	２－27
災害時における井戸の使用に関する協定書	私市醸造株式会社	井戸の使用	平成7年11月30日	２－28
災害時における鎌ケ谷郵便局、特定郵便局鎌ケ谷部会、鎌ケ谷市間の協力に関する覚書	鎌ケ谷郵便局及び特定郵便局鎌ケ谷部会	相互協力	平成9年12月18日	２－29
大規模停電時における鎌ケ谷市防災行政無線の活用に関する協定書	東京電力株式会社	停電広報	平成12年4月1日	２－30
鎌ケ谷市防災行政無線の活用に関する協定書	京葉瓦斯株式会社	ガス事故広報	平成12年6月26日	２－31
災害時における応急措置等に関する協定書	鎌ケ谷市建設業協会	災害応急復旧活動	平成元年4月1日	２－32
災害時における消毒作業に関する協定書	鎌ケ谷市庭園業組合	災害応急復旧活動	平成23年9月2日	２－33
災害時の医療救護活動に関する協定書	社団法人鎌ケ谷市医師会	医療救護活動	平成8年4月18日	２－34
災害時における接骨師会の協力に関する協定書	社団法人千葉県接骨師会船橋鎌ケ谷支部	医療救護活動	平成9年5月30日	２－35
災害時における歯科医師会の協力に関する協定書	社団法人船橋歯科医師会	医療救護活動	平成10年10月20日	２－36
災害時における薬剤師会の協力に関する協定書	一般法人船橋薬剤師会	医療救護活動	平成11年4月16日	２－37
災害時の医療救護活動に関する協定書	社団医療法人社団木下会鎌ケ谷総合病院	医療救護活動	平成22年11月2日	２－38
災害時の井戸の使用に関する協定書	社団医療法人社団木下会鎌ケ谷総合病院	井戸の使用	平成22年11月2日	２－39
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	各種災害情報の交換	平成23年3月3日	２－40
災害時における放送等に関する協定書	株式会社ジェイコムイースト	各種情報の配信	平成25年4月23日	２－41
災害時における相互協力に関する協定書	鎌ケ谷警察署	施設の使用	平成24年10月16日	２－42

協定等の名称	協定等締結先	協力等の内容	締結年月日	資料編No.
災害時における施設の使用に関する協定書	鎌ケ谷浴場	施設の使用	平成20年4月23日	２－43
災害時における施設の使用に関する協定書	株式会社鎌ケ谷カントリー倶楽部	避難場所（※施設内練習場の一部）	平成8年1月5日	２－44
災害時における施設の使用に関する協定書	全国信用金庫研修所	避難場所（※施設内グラウンド）	平成8年2月2日	２－45
避難場所使用に関する協定書	陸上自衛隊松戸駐屯地	避難場所（※施設内グラウンドの一部）	平成21年6月18日	２－46
災害時における避難場所の使用に関する協定書	海上自衛隊下総教育航空群	避難場所及び避難所	平成24年3月7日	２－47
臨時門設置及び維持管理に関する覚書	陸上自衛隊松戸駐屯地	避難場所の設置及び維持管理	平成6年3月22日	２－48
災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定書	千葉県立鎌ヶ谷高等学校	避難所及び広域避難所	平成25年3月21日	２－49
災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定書	千葉県立鎌ヶ谷西高等学校	避難所及び広域避難所	平25年3月21日	２－50
災害時における支援協力に関する協定書	千葉県行政書士会	行政書士業務	平成25年3月1日	２－51

資料２－２　災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（千葉県及び県内各市町村）

（目的）

第１条　この協定は、千葉県内の地域に災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「災対法」いう。）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第６７条第１項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、千葉県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

（１）食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（３）救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供

（４）救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣

（５）被災者の一時収容のための施設の提供

（６）被災傷病者の受入れ

（７）遺体の火葬のための施設の提供

（８）ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供

（９）ボランティアの受付及び活動調整

(10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応急要請の手続き）

第３条　被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

（１）被害の状況

（２）応援の種類

（３）応援の具体的な内容及び必要量

（４）応援を希望する期間

（５）応援場所及び応援場所への経路

（６）前各号に掲げるもののほか必要な事項

２　被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により千葉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

３　応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

（応援の実施）

第４条　前条第１項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

２　前条第２項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

（自主応援）

第５条　被災市町村の長から応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

２　前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

（応援の調整）

第６条　知事は、前２条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

（応援経費の負担）

第７条　応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

２　応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

３　前２項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

（情報の交換等）

第８条　市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、千葉県総合防災情報システム等により応援に必要な情報の交換を行うほか、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第９条　この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

付則

１　この協定は、平成８年２月２３日から施行する。

２　この協定締結を証するため、千葉県及び各市町村は、本協定書８１通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保管するものとする。

千葉県知事
千葉市長
銚子市長
市川市長
船橋市長
館山市長
木更津市長
松戸市長
野田市長
佐原市長
茂原市長
成田市長
佐倉市長
東金市長
八日市場市長
旭市長
習志野市長
柏市長
勝浦市長
市原市長
流山市長
八千代市長
我孫子市長
鴨川市長
鎌ケ谷市長
君津市長
富津市長
浦安市長
四街道市長
袖ケ浦市長
八街市長
東葛飾郡関宿町長
東葛飾郡沼南町長
印旛郡酒々井町長
印旛郡富里町長
印旛郡印旛村長
印旛郡白井町長
印旛郡印西町長職務代理者印旛郡印西町助役
印旛郡本埜村長
印旛郡栄町長
香取郡下総町長
香取郡神崎町長
香取郡大栄町長
香取郡小見川町長
香取郡山田町長
香取郡栗源町長
香取郡多古町長
香取郡干潟町長
香取郡東庄町長
海上郡海上町長
海上郡飯岡町長
匝瑳郡光町長
匝瑳郡野栄町長
山武郡大網白里町長
山武郡九十九里町長
山武郡成東町長
山武郡山武町長
山武郡蓮沼村長
山武郡松尾町長
山武郡横芝町長
山武郡芝山町長
長生郡一宮町長
長生郡睦沢町長
長生郡長生村長
長生郡白子町長
長生郡長柄町長
長生郡長南町長
夷隅郡大多喜町長
夷隅郡夷隅町長
夷隅郡御宿町長
夷隅郡大原町長
夷隅郡岬町長
安房郡富浦町長
安房郡富山町長職務代理者安房郡富里町助役
安房郡鋸南町長
安房郡三芳村長
安房郡白浜町長
安房郡千倉町長
安房郡丸山町長
安房郡和田町長
安房郡天津小湊町長

資料２－３　災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定（東葛飾地域各市）

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市及び鎌ケ谷市並びに浦安町、関宿町及び沼南町（以下「協定市町」という。）の地域に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号以下「災対法」という。）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において協定市町は災対法第 67 条第１項及び第 68 条第１項により市町相互の応援及び県への応援を求めることを確認し、応急措置を的確、かつ、迅速に遂行するために必要とする応急措置の種類、応援要請の手続、応援に要した費用の負担、資料の交換等について定めるものとする。

（応援する応急措置の種類）

第２条　応急措置の種類は、次のとおりとする。

（１）飲料水の供給及びその飲料水の供給に必要な資機材の提供

（２）食糧及び生活必需品の提供並びにその食糧及び生活必需品の供給に必要な資機材

（３）医療救護班の派遣、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供

（４）救助及び応急復旧に必要な医事職及び技能職の職員の派遣

（５）避難所、避難場所（収容施設）の提供

（６）前各号に定めるもののほか、市町が災害に際し特に必要と認めて要請した事項

（応援要請の手続）

第３条　応援を要請しようとするときは、被災市町の長は、次の事項を明らかにしてとりあえず口頭、電話又は電信により他の市町の長に応援要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。ただし、前条第１号に規定する飲料水（県水にかかるもの）及び第２号に規定する食糧（米穀等）については、被災市町の長から県知事へ応援を要請する。

（１）被害状況

（２）応援を要する応急措置の種類

（３）応援を要する職種別人員

（４）応援を要する時間

（５）応援場所

（６）応援を要する機械及び器具並びに資材の品名及び数量

（７）　〃　飲料水及び食糧の数量

（８）前各号に掲げるもののほか応援に関して必要な事項

（応援に要した費用の負担）

第４条　応急措置の応援に要した費用は、応援をうけた市町で負担するものとする。ただし、災対法第 72 条により知事の指示により応援を受けた場合には、応援を受けた市町に負担させることが困難又は不適当なもので、災害対策基本法施行令第 40 条で規定するものについては、この限りではない。

２　応援を受けた市町で前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町の求めにより応援した市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

３　前２項の規定により難いときは、その都度協定市町間で協議して定める。

（資料の交換）

第５条　協定市町は、この協定に基づき応援する応急措置が円滑に行われるよう毎年 11 月の末日までに、次に掲げる事項を記載した資料を相互に交換するものとする。

（１）第２条第１号、第２号及び第３号に規定する物資並びに資機材の提供に関し必要と認める事項
（２）第２条第３号に規定する医療救護班の派遣に関し必要と認める事項
（３）第２条第４号に規定する職員の派遣に関し必要と認める事項
（４）第２条第５号に規定する避難所、避難場所（収容施設）の提供に関し必要と認める事項
（５）前各号のほか参考となるべき事項

（資料の交換等の総合調整）

第６条　東葛飾地域市町間の相互応援体制を円滑に推進するため前条に規定する資料の交換に関する事務を東葛飾支庁に依頼するものとする。

２　この協定により難い事由が生じたとき、その事由に関係する市町は、その調整を東葛飾支庁に依頼することができる。

（雑　則）

第７条　この協定に規定するもののほか、この協定に関し必要な事項は、その都度協定市町間で協議して定めるものとする。

第８条　この協定は、昭和 50 年７月 24 日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各１通を保有する。

昭和 50 年７月 24 日

市 川 市	代表	市 川 市 長
船 橋 市	〃	船 橋 市 長
松 戸 市	〃	松 戸 市 長
野 田 市	〃	野 田 市 長
柏　市	〃	柏　市　長
流 山 市	〃	流 山 市 長
我孫子市	〃	我孫子市長
鎌ケ谷市	〃	鎌ケ谷市長
浦 安 町	〃	浦 安 町 長
関 宿 町	〃	関 宿 町 長
沼 南 町	〃	沼 南 町 長

資料２－４　全国青年市長会災害相互応援に関する要綱
（全国青年市長会会員各市）

（趣旨）

第１条　この要綱は、市長が全国青年市長会の会員である市（当該会員である市長が 50 歳を超えて引き続き再選され、その在任期間中である市を含む。以下「会員市」という。）において、大規模な災害が発生し、被災した会員市（以下「被災会員市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合における会員市の相互応援について必要な事項を定めるものとする。

（災害応援市）

第２条　災害応援市は、この要綱の趣旨に賛同した別表に掲げる会員市とする。

（連絡担当部局）

第３条　会員市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定めるものとする。

（連絡）

第４条　被災会員市は、災害が発生したときは、速やかに会長市又は副会長市に連絡するものとする。

２　会長市又は副会長市は、前項の連絡を受けたときは、速やかに会員市へ周知をするものとする。

（応援の種類）

第５条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（３）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（４）被災者を一時収容するための施設の提供

（５）被災児童、生徒等の一時受入れ

（６）救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣

（７）ボランティアのあっせん

（８）前各号に定めるもののほか、被災会員市が特に必要と認めるもの

（応援要請の手続）

第６条　応援を受けようとする被災会員市は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書（別記様式）を提出するものとする。

（１）被害の状況

（２）前条第１号から第４号までの応援に要する品名、規格、数量等

（３）前条第５号に掲げる被災児童、生徒の学年、人数等

（４）前条第６号に掲げる職員の事務職、医療職、技術職、技能職の職種別及び人員

（５）応援を受ける場所及びその経路

（６）応援を受ける期間

（７）前各号に掲げるもののほか、応援要請に必要な事項

（応援体制）

第７条　会長市又は副会長市は、被災会員市から応援の要請を受けたときは、役員市と協力し、要請の内容に応じ、次の各号に掲げる災害の応援体制を当該各号に定める会員市をもって組織するものとする。

（１）第１次体制　同一都道府県内の会員市

（２）第２次体制　別に定めるブロック別都道府県内の会員市

（３）第３次体制　全会員市

（実施）

第８条　会長市又は副会長市から応援を要請された会員市は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

２　応援要請を受けなかった会員市は、被災会員市と連絡をとり、適宜必要な応援をすることができるものとする。

（緊急応援活動の実施）

第９条　会員市は、他の会員市において災害が発生した場合で、緊急の応援活動が必要であると判断したときは、第７条の規定にかかわらず、緊急応援活動を実施できるものとする。

（経費の負担）

第 10 条　職員の派遣に要する経費及び救援物資の調達その他の応援に要する経費は、原則として被災会員市が負担するものとする。

（災害補償等）

第 11 条　第５条第６号の規定により派遣された職員（次項において「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）に定めるところによる。

２　派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災会員市が、被災会員市への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う会員市が賠償の責めに負う。

（資料等情報の交換）

第 12 条　会員市は、この要綱に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、情報交換を行うものとする。

（補則）

第 13 条　この要綱に定めるもののほか、災害相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める。

２　第１条の規程にかかわらず、本会会長が必要と認めたときは、会員以外の被災地方公共団体及び被災外国（外国の地方公共団体を含む。）に対して義援金品を贈呈できるものとする。

附則

この要綱は、平成７年 10 月 27 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 11 年 11 月５日から施行する。

附則

この要綱は、平成 17 年６月７日から施行する。

全国青年市長会災害相互応援に関する実施要領

（趣旨）

第１条　この実施要領は、全国青年市長会災害相互応援に関する要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、災害相互応援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第２条　要綱第３条に規定する連絡担当部局は、別表第１のとおりとする。

（ブロック別都道府県）

第３条　要綱第７条第２号に規定するブロック別都道府県は、別表第２のとおりとする。

（応援）

第４条　派遣職員は、応援を行う会員市（以下「応援会員市」という。）の名を表示する腕章等の標識をつけ、その身分を明らかにするものとする。

２　派遣職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

３　被災会員市は、災害の状況に応じ、派遣職員に対する宿舎のあっせん、その他の便宜を供与するものとする。

４　応援を要請する被災会員市が要綱第５条に規定する経費を支弁するいとまがなく、当該被災会員市から要請があった場合は、応援会員市が当該経費を一時繰替支弁することができるものとする。

（経費の額の算出）

第５条　要綱第 10 条に規定する経費は、次の各号に定めるところにより算出した額とする。

１　職員の派遣に要する旅費及び諸手当等の額は、応援会員市の条例等に定める額の範囲内とする。

２　備蓄物資及び調達物資の額は、当該物資の購入費及び輸送費に係る額とする。

３　車両及び機械器具等の額は、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費に係る額とする。

（経費の請求方法）

第６条　応援会員市が前条に定める経費を請求する場合は、応援会員市の市長名による請求書に関係書類を添付して、連絡担当部局を経由して被災会員市に請求する。

２　前条及び前項の規定により難いときは、経費の額及び請求方法について被災会員市及び応援会員市が協議して定める。

附則

この実施要領は、平成７年 10 月 27 日から施行する。

別表第１（第２条関係）　　全国青年市長会災害相互応援名簿　　（平成24年10月現在）

NO.	都道府県名	会員市名	加入年月日	退会年月日	備考	連絡担当部局
1	岩手県	陸前高田市	H23.6.1		現会員	企画部企画政策課
2	秋田県	仙北市	H22.3.17		現会員	市民生活部環境防災課
3	茨城県	水戸市	H24.6.28		現会員	市民環境部地域安全課
4	栃木県	足利市	H21.7.1		現会員	総務部危機管理課
5	埼玉県	本庄市	H18.3.1		現会員	総務部自治防災課
6	埼玉県	ふじみ野市	H22.1.15		現会員	総務部危機管理防災課
7	千葉県	東金市	H10.5.13	H14.4.24	継続	総務部総務課
8	千葉県	鎌ケ谷市	H14.8.26		現会員	市民生活部安全対策課
9	東京都	文京区	H19.8.31		現会員	総務部総務課
10	東京都	武蔵野市	H17.11.4	H21.10.8	継続	防災安全部防災課
11	東京都	稲城市	H23.5.30		現会員	消防本部防災課
12	神奈川県	鎌倉市	H23.6.6		現会員	防災安全部総合防災課
13	神奈川県	茅ヶ崎市	H19.11.19		現会員	市民安全部防災対策課
14	新潟県	三条市	H22.12.20		現会員	総務部行政課防災対策室
15	富山県	氷見市	H10.5.1	H18.4.6	継続	企画振興部地域協働課
16	石川県	金沢市	H23.2.15		現会員	危機管理課
17	福井県	敦賀市	H7.11.22	H15.4.29	継続	市民生活部危機管理対策課
18	岐阜県	関市	H23.12.2		現会員	市長公室危機管理課
19	愛知県	小牧市	H23.6.14		現会員	市長公室危機管理課
20	愛知県	尾張旭市	H24.5.28		現会員	市民生活部安全安心課
21	愛知県	あま市	H22.5.19		現会員	総務部安全安心課
22	愛知県	知立市	H23.8.25		現会員	総務部安心安全課
23	三重県	松阪市	H23.7.5		現会員	市政戦略部戦略経営課
24	三重県	伊勢市	H22.1.28		現会員	総務部危機管理課
25	三重県	亀山市	H21.5.1		現会員	企画部広報秘書室
26	京都府	宇治市	H9.5.6	H12.12.18	継続	市長公室危機管理課
27	京都府	京丹後市	H16.6.23		現会員	企画総務部総務課
28	大阪府	高槻市	H23.5.27		現会員	総務部危機管理課
29	大阪府	泉佐野市	H24.5.14		現会員	市長公室市民協働課
30	奈良県	五條市	H23.5.24		現会員	総務部危機管理課
31	奈良県	葛城市	H20.12.10		現会員	総務部生活安全課
32	和歌山県	有田市	H21.5.11		現会員	市長公室経営企画課
33	島根県	益田市	H24.9.25		現会員	総務部危機管理対策課
34	岡山県	玉野市	H17.12.1		現会員	総務部危機管理課
35	山口県	柳井市	H21.5.15		現会員	総務部危機管理室
36	香川県	高松市	H20.10.1	H23.5.1	継続	総務部危機管理課
37	香川県	観音寺市	H7.11.20	H11.6.29	継続	政策部企画課
38	愛媛県	八幡浜市	H24.6.19		現会員	総務企画部政策推進課
39	愛媛県	新居浜市	H13.3.26		現会員	市民部防災安全課
40	愛媛県	四国中央市	H23.7.12		現会員	消防本部安全・危機管理課
41	福岡県	古賀市	H24.6.19		現会員	総務部経営企画課
42	佐賀県	多久市	H9.10.13		現会員	総務課
43	熊本県	宇土市	H22.6.14		現会員	総務企画部総務課
44	熊本県	上天草市	H19.12.20		現会員	総務企画部総務課
45	宮崎県	都城市	H18.2.28		現会員	総務部危機管理課
46	宮崎県	えびの市	H21.12.7		現会員	企画課秘書係
47	鹿児島県	阿久根市	H23.4.13		現会員	総務課
48	鹿児島県	垂水市	H23.7.6		現会員	総務課
49	沖縄県	石垣市	H22.4.7		現会員	総務部総務課

別表第２（第３条関係）

ブロック別都道府県

（順不同）

ブロック別	都道府県
北海道・東北ブロック	北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
関東ブロック	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県
北信越ブロック	新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県
東海ブロック	静岡県・愛知県・三重県・岐阜県
近畿ブロック	大阪府・京都府・滋賀県・兵庫県・奈良県・和歌山県
中国ブロック	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四国ブロック	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州ブロック	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

様式（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

全国青年市長会会長様

市
市長

災害発生による応援要請について

全国青年市長会災害相互応援に関する要綱第６条の規定に基づき、次のとおり応援を要請します。

項　目	内　　容
１被害状況	
２応援種類及び内容	
３応援を要する職種別人員	
４応援場所及び到達経路	
５応援を受ける期間	
６その他応援に必要な事項	

資料 2-5　廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定

（廃棄物と環境を考える協議会加盟市町村）

（趣旨）

第１条　この協定は、廃棄物と環境を考える協議会（以下「協議会」という。）に加盟する団体を構成する市町村（以下「加盟団体」という。）において災害が発生し、被災した加盟団体が独自では被災者の救済その他の応急措置を十分に実施できない場合に、加盟団体が相互に応援協力し、被災団体への災害応援を行うことを目的として、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。

（１）　応急物資及び資機材の提供

（２）　応急及び復旧に必要な職員の派遣

（３）　前２号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（幹事団体）

第３条　円滑な応援を実施するため、次のとおり加盟団体の中から代表幹事団体及び副代表幹事団体（以下「幹事団体」という。）を定める。

（１）　代表幹事団体は、協議会の会長を務める団体とする。

（２）　副代表幹事団体は、協議会の副会長を務める団体とする。

２　幹事団体は、加盟団体間の連絡調整を行うため、あらかじめ連絡体系を定めるものとする。

（応援の要請）

第４条　応援を要請しようとする加盟団体（以下「応援要請団体」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は電信等により応援を要請するものとする。この場合において、後日速やかに当該事項を記載した文書を送付しなければならない。

（１）　被害の状況

（２）　第２条第１号に規定する応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量、搬入場所及び搬入経路等

（３）　第２条第２項に規定する応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容

（４）　前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

２　前項に規定する応援の要請は、第３条第２項の連絡体系に基づいて行うものとする。

３　幹事団体は、第１項に規定する応援の要請があった場合は、当該要請に対して必要な事項を決定し、関連する加盟団体に速やかに通知するものとする。

（応援の実施）

第５条　応援を要請された加盟団体（以下「応援実施団体」という。）は、可能な範囲において応援を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、応援要請団体が負担とするものとする。ただし、応援要請団体及び応援実施団体の協議によって負担の割合を定める場合は、この限りでない。

（災害補償等）

第７条　応援に従事した職員が、その業務中又はその業務に起因して負傷、疾病又は死亡した場合にお

ける当該職員又はその遺族に対する補償は、応援実施団体が負担するものとする。

２　応援に従事した職員が、その業務上第三者に損害を与えた場合における補償は、応援要請団体への往復途中に生じたものを除き、応援要請団体が負担するものとする。

（連絡担当部局）

第８条　加盟団体は、相互の情報交換が速やかに行えるよう、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

（情報の交換）

第９条　加盟団体は、この協定に基づく応援が円滑に実施できるよう、地域防災計画その他の参考資料等の災害対策に係る情報を相互に交換し、災害対策の研究に努めるものとする。

（他の協定との関係）

第１０条　この協定は、加盟団体が既に締結している災害時の相互応援に関する協定等を妨げるものではない。

（協議）

第１１条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、加盟団体が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第１２条　この協定は、平成２５年７月１２日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、協定団体が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年７月１２日

茨城県北茨城市	北茨城市長　豊田　稔
那須地区広域行政事務組合　栃木県那須塩原市	那須塩原市長　阿久津　憲二
那須地区広域行政事務組合　栃木県大田原市	大田原市長　津久井　富雄
那須地区広域行政事務組合　栃木県那須町	那須町長　高久　勝
南那須地区広域行政事務組合　栃木県那須烏山市	那須烏山市長　大谷　範雄
南那須地区広域行政事務組合　栃木県那珂川町	那珂川町長　大金　伊一
佐野地区衛生施設組合　栃木県佐野市	佐野市長　岡部　正英
佐野地区衛生施設組合　栃木県栃木市	栃木市長　鈴木　俊美
佐野地区衛生施設組合　栃木県岩舟町	岩舟町長　市村　隆

筑西広域市町村圏事務組合　茨城県筑西市	筑西市長　　須藤　茂
筑西広域市町村圏事務組合　茨城県桜川市	桜川市長　中田　裕
筑西広域市町村圏事務組合　茨城県結城市	結城市長　前場　文夫
茨城県鹿嶋市	鹿嶋市長　内田　俊郎
茨城県潮来市	潮来市長　松田　千春
茨城県牛久市	牛久市長　池辺　勝幸
茨城県常陸太田市	常陸太田市長　大久保　太一
茨城県神栖市	神栖市長　保立　一男
茨城県高萩市	高萩市長　草間　吉夫
茨城県東海村	東海村長　村上　達也
茨城県城里町	城里町長　阿久津　藤男
新治地方広域事務組合　茨城県かすみがうら市	かすみがうら市長　宮嶋　光昭
新治地方広域事務組合　茨城県土浦市	土浦市長　中川　清
新治地方広域事務組合　茨城県石岡市	石岡市長　久保田　健一郎
常総衛生組合　茨城県常総市	常総市長　　高杉　徹
常総衛生組合　茨城県守谷市	守谷市長　会田　真一
常総衛生組合　茨城県つくばみらい市	つくばみらい市長　片庭　正雄
常総衛生組合　茨城県坂東市	坂東市長　吉原　英一
大宮地方環境整備組合　茨城県常陸大宮市	常陸大宮市長　三次　真一郎
大宮地方環境整備組合　茨城県那珂市	那珂市長　海野　徹
茨城地方広域環境事務組合　茨城県茨城町	茨城町長　小林　宣夫

茨城地方広域環境事務組合　茨城県水戸市		水戸市長　高橋　靖
茨城地方広域環境事務組合　茨城県笠間市		笠間市長　山口　伸樹
茨城地方広域環境事務組合　茨城県小美玉市		小美玉市長　島田　穣一
千葉県浦安市		浦安市長　松崎　秀樹
千葉県野田市		野田市長　根本　崇
千葉県四街道市		四街道市長　佐渡　斉
千葉県鴨川市		鴨川市長　長谷川　孝夫
千葉県流山市		流山市長　井崎　義治
山武郡広域行政組合を構成する	千葉県東金市	東金市長　志賀　直温
	山武市	山武市長　椎名　千収
	大網白里市	大網白里市長　金坂　昌典
	九十九里町	九十九里町長　川島　伸也
	芝山町	芝山町長　相川　勝重
	横芝光町	横芝光町長　佐藤　晴彦
千葉県我孫子市		我孫子市長　星野　順一郎
柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合　千葉県柏市		柏市長　秋山　浩保
柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合　千葉県白井市		白井市長　伊澤　史夫
柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合　千葉県鎌ケ谷市		鎌ケ谷市長　清水　聖士
東京都昭島市		昭島市長　北川　穣一
中巨摩地区広域事務組合　山梨県中央市		中央市長　田中　久雄
中巨摩地区広域事務組合　山梨県南アルプス市		南アルプス市長　中込　博文
中巨摩地区広域事務組合　山梨県昭和町		昭和町長　角野　幹男
中巨摩地区広域事務組合　山梨県市川三郷町		市川三郷町長　久保　眞一

中巨摩地区広域事務組合　山梨県甲斐市	甲斐市長　保坂　武
中巨摩地区広域事務組合　山梨県富士川町	富士川町長　志村　学
山梨県上野原市	上野原市長　江口　英雄
山梨県笛吹市	笛吹市長　倉嶋　清次
群馬県大泉町	大泉町長　村山　俊明
群馬県みなかみ町	みなかみ町長　岸　良昌
館林衛生施設組合　群馬県館林市	館林市長　安樂岡　一雄
館林衛生施設組合　群馬県板倉町	板倉町長　栗原　実
館林衛生施設組合　群馬県明和町	明和町長　恩田　久
館林衛生施設組合　群馬県千代田町	千代田町長　大谷　直之
多野藤岡広域市町村圏振興整備組合　群馬県藤岡市	藤岡市長　新井　利明
多野藤岡広域市町村圏振興整備組合　群馬県高崎市	高崎市長　富岡　賢治

資料２－６　災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定（県内各市町村）

（趣　旨）

第１条　この協定は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」　（平成８年２月２３日施行、以下「基本協定」という。）第２条第８号に係る細目を定めるとともに、災害等により多量の廃棄物が発生する等の緊急事態及び一般廃棄物処理施設に改修工事等の事態が発生した場合、市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）間で相互に援助協力体制をつくるため必要な事項を定めるものとする。

（対象業務）

第２条　対象業務は、市町村等が行うごみ又はし尿（災害廃棄物を含む。）の収集運搬及び一般廃棄物処理施設において行うごみ処理並びにし尿処理業務とする。

ただし、埋立による最終処分は原則として対象業務から除外する。

（市町村等の責務）

第３条　市町村等は協力体制を円滑に実施するため、次の責務を負うものとする。

１　分別収集の徹底を図り、可燃、不燃の区分はもとより資源化、有効利用等を積極的に行い、ごみの減量化に努めなければならない。

２　廃棄物処理基本計画に基づき、計画的に施設整備を行い、将来にわたり適正処理を確保できるように努めなければならない。

３　施設が常に良好な状態を保持できるよう、適切な維持管理に努めなければならない。

４　協力の要請を受けた時は、相互援助の精神をもって、積極的に協力に応ずるよう努めなければならない。

（協力の必要な事態）

第４条　協力の必要な事態とは、次のとおりとする。

１　緊急事態

（１）災害等による多量の廃棄物が発生し、当該市町村等で処理が困難な事態

（２）災害時等において、ごみ又はし尿の収集運搬が困難な事態

（３）不慮の事故による突発的な一般廃棄物処理施設の停止又は処理能力が著しく低下した事態

２　改修工事等の事態

（１）一般廃棄物処理施設の定期点検整備又は改修工事等で予め計画された事態

（協力の要請）

第５条　協力の要請は、次により行うものとする。

１　緊急事態に係る協力要請は、基本協定の定めるところにより行うものとする。

２　改修工事等の事態に係る協力の要請を行う場合は、協力要請書（様式１号）により行うものとする。

（費用負担）

第６条　市町村等間で行う収集運搬、ごみ処理及びし尿処理委託業務に係る費用は、原則として処理原価を基準に当事者間で協議決定をするものとする。

（計画書の提出）

第７条　市町村等は、施設の改修工事等事前に予測が可能な事態については、当該年度の一般廃棄物処理施設の処理計画、処理能力、主な定期点検整備計画及び改修工事計画等を、一般廃棄物処理施設事業計画書（様式２号）により協力を要請する市町村等に対し事前に提出するものとする。

（契約の締結）

第８条　協力要請に基づく収集運搬、ごみ処理及びし尿処理に係る委託業務の契約は、当事者間において書面をもって行うものとする。

（疑義が生じた場合）

第９条　協力体制を行う上で疑義が生じた場合は、千葉県環境衛生促進協議会での協議の上、決定するものとする。

附則

１　この協定は、平成９年７月３１日より効力を生ずる。

２　この協定の締結を証するため、各市町村等は、本協定書１０２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保管するものとする。

様式１号

災害時等における廃棄物処理施設に係る協力要請書

第　　号
平成　　年　　月　　日

様

市町村長・一部事務組合管理者　　印

災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定第５条の規定により、下記のとおり要請します。

記

改修工事等の内容	
協力要請の内容	
要請の具体的な内容及び必要量	
要請する期間	
その他必要事項	

様式２号

平成　　年度一般廃棄物処理施設事業計画書

第　　号
平成　　年　　月　　日

様

市町村長・一部事務組合管理者　　印

災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定第７条の規定により、下記の施設について別紙のとおり報告します。

記

１　ごみ処理施設

２　し尿処理施設

３　連　絡　先

担当部課所	
担　当　者	
電 話 番 号	

別紙（ごみ処理施設用）

<table>
<tr><td>施設の種類</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="4">〒
TEL　　（　　）</td></tr>
<tr><td>稼動年月</td><td colspan="2"></td><td>稼動日数</td><td>日／年</td></tr>
<tr><td>公称能力</td><td colspan="2">t／日</td><td>実処理能力</td><td>t／日</td></tr>
<tr><td>計画処理量</td><td colspan="2">t／年</td><td>受入可能量</td><td>t／日</td></tr>
<tr><td>ﾌﾟﾗｽﾁｯｸの混焼</td><td colspan="2">可　・　否</td><td>設計発熱量
(高質ごみ)</td><td>kcal／kg</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">定期点検等整備の時期</td><td>第１号炉</td><td colspan="2">平成　　年　　月</td></tr>
<tr><td>第２号炉</td><td colspan="2">平成　　年　　月</td></tr>
<tr><td>第３号炉</td><td colspan="2">平成　　年　　月</td></tr>
<tr><td>第４号炉</td><td colspan="2">平成　　年　　月</td></tr>
<tr><td>改修工事</td><td colspan="2">有　・　無</td><td>時　期</td><td>平成　　年　　月</td></tr>
<tr><td colspan="3">次期整備計画の時期</td><td colspan="2">平成　　年度予定</td></tr>
</table>

別紙（し尿処理施設用）

<table>
<tr><td>施設の種類</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="3">〒
TEL　　（　　）</td></tr>
<tr><td>稼動年月</td><td></td><td>稼動日数</td><td>日／年</td></tr>
<tr><td>公称能力</td><td>ℓ／日</td><td>実処理能力</td><td>ℓ／日</td></tr>
<tr><td>計画処理量</td><td>ℓ／年</td><td>受入可能量</td><td>ℓ／日</td></tr>
<tr><td colspan="2">定期点検等整備の時期</td><td colspan="2">平成　　年　　月</td></tr>
<tr><td>改修工事</td><td>有　・　無</td><td>時　期</td><td>平成　　年　　月</td></tr>
<tr><td colspan="2">次期整備計画の時期</td><td colspan="2">平成　　年度予定</td></tr>
</table>

千葉市長	松井　旭
銚子市長	大川　政武
市川市長	高橋　國雄
船橋市長	藤代　孝七
館山市長	庄司　厚
木更津市長	須田　勝勇
松戸市長	川井　敏久
野田市長	根本　崇
佐原市長	鈴木　全一
茂原市長	石井　常雄
成田市長	小川　国彦
佐倉市長	渡貫　博孝
東金市長	岡本　健
八日市場市長	増田　健
旭市長	加瀬　五郎
習志野市長	荒木　勇
柏市長	本多　晃
勝浦市長	山口　吉暉
市原市長	小出　善三郎
流山市長	眉山　俊光
八千代市長	大澤　一治
我孫子市長	福嶋　浩彦
鴨川市長	本多　利夫
鎌ケ谷市長	皆川　圭一郎
君津市長	若月　弘
富津市長	白井　貫
浦安市長	熊川　好生
四街道市長	中台　良男
袖ケ浦市長	小泉　義弥
八街市長	長谷川　健一
印西市長	海老原　栄
関宿町長	河井　弘
沼南町長	藤川　清
酒々井町長	吉岡　正孝
富里町長	相川　義雄
印旛村長	山口　進
白井町長	中村　教彰
本埜村長	眞嶋　八十八

栄町長職務代理者

栄町助役	喜多見　明
下総町長	澤田　正

神崎町長	後藤　好男
大栄町長	山倉　正男
小見川町長	鈴木　弘治
山田町長	菅谷　長蔵
栗源町長	齋藤　豊
多古町長	菅澤　重矩
干潟町長	山田　常衛
東庄町長	岩田　利雄
海上町長	穴澤　清
飯岡町長	向後　貞夫
光町長	向後　肇
野栄町長	渡辺　忠
大網白里町長	石橋　捷洋
九十九里町長	斎藤　峻佐
成東町長	椎名　千収
山武町長	並木　宏夫
蓮沼村長	金杉　擇
松尾町長	古谷　淳
横芝町長	實川　堅司郎
芝山町長	内田　裕雄
一宮町長	近藤　直
睦沢町長	河野　功
長生村長	市原　良夫
白子町長	林　和雄
長柄町長	横山　善長
長南町長	仁茂田　弘
大多喜町長	田嶋　隆威
夷隅町長	久我　洋
御宿町長	伊藤　治昌
大原町長	近藤　万芳
岬町長	近澤　嘉彦
富浦町長	遠藤　一郎
富山町長	鈴木　豊
鋸南町長	富永　純
三芳村長	安藤　光男
白浜町長	山口　重明
千倉町長	山口　功
丸山町長	石井　洋
和田町長	中山　夘一郎
天津小湊町長	辰馬　和郎
小見川外二ケ町清掃組合組合長	菅谷　長蔵

長生群市広域市町村圏組合管理者	石井　常雄
鋸南地区環境衛生組合管理者	富永　純
北総西部衛生組合組合長	鈴木　全一
東総衛生組合管理者	加瀬　五郎
印旛衛生施設管理組合管理者	中台　良男
沼南白井鎌ケ谷環境衛生組合管理者	皆川　圭一郎
山武郡市広域行政組合管理者	岡本　健
夷隅郡環境衛生組合管理者	久我　洋
長狭地区衛生組合管理者	本多　利夫
朝夷衛生組合管理者	山口　功
印西地区衛生組合管理者職務代理者	
印西地区衛生組合　副管理者	眞嶋　八十八
東総塵芥処理組合管理者	山田　常衛
八日市場市ほか三町環境衛生組合管理者	増田　健
佐倉市、酒々井町清掃組合管理者	渡貫　博孝
山武郡環境衛生事業振興組合管理者	實川　堅司郎
東金市外三町清掃組合管理者	岡本　健
鴨川市和田町環境衛生組合管理者	中山　夘一郎
夷隅町岬町清掃組合管理者	久我　洋
印西地区環境整備事業組合管理者	海老原　栄
香取広域市町村圏事務組合管理者	鈴木　全一
安房郡市広域市町村圏事務組合理事長	庄司　厚

資料２－７　一般廃棄物処理に係る東葛地域相互支援実施協定
（東葛飾地域各市及び柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合）

松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ケ谷市及び柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合（以下「協定市等」という。）は、廃棄物処理の重要性と広域的な環境保全の視点から、一般廃棄物処理に係る広域的相互支援の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、協定市等における一般廃棄物処理において有機的な連携を図ることにより、協定市等の一般廃棄物処理行政の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（相互支援の実施）

第２条　本協定により協定市等が相互支援を実施する場合は、次に掲げる場合とする。

（１）協定市等の一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）が、予期のできない緊急事態に陥り、他の協定市等の施設の支援を必要とする場合

（２）前号のほか、著しい施設の処理能力低下等特別な事情があると認められた場合

（協定市等の努力義務）

第３条　協定市等は、広域的相互支援の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項を常に留意し、清掃事業を執行するものとする。

（１）一般廃棄物処理基本計画等に基づき施設整備を行い、適正な一般廃棄物処理を行うよう努めること

（２）施設の適正な維持管理を計画的に行い、常に良好な状態で稼働できるよう努めること

（３）分別収集の徹底を図り十分なごみ質の管理を進めるとともに、資源化有効利用等を積極的に行い、ごみ減量化に努めること

（支援の要請及び受入）

第４条　第２条の事態が生じた場合は、支援を必要とする協定市等は受託可能な協定市等に対し、支援を要請することができる。

２　前項の規定により支援の要請を受けた協定市等は要請市等と協議し、業務に支障のない範囲において、支援を実施するものとする。ただし、要請を受けた協定市等にやむを得ない事情のある場合は、この限りではない。

（支援の方式）

第５条　協定市等は、支援の実施について信義に基づいて行うものとする。

２　前項については、協定市等間において委託契約を締結するものとする。なお、協定市等間における細目事項について協定を必要とする場合は、別途締結することができるものとする。

（費用の負担）

第６条　支援の実施に要する費用は、原則として支援を要請した協定市等の負担とする。

２　前項の費用は処理原価を基準として、該当協定市等間で協議決定するものとする。

（情報の交換）

第７条　この協定の円滑な運用を期するために、協定市等は一般廃棄物処理に係る情報交換を積極的に行うものとする。

（疑義の決定等）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し生じた疑義は、協定市等間で協議して決定するものとする。

（協定の効力）

第９条　この協定は、平成１３年１２月１目から効力を生じるものとする。

第 10 条　この協定の締結に伴い、松戸市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ケ谷市、及び柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合間の平成１３年２月１９日付け一般廃棄物処理に係る広域的相互支援実施協定は、失効するものとする。

上記協定締結の証として本協定書７通を作成し、各協定市等記名押印うえ、各自１通を保有する。

平成１７年３月２８日

松戸市
松戸市長　　川 井 敏 久

野田市
野田市長　　根 本　　崇

柏　市
柏 市 長　　本 多　　晃

流山市
流山市長　　井 崎 義 治

我孫子市
我孫子市長　福 嶋 浩 彦

鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　清 水 聖 士

柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合
管理者　　清 水 聖 士

資料２－８　災害時における物品の供給に関する協定書
（松戸・鎌ケ谷木材同業組合）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と松戸・鎌ケ谷木材同業組合（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合の物品の供給に関し、必要な事項を定めたものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）物品　　乙が販売するもののうち、甲が指定したもの。

（要請）

第３条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により物品の供給を要請するものとする。

（引渡）

第４条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、甲の指定する場所へ物品を納入するものとする。

（代金の支払い）

第５条　乙は物品の供給後、甲に対して供給代金の請求を行うものとする。

２　請求に係る物品の価格は、災害直前の単価で算定したものとする。

３　甲は、乙からの請求内容を確認のうえ、請求書を受理した日から３０日以内に代金を支払うものとする。

（疑義の決定等）

第６条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第７条　この協定は、平成８年１月１１日から適用する。

この協定の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地７４４
　　千葉県　鎌ケ谷市
　　鎌ケ谷市長　　皆川　圭一郎

乙　　松戸市六実４丁目１番地２
　　松戸・鎌ケ谷木材同業組合
　　組合長　　松村　重平

資料２－９　災害時における物品の供給に関する協定書
（株式会社東武ストア）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と株式会社　東武ストア（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合の物品の供給に関し、必要な事項を定めたものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）物品　　乙が販売するもののうち、甲が指定したもの。

（要請）

第３条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により物品の供給を要請するものとする。

（引渡）

第４条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、物品を供給するものとする。

（代金の支払い）

第５条　乙は物品の供給後、甲に対して供給代金の請求を行うものとする。

２　請求に係る物品の価格は、災害直前の単価で算定したものとする。

３　甲は、乙からの請求内容を確認のうえ、請求書を受理した日から３０日以内に代金を支払うものとする。

（疑義の決定等）

第６条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第７条　この協定は、平成８年１月２４日から適用する。

この協定の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地７４４
千葉県　鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　皆川　圭一郎

乙　　東京都豊島区池袋１丁目４番１０号
株式会社　東武ストア
取締役社長　　秋山　晴雄

資料２－10　災害時における物品の供給に関する協定書
（文平産業株式会社）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と文平産業株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合の物品の供給に関し、必要な事項を定めたものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）物品　　乙が販売するもののうち、甲が指定したもの。

（要請）

第３条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により物品の供給を要請するものとする。

（引渡）

第４条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、甲の指定する場所へ物品を納入するものとする。

（代金の支払い）

第５条　乙は物品の供給後、甲に対して供給代金の請求を行うものとする。

２　請求に係る物品の価格は、災害直前の単価で算定したものとする。

３　甲は、乙からの請求内容を確認のうえ、請求書を受理した日から３０日以内に代金を支払うものとする。

（疑義の決定等）

第６条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第７条　この協定は、平成８年１月３０日から適用する。

この協定の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地７４４
　　千葉県　鎌ケ谷市
　　鎌ケ谷市長　　皆川　圭一郎

乙　　千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷一丁目２番 23 号
　　文平産業株式会社
　　代表取締役　　大石　弘行

資料２－11　災害時における物品の供給に関する協定書
（茂野製麺株式会社）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と茂野製麺株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合の物品の供給に関し、必要な事項を定めたものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）物品　　乙が販売するもののうち、甲が指定したもの。

（要請）

第３条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により物品の供給を要請するものとする。

（引渡）

第４条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、物品を供給するものとする。

（代金の支払い）

第５条　乙は物品の供給後、甲に対して供給代金の請求を行うものとする。

２　請求に係る物品の価格は、災害直前の単価で算定したものとする。

３　甲は、乙からの請求内容を確認のうえ、請求書を受理した日から３０日以内に代金を支払うものとする。

（疑義の決定等）

第６条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第７条　この協定は、平成８年２月８日から適用する。

この協定の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地７４４
　　千葉県　鎌ケ谷市
　　鎌ケ谷市長　　皆川　圭一郎

乙　　千葉県鎌ケ谷市南初富６丁目２番 12 号
　　茂野製麺株式会社
　　代表取締役　　茂野　　昭

資料２－12　災害時における物品の貸借に関する協定書
（小山株式会社）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と小山株式会社　千葉営業所（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合の物品の貸借に関し、必要な事項を定めたものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）物品　　乙が業として取り扱うもののうち、甲が指定したもの。

（要請）

第３条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により物品の借用を要請するものとする。

（引渡）

第４条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、物品を貸与するものとする。

（代金の支払い）

第５条　乙は物品の貸与後、甲に対して貸借代金の請求を行うものとする。

２　請求に係る物品の貸借価格は、災害直前の単価で算定したものとする。

３　甲は、乙からの請求内容を確認のうえ、請求書を受理した日から３０日以内に代金を支払うものとする。

（疑義の決定等）

第６条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第７条　この協定は、平成８年７月２２日から適用する。

この協定の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地７４４
千葉県　鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　皆川　圭一郎

乙　　千葉県若葉区桜木町３３５－１２
小山株式会社　千葉営業所
所　長　　平井　喜代一

資料２－13　災害時における物品の供給に関する協定書
（松戸市農業協同組合（現：とうかつ中央農業協同組合））

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と松戸市農業協同組合（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合の物品の供給に関し、必要な事項を定めたものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）物品　　乙が販売する物品のうち、甲が指定したもの。

（要請）

第３条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により物品の供給を要請するものとする。

（引渡）

第４条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、甲の指定する場所へ物品を納入するものとする。

（代金の支払い）

第５条　乙は物品の供給後、甲に対して供給代金の請求を行うものとする。

２　請求に係る物品の価格は、災害直前の単価で算定したものとする。

３　甲は、乙からの請求内容を確認のうえ、請求書を受理した日から３０日以内に代金を支払うものとする。

（疑義の決定等）

第６条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第７条　この協定は、平成１３年４月１日から適用する。

この協定の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

平成１３年６月２９日

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地７４４
千葉県　鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　皆川　圭一郎

乙　　千葉県松戸市上本郷２２４３番地の１
松戸市農業協同組合
代表理事組合長　高橋　秀雄

資料２－14　災害時における物品の供給に関する協定書
（千葉県石油商業協同組合鎌ケ谷支部）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と千葉県石油商業協同組合鎌ケ谷支部（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合の物品の供給に関し、必要な事項を定めるものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）物品　　乙が販売するもののうち、甲が指定したもの。

（物品の要請）

第３条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により物品の供給を要請するものとする。

（物品の引渡）

第４条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、甲の指定する場所へ物品を納入するものとする。

（物品代金の支払い）

第５条　乙は物品の供給後、甲に対して供給代金の請求を行うものとする。

２　請求に係る物品の価格は、災害直前の単価で算定したものとする。

３　甲は、乙からの請求内容を確認のうえ、請求書を受理した日から３０日以内に代金を支払うものとする。

（疑義の決定等）

第６条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第７条　この協定は、平成１８年７月７日から適用する。

この協定の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成１８年７月７日

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地７４４
千葉県　鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清水　聖士

乙　　千葉県鎌ケ谷市南佐津間１２番５号
千葉県石油商業協同組合
鎌ケ谷支部長　　川上　啓之

資料２－15　災害時における物品の提供及び情報の掲載に関する協定書（利根コカ・コーラボトリング株式会社）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と利根コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合の物品の提供及び情報の掲載に関し、必要な事項を定めるものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　災害対策基本法第２条第１号に定める被害をいう。

（２）物品　甲による行政財産使用許可を得て設置している乙所有の情報提供・災害対応型自動販売機（以下「自動販売機」という。）の在庫内にある販売物品をいう。

（３）情報　市民に提供する災害情報その他の行政情報をいう。

（物品の要請）

第３条　甲は、災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により物品の提供を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後、速やかに要請書を提出することとする。

（協力）

第４条　乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに物品を提供することとし、提供に係る費用は乙が負担することとする。

（情報の掲載）

第５条　甲は、災害が発生したとき若しくは甲が必要と判断したときは、乙の情報提供システムを利用して自動販売機に装備された電光掲示板に情報を掲載できることとする。

（保守管理）

第６条　乙は、前条の規定による情報が常時良好な状態で掲載できるよう自動販売機及び情報提供システムの保守管理を行うこととし、これに係る費用は乙が負担することとする。

（協議）

第７条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期間）

第８条　この協定の有効期間は、平成１９年３月３１日までとする。ただし、その翌日から翌年の３月３１日までとする行政財産使用の許可を得た場合であって、かつ甲・乙いずれからも協定の解除の申し出がなかったときは、同一内容をもって１年間更新されたものとみなし、以降もまた同様とする。

２　前項の規定にかかわらず行政財産使用許可の満了日が翌年の３月３１日の前となる場合は、この協定の有効期間はその満了日までとし、満了日前に行政財産使用許可が取り消された場合は、その取り消された日をもってこの協定はその効力を失う。

３　第１項の規定による解除の申し出は、満了日の３０日前までに、甲・乙がそれぞれの相手方に書面をもって申し出でなければならない。

この協定の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成１９年３月１日

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地７４４
千葉県　鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清水　聖士

乙　　千葉県柏市鷲野谷１０４４－１
利根コカ･コーラボトリング株式会社
柏支店　支店長　　矢ノ中　健　一

資料２－16　災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（生活協同組合ちばコープ（現：生活協同組合コープみらい））

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市内に地震・風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と生活協同組合ちばコープ（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等に関する事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が鎌ケ谷市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第３条　災害時において、甲が応急生活物資を必要とするとき、甲は、乙に対して乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

２　前項の要請は、本部長が行うものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲からの要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）

第５条　甲が乙に要請する災害時の生活物資は被害の状況に応じ供給するが、主なものは、別表１のとおりとする。

２　乙は、甲の要請によりその他応急生活物資等の供給も行うものとする。

（応急生活物資供給の要請手続き等）

第６条　甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

２　甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第７条　応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第８条　第４条及び第７条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第９条　乙は、他の生活協同組合等との間での連携を強化し、災害時における生協間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（情報の収集・提供）

第 10 条　甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

２　甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

３　甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

４　甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（生活物資の安定供給）

第 11 条　乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう、市民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

（ボランティア活動への支援）

第 12 条　乙は、災害時に乙の組合員が行う生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとし、甲はこれに協力するものとする。

（その他必要な支援）

第 13 条　この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（法令の遵守）

第 14 条　この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

（協　議）

第 15 条　この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

（その他）

第 16 条　この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附則

この協定は、平成９年 10 月 16 日から適用する。

この協定の成立を証するため、本証２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各１通を保有する。

平成９年 10 月 16 日

甲　　鎌ケ谷市初富９２８番地の７４４
千葉県鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　皆　川　圭一郎

乙　　千葉市若葉区桜木町５２６番１号
生活協同組合ちばコープ
理事長　　高　橋　晴　雄

別表１　　災害時応急生活物資

段　階 想　定	第１段階 ﾗｲﾌﾗｲﾝｽﾄｯﾌﾟ	第２段階 電気復旧	第３段階 水道復旧
期　間	災害当日～３日	４日～６日	７日～
	※水・飲料 ※菓子パン ※牛乳（ＬＬ） ※果物（バナナ） ※ﾚﾄﾙﾄ食品（ごはん） 缶詰（ｲｰｼﾞｰｵｰﾌﾟﾝ） 電池 懐中電灯 バケツ 軍手 ガムテープ 濡れティッシュ トイレットペーパー 粉ミルク ほ乳びん 紙おむつ 卓上ガスコンロ なべ 梅干し みそ・しょう油 塩	水・飲料 菓子パン 牛乳（ＬＬ） 果物（バナナ） ﾚﾄﾙﾄ食品（ごはん） 缶詰（ｲｰｼﾞｰｵｰﾌﾟﾝ） インスタントラーメン 粉ミルク ほ乳びん 紙おむつ なべ 濡れティッシュ 生理用品 下着・靴下 タオル 刃物 紙コップ・紙皿 トイレットペーパー 梅干し みそ・しょう油 塩	米 食パン めん類 バター・ジャム 肉・魚 野菜 果物 ﾚﾄﾙﾄ食品（おかず類） インスタントラーメン 緑茶・コーヒー・紅茶 トイレットペーパー 洗濯・洗面用具 なべ 裁縫セット 下着・靴下 文房具 シューズ 布団 マスク 梅干し みそ・しょう油 塩
夏	蚊取り線香		
冬	使い捨てカイロ・毛布		

※印は、災害直後最優先に調達すべき品目

（１）応急生活物資は概ね上記の段階、期間ごとの品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。

（２）品目は上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

資料２－17　災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（社団法人千葉県 LP ガス協会船橋支部）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と社団法人千葉県エルピーガス協会船橋支部（以下「乙」という。）とは、鎌ケ谷市域に地震、火災、風水害等の災害が発生し、「応急生活物資等」が必要になった場合、その供給に関する協力事項について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市内における大規模災害の発生を想定し、甲並びに市民等が必要とする応急生活物資等の供給について、事前に協定を締結することによって、甲の災害対応活動並びに市民生活の安定確保を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、「応急生活物資等」とは、次に掲げるものをいう。

（１）液化石油ガス

（２）その他甲が必要と認める物資で、乙の対応が可能な物

（応急生活物資等の供給）

第３条　乙は、災害時において、甲から応急生活物資等の供給の要請を受けた場合、甲の指定する場所へ応急生活物資等の供給を行うよう努めるものとする。

２　前項に規定する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって行う時間的余裕がないときは、口頭で行うことができる。この場合においては、後日速やかに取次ぎ又は要請の事実を明らかにする文書を提出するものとする。

（供給体制の確立保持）

第４条　乙は、前条に規定する応急生活物資等の供給に努力するため、この協定とは別に応急生活物資等の販売事業者と協定等を締結し、液化石油ガス 1,000 キログラムを供給可能な流通備蓄体制を確立保持するものとする。

（運搬）

第５条　応急生活物資等の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。

（費用負担等）

第６条　第３条の規程により、乙が供給した応急生活物資等の対価の支弁時期は、災害復旧後の適当な時期とし、その価格は災害発生直前の適正な価格とする。

２　前条の規定による運搬の費用は、乙が負担するものとする。

（補則）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

附則

１　この協定は、平成２０年４月１日から施行する。

２　この協定の締結を証するため、甲及び乙は、本協定書２通を作成し双方記名押印の上、各１通を保管するものとする。

平成２０年４月１日

甲　　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
千葉県　鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清水　聖士

乙　　千葉県八千代市大和田新田１１５１番地
社団法人千葉県エルピーガス協会
船橋支部長　　三瓶　　尋

資料２－18　災害時における物品の供給に関する協定書
（イオン株式会社関東カンパニー）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合の物品の供給に関し、必要な事項を定めたものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）物品　乙が販売するもののうち、甲が指定したもの。

（要請）

第３条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により物品の供給を要請するものとする。

（引渡）

第４条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、物品を供給するものとする。

（代金の支払い）

第５条　乙は物品の供給後、甲に対して供給代金の請求を行うものとする。

２　請求に係る物品の価格は、災害直前の単価で算定したものとする。

３　甲は、乙からの請求内容を確認のうえ、請求書を受理した日から３０日以内に代金を支払うものとする。

（疑義の決定等）

第６条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第７条　この協定は、平成１６年３月３１日から適用する。

この協定の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成１６年３月３１日

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地７４４
千葉県　鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清水　聖士

乙　　東京都千代田区神田錦町１－１
イオン株式会社関東カンパニー
支社長　　近澤　靖英

資料２－19　災害時における井戸の使用に関する協定書
（イオン株式会社関東カンパニー）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合、乙が所有する井戸の使用に関し必要な事項を定めるものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）井戸　乙が、日常飲料等に使用している井戸をいう。

（要請）

第３条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により井戸の使用を要請するものとする。

（許可）

第４条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、甲に対して井戸の使用の許可を与えるものとする。

（費用の負担）

第５条　井戸の使用に伴い必要となる物品の購入等に関する費用は、すべて甲の負担とする。

２　甲は、井戸の使用に伴い乙に損害を与えたときは、乙に対して損害を賠償する責を負うものとする。

（尊守事項）

第６条　乙は、この協定書の締結にあたっては、平成１８年３月３１日付けで鎌ケ谷市とイオン株式会社が締結した「防災用井戸の設置に関する覚書」の規定を尊守するものとする。

（疑義の決定等）

第７条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第８条　この協定は、平成１８年７月７日から適用する。

この協定の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地７４４
　　千葉県　鎌ケ谷市
　　鎌ケ谷市長　　清水　聖士

乙　　東京都千代田区神田錦町１－１
　　イオン株式会社　関東カンパニー
　　支社長　　近澤　靖英

資料２－20　被災者の応急救助等に係る防災活動協力に関する協定書（イオン株式会社関東カンパニー）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）との間において、鎌ケ谷市域で地震、風水害等による大規模災害が発生したときの被災者の応急救助等に係る防災活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができ、乙はこの要請に対し可能な限り協力するものとする。

（１）乙は、乙の店舗において、被災者に対し避難場所、バルーンシェルター、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

（２）乙は、乙の店舗において、被災者に対しテレビ・ラジオ等で知り得た災害情報を提供すること。

（要請）

第３条　前条の規定による要請は、要請書（別紙様式１）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第４条　防災活動協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（疑義の決定等）

第５条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第６条　平成１８年１０月２日から適用する。

この協定の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成１８年１０月２日

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地７４４
千葉県　鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清水　聖士

乙　　東京都千代田区神田錦町１－１
イオン株式会社関東カンパニー
支社長　　近澤　靖英

資料２－21　災害時における物品の供給に関する協定書
（中央シェル石油販売株式会社）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と中央シェル石油販売株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合の物品の供給に関し、必要な事項を定めるものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）物品　乙が販売するもののうち、甲が指定したもの。

（物品の要請）

第３条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により物品の供給を要請するものとする。

（物品の引渡）

第４条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、甲の指定する場所へ物品を納入するものとする。

（物品代金の支払い）

第５条　乙は物品の供給後、甲に対して供給代金の請求を行うものとする。

２　請求に係る物品の価格は、災害直前の単価で算定したものとする。

３　甲は、乙からの請求内容を確認のうえ、請求書を受理した日から３０日以内に代金を支払うものとする。

（疑義の決定等）

第６条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第７条　この協定は、平成２０年３月２１日から適用する。

この協定の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２０年３月２１日

甲　　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
千葉県　鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清水　聖士

乙　　東京都中央区日本橋小網町９番３号
中央シェル石油販売株式会社
代表取締役社長　　出越　秀男

資料２－22　災害時における井戸の使用に関する協定書
（中央シェル石油販売株式会社）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と中央シェル石油販売株式会社（以下「乙」という。）との間において、大規模な地震等の災害が発生した場合、被災住民の災害支援のため、乙が所有する井戸の使用に関し必要な事項を定めるものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）井戸　乙が日常業務等に使用している井戸をいう。

（３）生活用水　飲料水以外の水をいう。

（プレートの表示）

第３条　乙は甲が配付した「鎌ケ谷市災害時協力井戸」のプレートを施設内に常時表示するものとする。

（要請）

第４条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により井戸の使用を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

（許可）

第５条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、甲に対して井戸の使用の許可を与えるものとする。

（水質検査の実施等）

第６条　甲は、必要に応じて、乙の所有する井戸の水質検査を実施するものとし、検査を実施する場合は、乙の同意を得ることとする。

２　前項の検査に要する経費は、甲の負担とする。

（費用の負担）

第７条　井戸の使用に伴い必要となる物品の購入等に関する費用は、すべて甲の負担とする。

２　甲の協力要請によって、供給活動中乙の所有する井戸が乙の過失によらないで施設が破損した場合、甲は乙に対して損害を賠償する責を追うものとする。

（疑義の決定等）

第８条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第９条　この協定は、平成２０年３月２１日から適用する。

この協定の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２０年３月２１日

甲　　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
千葉県　鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清水　聖士

乙　　東京都中央区日本橋小網町９番３号
中央シェル石油販売株式会社
代表取締役社長　　出越　秀男

資料２－23　災害時の避難所における協力及び店舗のトイレ開放に関する協定書（鎌ケ谷市料飲組合）

（目的）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と鎌ケ谷市料飲組合（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合の避難所における協力及び店舗のトイレ開放に関し、必要な事項を定めたものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）避難所　災害により住宅を失った場合に一定の期間避難生活をする場所をいう。

（協力の内容）

第３条　乙が行なう協力の内容は、次の範囲のものとする。

（１）避難所における炊き出しに必要な調理機材及び食材の提供

（２）避難所における炊き出しに必要な労務の提供

（３）店舗のトイレ開放

（要請）

第４条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により避難所における協力及び店舗のトイレ開放を要請するものとする。

（協力）

第５条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で避難所における協力及び店舗のトイレ開放を行なうものとする。

（代金の支払い）

第６条　乙は避難所における協力及び店舗のトイレ開放後、甲に対して協力に要した代金の請求を行うものとする。

２　請求に係る物品の価格は、災害直前の単価で算定したものとする。

３　甲は、乙からの請求内容を確認のうえ、請求書を受理した日から３０日以内に代金を支払うものとする。

（疑義の決定等）

第７条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第８条　この協定は、平成２１年６月５日から適用する。

この協定の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２１年６月５日

甲　　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
千葉県　鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清水　聖士

乙　　千葉県鎌ケ谷市東中沢二丁目１番５８号
鎌ケ谷市料飲組合
組合長　　小倉　一哲

資料２－24　災害時における井戸の使用に関する協定書
（山屋食品株式会社）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と山屋食品株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合、乙が所有する井戸の使用に関し必要な事項を定めたものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）井戸　乙が、日常飲料等に使用している井戸をいう。

（要請）

第３条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により井戸の使を要請するものとする。

（許可）

第４条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、甲に対して井戸の使用の許可を与えるものとする。

（費用の負担）

第５条　井戸の使用に伴い必要となる物品の購入等に関する費用は、すべて甲の負担とする。

２　甲は、井戸の使用に伴い乙に損害を与えたときは、乙に対して損害を賠償する責を負うものとする。

（疑義の決定等）

第６条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第７条　この協定は、平成７年１２月１４日から適用する。

この協定の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地７４４
　　千葉県　鎌ケ谷市
　　鎌ケ谷市長　　皆川　圭一郎

乙　　東京都江東区清澄１丁目６番７号
　　山屋食品株式会社
　　代表取締役　　菅澤　運一

資料２－25　災害時における井戸の使用に関する協定書
（株式会社川上石油）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と株式会社　川上石油（以下「乙」という。）との間において、大規模な地震等の災害が発生した場合、被災住民の災害支援のため、乙が所有する井戸の使用に関し必要な事項を定めるものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）井戸　乙が日常業務等に使用している井戸をいう。

（３）生活用水　飲料水以外の水をいう。

（プレートの表示）

第３条　乙は甲が配付した「鎌ケ谷市災害時協力井戸」のプレートを施設内に常時表示するものとする。

（要請）

第４条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により井戸の使用を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

（許可）

第５条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、甲に対して井戸の使用の許可を与えるものとする。

（水質検査の実施等）

第６条　甲は、必要に応じて、乙の所有する井戸の水質検査を実施するものとし、検査を実施する場合は、乙の同意を得ることとする。

２　前項の検査に要する経費は、甲の負担とする。

（費用の負担）

第７条　井戸の使用に伴い必要となる物品の購入等に関する費用は、すべて甲の負担とする。

２　甲の協力要請によって、供給活動中乙の所有する井戸が乙の過失によらないで施設が破損した場合、甲は乙に対して損害を賠償する責を追うものとする。

（疑義の決定等）

第８条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第９条　この協定は、平成１９年２月１９日から適用する。

この協定の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地７４４
千葉県　鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清水　聖士

乙　　千葉県鎌ケ谷市南佐津間１２－５
株式会社　川上石油
代表取締役　　川上　啓之

資料２－26　災害時における井戸の使用に関する協定書
（有限会社皆川石油）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と有限会社　皆川石油（以下「乙」という。）との間において、大規模な地震等の災害が発生した場合、被災住民の災害支援のため、乙が所有する井戸の使用に関し必要な事項を定めるものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）井戸　乙が日常業務等に使用している井戸をいう。

（３）生活用水　飲料水以外の水をいう。

（プレートの表示）

第３条　乙は甲が配付した「鎌ケ谷市災害時協力井戸」のプレートを施設内に常時表示するものとする。

（要請）

第４条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により井戸の使用を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

（許可）

第５条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、甲に対して井戸の使用の許可を与えるものとする。

（水質検査の実施等）

第６条　甲は、必要に応じて、乙の所有する井戸の水質検査を実施するものとし、検査を実施する場合は、乙の同意を得ることとする。

２　前項の検査に要する経費は、甲の負担とする。

（費用の負担）

第７条　井戸の使用に伴い必要となる物品の購入等に関する費用は、すべて甲の負担とする。

２　甲の協力要請によって、供給活動中乙の所有する井戸が乙の過失によらないで施設が破損した場合、甲は乙に対して損害を賠償する責を追うものとする。

（疑義の決定等）

第８条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第９条　この協定は、平成１９年２月１９日から適用する。

この協定の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地７４４
千葉県　鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清水　聖士

乙　　千葉県鎌ケ谷市東道野辺二丁目６番１０号
有限会社　皆川石油
代表取締役　　皆川　哲也

資料２－27　災害時における井戸の使用に関する協定書
（コスモ石油販売株式会社）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）とｺｽﾓ石油㈱ｾﾙﾌﾋﾟｭｱ事業部（以下「乙」という。）との間において、大規模な地震等の災害が発生した場合、被災住民の災害支援のため、別紙１に掲げる乙の給油所に設置する井戸の使用に関し必要な事項を定めるものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）井戸　別紙１に掲げる乙の給油所が日常業務等に使用している井戸をいう。

（３）生活用水　飲料水以外の水をいう。

（プレートの表示）

第３条　乙は甲が配付した「鎌ケ谷市災害時協力井戸」のプレートを施設内に常時表示するものとする。

（要請）

第４条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により井戸の使用を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

（許可）

第５条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、甲に対して井戸の使用の許可を与えるものとする。

（水質検査の実施等）

第６条　甲は、必要に応じて、乙の所有する井戸の水質検査を実施するものとし、検査を実施する場合は、乙の同意を得ることとする。

２　前項の検査に要する経費は、甲の負担とする。

（費用の負担）

第７条　井戸の使用に伴い必要となる物品の購入等に関する費用は、すべて甲の負担とする。

２　甲の協力要請によって、供給活動中乙の所有する井戸が乙の過失によらないで施設が破損した場合、甲は乙に対して損害を賠償する責を追うものとする。

（疑義の決定等）

第８条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第９条　この協定は、平成１９年２月１９日から適用する。

この協定の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地７４４
千葉県　鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清水　聖士

乙　　東京都中央区八丁堀三丁目３番５号
コスモ石油販売株式会社
セルフピュア事業部長
取締役　　新藤　　勇

別紙　１

給油所名	所　在　地
セルフピュア中佐津間ＳＳ	鎌ケ谷市中佐津間２－１１－５
セルフピュア鎌ケ谷ＳＳ	鎌ケ谷市丸山１－１８－５

資料２－28　災害時における井戸の使用に関する協定書
（私市醸造株式会社）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と私市醸造株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合、乙が所有する井戸の使用に関し必要な事項を定めたものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）井戸　乙が、日常飲料等に使用している井戸をいう。

（要請）

第３条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により井戸の使用を要請するものとする。

（許可）

第４条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、甲に対して井戸の使用の許可を与えるものとする。

（費用の負担）

第５条　井戸の使用に伴い必要となる物品の購入等に関する費用は、すべて甲の負担とする。

２　甲は、井戸の使用に伴い乙に損害を与えたときは、乙に対して損害を賠償する責を負うものとする。

（疑義の決定等）

第６条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第７条　この協定は、平成７年１１月３０日から適用する。

この協定の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地７４４
　　千葉県　鎌ケ谷市
　　鎌ケ谷市長　　皆川　圭一郎

乙　　千葉県鎌ケ谷市東道野辺六丁目７番 45 号
　　私市醸造株式会社
　　代表取締役　　私市　冨士彌

資料２－29　災害時における鎌ケ谷郵便局、特定郵便局鎌ケ谷部会、鎌ケ谷市間の協力に関する覚書（鎌ケ谷郵便局及び特定郵便局鎌ケ谷部会（現：日本郵便株式会社鎌ケ谷郵便局））

鎌ケ谷郵便局（以下「甲」という。）及び特定郵便局鎌ケ谷部会（以下「乙」という。）並びに鎌ケ谷市（以下「丙」という。）は、鎌ケ谷市内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、鎌ケ谷市及び鎌ケ谷市内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次の通り覚書を締結する。

（用語の定義）

第１条　この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力要請）

第２条　甲、乙及び丙は、鎌ケ谷市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（１）災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策

（２）甲及び乙が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供

（３）丙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供

（４）甲又は丙が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供

（５）甲は必要に応じ避難所に臨時に郵便差出箱を設置

（６）その他前記(1)～(5)に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第３条　甲、乙及び丙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

２　前項の負担につき疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議をし、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第５条　丙の災害対策本部のメンバーに鎌ケ谷郵便局長及び特定郵便局鎌ケ谷部会長が加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第６条　甲、乙及び丙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第７条　鎌ケ谷市内の郵便局は、丙若しくは各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第８条　甲、乙及び丙は、相互の防災計画の情状、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第９条　この覚書に関する連絡責任者は、甲においては鎌ケ谷郵便局長、乙においては特定郵便局鎌ケ谷部会長、丙においては防災主管部長とする。

（協議）

第 10 条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議し決定のうえ決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面３通を作成し、甲、乙、丙三者が記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成９年 12 月 18 日

甲　鎌ケ谷市右京塚１３番２６号
郵政省
鎌ケ谷郵便局長　佐藤　昭夫

乙　鎌ケ谷市西道野辺９番４６号
特定郵便局
鎌ケ谷部会長　江連　洋

丙　鎌ケ谷市初富９２８番地の７４４
鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　皆川　圭一郎

資料２－30　大規模停電時における鎌ケ谷市防災行政無線の活用に関する協定書（東京電力株式会社）

鎌ケ谷市（以下「甲」という）と東京電力株式会社（以下「乙」という）は、大規模停電時における甲所有の防災行政無線の活用に関し、次のとおり協定を締結する。

（大規模停電の定義）

第１条　本協定における大規模停電とは、概ね５，０００世帯以上が停電し、この停電が相当の時間継続すると予想される場合、若しくは５，０００世帯以下であっても、複数の広い地域で同時に停電が発生し、乙独自では速やかな広報ができず、住民の生活への影響が懸念される場合の停電を言う。

（防災行政無線を活用した停電広報の依頼）

第２条　乙は、大規模停電が発生し、乙独自では速やかな停電広報ができないと判断した場合には、甲に甲所有の防災行政無線を活用した停電広報を依頼することができるものとする。

（依頼内容の連絡）

第３条　乙は、前条の依頼に際して、甲乙間で事前に確認した連絡体制に基づき、次に掲げる事項を、甲に速やかに連絡するものとする。

（１）依頼者の所属及び氏名

（２）停電発生時間

（３）停電地域

（４）停電原因（ただし、原因が判明している場合）

（５）復旧の見通し

（６）その他停電広報に必要な事項

２　乙は、前項の依頼後に、当該停電広報に関する新たな情報が判明したときは、当該情報を甲に連絡するものとする。

（防災行政無線を活用した停電広報の実施）

第４条　甲は、乙から防災行政無線を活用した停電広報の依頼を受け、当該大規模停電が住民の生活に影響を及ぼすと予想されると判断したときは、防災行政無線の使用に特段の支障の無い限り、乙の依頼内容に基づき、別記の停電広報文例を参考として、防災行政無線を活用し速やかに停電広報を実施するものとする。

（協定事項の解釈等）

第５条　本協定に定める各事項の解釈に疑義あるとき、または本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定書の有効期間）

第６条　本協定の有効期間は、締結日から１年間とする。ただし、期間満了の１ケ月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示をしないときは、更に１年間延長するものとし、以後はこの例による。

この協定の締結を証するため、甲と乙は本書を２通作成し、各々記名押印のうえ、その１通を保有する。

平成１２年４月１日

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８－７４４
千葉県鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　皆川　圭一郎

乙　　千葉県船橋市湊町２丁目２番１６号
東京電力株式会社
船橋営業所長　廣瀬　直己

＜停電広報文例＞

（文例１：復旧の見通しがついている場合）
鎌ケ谷市役所からお知らせいたします。
ただ今、○○地域におきまして停電事故が発生しております。
復旧には凡そ○○時間（○○分）程度かかる見込みです。
慌てず、落ち着いて行動するようにして下さい。
また、ヘアードライヤーやアイロンなど使用中だった電熱器具類については、念のためスイッチを切っておきましょう。
なお、切れた電線を見つけた場合には、触れずに最寄りの東京電力までご連絡下さい。
以上　鎌ケ谷市役所からお知らせしました。

（文例２：復旧の見通しがつかない場合）
鎌ケ谷市役所からお知らせいたします。
ただ今、○○地域におきまして停電事故が発生しております。
現在、東京電力により復旧作業中のため、慌てず落ち着いて行動するようにして下さい。
また、ヘアードライヤーやアイロンなど使用中だった電熱器具類については、念のためスイッチを切っておきましょう。
なお、切れた電線を見つけた場合には、触れずに最寄りの東京電力までご連絡下さい。
以上　鎌ケ谷市役所からお知らせしました。

資料２－31　鎌ケ谷市防災行政無線の活用に関する協定書
（京葉瓦斯株式会社船橋支社）

鎌ケ谷市を甲とし、京葉瓦斯株式会社を乙とし、ガス供給に係る大規模事故が発生した場合、鎌ケ谷市防災行政無線（以下「防災行政無線」という。）の活用に関し、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（大規模事故の定義）

第１条　本協定における大規模事故とは、概ね5,000世帯以上が影響し、この事故が相当の時間継続すると予測される場合、若しくは、5,000 世帯以下であっても、複数の地域で同時に発生し、乙独自では速やかな広報ができず、住民の生活への影響が懸念される場合の事故を言う。

（広報の依頼）

第２条　乙は、大規模事故が発生し、独自では速やかな広報ができないと判断した場合は、甲に防災行政無線を活用した広報を依頼することができるものとする。

（依頼内容等）

第３条　乙は、前条の依頼をするときは、甲乙間で事前に確認した別紙連絡体系により、次に掲げる事項を連絡するものとする。

（１）依頼者の所属及び氏名

（２）事故発生時間

（３）事故原因（判明している場合）

（４）影響の範囲

（５）復旧の見通し

（６）その他必要な事項

２　乙は、依頼後に新たな情報が判明したときは、当該情報を直ちに甲に連絡するものとする。

（防災行政無線を活用した広報の実施）

第４条　甲は、乙広報の依頼を受け、当該大規模事故が市民生活に影響を及ぼすと予想されると判断したときは、別記の広報文例を参考として、防災行政無線を活用し、市民等に対して速やかに広報を実施するものとする。

（協定事項の解釈等）

第５条　この協定に定める各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（協定書の有効期間）

第６条　本協定書の有効期間は、締結日から１年間とする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示をしないときは、この協定は、更に１年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、その１通を保有する。

平成１２年６月２６日

甲　　鎌ケ谷市初富９２８－７４４
鎌ケ谷市
市　長　　皆　川　圭　一　郎

乙　　船橋市市場５丁目１６番１８号
京葉瓦斯株式会社船橋支社
支社長　　潟　山　英　清

資料２－32　災害時における応急措置等に関する協定書
（鎌ケ谷市建設業協会）

震災、風水害等による道路、橋りょう等の応急修理、障害物の除去その他の応急措置について鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と鎌ケ谷市建設業協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（協力要請）

第１条　甲は、鎌ケ谷市において、震災、風水害等が発生し、または発生するおそれがあり、道路、橋りょう等の応急修理、障害物の除去その他の応急措置（以下「応急活動」という。）を必要とするときは、乙に応急活動を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により応急活動の要請を受けたときは、別表に掲げる乙の会員に連絡するとともに出動会員、出動人員等を甲に報告するものとする。

３　甲は、第１項の規定にかかわらず応急活動を必要とする状況に応じ、乙の会員に直接要請ができる。

４　甲は、前項の規定により乙の会員に応急活動を要請したときは、乙に報告するものとする。

（費用弁償）

第２条　乙は、応急活動に要した費用を甲に請求することができる。

２　前項の費用は、次条の規定による甲の確認に基づき甲が算出した額とする。

（応急活動の従事等）

第３条　災害現場に出動した乙の会員は、甲の指示に従い応急活動に従事するものとする。

２　甲は、乙の会員が応急活動を完了したときは、その内容等を確認するものとする。

（期間）

第４条　この協定の有効期間は、４月１日から翌年３月３１日までとする。

ただし、期間満了の１ヶ月前までに甲・乙いずれか一方から書面をもって更新をしない旨の意思表示がなされないときは、この協定は、次の４月１日から更に一年間延長され、以後毎年これに準ずる。

（会員の変更通知）

第５条　乙は、この協定締結後、乙の会員に変更が生じた場合は速やかに甲に通知するものとする。

（疑義の決定）

第６条　この協定の解釈に疑義が生じた場合及び定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の証として、本協定書２通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成元年４月１日

甲　　鎌ケ谷市長　皆川圭一郎

乙　　鎌ケ谷市建設業協会
　　会長　　鈴木茂男

資料２－33　災害時における消毒作業に関する協定書
（鎌ケ谷市庭園業組合）

（目的）

第１条　この協定書は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と、鎌ケ谷市庭園業組合（以下「乙」という。）との間で、鎌ケ谷市内に災害対策基本法第２条に規定する災害（以下「災害」という。）及び鎌ケ谷市水害応急対策に定める水害が発生した場合における被災地等の消毒作業について、迅速な対応と円滑な遂行を図るための基本的な事項を定めるものである。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し、消毒作業を必要とするときは、書面その他の方法により乙に協力を要請するものとする。

２　乙は、要請を受けたときは、速やかに甲の指定した場所に出動するとともに、出動人員その他必要な事項を甲に報告する。

（作業の実施）

第３条　甲の指示に基づき乙は、自社の機械器具等を使用して消毒作業を実施する。ただし、消毒用溶剤は、甲が支給する。

２　乙は、消毒作業が完了したときは、直ちに甲に完了報告を行うものとする。

（費用弁償）

第４条　乙は、消毒作業に要した費用を甲に請求することが出来る。

２　前項の費用は、毎年度当初に甲乙が協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第５条　乙は、消毒作業の実施に起因して第三者に損害を与えたときは、これを賠償する責を負う。

（期間）

第６条　この協定の有効期間は、契約締結日から翌年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１ケ月前までに甲・乙いずれか一方から書面をもって更新をしない旨の意思表示がなされないときは、この協定は、次の４月１日から更に一年間延長され、以後毎年これに準ずる。

（疑義の決定）

第７条　この協定の解釈に疑義が生じた場合及び定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

本協定の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自１通を保有する。

平成２３年９月２日

甲　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
千葉県鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　清　水　聖　士

乙　千葉県鎌ケ谷市東道野辺二丁目６番１９号
鎌ケ谷市庭園業組合
組合長　勝　又　剛

資料２－34　災害時の医療救護活動に関する協定書（社団法人鎌ケ谷市医師会（現：一般社団法人鎌ケ谷市医師会））

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と社団法人鎌ケ谷市医師会（以下「乙」という。）とは、鎌ケ谷市において災害が発生した場合に迅速な医療救護活動を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市地域防災計画に基づき、甲が行なう医療活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第２条　甲は、医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、現地又は甲の指定する場所に派遣するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、乙は医療救護班を派遣した後その旨を甲に連絡し、その承諾を得るものとする。

３　乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（医療救護活動に関する指令）

第３条　医療救護活動に関する指令は、乙の会長がこれを行なうものとする。

（医療救護班の業務）

第４条　医療救護班の業務は、次に掲げるとおりとする。

（１）傷病者に対する応急措置及び医療

（２）後方医療機関への転送の要否決定（トリアージ）

（３）死亡の確認

（４）助産

（５）その他

（連絡調整）

第５条　医療救護班の医療救護活動に係わる連絡調整は、甲が指定する者が行なう。

（応急救護所の設置）

第６条　甲は、災害の状況により、乙と協議のうえ必要に応じて応急救護所を設置する。

（医療材料品等）

第７条　医療救護活動に要する医療資器材等は、甲の依頼により、乙が保管しているものを使用するものとする。

（医療費）

第８条　応急救護所における医療費は、無料とする。

２　後方医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償補償等）

第９条　甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施した場合における次の費用は、甲が負担するものとする。

（１）医療救護班の編成及び派遣に要する費用

（２）医療救護班が携行した乙の所持する医薬品等を使用した場合の実費弁償

（３）医療救護班の医師、看護婦等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場

合における災害救助法に準じた扶助費

２　前項の定めによる費用弁償等の額については、あらかじめ甲乙協議のうえ定めるものとする。

（医事紛争発生の措置）

第 10 条　この協定により実施した医療救助活動に関して患者との間に医事紛争が発生した場合、一切の責任を甲が負うものとする。この場合において、乙は故意又は重大な過失がない限り責任を問われない。

（有効期間）

第 11 条　この協定の有効期間は、協定成立の日から平成９年３月３１日までとする。

２　前項の有効期間が満了する１月前までに、甲乙いずれか一方から書面をもって更新しない旨の意思表示がなされないときは、この協定は更に１年間更新され、それ以後もまた同様とする。

（協議）

第 12 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

第 13 条　平成２年１２月１２日付けで締結した『災害時の医療救護活動に関する協定書』は、これを廃止する。

本協定の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成８年４月１８日

甲　　鎌ケ谷市初富９２８番地の７４４
千葉県鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　皆　川　圭一郎

乙　　鎌ケ谷市初富９２８番地の４２９
社団法人鎌ケ谷市医師会
会　　長　　畑　　徹

資料２－35　災害時における接骨師会の協力に関する協定書
（社団法人千葉県接骨師会船橋支部（現：公益社団法人千葉県接骨師会船橋鎌ケ谷支部））

災害時における救護活動に関し、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と社団法人千葉県接骨師会船橋鎌ケ谷支部（以下「乙」という。）との間において、次の条項により協定する。

（目的）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市内に地震、台風その他の災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、甲が行う救護活動業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第２条　乙が行う協力の内容は、次の範囲のものとする。

（１）負傷者に対する応急手当（柔道整復師法に規定された業務の範囲）

（２）負傷者に対する応急手当に必要な衛生材料の提供

（３）負傷者に対する応急手当に必要な労務の提供

（協力の要請）

第３条　甲は、乙に対して協力を要請するときは、要請の理由・業務内容・日時・実施場所・その他必要事項を明らかにして要請しなければならない。

（協力）

第４条　乙は、前条の定めにより甲から要請を受けた場合には、直ちに応急救護所又は甲の指定する場所に参集するものとする。

（連絡調整）

第５条　乙の協力に関わる連絡調整については、甲の指定する者が行い応急手当に関わる必要な指示については、鎌ケ谷市医師会長の指定する医師が行うものとする。

（衛生材料等）

第６条　甲は乙の協力に関わる衛生材料等の提供使用について、その実費を負担するものとする。

（報償等）

第７条　甲は乙の協力に基づき業務に従事した者に対し、災害救助法施行令第 11 条の規定に基づき、知事が定めた額を実費弁償として支弁するものとする。

（損害補償等）

第８条　この協定に基づき業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかったときは、災害救助法に準じた扶助費を甲が補償するものとする。

（協定期間）

第９条　この協定期間は協定締結の日から平成 10 年５月 29 日までとする。

２　前項の有効期間が満了する１月前までに、甲乙いずれか一方から書面をもって更新しない旨の意思表示がなされないときは、この協定書はさらに１年間更新され、それ以後もまた同様とする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の証として本協定書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

平成９年５月 30 日

甲　　鎌ケ谷市初富９２８番地の７４４
千葉県鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　皆川　圭一郎

乙　　船橋市薬円台５丁目１番３号
社団法人千葉県接骨師会船橋鎌ケ谷支部
支部長　　神崎　武信

資料２－36　災害時における歯科医師会の協力に関する協定書（社団法人船橋歯科医師会（現：公益社団法人船橋歯科医師会））

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と社団法人船橋歯科医師会（以下「乙」という。）とは、鎌ケ谷市において災害が発生した場合に迅速な医療救護活動を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市地域防災計画に基づき、甲が行う医療活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第２条　乙が行う協力の内容は、次の範囲のものとする。

（１）負傷者に対する応急手当

（２）負傷者に対する応急手当に必要な衛生材料の提供

（３）負傷者に対する応急手当に必要な労務の提供

（協力の要請）

第３条　甲は、乙に対して協力を要請するときは、要請の理由・業務の内容・日時・実施場所・その他必要事項を明らかにして要請しなければならない。

（協力）

第４条　乙は、前条の定めにより甲から要請を受けた場合には、直ちに応急救護所又は甲の指定する場所に参集するものとする。

（連絡調整）

第５条　乙の協力に関わる連絡調整については、甲の指定するものが行い応急手当に関わる必要な指示については、鎌ケ谷市医師会長の指定する医師が行うものとする。

（応急救護所の設置）

第６条　甲は、災害の状況により、乙と協議のうえ必要に応じて応急救護所を設置する。

（医療材料品等）

第７条　甲は乙の協力に関わる衛生材料等の提供使用について、その実費を負担するものとする。

（医療費）

第８条　応急救護所における医療費は、無料とする。

２　後方医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（報償等）

第９条　甲は乙の協力に基づき業務に従事した者に対し、災害救助法施行令第 11 条の規定に基づき、知事が定めた額を実費弁償として支弁するものとする。

（損害補償等）

第 10 条　この協定に基づき業務に従事した者が、当該業務により死亡し負傷し、若しくは疾病にかかったときは、災害救助法に準じた扶助費を甲が補償するものとする。

（医事紛争発生の措置）

第 11 条　この協定により実施した医療救護活動に関して患者との間に医事紛争が発生した場合、一切の責任を甲が負うものとする。この場合において、乙は故意又は重大な過失がない限り責任を問われない。

（協定期間）

第 12 条　この協定期間は、協定締結の日から平成 11 年 10 月 19 日までとする。

２　前項の協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲乙いずれか一方から書面をもって更新しない旨の意思表示がなされないときは、この協定はさらに１年間更新され、それ以後も又同様とする。

（協議）

第 13 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

平成 10 年 10 月 20 日

甲　鎌ケ谷市初富９２８番地の７４４
千葉県鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　皆川　圭一郎

乙　船橋市海神２丁目１３番２５号
社団法人船橋歯科医師会
会　長　谷口　和義

資料２－37　災害時における薬剤師会の協力に関する協定書（社団法人船橋薬剤師会（現：一般社団法人船橋薬剤師会））

災害時における医療活動に関し、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と社団法人船橋薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、次の条項により協定する。

（目的）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市内に地震、台風その他の災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、甲が行う医療活動業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　乙が行う協力の内容は、次の範囲のものとする。

（１）負傷者に対する応急手当

（２）負傷者に対する応急手当に必要な衛生材料の提供

（３）負傷者に対する応急手当に必要な労務の提供

（協力の要請）

第３条　甲は、乙に対して協力を要請するときは、要請の理由・業務内容・日時・実施場所・その他必要事項を明らかにして要請しなければならない。

（協力）

第４条　乙は、前条の定めにより甲から要請を受けた場合には、直ちに応急救護所又は甲の指定する場所に参集するものとする。

（連絡調整）

第５条　乙の協力に関わる連絡調整については、甲の指定する者が行い応急手当に関わる必要な指示については、鎌ケ谷市医師会長の指定する医師が行うものとする。

（衛生材料）

第６条　甲は乙の協力に関わる衛生材料等の提供使用について、その実費を負担するものとする。

（報償等）

第７条　甲は乙の協力に基づき業務に従事した者に対し、災害救助法施行令第 11 条の規定に基づき、知事が定めた額を実費弁償として支弁するものとする。

（損害補償等）

第８条　この協定に基づき業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し若しくは疾病にかかったときは、災害救助法に準じた扶助費を甲が補償するものとする。

（協定期間）

第９条　この協定期間は、協定締結の日から平成 12 年４月 15 日までとする。

２　前項の協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲乙いずれか一方から書面をもって更新しない旨の意思表示がなされないときは、この協定はさらに１年間更新され、それ以後も又同様とする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の証として、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その１通を保有する。

平成 11 年４月 16 日

甲　　鎌ケ谷市初富９２８番地の７４４
千葉県鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　皆川　圭一郎

乙　　船橋市海神２丁目１３番２５号
社団法人船橋薬剤師会
会　長　　武石　弘道

資料２－38　災害時の医療救護活動に関する協定書
（社団医療法人社団木下会　鎌ケ谷総合病院
（現：社会医療法人社団木下会　鎌ケ谷総合病院））

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と社会医療法人社団木下会鎌ケ谷総合病院（以下「乙」という。）とは、鎌ケ谷市において災害が発生した場合に迅速な医療救護活動を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市地域防災計画に基づき、甲が行う医療活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の設置）

第２条　甲は、医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し医療救護班の設置を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、乙病院内に設置するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、乙は医療救護班を設置した後その旨を甲に連絡し、その承諾を得るものとする。

（医療救護班の業務）

第３条　医療救護班の業務は、次に掲げるとおりとする。

（１）傷病者に対する応急措置及び医療

（２）後方医療機関への転送の要否決定（トリアージ）

（３）死亡の確認

（４）助産

（５）その他

（連絡調整）

第４条　医療救護班の医療救護活動に係わる連絡調整は、甲が指定する者が行う。

（医療材料品等）

第５条　医療救護活動に要する医療資器材等は、乙が保管しているものを使用するものとする。

（医療費）

第６条　後方医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償補償等）

第７条　甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施した場合における次の費用は、甲が負担するものとする。

（１）医療救護班の設置に要する費用

（２）医療救護班の設置により、乙の所持する医薬品等を使用した場合の実費弁償

（３）医療救護班の医師、看護師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害救助法に準じた扶助費

２　前項の定めによる費用弁償等の額については、あらかじめ甲乙協議のうえ定めるものとする。

（医事紛争発生の場合の協議）

第８条　この協定により実施した医療救助活動に関して患者との間に医事紛争が発生した場合、甲乙協議の上対応するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定成立の日から平成２３年３月３１日までとする。

２　前項の有効期間が満了する１月前までに、甲乙いずれか一方から書面をもって更新しない旨の意思表示がなされないときは、この協定は更に１年間更新され、それ以後もまた同様とする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２２年１１月２日

甲　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
千葉県鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　清　水　聖　士

乙　千葉県鎌ケ谷市初富９２９番６
社会医療法人社団木下会　鎌ケ谷総合病院
院　長　山　本　穣　司

資料２－39　災害時の井戸の使用に関する協定書
（社団医療法人社団木下会　鎌ケ谷総合病院
（現：社会医療法人社団木下会　鎌ケ谷総合病院））

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と社会医療法人社団木下会鎌ケ谷総合病院（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合、乙が所有する井戸の使用に関し必要な事項を定めるものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）井戸　乙が、日常飲料等に使用している井戸をいう。

（要請）

第３条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により井戸の使用を要請するものとする。

（許可）

第４条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、甲に対して井戸の使用の許可を与えるものとする。

（費用の負担）

第５条　井戸の使用に伴い必要となる物品の購入等に関する費用は、すべて甲の負担とする。

２　甲は、井戸の使用に伴い乙に損害を与えたときは、乙に対して損害を賠償する責を負うものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第７条　この協定は、平成２２年１１月２日から適用する。

この協定の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２２年１１月２日

甲　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
千葉県鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　清　水　聖　士

乙　千葉県鎌ケ谷市初富９２９番６
社会医療法人社団木下会　鎌ケ谷総合病院
院　長　山　本　穣　司

資料２－40　災害時の情報交換に関する協定
（国土交通省関東地方整備局）

国土交通省関東地方整備局長　下保修（以下「甲」という。）と、鎌ケ谷市長　清水聖士（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第２条　甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

一　鎌ケ谷市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合

二　鎌ケ谷市災害対策本部が設置された場合

三　その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第３条　甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

一　一般被害状況に関すること。

二　公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。

三　その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第４条　第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第５条　甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第６条　本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、２通作成し、甲乙押印のうえ各１通を所有する。

平成２３年３月３日

甲）　埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１
さいたま新都心合同庁舎２号館
国土交通省
関東地方整備局長　下　保　修

乙）　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
鎌ケ谷市長　清　水　聖　士

資料２－41　災害時における放送等に関する協定書
（株式会社ジェイコムイースト）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコムイースト（以下「乙」という。）は、災害および防災に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、鎌ケ谷市の区域内で災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定める。

（災害情報の提供及び要請）

第２条　甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

（要請の手続き）

第３条　甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム関東メディアセンターに要請するものとする。

（１）放送要請の理由

（２）依頼する放送の内容

（３）希望する放送の日時

（４）その他必要な事項

２　前項の要請の連絡先は、別紙１のとおり定めるものとする。

３　要請は災害情報放送要請書（第１号様式）により、メールおよびファックスを用いて行う。ただし、これに寄りがたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

（災害情報の放送）

第４条　乙は、第２条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

（災害情報の活用）

第５条　甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報および第２条で乙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて発信できるものとする。

（協力体制の整備）

第６条　災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、期間満了となる日の１ケ月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに、１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）
第８条　本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

（その他）
第９条　平成２０年３月１１日付けで締結した「インタラクTVにおける「子
　ども安心メール」、「防犯情報メール」及び「防災情報メール」配信情報の掲載に関する協定書」は、これを廃止する。

　この協定の証として、本書２通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

　　平成２５年４月２３日

甲　鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
　　鎌ケ谷市長　　清　水　　聖　士

乙　千代田区丸の内一丁目８番１号
　　丸の内トラストタワーN館
　　株式会社ジェイコムイースト
　　代表取締役社長　　中　　谷　　博　　之

資料２－42　災害時における相互協力に関する協定書
（鎌ケ谷警察署）

災害時における相互協力について、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と鎌ケ谷警察署（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は鎌ケ谷市内において地震・津波災害、緊急事態等が発生し、乙が、自らの庁舎での業務の遂行と庁舎機能の維持が困難と判断した場合、乙が、甲の管理する施設の使用に関し協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力事項）

第２条　前条の場合において、乙は必要に応じ甲に対して以下の協力を求めるものとする。この場合、甲は、地震・津波災害活動等の状況を勘案の上、可能な限り乙の求めに応ずるものとする。

（１）乙が地震・津波災害活動等を円滑に推進するため必要と認めた場合、乙は、甲の管理する以下の施設の使用を甲に要請すること。

ア　鎌ケ谷市初富８６０番地の３に所在する「福太郎アリーナ（市民体育館）」（以下「アリーナ」という。）の一部施設

イ　鎌ケ谷市新鎌ケ谷四丁目７番に所在する「新鎌ケ谷四丁目公園」（以下「四丁目公園」という。）

（２）アリーナは次に掲げる事項のために使用するものとする。

ア　乙の保有する通信機器等、災害活動に必要な資機材を搬入し、災害対策活動拠点を設置すること。なお、前活動拠点は、乙の職員の概ね２０名が常駐することができるものとする。

イ　駐車場の一部を、乙が管理する自動車等の臨時駐車場とすること。

（３）四丁目公園は、乙が管理する災害物資等、災害活動に必要な資機材を管理するための乙の補完施設として使用するものとする。

（４）その他、甲が管理する資器材等で乙の地震・津波災害活動に必要なものについて借用を要請すること。

（相互の協力）

第３条　甲、乙は地震・津波災害発生時において相互に情報の共有化を図るとともに、被災者の救出救助活動等を協力して行うものとする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第４条　乙の活動拠点や補完施設として使用された場合の施設・備品の破損については、乙が復旧に係る費用を負担するものとする。

（経費の負担）

第５条　甲が、乙の要請により支援協力に要した経費については、甲、乙協議の上決定し、乙が負担するものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第７条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとする。

この協定は、締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２４年１０月１６日

甲　　鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清水　　聖士

乙　　鎌ケ谷市新鎌ケ谷四丁目８番３５号
鎌ケ谷警察署
所長　　海老根　一浩

資料２－43　災害時における施設の使用に関する協定書（鎌ケ谷浴場）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と　鎌ケ谷浴場（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合、乙が所有する施設の使用に関し、必要な事項を定めるものである。

（用語）

第２条　この協定書において、「災害」とは、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（要請）

第３条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式）により、被災者への支援のため、施設の使用を要望するものとする。

（支援）

第４条　乙は、前条の規定により要望を受けたときは、被災者へ支援するものとする。

２　前項の規定による支援期間は、あらかじめ甲と乙との間で協議のうえ定めるものとする。

（費用の負担等）

第５条　被災者の事由により、施設の使用に必要となる物品に関する費用は、甲の負担とする。

２　甲は、施設の使用に伴い乙に損害を与えたときは、乙に対して損害を賠償する責を負うものとする。

（疑義の協議）

第６条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第７条　この協定は、平成２０年４月２３日から適用する。

この協定の証として本書２を作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

平成２０年４月２３日

甲　　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
千葉県　鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清水　聖士

乙　　千葉県鎌ケ谷市富岡一丁目８番１号
鎌ケ谷浴場　　岡部　章博

資料２－44　災害時における施設の使用に関する協定書
（株式会社鎌ケ谷カントリー倶楽部）

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市地域防災計画に基づき市域に大規模な震災・水火災等が発生（以下「災害時」という。）し応急措置のため、緊急に避難の必要が生じた場合、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と株式会社　鎌ケ谷カントリー倶楽部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（使用の目的及び範囲）

第２条　乙は、災害時において住民の避難が必要となった場合に、乙が所有する次に掲げる施設（以下「施設」という。）を避難場所として甲に使用させるものとする。

施設名　鎌ケ谷カントリークラブ練習場の一部

（使用の範囲は、別添図のとおり。）

（使用時の連絡）

第３条　甲は、施設を使用とするときは、事前に乙に連絡するものとする。

（苦情の処理）

第４条　乙の施設を避難場所として使用することによって、施設の近隣住民等から苦情・要望等があった場合は、甲が責任をもって処理するものとする。

２　甲は、住民等が施設内おいて罹病・負傷等した場合は、責任をもって対処するものとし、乙になんらの迷惑をかけないものとする。

（住民等の宿泊）

第５条　甲は、住民等を施設に宿泊させないものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、甲は、乙の承諾を得て住民等を施設に宿泊させることができるものとする。

２　前項ただし書きの規定により住民等を施設に宿泊させた場合は、甲は、速やかに他の施設に住民等を収容するなどの措置を講じるものとする。

（経費の負担）

第６条　甲は、施設を避難場所として使用することによって要する経費等の一切を負担するものとする。

（損害賠償）

第７条　甲は、甲及び住民等が施設を使用することによって乙に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

（協定の期間）

第８条　この協定の有効期間は、平成８年１月５日から平成９年３月３１日までとする。ただし、本協定の期間満了前に甲・乙いずれからも何等の申出がない場合は、この協定の有効期間をさらに１年延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議）

第９条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲・乙協議して決定するものとする。

本協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成８年１月５日

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地の７４４
千葉県鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　皆川　圭一郎

乙　　千葉県鎌ケ谷市中沢１３４８番地
株式会社　鎌ケ谷カントリー倶楽部
代表取締役　　川﨑　徹

別図

資料２－45　災害時における施設の使用に関する協定書
（全国信用金庫研修所）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と全国信用金庫研修所（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合の乙の所有する施設の使用に関し、必要な事項を定めたものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）施設　「全国信用金庫研修所グラウンド」をいう。

（使用時の連絡）

第３条　甲は、施設を使用とするときは、事前に乙に連絡するものとする。

（苦情等の処理）

第４条　施設の使用に関し、施設の近隣住民等から苦情があった場合は、甲が責任をもって処理を行うものとする。

２　施設内おいて避難民が罹病・負傷等をした場合は、甲は責任をもってこれに対処し、乙になんら迷惑をかけないものとする。

（経費の負担）

第５条　甲は、施設を使用することによって生じる経費の一切を負担するものとする。

（損害の賠償）

第６条　甲は、施設を使用することによって乙に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責を負う。

（期間）

第７条　この協定の有効期間は、平成８年２月２日から平成９年３月３１日までとする。ただし、この協定の期間満了前に甲・乙いずれからも申し出がない場合は、この協定の有効期間をさらに１年延長するものとし、以後この例によるものとする。

（疑義の決定等）

第８条　この協定に疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

平成８年２月２日

甲　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地の７４４
千葉県鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　皆川　圭一郎

乙　千葉県鎌ケ谷市初富２０６
全国信用金庫研修所
所長　加藤　敬吉

別図

資料２－46　避難場所使用に関する協定書
（陸上自衛隊松戸駐屯地）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と陸上自衛隊松戸駐屯地（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合の避難場所の指定に関し、必要な事項を定めるものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）避難場所　一時的に避難をする場所をいう。

（３）避難所　避難生活をする場所をいう。

（４）避難者　鎌ケ谷市災害対策本部長等（以下「本部長等」という。）の避難勧告及び避難指示により避難する住民をいう。

（使用の範囲）

第３条　甲の使用する避難場所は、乙の管理するグラウンドの一部とし、別添図面に示す場所とする。

２　避難者の出入口は、南門及び西門とする。この場合、南門は常時開放するものとし、西門は本部長等の要請に基づき開放するものとする。

（使用の期間）

第４条　災害時における使用の期間は、避難の開始から危険が回避されたと判断できるまでの期間、または甲の職員による避難所への避難誘導が完了するまでの期間とする。

（避難場所における甲の責務）

第５条　甲は、鎌ケ谷市地域防災計画に基づき、警察及び防災関係機関の応援を得て、避難場所において次の措置について責任を持って行なうものとする。

（１）応急救護

（２）応急給食及び応急給水

（３）防疫清掃

（４）避難者の行動統制

（５）職員の派遣

（６）その他本部長等が必要と認めた措置

（使用の制限）

第６条　甲は乙の災害派遣部隊の集結時においては、速やかに避難者を避難所へ避難誘導するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項等については、本協定書に基づき相互に取り決めを行なうものとする。

（廃止）

第８条　平成４年６月１１日付けで締結した「避難場所使用に関する協定書」は、これを廃止する。

（適用）

第９条　この協定は、平成２１年６月１８日から適用する。

本協定の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２１年６月１８日

甲　　鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
千葉県鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清水　聖士

乙　　松戸市五香六実１７番
陸上自衛隊松戸駐屯地司令
櫻木　正朋

別図

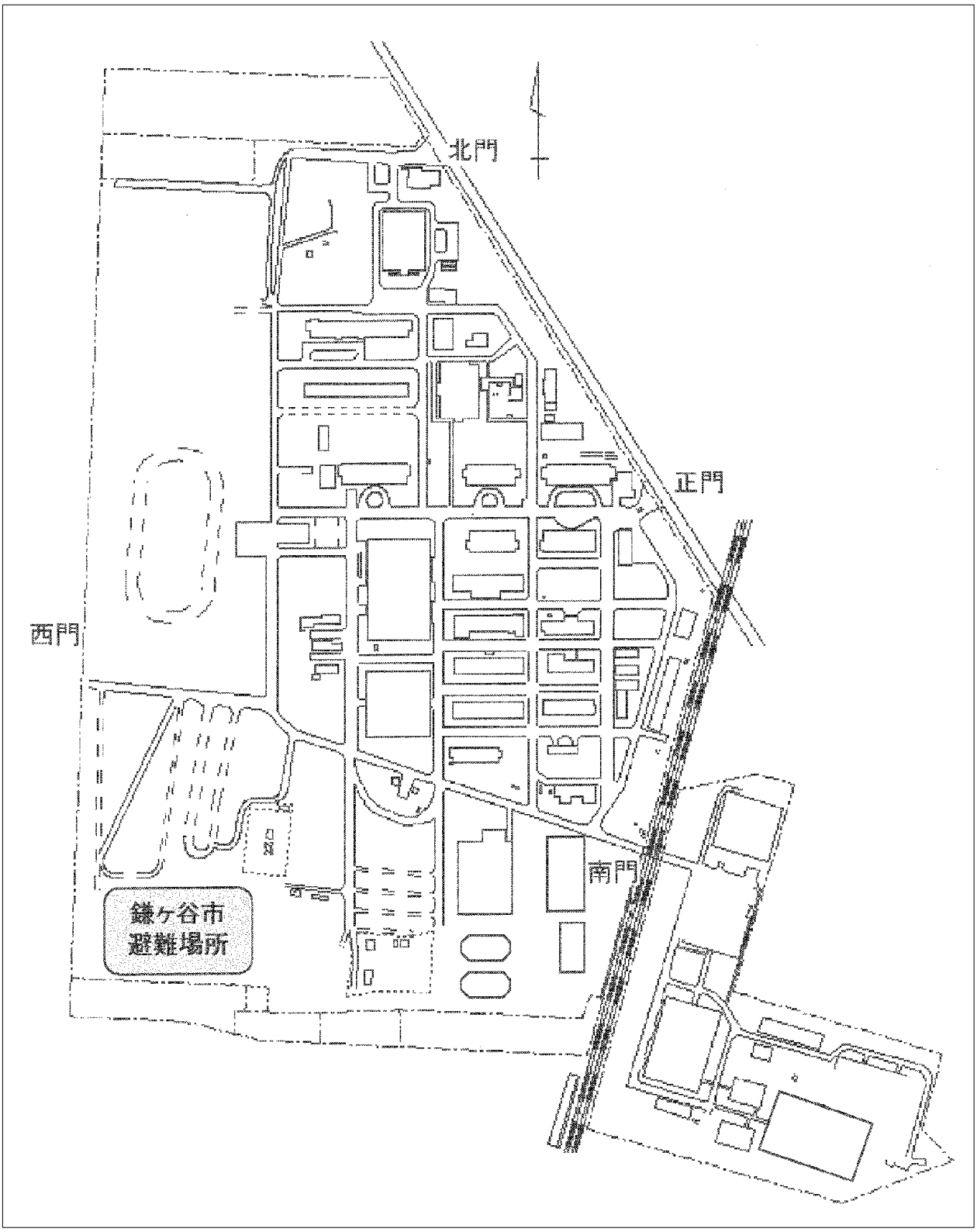

資料２－47　災害時における避難場所の使用に関する協定書（海上自衛隊下総教育航空群）

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と海上自衛隊下総教育航空群（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合の避難場所及び避難所（以下「避難場所」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）避難　事前避難、緊急避難及び収容避難をいう。

（３）避難者　鎌ケ谷市災害対策本部長（以下「本部長」という。）等の勧告及び指示により避難する住民をいう。

（使用の範囲）

第３条　甲の使用する避難場所は、乙の管理する施設の一部とし、別図に示す場所を指定するほか、災害等の状況により甲乙協議のうえ定める場所とする。

２　避難者の出入り口は、別図に示す基地南門及び甲乙協議のうえ定める場所とし、本部長の要請に基づき開放するものとする。

（使用時の連絡）

第４条　甲は、避難場所として使用するときは、事前に乙に連絡するものとする。

（苦情の処理）

第５条　乙の施設を避難場所として使用することによって施設の近隣住民等から苦情、要望等があった場合は、甲が責任を持って処理するものとする。

（避難中の甲の責務）

第６条　甲は、鎌ケ谷市地域防災計画に基づき、警察及び防災関係機関の応援を得て、避難場所において次の措置を責任を持って行なうものとする。

（１）応急救護

（２）応急給食及び応急給水

（３）防疫清掃

（４）行動統制

（５）連絡員の派遣

（６）その他本部長が必要と認めた措置

（避難者の宿泊）

第７条　甲は、避難者を避難場所に宿泊させることができるものとする。

（使用の期間）

第８条　災害時における使用の期間は、２０日以内とする。

（経費の負担）

第９条　甲は、施設を避難場所として使用することによって要する経費等の一切を負担するものとする。

（損害賠償）

第 10 条　甲及び避難者が施設を使用することによって乙に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

（疑義の決定等）

第 11 条　この協定書に疑義が生じたとき又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

附則

１　この協定は、平成２２年３月２３日から適用する。

２　平成８年３月２９日付けで締結した「災害時における避難場所の使用に関する協定書」は、これを廃止する。

本協定の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

平成２２年３月２３日

（甲）　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
千葉県鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　清　水　聖　士

（乙）　千葉県柏市藤ヶ谷１６１４番地１
海上自衛隊下総教育航空群司令
昌　子　隆　廣

災害時における避難場所の使用に関する協定書の変更協定書

平成２２年３月２３日付けで甲（鎌ケ谷市）と乙（海上自衛隊下総教育航空群）との間で締結した災害時における避難場所の使用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

（原協定書第７条の変更）

第１条　原協定書第７条中、「避難場所」を「避難所」に改める。

（原協定書別図の変更）

第２条　原協定書別図を別図のように改める。

附則

この協定は、平成２４年３月７日から適用する。

この変更協定の締結を証するため、甲及び乙は、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成２４年３月７日

（甲）　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
千葉県鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　清　水　聖　士

（乙）　千葉県柏市藤ヶ谷１６１４番地１
海上自衛隊下総教育航空群司令
山　作　房　彦

別図

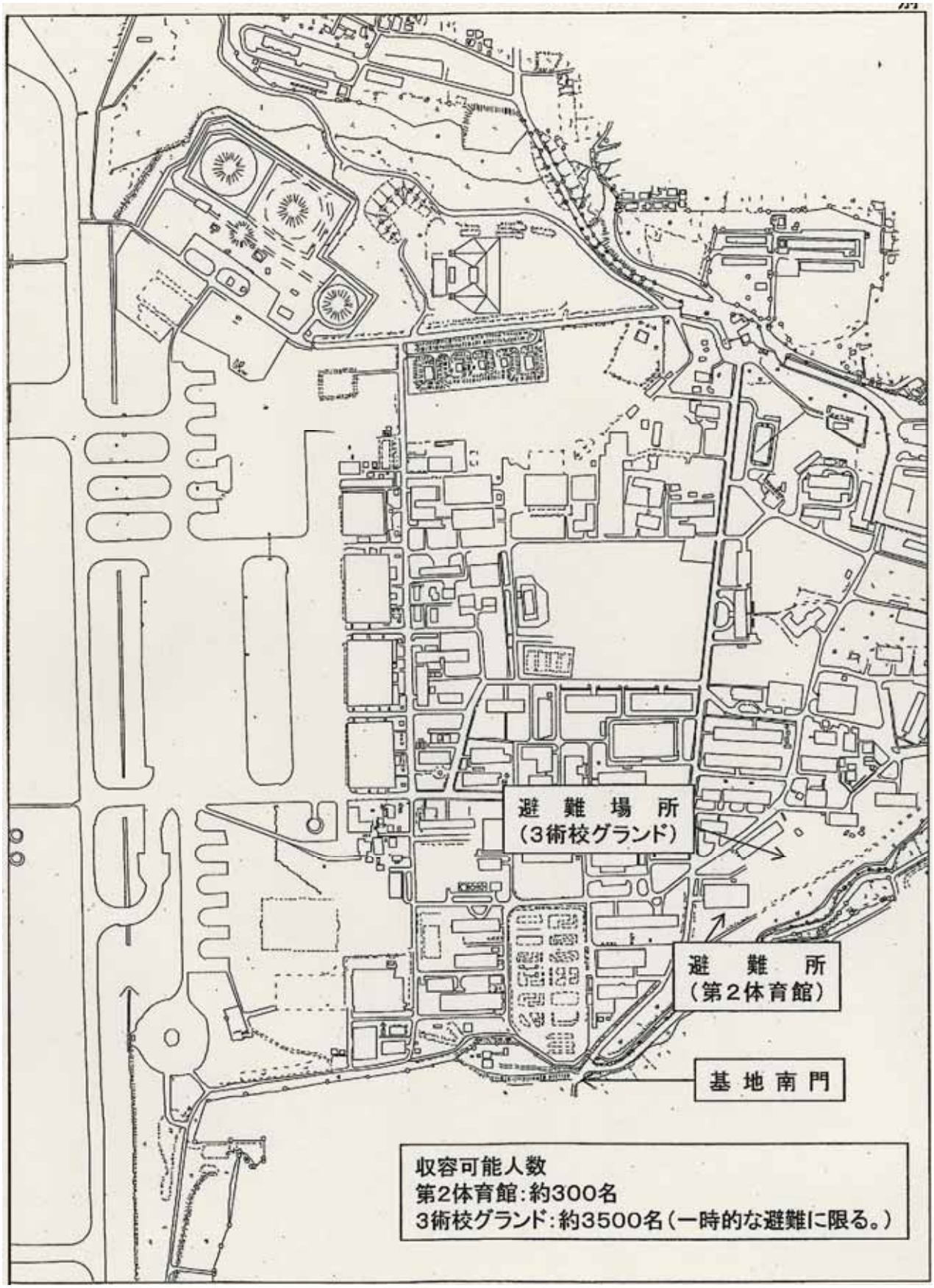
避難場所
（3術校グランド）
避難所
（第2体育館）
基地南門
収容可能人数
第2体育館：約300名
3術校グランド：約3500名（一時的な避難に限る。）

資料２－48　臨時門設置及び維持管理に関する覚書
（陸上自衛隊松戸駐屯地）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と陸上自衛隊松戸駐屯地（以下「乙」という。）は、指定避難場所における地域住民の出入口確保のための臨時門（以下「臨時門」という。）の設置及び維持管理について、下記のとおり覚書を締結する。

１　臨時門の仕様は別図のとおりとし、その設置は甲が行う。
２　臨時門の鍵は乙が管理し、災害時及び防災訓練等の事由により甲から要請がある場合のみ開閉する。
３　平常時の管理は、乙が善良なる管理者の注意をもって行い、修繕の必要が生じた場合は甲が行う。
４　その他運用に疑義が生じた場合は、その都度甲・乙協議して決するものとする。

本覚書を二通作成し、甲・乙それぞれ保有するものとする。

平成６年３月２２日

甲　　鎌ケ谷市初富９２８－７４４
　　鎌ケ谷市長　　皆川　圭一郎

乙　　松戸市五香六実１７
　　陸上自衛隊松戸駐屯地司令　村田　光昭

別図

グリッドフェンスT型門扉（両開き）

正面図

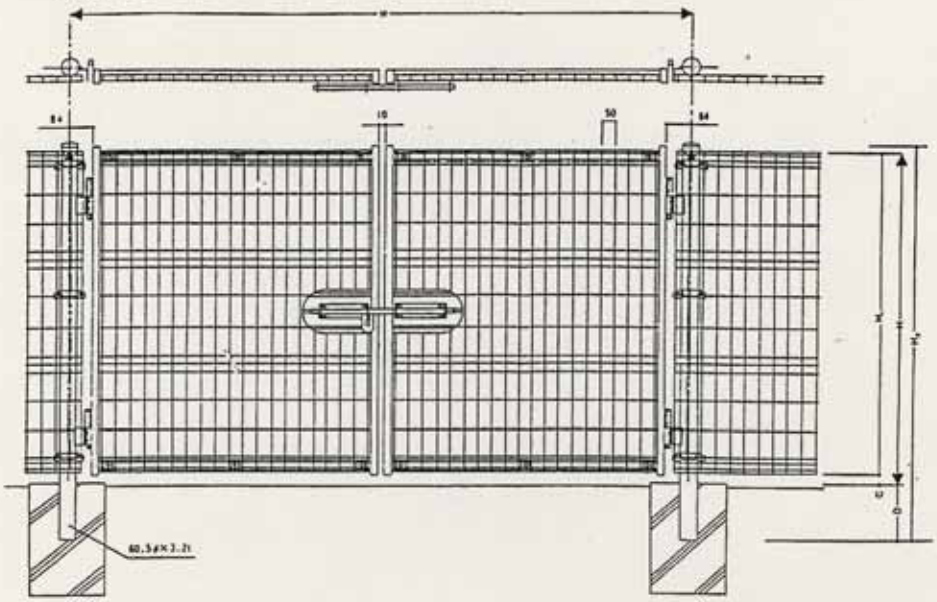

裏図

門扉幅（呼称）	W
900×2	1,800
1000×2	2,000
1200×2	2,400

フェンス型式	H	H_1	H_2	C	D	メッシュのピッチ寸法 A	メッシュのピッチ寸法 B
GFT-H-1000	1,000	960	1,265	40	250	119	119
GFT-H-1200	1,200	1,160	1,465	40	250	107	98
GFT-H-1500	1,500	1,460	1,815	40	300	106	96
GFT-H-1800	1,800	1,760	2,165	40	350	103	99
GFT-H-2000	2,000	1,960	2,365	40	350	115	113

（寸法単位：mm）

資料２－49　災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定書（千葉県立鎌ヶ谷高等学校）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と千葉県立鎌ヶ谷高等学校（以下「乙」という。）とは、鎌ケ谷市内において災害対策基本法（昭和３６年１１月１５日法律第２２３号）第２条第１項に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に甲が乙の管理する学校施設を利用すること等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市内において災害が発生した場合に、甲が鎌ケ谷市地域防災計画に基づき、乙の管理する学校施設（以下「乙の施設」という。）を避難所又は広域避難場所（以下「避難所等」という。）として利用すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

（施設利用等の要請）

第２条　甲は、災害が発生し乙の施設に避難所等を開設する必要が生じたときは、乙に対し、乙の施設の利用等及び乙の教職員の協力（以下「施設利用等」という。）を要請することができる。

２　甲は、乙に対し施設利用等を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により要請を行うものとする。

（１）施設利用等の範囲

（２）施設利用等の期間

（３）その他必要と認める事項

３　乙は、甲から施設利用等の要請を受けたときは、学校運営に支障のない範囲で施設利用等に協力するものとする。ただし、鎌ケ谷市内において震度５強以上の震度を観測したときは、乙は、甲からの要請を待たずに自らの判断で乙の施設を広域避難場所の利用に供するものとする。

（施設利用等の内容）

第３条　乙が甲に対し行う施設利用等の内容は、次のとおりとする。ただし、震災発生時における屋内施設の利用等については、施設の安全性を確認した上で利用するものとする。

（１）避難所等として、次に掲げる乙の施設を甲が利用すること。

ア　運動場及び体育館並びに格技場

イ　前号の施設では避難者を収容できない場合、学校長が許可をした教室、会議室等

（２）避難所等の利用に付随して乙の学校設備、備品、機器類等を甲が利用すること。

（３）乙の教職員が避難所等の運営に協力すること。

２　前項に定めるもののほか、施設利用等の具体的な内容については、乙の施設の被害状況等を勘案した上で、千葉県発行の「災害時における避難所運営の手引き」、千葉県教育庁発行の「震災時における実働計画（実働マニュアル）」等に基づき、甲乙協議してその都度定めるものとする。

（避難所担当職員の派遣）

第４条　甲は、施設利用等を行う場合には、避難所等に避難所担当職員を派遣するものとする。

２　甲及び乙は、避難所等の円滑な運営を行うため、甲が作成する「避難所運営マニュアル」を基に、定期的に連絡調整を行うものとする。

（避難所等の開設等）

第５条　避難所等の開設は、乙の教職員の協力を得て、甲の派遣した避難所担当職員が行うものとする。

２　避難所等の管理及び運営は、甲の派遣した避難所担当職員、乙の教職員及び避難者で組織された避難所運営委員会が連携して行うものとする。

（乙の施設等の返還）

第６条　甲は、乙の施設を避難所等に利用した場合でも、乙が早期に学校運営を再開できるように努めるものとする。

２　甲は、被害が解消され、避難所等を閉鎖するときは、速やかに乙の施設及び乙の学校設備、備品、機器類等の全部を乙に返還するものとする。この場合において、甲は、可能な限り、避難所等として利用する前の状態に復元するものとする。

３　乙の施設及び乙の学校設備、備品、機器類等の返還に関し、甲及び乙は、誠実に協議して必要な事項を決定するものとする。

（経費の負担）

第７条　施設利用等に要した経費は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和２２年１０月１８日号外法律第１１８号）が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めがない事項、この協定について疑義が生じた事項等は、その都度、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定は更に１年間更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年３月２１日

甲　鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
千葉県鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清　水　聖　士

乙　鎌ケ谷市東道野辺一丁目４番１号
千葉県立鎌ヶ谷高等学校
学校長　　工　藤　　敬

資料２－50　災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定書（千葉県立鎌ヶ谷西高等学校）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と千葉県立鎌ヶ谷西高等学校（以下「乙」という。）とは、鎌ケ谷市内において災害対策基本法（昭和３６年１１月１５日法律第２２３号）第２条第１項に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に甲が乙の管理する学校施設を利用すること等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市内において災害が発生した場合に、甲が鎌ケ谷市地域防災計画に基づき、乙の管理する学校施設（以下「乙の施設」という。）を避難所又は広域避難場所（以下「避難所等」という。）として利用すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

（施設利用等の要請）

第２条　甲は、災害が発生し乙の施設に避難所等を開設する必要が生じたときは、乙に対し、乙の施設の利用等及び乙の教職員の協力（以下「施設利用等」という。）を要請することができる。

２　甲は、乙に対し施設利用等を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により要請を行うものとする。

（１）施設利用等の範囲

（２）施設利用等の期間

（３）その他必要と認める事項

３　乙は、甲から施設利用等の要請を受けたときは、学校運営に支障のない範囲で施設利用等に協力するものとする。ただし、鎌ケ谷市内において震度５強以上の震度を観測したときは、乙は、甲からの要請を待たずに自らの判断で乙の施設を広域避難場所の利用に供するものとする。

（施設利用等の内容）

第３条　乙が甲に対し行う施設利用等の内容は、次のとおりとする。ただし、震災発生時における屋内施設の利用等については、施設の安全性を確認した上で利用するものとする。

（１）避難所等として、次に掲げる乙の施設を甲が利用すること。

ア　運動場及び格技場屋内運動場

イ　前号の施設では避難者を収容できない場合、学校長が許可をした教室、会議室等

（２）避難所等の利用に付随して乙の学校設備、備品、機器類等を甲が利用すること。

（３）乙の教職員が避難所等の運営に協力すること。

２　前項に定めるもののほか、施設利用等の具体的な内容については、乙の施設の被害状況等を勘案した上で、千葉県発行の「災害時における避難所運営の手引き」、千葉県教育庁発行の「震災時における実働計画（実働マニュアル）」等に基づき、甲乙協議してその都度定めるものとする。

（避難所担当職員の派遣）

第４条　甲は、施設利用等を行う場合には、避難所等に避難所担当職員を派遣するものとする。

２　甲及び乙は、避難所等の円滑な運営を行うため、甲が作成する「避難所運営マニュアル」を基に、定期的に連絡調整を行うものとする。

（避難所等の開設等）

第５条　避難所等の開設は、乙の教職員の協力を得て、甲の派遣した避難所担当職員が行うものとする。

２　避難所等の管理及び運営は、甲の派遣した避難所担当職員、乙の教職員及び避難者で組織された避難所運営委員会が連携して行うものとする。

（乙の施設等の返還）

第６条　甲は、乙の施設を避難所等に利用した場合でも、乙が早期に学校運営を再開できるように努めるものとする。

２　甲は、被害が解消され、避難所等を閉鎖するときは、速やかに乙の施設及び乙の学校設備、備品、機器類等の全部を乙に返還するものとする。この場合において、甲は、可能な限り、避難所等として利用する前の状態に復元するものとする。

３　乙の施設及び乙の学校設備、備品、機器類等の返還に関し、甲及び乙は、誠実に協議して必要な事項を決定するものとする。

（経費の負担）

第７条　施設利用等に要した経費は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和２２年１０月１８日号外法律第１１８号）が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めがない事項、この協定について疑義が生じた事項等は、その都度、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定は更に１年間更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年３月２１日

甲　鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
千葉県鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清　水　聖　士

乙　鎌ケ谷市初富２８４番地７
千葉県立鎌ヶ谷西高等学校
学校長　　小　玉　秀　史

資料２－51　災害時における支援協力に関する協定書
（千葉県行政書士会）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と千葉県行政書士会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の支援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市において地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下、災害時という。）において、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定める。

（対象となる災害）

第２条　この協定の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和３６年法第２２３号）第２条第１号に規定する災害で、甲が鎌ケ谷市地域防災計画に基づき、本部を設置する体制をとるものを基本とする。

（行政書士による業務の範囲）

第３条　甲の要請により乙、および乙の会員が実施する行政書士業務は、行政書士法第１条の２及び同条の３の業務、並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

（１）乙による被災者支援を目的とした相談窓口の開設および運営

（２）甲の依頼による乙の会員の派遣

（３）その他、甲が必要と認める業務

（連絡体制の整備）

第４条　甲及び乙は、あらかじめ災害応急対策の支援に関する連絡体制を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

２　乙は、あらかじめ災害応急対策に関する対応が実施できるよう、必要な人員を確保、動員する方法を定めておくものとする。

（協力の要請）

第５条　甲は、災害応急対策業務を実施する必要があると判断した時は、「業務依頼書」（以下「依頼書」という。第１号様式）により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請するものとし、その後速やかに依頼書により要請するものとする。

２　前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

３　甲は、第２条に定められたもののほか、特に必要があると認められたときは、本条第１項と同様に要請することができるものとする。

（協力の実施）

第６条　乙は、甲から要請を受けたときは、原則として甲の職員の指示に基づき、第３条に掲げる業務について協力するものとする。

（応急対策業務の実施報告）

第７条　乙は、前条に基づく業務を実施した場合は、甲に対し次に掲げる事項を記載した「業務報告書」（以下「報告書」という。第２号様式）に業務の実施を確認できる書類を添付し、報告するものとする。ただし、報告書による報告が困難な場合は、電話その他の方法により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（１）業務の実施場所及び期間

（２）業務の内容

（３）業務に従事した者の氏名および連絡先

（４）その他必要な事項

（経費の負担）

第８条　乙の業務実施に要した経費は、原則として乙が負担する。ただし、場合によりその経費負担については、甲、乙の協議により決定することができる。

（相談者の負担）

第９条　甲の要請による行政書士業務において、相談者は負担を負わない。

（損害の補償）

第１０条　第３条に定める業務に従事する者が、他人に損害を与え、又は負傷し、又は疾病にかかり、あるいは死亡した場合における補償については、甲は負担を負わないものとする。

２　乙は、前項の事案発生した場合には、遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その後の措置について必要により、甲、乙が協議するものとする。

（雑則）

第１１条　この協定に定めのない事項及び、この協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議するものとする。

（協定の期間及び更新）

第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、期間満了となる日の３０日前までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に書面をもって、この協定を変更若しくは終了させる意思を表示しないときは、期間満了の翌日から起算して１年間更新されるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２５年３月１日

甲　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清　水　聖　士

乙　千葉市中央区中央四丁目１３番１０号
千葉県教育会館本館４階
千葉県行政書士会
会　　長　　中　村　利　雄

資料２－52　要請書

様式１（災害時における物品の供給）

要　請　書

年　　月　　日

様

鎌ケ谷市長

年　　月　　日発生の　　災害に伴う被災者を救済するため、災害時における物品の供給に関する協定書第　条により、下記物品の供給を要請します。

記

事　項	内　　容		
要請物品	品　　目	数　量	単位
担当者氏名	鎌ケ谷市災害対策本部 班		
備　考			

様式１（災害時における物品の貸借）

要　請　書

年　　月　　日

様

鎌ケ谷市長

年　　月　　日発生の　　災害に伴う被災者を救済するため、災害時における物品の貸借に関する協定書第　条により、下記物品の借用を要請します。

記

<table>
<tr><td>事　項</td><td colspan="3">内　　容</td></tr>
<tr><td rowspan="2">要請物品</td><td>品　　目</td><td>数　量</td><td>単位</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>担当者氏名</td><td colspan="3">鎌ケ谷市災害対策本部
班</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

様式１（災害時における役務の提供）

要　請　書

年　　月　　日

様

鎌ケ谷市長

年　　月　　日発生の　　災害に伴う被災者を救済するため、災害時における役務の提供に関する協定書第　条により、下記のとおり要請します。

記

事　項	内　　容
要請役務	
担当者氏名	鎌ケ谷市災害対策本部 　　班
備　考	

様式１（災害時における井戸の使用）

要　請　書

年　　月　　日

様

鎌ケ谷市長

年　　月　　日発生の　　災害に伴う被災者を救済するため、災害時における井戸の使用に関する協定書第　条により、下記のとおり要請します。

記

事　項	内　　容
井戸の使用	
担当者氏名	鎌ケ谷市災害対策本部 班
備　考	

様式１（災害時における〇〇）

要　請　書

年　　月　　日

様

鎌ケ谷市長

　　年　　月　　日発生の　　災害に伴う被災者を救済するため、災害時における　　に関する協定書第　条により、下記のとおり要請します。

記

事　項	内　　容
の使用	
担当者氏名	鎌ケ谷市災害対策本部 　　班
備　考	

3　消防及び救助･救急･医療救護活動関係

千葉県消防広域応援基本計画

平成　８年	５月３１日	策　　定
平成１１年	３月２５日	一部改正
平成１２年	２月２２日	一部改正
平成１３年	３月２３日	一部改正
平成１４年	３月２９日	一部改正
平成１５年	１２月１５日	一部改正
平成１８年	３月　７日	一部改正
平成１８年	７月２５日	一部改正
平成１９年	３月２７日	一部改正
平成２０年	４月２２日	一部改正
平成２１年	１０月　１日	一部改正
平成２２年	４月　１日	一部改正
平成２３年	１０月　１日	一部改正
平成２４年	４月　１日	一部改正

千　葉　県

千葉県消防広域応援基本計画　目次

第１章　総則

１　趣旨

２　用語の定義

３　応援要請等に係る災害の種別

４　応援出動の種別

５　広域応援統括消防機関等

第２章　事前計画

１　情報連絡体制

２　広域応援部隊の登録

３　広域応援部隊編成

４　指揮体制

５　通信運用体制

６　広域応援部隊の補給物資について

７　受援計画

第３　章発災段階

１　現地消防本部の対応

２　応援側消防機関の対応

第４章　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）との関係

第５章　緊急消防援助隊との関係

１　千葉県知事に対する緊急消防援助隊の要請

２　緊急消防援助隊と広域応援部隊の連携

第６章　千葉県知事の対応

１　消防庁長官に対する緊急消防援助隊の要請

２　消防広域応援体制確立の指示

第７章　活動報告書の作成

１　現地消防本部が作成するもの

２　応援側消防機関が作成するもの

第８章　経費の負担

１　消防組織法第８条及び千葉県広域消防相互応援協定に基づく経費の負担

２　消防組織法第４３条に基づく知事の指示による経費の負担

３　千葉県広域消防相互応援協定に基づく航空特別応援に係る交付金制度

千葉県消防広域応援基本計画

第１章　総則

１　趣旨

本計画は、千葉県内市町村において大規模又は特殊災害（以下「大規模災害等」という。）の発生によって、地方公共団体の地域を越えて広域的な消防部隊の応援を行う必要が生じた場合における応援要請等及び応援消防部隊の派遣並びに消防部隊の運用を円滑かつ迅速に行うための必要事項について定めるものである。

２　用語の定義

（１）被災地とは、大規模災害等が発生した市町村をいう。

（２）現地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。

（３）指揮者とは、現地消防本部の消防長をいう。

（４）広域応援部隊とは、千葉県広域消防相互応援協定に基づき、県内広域消防応援に出動する消防部隊をいう。

（５）応援側消防機関とは、広域応援を実施又はしようとする消防機関をいう。

（６）広域応援統括消防機関とは、千葉県内消防機関の代表として、千葉県及び各消防機関との連絡調整及び情報交換を行う消防機関をいう。

（７）統括代行消防機関とは、広域応援統括消防機関が被災等のためその任務を遂行できない場合に、広域応援統括消防機関の機能を代行する消防機関をいう。

（８）ブロックとは、千葉県消防長会の第１．２．３．４ブロックをいう。

（９）ブロック幹事消防機関とは、ブロックの代表として広域応援統括消防機関及びブロック内消防機関との連絡調整を行う消防機関をいう。

（10）ブロック幹事代行消防機関とは、ブロック幹事消防機関が被災等のためその任務を遂行できない場合に、ブロック幹事消防機関の機能を代行する消防機関をいう。

（11）特殊災害とは、毒性物質の発散、その他緊急消防援助隊に関する政令（平成１５年政令第３７９号）で定める原因により生ずる特殊な災害及び大規模危険物火災等、又は高層建築物火災、航空機災害等で多数の要救助者の発生が見込まれる災害で、特別な部隊及び施設、装備を必要とする災害をいう。

（12）代表消防機関とは、緊急消防援助隊運用要綱（平成１６年３月２６日付け消防震第１９号）第１章第２条（７）の代表消防機関をいう。

（13）応援市町村とは、応援側消防機関の属する市町村をいう。

３　応援要請等に係る災害の種別

応援に係る災害の種別は、概ね次のとおりとする。

（１）大規模災害地震、風水害、林野火災、大規模火災等

（２）特殊災害ＮＢＣ災害、大規模危険物火災（石油コンビナート火災含む。）、高層建築物火災、航空機災害等

（３）その他

４　応援出動の種別

（１）火災出動消火活動のための出動

（２）水災出動水防活動のための出動
（３）救助出動人命救助のための出動
（４）救急出動救急活動のための出動
（５）調査出動現場把握、情報収集、調査、広報活動のための出動
（６）救援出動救援物資、資機材、人員等の搬送のための出動

５　広域応援統括消防機関等
（１）広域応援統括消防機関は、千葉県消防長会会長消防機関とする。
（２）統括代行消防機関は、千葉県消防長会副会長消防機関の中から、広域応援統括消防機関が状況に応じて代行する消防機関を選定するものとする。（別表１－１）
（３）ブロック幹事消防機関及びブロック幹事代行消防機関
　ブロック幹事消防機関は、千葉県消防長会副会長消防機関とし、ブロック幹事代行消防機関はブロック内で選出された消防機関とする。（別表１－２）

第２章　事前計画

１　情報連絡体制
　大規模災害等に対して、迅速かつ適正で効率的な消防広域応援活動を実施するため、次により情報連絡体制を確立し、応援活動の迅速化を図るものとする。
（１）情報連絡系統
　情報連絡系統は次のとおりとする。

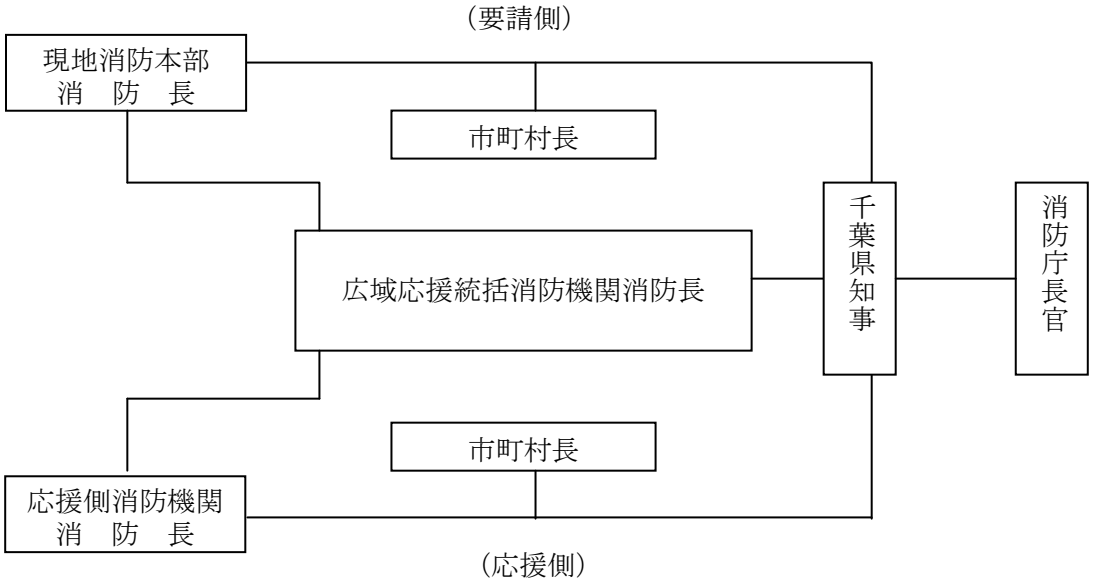

（２）情報連絡窓口及び方法
ア　情報連絡の窓口
　別表２－１のとおりとする。
イ　情報連絡方法
　情報連絡の方法は、原則として有線によるものとするが、有線途絶の場合は、県防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、消防無線の県共通波を使用するものとする。
　なお、県共通波の情報連絡系統は別表２－２のとおりとする。

（３）広域応援に係る情報連絡内容

情報連絡の内容は、次のとおりとする。

ア　災害の発生日時

イ　災害の発生場所

ウ　災害の状況（現況、拡大の予想）

エ　人的・物的被害の状況

オ　気象・地形・市街地の状況

カ　受援計画に定める進出拠点への経路および道路状況

キ　その他必要事項

２　広域応援部隊の登録

応援側消防機関の消防長は、緊急消防援助隊登録部隊及び県内広域応援が可能な消防部隊を広域応援部隊として、別表３「広域応援登録部隊一覧」により事前に登録しておくものとする。

３　広域応援部隊編成

迅速な応援出動体制を確保するため、広域応援部隊の編成は次によるものとする。

（１）県内応援における広域応援部隊の編成は、原則として別表３「広域応援登録部隊一覧」の中から、別表４の「基本的な出動計画」に基づき、被災地の災害状況に応じて広域応援統括消防機関が、広域応援統括指揮隊、ブロック方面隊、航空隊、水上隊の中から必要により編成するものとする。

ただし、千葉県直下型地震等の大規模地震時においては、別表５の「大規模地震時における応援部隊編成（第１応援体制・第２応援体制）」により編成するものとする。

ア　広域応援統括指揮隊は、原則として広域応援統括消防機関が、災害の状況から必要に応じて編成するものとし、広域応援統括消防機関が被災等のため出動できない場合は、統括代行消防機関が編成するものとする。

イ　ブロック方面指揮隊は、ブロック幹事消防機関が編成するものとするが、前記アの統括代行消防機関として広域応援統括指揮隊を編成する場合、若しくはブロック幹事消防機関が被災等のため出動できない場合においては、ブロック幹事代行消防機関がブロック方面指揮隊を編成するものとする。

ウ　ブロック方面隊は、ブロック方面指揮隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、特殊装備部隊（震災対応特殊車両隊、はしご車隊、電源照明車隊、大型水槽車隊、空気ボンベ充填車隊、衛星通信装備隊、特別高度工作車隊）により編成するものとし、ブロック方面指揮隊長の命令によりそれぞれの部隊長の指名（特殊装備部隊の運用は、各隊単位とする。）を行い活動する。

また、他のブロック方面隊から部隊及び隊の応援等を受けた場合は、これらを包括して編成するものとする。

エ　特殊災害部隊は、広域応援統括指揮隊長を指揮者とし、毒劇物等対応隊、大規模危険物火災等対応隊、密閉空間火災等対応隊の中から必要に応じて編成するものとする。

オ　広域応援統括消防機関は、応援要請の内容から応援部隊の指定がある場合等ブロック方面隊の編成を必要としない場合は、登録隊の中から必要な隊を指定し編成するものとする。

（２）応援が長期間となる場合を考慮して、応援側消防機関は原則として７２時間後からの交代要員を確保しておくものとする。

（３）応援資機材

ア　広域応援部隊を編成する消防本部は、別表６－１、６－２、６－３、６－４に掲げる応援可能資機材及び応援可能無線機等の中から災害の規模、災害種別に応じて装備するものとする。

イ　広域応援部隊の無線機は原則として全国共通波、県共通波を実装しているものとする。

４　指揮体制

広域応援部隊を円滑に運用し、消防活動を有効に行うため、次により指揮体制の強化を図るものとする。

（１）指揮本部

ア　指揮本部は、現地消防本部に設置し、指揮本部長は指揮者とする。

イ　指揮本部に、作戦班、指揮連絡班、情報班、広報班及び後方支援班等をつかさどる担当班を必要に応じて配置する。指揮本部要員については応援部隊からも必要に応じ応援を得ることができるものとする。

ウ　指揮者は、部隊の増強、交替等に備え、広域応援部隊の中からそれに対応できる部隊の確保に努めるものとする。

（２）広域応援統括指揮隊長等

ア　広域応援統括指揮隊長は、広域応援統括消防機関の職員がその任にあたるものとし、広域応援統括消防機関の職員が被災等により出動できない場合には、統括代行消防機関の職員がその任にあたるものとする。

広域応援統括指揮隊長は、当該被災地に係る指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け広域応援部隊の活動を管理することを任務とする。

イ　ブロック方面指揮隊長は、ブロック幹事消防機関の職員がこの任にあたるものとし、ブロック幹事消防機関の職員が被災等により出動できない場合、若しくは広域応援統括指揮隊長の任をつかさどるときは、ブロック幹事代行消防機関の職員がその任にあたるものとする。

ブロック方面指揮隊長は、広域応援統括指揮隊長の管理を受け当該ブロック内の広域応援部隊の活動を管理するものとする。

（３）指揮系統

広域応援部隊の指揮系統は原則として次のとおりとする。（別図１、２）

指揮者は、広域応援統括指揮隊長が未到着の場合は、ブロック方面指揮隊長若しくは広域応援部隊の各隊長に対して必要な指示を行うものとする。

指揮者→広域応援統括指揮隊長→ブロック方面指揮隊長→各部隊長→各隊長

（４）部隊運用

ア　広域応援部隊の運用は、原則としてブロック方面隊単位とする。

ただし、災害の状況から応援要請の内容が、部隊が指定されている場合又はブロック方面隊単位の応援に至らない場合は、各隊単位とする。

なお、広域的な大規模災害等により、ブロック方面隊単位の運用が不可能な場合は、応援消防本部単位の運用とする。

イ　航空隊、水上隊の運用は、各隊単位とする。

ただし、必要と認める場合は、広域応援統括消防機関の消防長又は広域応援統括指揮隊長が部

隊長の指定を行うものとする。

5　通信運用体制

広域応援に係る通信連絡体制は、原則として次により行うものとする。(別図３)

（１）千葉県、指揮本部、広域応援統括消防機関、応援側消防機関の通信連絡は、原則として有線回線によるものとするが、有線途絶の場合は、県防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、消防無線の県内共通波を使用するものとする。

（２）指揮本部、広域応援統括消防機関、広域応援統括指揮隊長、ブロック方面指揮隊長、航空隊の隊長、水上隊の隊長相互間の通信は、全国共通波１（１５０．７３MHz）を使用するものとし、統制局は指揮本部におく。

なお、緊急消防援助隊と無線の輻輳が生じる場合はその都度、指揮本部が調整するものとする。

（３）広域応援部隊の相互間

広域応援部隊相互間の通信は、県共通波（１５２．８１MHz）を使用するものとし、統制は広域応援統括指揮隊長が行うものとする。

6　広域応援部隊の補給物資について

広域応援部隊は原則として自給自足で食料、飲料水、燃料等を確保するものとし、補給体制は各応援側消防機関が確立するものとする。

7　受援計画

各消防本部は、当該市町村（一部事務組合構成市町村を含む。）が被災し、県内広域応援を受ける場合に必要となる事項について、次の例により予め受援計画を策定するものとする。

【主な策定項目】

（１）応援要請基準

（２）応援要請手続き

（３）関係機関との連絡体制

ア　現地消防本部と市町村との連絡体制

イ　広域応援統括消防機関及び県との連絡体制

ウ　活動拠点（野営可能場所）、燃料補給場所、食糧品等物資の補給場所との連絡体制

エその他関係機関との連絡体制

（４）指揮本部の体制

ア　作戦班、イ　指揮連絡班、ウ　情報班、エ　広報班、オ　後方支援班

カ　その他活動班

（５）広域応援部隊の受入体制

ア進出拠点及び到達ルート

広域応援部隊に活動場所等を、連絡、指示する進出拠点及び到達ルートを、次の事項を考慮し予め方面ごとに定めておくものとする

（ア）高速道路出口又は幹線道路（国道等）で、広域応援部隊の目標となる場所

（イ）広域応援部隊が集結するスペースが確保できる場所

（ウ）避難地と異なる場所

イ　進出拠点との連絡体制

（ア）進出拠点には、広域応援部隊に対し、指示判断できる職員を責任者として配置する。

（イ）必要に応じ進出拠点への誘導員を、主要国道から進入路への交差点、高速道路出口等に配置する。

（ウ）到達ルートについては、緊急交通路として優先使用できるよう警察機関等に交通整理を依頼するものとする。

ウ　活動拠点予定地（野営可能場所）

広域応援部隊の活動の拠点（長期間の応援を考慮した野営可能場所）となる場所を、次の事項を考慮し定めておくものとする。（原則として避難場所以外の場所）

（ア）広域応援部隊の野営が可能な場所

（イ）広域応援部隊の車両が駐車可能な場所

エ　ヘリコプターの離着陸場

ヘリコプターの離着陸場となる場所及び連絡体制等を、予め定めておくものとする。

オ　広域応援部隊に対する情報提供

災害状況、活動方針及び活動支援情報の提供

（６）地図等の作成

広域応援部隊が円滑な活動が実施できるよう、下記の事項について予め地図等を作成し、広域応援部隊に配布できるよう準備しておくものとする。

ア　消防水利の位置を明示した地図

（ア）消火栓（特殊なスピンドル仕様等の特記事項付記）

（イ）消火栓以外の消防水利（防火水槽、プール、河川）

（ウ）ヘリコプターが取水可能な水利（河川、池、ダム）

イ　燃料補給場所、食糧品等物資補給場所を明示した地図

ウ　活動拠点予定地（野営可能場所）を明示した地図

エ　広域応援部隊の活動地付近の詳細な住宅地図等

オ　住民避難場所を明示した地図

カ　ヘリコプター離着陸場を明示した地図

キ　災害拠点病院等、救急医療機関の位置を明示した地図

第３章　発災段階

１　現地消防本部の対応

大規模災害等を覚知した現地消防本部の消防長は、次の措置を行うものとする。

（１）災害状況の把握

災害状況の把握は次の事項とする。

ア　災害の発生日時

イ　災害の発生場所

ウ　災害の状況（現況、拡大の予想）

エ　人的・物的被害の状況

オ　気象・地形・市街地の状況

カ　その他必要事項

（２）被害状況の連絡及び応援要請準備

前号により応援要請の可能性がある場合は、「第２章１（１）情報連絡系統」により速やかに災

害状況を連絡するとともに応援要請準備のため次の事項の確認を行うものとする。

ア　指揮体制

イ　無線通信体制

ウ　後方支援体制

エ　受援計画

オ　その他必要事項

（３）応援要請基準

ア　大規模災害又は災害の多発等により、災害の防ぎょが困難又は困難が予想される場合。

イ　災害が拡大し、千葉県内の他市町村又は千葉県以外に被害が及ぶ恐れのある場合。

ウ　多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な場合。

エ　特殊装備資機材を使用することが災害防ぎょに有効である場合。

オ　その他応援要請の必要があると判断される場合

（４）応援要請手順

ア　応援要請の窓口は、別表２－１のとおりとする。

イ　応援要請手順は次のとおりとする。

（ア）現地消防本部の消防長は、応援要請を決定した場合、直ちに市町村長に報告の上、その旨を広域応援統括消防機関の消防長に連絡するとともに、様式１に必要事項を可能な限り記入し広域応援統括消防機関へ県防災行政無線を使用しファックス送信するものとする。

なお、県防災行政無線及び電話通信が不能のときには、消防無線の県内共通波通信連絡網（別表２－２）を使用して口頭により連絡するものとする。

（イ）広域応援統括消防機関等の対応

①　局地災害の場合

ａ　広域応援統括消防機関の消防長は、現地消防本部の消防長から連絡を受けた場合、直ちに広域応援登録部隊一覧表（別表３）及び基本的な出動計画（別表４）に基づき広域応援部隊を選定し、現地消防本部の消防長から送信された様式１に必要事項を追加記載のうえ、原則として県防災行政無線の全消防本部一斉ファックスを使用して出動要請するものとする。

ｂ　応援側消防機関の消防長は、出動の可否にかかわらず、広域応援統括消防機関に様式２により必要事項を連絡（千葉市消防局へのファックス送信は、第１、４ブロックは「警防課」、第２ブロックは「救急課」、第３ブロックは「指令管制室」とする。）するものとする。

②　大規模地震災害の場合

ａ　県内で震度５強以上の地震災害が発生した場合、「千葉県直下型地震対策調査」の被害想定に基づき編成された県内第１応援体制（別表５）に該当する応援側消防機関の長は、直ちに出動の可否にかかわらず広域応援統括消防機関に様式２により必要事項を連絡（千葉市消防局へのファックス送信は、第１、４ブロックは「警防課」、第２ブロックは「救急課」、第３ブロックは「指令管制室」とする。）するとともに、出動可能な消防本部は、消防広域応援の準備をするものとする。

なお、第２応援体制応援側消防機関のうち、出動可能な消防本部についても同様とする。

ｂ　広域応援統括消防機関の消防長は、現地消防本部の消防長から応援要請の連絡を受けた場合、現地消防本部から送信された様式１に必要事項を追加記載のうえ、原則として県防災行政無線の全消防本部一斉ファックスを使用して出動要請を行うとともに、広域応援部隊の出動状況をとりまとめのうえ、様式３により直ちに各消防本部に連絡するものとする。

（ウ）広域応援統括消防機関の消防長は、現地消防本部の消防長から応援要請等について連絡を受けたとき及び応援側消防機関の消防長から出動の連絡を受けたときは、速やかに千葉県知事に様式１及び様式３により報告するものとする。

（５）広域応援部隊等への連絡・指示

ア　広域応援統括指揮隊長への連絡・指示

指揮者は、到着した広域応援統括指揮隊長に対し次に掲げる事項について連絡・指示（様式４－１）するものとする。

（ア）役割分担に関する事項

（イ）現在の状況

（ウ）関係機関の対応状況

（エ）活動支援情報

（オ）その他広域応援活動に関する必要な事項

イ　ブロック方面隊、航空隊、水上隊への連絡・指示

広域応援統括指揮隊長は、ブロック方面隊、航空隊、水上隊が到着したときは、ブロック方面指揮隊長及び航空隊、水上隊の各隊長から速やかに隊名、人員、車両、資機材の内容の報告（様式５－１）を受けるとともに、次の事項を連絡又は指示（様式４－２）するものとする。

（ア）災害状況

（イ）活動方針

（ウ）活動支援情報

（エ）その他必要な事項

ウ　連絡担当員等の配置

指揮本部は、必要に応じて進出拠点等に広域応援部隊に対する連絡担当員等を配置するものとする。

２　応援側消防機関の対応

（１）出動

ア　広域応援統括指揮隊

広域応援統括指揮隊は、直ちに現地消防本部へ出動するものとする。

イ　ブロック方面指揮隊

ブロック方面指揮隊は、直ちにブロック内消防本部に対し集結場所、集結時間を連絡（様式１に必要事項を記入しファックス送信）し、ブロック方面隊が集結完了次第、出動部隊を確認し広域応援統括消防機関に連絡後、被災地に出動するものとする。

ウ　ブロック方面隊

（ア）ブロック方面隊は、ブロック方面指揮隊からの連絡を受け、直ちに集結場所へ参集するものとする。

なお、ブロック方面隊のうち被災地ブロック内の広域応援部隊及び被災地に隣接している等、直接被災地に出動することが効果的な応援活動ができると隊長が判断したときは、ブロック方面指揮隊長に連絡し被災地へ出動できるものとする。

この場合、ブロック方面指揮隊長が被災地へ到着したときは、ブロック方面指揮隊長の管理下に入るものとする。

（イ）ブロック方面隊の各隊は、各方面隊集結場所においてブロック方面指揮隊長に次の事項を報

告（様式５－１）するものとする。

ａ隊名

ｂ各隊長の職、氏名

ｃ人員、車両、資機材

ｄその他必要事項

エ　航空隊及び水上隊

航空隊及び水上隊は、広域応援統括消防機関から指定された場所へ直ちに出動するものとする。

（２）途上の確認

ア　広域応援統括指揮隊長は、出動途上、指揮本部及び広域応援統括消防機関と連絡を密にして、情報収集に努めるものとする。

イ　ブロック方面指揮隊長又は航空隊、水上隊の各隊長は、指揮本部及び広域応援統括消防機関と連絡を密にし、進出拠点及び活動場所について確認するものとする。

（３）現場到着時の指示及び報告

ア　広域応援統括指揮隊長

広域応援統括指揮隊長は、指揮本部において前記１（５）アの事項を確認し指揮者から必要な指示を受けるものとする。

イ　ブロック方面指揮隊長

ブロック方面指揮隊長は、指揮者及び広域応援統括指揮隊長に対し、次の事項について様式５－２の内容を無線等で報告し、前記１（５）イの指示（様式４－２）を受けるものとする。

（ア）ブロック方面隊名

（イ）ブロック方面指揮隊長の職、氏名

（ウ）ブロック方面隊の人員、車両、資機材

（エ）その他必要事項

ウ　航空隊、水上隊

航空隊、水上隊の各隊長は、指揮者及び広域応援統括指揮隊長に対し、次の事項について様式５－１の内容を無線等で報告し、前記１（５）イの指示（様式４－２）を受けるものとする。

（ア）隊名

（イ）隊長の職、氏名

（ウ）人員、航空機、消防艇、資機材

（エ）その他必要事項

（４）応援活動の終了

応援活動終了の協議

指揮者は、災害の推移により応援活動を終了させようとするときは、広域応援統括指揮隊長と協議するものとする。

（５）現地引揚げ

ア　広域応援統括指揮隊長は、指揮者の引揚げ指示を受けたときは、速やかに活動終了をブロック方面指揮隊長又は航空隊、水上隊の各隊長に指示するとともに、次の事項について、指揮者に対して引揚げ報告（様式６）を行ったのち、引揚げるものとする。

（ア）広域応援部隊の活動概要（場所、時間、隊数等）

（イ）活動中の異常の有無

（ウ）隊員の負傷の有無

（エ）車両、資機材等の損傷の有無

（オ）その他必要な事項

イ　ブロック方面指揮隊長又は航空隊、水上隊の各隊長は、広域応援統括指揮隊長の指示により、引揚げるものとする。

（６）帰署（所）通報

ア　広域応援部隊が帰署（所）した場合には、当該応援側消防機関の消防長は、帰署（所）時刻及び異常の有無について、ブロック幹事消防機関の消防長に報告するものとする。

イ　ブロック幹事消防機関の消防長は、前記ア帰署（所）報告を取りまとめ、広域応援統括消防機関の消防長に報告するものとする。

ウ　広域応援統括消防機関の消防長は、前記イ帰署（所）報告を取りまとめ、千葉県知事に報告するものとする。

（７）その他

ア　応援の始期

応援の始期は、広域応援部隊が出場した時点とする。

イ　応援の終期

応援の終期は、広域応援部隊が帰署（所）した時点とする。

ウ　応援の中断

応援市町村の都合で広域応援部隊の派遣を中止しなければならない特別の事態が生じた場合は、応援市町村の長は被災地の市町村長に状況説明の上、応援を中断することができる。

なお、応援市町村の長は、応援出動の決定通知と同系統で、応援を中断する旨を通知するものとする。

第４章　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）との関係

災害派遣医療チーム（以下「ＤＭＡＴ」という。）の要請及びＤＭＡＴへの支援活動並びにＤＭＡＴとの連携活動については、「千葉県ＤＭＡＴ運営要綱」（平成１９年３月２６日付け消第１４０３号、医第１０５０号）に定めるところによるものとする。なお、千葉県ＤＭＡＴ運営要綱によりＤＭＡＴの支援活動として災害現場までＤＭＡＴを搬送した消防部隊にあっては、本計画の広域応援部隊として出動したものとする。

第５章　緊急消防援助隊との関係

１　千葉県知事に対する緊急消防援助隊の要請

現地消防本部の消防長は、災害の状況から緊急消防援助隊の応援が必要であると判断したときは、直ちに市町村長へ報告のうえ、別に定める「千葉県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、千葉県知事に緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

２　緊急消防援助隊と広域応援部隊の連携

緊急消防援助隊が出動し、被災地に緊急消防援助隊指揮支援本部が設置された場合、広域応援部隊は、緊急消防援助隊と緊密な連携を図るものとする。

第６章　千葉県知事の対応

１　消防庁長官に対する緊急消防援助隊の要請

千葉県知事は、被災地の市町村長又は現地消防本部の消防長から緊急消防援助隊の要請があった場合若しくは災害の状況から代表消防機関の消防長と協議し、県内の消防応援では対応できないと判断したときは、別に定める「千葉県緊急消防援助隊受援計画」に基づき消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

２　消防広域応援体制確立の指示

千葉県知事は、大規模かつ広域的な災害又は特殊災害が発生し、緊急消防援助隊を要請する等、消防組織法第４３条に規定する非常事態に該当しかつ緊急の必要があると認めた場合は、別に定める「消防組織法第４３条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」第５条に基づき、被災地以外の市町村長及び消防本部の消防長に対し、迅速な消防広域応援体制を確立するよう指示するものとする。

第７章　活動報告書の作成

現地消防本部及び応援側消防機関は、災害の状況を次により作成し、事後速やかに広域応援統括消防機関に報告し、広域応援統括消防機関は県及び現地消防本部（応援側消防機関から報告があったもののみ）に報告する。

１　現地消防本部が作成するもの

（１）災害報告１（概要表）　　（様式７）

（２）災害報告２（応援活動概要）　　（様式８）

２　応援側消防機関が作成するもの

（１）災害報告３（応援活動概要）　　（様式９）

第８章　経費の負担

１　応援に要した経費の負担は、消防組織法第８条の規定によるほか、千葉県広域消防相互応援協定に基づく応援については同協定の定めるところによる。

２　第６章２知事の指示に基づく応援に要した活動経費の負担は、別に定めるところにより、県が負担するものとする。

３　交付金制度

千葉県広域消防相互応援協定に基づき、千葉県内の市町村の区域を越えて行われる航空特別応援に対しては、（財）千葉県市町村振興協会が応援に要する経費の一部を支弁する交付金制度があり、申請手続きは別添のとおりである。

別表　１－１

【広域応援統括消防機関及び統括代行消防機関】（H24.4.1 現在）

広域応援統括消防機関	千葉市消防局
統括代行消防機関	災害状況に応じて広域応援統括消防機関が、千葉県消防長会副会長消防機関の中から選定する。

別表　１－２

【ブロック幹事消防機関及びブロック幹事代行消防機関】（H24.4.1 現在）

ブロック方面隊	幹事（代行）	消防機関
第１ブロック方面隊	幹事消防機関	船橋市消防局
	幹事代行消防機関	市原市消防局
第２ブロック方面隊	幹事消防機関	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部
	幹事代行消防機関	成田市消防本部
第３ブロック方面隊	幹事消防機関	袖ヶ浦市消防本部
	幹事代行消防機関	安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部
第４ブロック方面隊	幹事消防機関	松戸市消防局
	幹事代行消防機関	市川市消防局

情報連絡窓口 （応援要請等連絡先）

別表２－１

１．総務省消防庁

名　　称	時間帯別	連絡要請窓口	(NTT) 電話	(NTT) FAX	消防防災無線(電話)	消防防災無線(FAX)	地域衛星通信ﾈｯﾄﾜｰｸ(電話)	地域衛星通信ﾈｯﾄﾜｰｸ(FAX)	
応急対策室	昼　　間	応急対策室	03-5253-7527	03-5253-7537	120-7527	120-7537	048-500-90-49013	048-500-90-49033	
	夜間(休日)	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	120-7782	120-7789	048-500-90-49102	048-500-90-49036	

２．千葉県

名　　称	時間帯別	連絡要請窓口	(NTT) 電話	(NTT) FAX	県防災行政無線電話	県防災行政無線FAX	地域衛星通信ﾈｯﾄﾜｰｸ(電話)	地域衛星通信ﾈｯﾄﾜｰｸ(FAX)	消防無線呼出名称
防災危機管理部	昼　　間	危機管理課 災害対策室	043-223-2175	043-222-5208	500-7221 500-7361	500-7298	012-500-7209	012-500-7298	しょうぼう　ちばけん ちょうせいほんぶ
	夜間(休日)	消防課 情報通信管理室	043-223-2178	043-222-5219	500-7225	500-7110	012-500-7225	012-500-7110	

３．広域応援統括消防機関及びブロック幹事消防機関 (H23.4.1現在)

消防機関		時間帯別	連絡要請窓口	(NTT) 電話	(NTT) FAX	県防災行政無線電話	県防災行政無線FAX	地域衛星通信ﾈｯﾄﾜｰｸ(電話)	地域衛星通信ﾈｯﾄﾜｰｸ(FAX)	消防無線呼出名称
広域応援統括消防機関	千葉市消防局	昼　　間	警防課	043-202-1653	043-202-1654	101-800-3121	101-800-3109	012-101-800-3121	012-101-800-3109	ちばしょうぼう 千葉消防
		夜間(休日)	指令管制室	043-223-1831	043-202-1678	101-800-3661	101-800-3669	012-101-800-3661	012-101-800-3669	
			救急課	043-202-1657	043-202-1659	101-800-3211	101-800-3209	012-101-800-3211	012-101-800-3209	
ブロック幹事消防機関	船橋市消防局	昼　　間	警防課	047-435-1190	047-435-7878	204-731	204-732	012-204-731	012-204-732	しょうぼうふなばし 消防船橋
		夜間(休日)	指令課	047-435-8649	047-432-8229					
	佐倉市八街市酒々井町(組)	昼　　間	指揮指令課	043-481-0119	043-485-2310	625-721	625-722	012-625-721	012-625-722	しょうぼうさくら 消防佐倉
		夜間(休日)								
	袖ケ浦市消防本部	昼　　間	総務課	0438-64-0119	0438-62-9729	615-721	615-722	012-615-721	012-615-722	しょうぼうそでがうら 消防袖ケ浦
		夜間(休日)	指令室							
	松戸市消防局	昼　　間	消防救急課	047-363-1115	047-363-1138	604-721	604-722	012-604-721	012-604-722	まつどしょうぼう 松戸消防
		夜間(休日)	指令課	047-363-1111	047-363-0333					

4．県内消防機関

関係機関連絡先　（応援要請等連絡先）

別表２－１

名称	時間帯別	連絡要請窓口	(NTT) 電話	(NTT) FAX	県防災行政無線　電話	県防災行政無線　FAX	地域衛星通信ﾈｯﾄﾜｰｸ(電話)	地域衛星通信ﾈｯﾄﾜｰｸ(FAX)	消防無線呼出名称
千葉市消防局	昼　間	警防課	043-202-1653	043-202-1654	101-800-3121	101-800-3109	012-101-800-3121	012-101-800-3109	ちばしょうぼう千葉消防
	夜間（休日）	指令管制室	043-223-1831	043-202-1678	101-800-3661	101-800-3669	012-101-800-3661	012-101-800-3669	
		救急課	043-202-1657	043-202-1659	101-800-3211	101-800-3209	012-101-800-3211	012-101-800-3209	
銚子市消防本部	昼　間 夜間（休日）	指令センター	0479-22-0119	0479-23-0119	602-721	602-722	012-602-721	012-602-722	ちょうししょうぼう銚子消防
市川市消防局	昼　間 夜間（休日）	指令課	047-333-2111	047-335-8181	603-721	603-722	012-603-721	012-603-722	しょうぼういちかわ消防市川
船橋市消防局	昼　間	警防課	047-435-1190	047-435-7878	204-731	204-732	012-204-731	012-204-732	しょうぼうふなばし消防船橋
	夜間（休日）	指令課	047-435-8649	047-432-8229					
木更津市消防本部	昼　間	消防総務課	0438-23-9182	0438-23-9096	206-731	206-732	012-206-731	012-206-732	しょうぼうきさらづ消防木更津
	夜間（休日）	指令室	0438-22-0119	0438-22-0151					
松戸市消防局	昼　間	消防救急課	047-363-1115	047-363-1138	604-721	604-722	012-604-721	012-604-722	まつどしょうぼう松戸消防
	夜間（休日）	指令課	047-363-1111	047-363-0333					
野田市消防本部	昼　間 夜間（休日）	通信指令室	04-7124-0119	04-7125-8782	208-731	208-732	012-208-731	012-208-732	のだしょうぼう野田消防
成田市消防本部	昼　間 夜間（休日）	通信指令課	0476-20-1593	0476-24-4828	211-731	211-732	012-211-731	012-211-732	なりたしょうぼう成田消防
旭市消防本部	昼　間 夜間（休日）	警防課通信班	0479-63-0119	0479-63-7769	621-721	621-722	012-621-721	012-621-722	しょうぼうあさひ消防旭
習志野市消防本部	昼　間 夜間（休日）	指令課	047-452-1212	047-451-6569	605-721	605-722	012-605-721	012-605-722	ならしのしょうぼう習志野消防
柏市消防局	昼　間	警防課	04-7133-0117	04-7133-4000	606-721	606-722	012-606-721	012-606-722	かしわしょうぼう柏消防
	夜間（休日）	情報指令課	04-7133-8793	04-7133-8795					
市原市消防局	昼　間	警防救急課	0436-22-8117	0436-23-0085	219-731	219-732	012-219-731	012-219-732	いちはらしょうぼう市原消防
	夜間（休日）	通信指令課	0436-23-0119	0436-21-6874					
流山市消防本部	昼　間 夜間（休日）	消防防災課	04-7158-0119	04-7159-0889	607-721	607-722	012-607-721	012-607-722	ながれやましょうぼう流山消防
八千代市消防本部	昼　間 夜間（休日）	指令課	047-459-7805	047-459-2446	608-721	608-722	012-608-721	012-608-722	やちよしょうぼう八千代消防
我孫子市消防本部	昼　間	警防課	04-7181-7701	04-7184-0120	609-721	609-722	012-609-721	012-609-722	あびこしょうぼう我孫子消防
	夜間（休日）	西消防署	04-7184-0119	04-7184-0165					
鎌ケ谷市消防本部	昼　間	警防課	047-444-3235	047-445-1224	610-721	610-722	012-610-721	012-610-722	しょうぼうかまがや消防鎌ケ谷
	夜間（休日）	通信指令室	047-444-3221	047-442-7119					

4．県内消防機関

関係機関連絡先　（応援要請等連絡先）

別表２－１

名称	時間帯別	連絡要請窓口	(NTT) 電話	(NTT) FAX	県防災行政無線　電話	県防災行政無線　FAX	地域衛星通信ﾈｯﾄﾜｰｸ(電話)	地域衛星通信ﾈｯﾄﾜｰｸ(FAX)	消防無線呼出名称
君津市消防本部	昼　間 夜間（休日）	指令室	0439-53-0119	0439-57-0119	611-723	611-722	012-611-723	012-611-722	きみつしょうぼう 君津消防
富津市消防本部	昼　間 夜間（休日）	指令室	0439-65-0119	0439-65-1722	612-721	612-722	012-612-721	012-612-722	しょうぼうふっつ 消防富津
浦安市消防本部	昼　間 夜間（休日）	指令課	047-304-0119	047-352-3597	613-721	613-722	012-613-721	012-613-722	しょうぼううらやす 消防浦安
四街道市消防本部	昼　間 夜間（休日）	消防署指揮指令グループ	043-422-0119	043-423-7212	614-721	614-722	012-614-721	012-614-722	しょうぼうよつかいどう 消防四街道
袖ケ浦市消防本部	昼　間 夜間（休日）	総務課 指令室	0438-64-0119	0438-62-9729	615-721	615-722	012-615-721	012-615-722	しょうぼうそでがうら 消防袖ケ浦
富里市消防本部	昼　間 夜間（休日）	通信指令室	0476-92-1311	0476-93-9949	618-721	618-722	012-618-721	012-618-722	しょうぼうとみさと 消防富里
栄町消防本部	昼　間 夜間（休日）	通信指令室	0476-95-0119	0476-95-7630	629-721	629-722	012-629-721	012-629-722	しょうぼうさかえ 消防栄
香取広域市町村圏事務組合消防本部	昼　間 夜間（休日）	指令課	0478-83-0119	0478-83-3432	619-721	619-722	012-619-721	012-619-722	しょうぼうかとり 消防香取
安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部	昼　間 夜間（休日）	警防課	0470-22-2233	0470-22-6562	627-721	627-722	012-627-721	012-627-722	あわしょうぼう 安房消防
長生郡市広域市町村圏組合消防本部	昼　間 夜間（休日）	通信指令課	0475-24-0119	0475-25-8448	623-721	623-722	012-623-721	012-623-722	ちょうこうしょうぼう 長広消防
匝瑳市横芝光町消防組合消防本部	昼　間 夜間（休日）	警防課 指令班	0479-72-0119	0479-72-1119	622-721	622-722	012-622-721	012-622-722	しょうぼうそうさ 消防匝瑳
山武郡市広域行政組合消防本部	昼　間 夜間（休日）	指令課	0475-52-4137	0475-50-2501	628-721	628-722	012-628-721	012-628-722	しょうぼうさんむ 消防山武
佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部	昼　間 夜間（休日）	指揮指令課	043-481-0119	043-485-2310	625-721	625-722	012-625-721	012-625-722	しょうぼうさくら 消防佐倉
印西地区消防組合消防本部	昼　間 夜間（休日）	通信指令室	0476-46-9981	0476-46-9986	626-721	626-722	012-626-721	012-626-722	しょうぼういんざい 消防印西
夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部	昼　間 夜間（休日）	警防課 指令室	0470-80-0133 0470-80-0119	0470-82-5000	624-721	624-722	012-624-721	012-624-722	しょうぼういすみ 消防夷隅

別表２－２

県内共通波通信連絡網

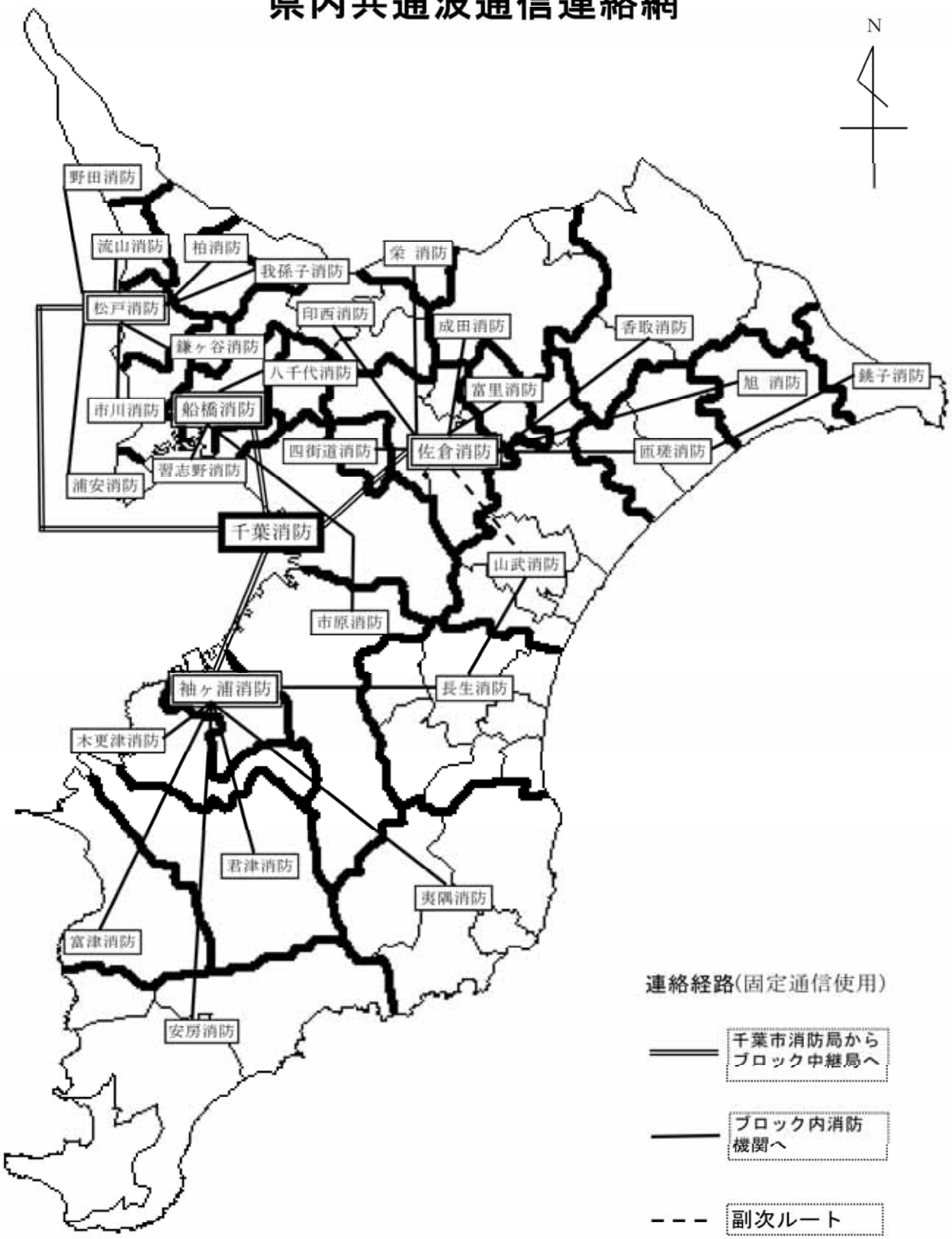

広域応援登録部隊　一覧

平成24年4月1日現在　別表3

ブロック方面隊	登録部隊 / 登録市町村（消防機関）	広域応援統括指揮隊		ブロック方面指揮隊		消火部隊		救助部隊		救急部隊		後方支援部隊		航空部隊		水上部隊		計①		特別災害対応部隊																		計②		合計（計①＋計②）	
																				特殊災害部隊						特殊装備部隊															
																				毒劇物等対応隊		大規模危険物火災等対応隊		密閉空間火災等対応隊		震災対応特殊車両隊		はしご車隊		電源照明車隊		大型水槽車隊		空気ボンベ充填車隊		衛星通信装備隊		特別高度工作車隊					
		隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人
第1ブロック	千葉市	3	14			10	40	2	10	4	12	4	10	2	8	1	8	26	102	1	7	3	8					1	4	1	2					1	2	1	2	8	25	34	127
	船橋市			1	4	6	30	2	10	2	6	3	7					14	57	3	15							1	3											4	18	18	75
	習志野市					2	10	1	5	2	6	1	3					6	24									1	5											1	5	7	29
	市原市			1	3	2	10	2	10	3	9	1	4					9	36			3	8					1	4	1	2			1	3					6	17	15	53
	八千代市					3	15					1	3					4	18																					0	0	4	18
	計	3	14	2	7	23	105	7	35	11	33	10	27	2	8	1	8	59	237	4	22	6	16	0	0	0	0	4	16	2	4	0	0	1	3	1	2	1	2	19	65	78	302
第2ブロック	銚子市					1	5	1	5	1	3	1	3					4	16																					0	0	4	16
	成田市			1	4	2	10			2	6	1	3					6	23	1	5																			1	5	7	28
	旭市					2	10	1	5	1	3	1	3					5	21																					0	0	5	21
	四街道市					1	5					1	3					2	8									1	5											1	5	3	13
	富里市					1	5			1	3	1	3					3	11																					0	0	3	11
	栄町																	0	0													1	2							1	2	1	2
	香取広域					5	25			3	9	1	3					9	37																					0	0	9	37
	匝瑳市横芝光町					1	5	1	5	1	3	1	3					4	16																					0	0	4	16
	佐倉市八街市酒々井町			1	4	4	20	1	5	3	9	2	4					11	42	1	5							1	4											2	9	13	51
	印西地区					2	10	1	5	1	3	2	6					6	24																					0	0	6	24
	計	0	0	2	8	19	95	5	25	13	39	11	31	0	0	0	0	50	198	2	10	0	0	0	0	0	0	2	9	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	5	21	55	219
第3ブロック	木更津市					2	10	1	5	1	3	1	2					5	20																					0	0	5	20
	君津市					1	5			1	3	1	3					3	11																					0	0	3	11
	富津市					2	10			1	3	1	3					4	16																					0	0	4	16
	袖ケ浦市			1	4	1	5					1	5					3	14																					0	0	3	14
	安房郡市			1	3	3	15			1	3	1	4					6	25									1	5											1	5	7	30
	長生郡市					4	20			2	6	2	6					8	32																					0	0	8	32
	山武郡市					3	15	1	5	2	6	2	5					8	31																					0	0	8	31
	夷隅郡市					3	15			1	3	1	3					5	21																					0	0	5	21
	計	0	0	2	7	19	95	2	10	9	27	10	31	0	0	0	0	42	170	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	43	175
第4ブロック	市川市			1	4	3	15	2	10	3	9	2	8			1	5	12	51	1	5	2	6					1	5											4	16	16	67
	松戸市			1	4	6	30	2	10	3	9	2	6					14	59	1	5							2	6											3	11	17	70
	野田市					2	10	1	5	2	6	1	2					6	23									1	5			1	2							2	7	8	30
	柏市					3	15	1	5	2	6	2	4					8	30					1	4			1	3			1	2							3	9	11	39
	流山市					3	15	1	5	1	3	1	3					6	26													1	2							1	2	7	28
	我孫子市					1	5			2	6	1	3					4	14																					0	0	4	14
	鎌ケ谷市					2	10			1	3	1	3					4	16																					0	0	4	16
	浦安市					1	5			1	3	1	3					3	11	1	5							1	3											2	8	5	19
	計	0	0	2	8	21	105	7	35	15	45	11	32	0	0	1	5	57	230	3	15	2	6	1	4	0	0	6	22	0	0	3	6	0	0	0	0	0	0	15	53	72	283
	合計	**3**	**14**	**8**	**30**	**82**	**400**	**21**	**105**	**48**	**144**	**42**	**121**	**2**	**8**	**2**	**13**	**208**	**835**	**9**	**47**	**8**	**22**	**1**	**4**	**0**	**0**	**13**	**52**	**2**	**4**	**4**	**8**	**1**	**3**	**1**	**2**	**1**	**2**	**40**	**144**	**248**	**979**

基本的な出動計画

（平成24年4月1日現在）　別表4

※1　応援は原則としてブロック方面隊ごとの応援体制とする。
※2　原則として広域応援統括指揮隊は出動する。
※3　航空部隊・水上部隊及び特別災害対応部隊(特殊災害部隊・特殊装備部隊)は、必要に応じて出動する。
※4　大規模地震時における出動計画は、別に定める。

災害発生ﾌﾞﾛｯｸ	現地消防本部	基本的な出動部隊	第1方面隊（隊）	第2方面隊（隊）	第3方面隊（隊）	第4方面隊（隊）	合計（隊）
第1ﾌﾞﾛｯｸ	千葉市	ﾌﾞﾛｯｸ方面指揮隊	1	1	1	1	4
	船橋市	消火部隊	23	19	19	21	82
	習志野市	救助部隊	7	5	2	7	21
	市原市	救急部隊	11	13	9	15	48
	八千代市	後方支援部隊	10	11	10	11	42
		特別災害対応部隊（特殊災害部隊）（特殊装備部隊）	40				40

災害発生ﾌﾞﾛｯｸ	現地消防本部	基本的な出動部隊	第1方面隊（隊）	第2方面隊（隊）	第3方面隊（隊）	第4方面隊（隊）	合計（隊）
第2ﾌﾞﾛｯｸ	銚子市	ﾌﾞﾛｯｸ方面指揮隊	1	1	1	1	4
	成田市	消火部隊	23	19	19	21	82
	旭市	救助部隊	7	5	2	7	21
	四街道市	救急部隊	11	13	9	15	48
	富里市	後方支援部隊	10	11	10	11	42
	栄町 香取広域（組） 匝瑳市横芝光町（組） 佐倉市八街市酒々井町（組） 印西地区（組）	特別災害対応部隊（特殊災害部隊）（特殊装備部隊）	40				40

災害発生ﾌﾞﾛｯｸ	現地消防本部	基本的な出動部隊	第1方面隊（隊）	第2方面隊（隊）	第3方面隊（隊）	第4方面隊（隊）	合計（隊）
第3ﾌﾞﾛｯｸ	木更津市	ﾌﾞﾛｯｸ方面指揮隊	1	1	1	1	4
	君津市	消火部隊	23	19	19	21	82
	富津市	救助部隊	7	5	2	7	21
	袖ケ浦市	救急部隊	11	13	9	15	48
	安房郡市広域（組）	後方支援部隊	10	11	10	11	42
	長生郡市広域（組） 山武郡市広域（組） 夷隅郡市広域（組）	特別災害対応部隊（特殊災害部隊）（特殊装備部隊）	40				40

災害発生ﾌﾞﾛｯｸ	現地消防本部	基本的な出動部隊	第1方面隊（隊）	第2方面隊（隊）	第3方面隊（隊）	第4方面隊（隊）	合計（隊）
第4ﾌﾞﾛｯｸ	市川市	ﾌﾞﾛｯｸ方面指揮隊	1	1	1	1	4
	松戸市	消火部隊	23	19	19	21	82
	野田市	救助部隊	7	5	2	7	21
	柏市	救急部隊	11	13	9	15	48
	流山市	後方支援部隊	10	11	10	11	42
	我孫子市 鎌ケ谷市 浦安市	特別災害対応部隊（特殊災害部隊）（特殊装備部隊）	40				40

別表５

大規模地震時における応援部隊編成

<table>
<tr><th>地震災害種別</th><th>県内第１応援体制</th><th>県内第２応援体制</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>東京湾北部地震</td><td rowspan="4">①管内地域の震度が５強以下の消防本部

②管内地域の一部が震度６弱で、その他の地域が５強以下の消防本部</td><td rowspan="4">第１応援体制以外の消防本部のうち出動可能なもの</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>千葉県東方沖地震</td></tr>
<tr><td>三浦半島断層群による地震</td></tr>
<tr><td>その他の地震</td></tr>
</table>

※　千葉県震度情報ネットワークシステムが稼動している場合は、各市町村に設置している震度計が示す震度によることとする。

なお、県は千葉県震度情報ネットワークシステムにより把握した県内市町村の震度を、広域応援統括消防機関に対しただちに連絡するものとする。

応援可能資機材一覧表

別表６－１

ブロック別	資機材 / 登録消防機関	重量物排助用器具							切断用器具							破壊用器具		高度救助用資機材					測定用器具				水難救助用器具					
		油圧ジャッキ	油圧スプレッダー	可搬式ウィンチ	ワイヤーロープ	マット型空気ジャッキ一式	空気式大型油圧スプレッダー	救助用支柱器具	油圧切断機	エンジンカッター	ガス溶断器	チェーンソー	鉄線カッター	空気鋸	空気式大型油圧切断機	削岩機	ハンマドリル	画像探索機Ⅰ型	画像探索機Ⅱ型	地中音響探知機	熱画像直視装置	夜間用暗視装置	可燃性ガス測定器	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器	潜水器具一式	救命胴衣	水中用投光器	救命浮き輪	救命ボート	水中スクーター
第1ブロック	千葉市消防局	2	3	2	29	2		2	3	9		9	17	6		2	6	2	3	2	2	2	10	4	2	17	10	16	10	15	2	2
	船橋市消防局	2	2	2	11	2		2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	5	5	5	10	1	
	習志野市消防本部	1	1	1	8	1		1	2	1	1	1	1	1		1	2	1	1	1	1	1	2	1	4	3	5	5	5	5	1	
	市原市消防局	2	2	2	16	2		1	2	2	1	2	2	2		2	4	1	1	1	1	1	2	2	2	6	10	10	10	3	2	
	八千代市消防本部				1					2		2	3										3									
第2ブロック	銚子市消防本部	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1		1	1						1		1	1						
	成田市消防本部																						3			2						
	旭市消防本部	1	1	1	7	1		1	1	1	1	1	2	1		1	1	1					1	1		1	5	5	3	2		
	四街道市消防本部		1		2				1	2		2	2										1			1		5				
	富里市消防本部											1		1			1									1		3				
	栄町消防本部																															
	香取広域（組）			3	7					5		5	5										4	4	4	1		18		4		
	匝瑳市横芝光町（組）	1	1	1	1	1				1		1	3	1		1	1				1		1	1	1	1		5		1	1	
	佐倉市八街市酒々井町（組）	2	2	2	6	2			2	2	2	2	3	1		1	1	1	2	1	2	1	2	2	1	1	5	20	5	5	1	
	印西地区（組）	1	2	1	4	1			3	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	1	5	5	5	2	1	
第3ブロック	木更津市消防本部	1	1	1	5	1		1	1	2	1	2	2	2		1	1						2	2	2	2		2	3	1		
	君津市消防本部				1								1										1									
	富津市消防本部				2					1		1	2										1					3		2		
	袖ケ浦市消防本部											1	1										1									
	安房郡市広域（組）				4					1		1	2																			
	長生郡市広域（組）				1					1		1	1															8				
	山武郡市広域（組）	1	2	2	18	2			2	3	1	3	2	2		1	1	1					3	2		7		12	1	4	2	
	夷隅郡市広域（組）									2		2	2	2														8				
第4ブロック	市川市消防局	2	2	2	2	2			2	2	2	2	2	2		2	2	0	1		2		2	2	2	2		10		2		
	松戸市消防局	2	2	2	2	2		1	4	2	2	2	2	2		2	2	2	1	1	2	1	2	2	2	2		10	5	2	1	
	野田市消防本部	1	1	1	2	1		1	1	1	1	4	1	1		1							2		2	3		10	2	4	1	
	柏市消防局	1	1	1	5	1		1	1	1	1	1	1	2		1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3		5	3	3	1	
	流山市消防本部	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1		1	1				1		1	1	1	1		3		1	1	
	我孫子市消防本部			1	2					1		1	2			1	1						1	1	1			10				
	鎌ケ谷市消防本部									1		1	1										1									
	浦安市消防本部									1		1	2										1					2		2		
	計	22	26	27	138	23	0	11	29	49	18	54	67	31	0	22	29	13	13	10	16	10	55	32	32	58	45	180	57	68	15	2

応援可能資機材一覧表

別表６－２

資機材 / ＮＢＣ災害出動編成　登録部隊		ＮＢＣ対応資機材														
		測定･検知器具								保護服					除染シャワー	中和剤散布器
												陽圧式以外				
		有毒ガス測定器	有毒ガス検知管	携帯型生物剤検知装置	生物剤検知紙	携帯型化学剤検知器	化学剤検知紙	放射線測定器	放射線ポケット線量計	放射線防護服	陽圧式	Ｂ専用	Ｃ専用	ＢＣ専用		
千葉市消防局	**ＮＢＣ災害対応** （広域応援統括指揮隊、毒劇物等対応隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、航空部隊）	3	3	2	2	3	2	13	35	6	14			10	3	2
市川市消防局	**ＢＣ災害対応** （毒劇物等対応隊、救助部隊、救急部隊）	3	3	0	1	1	7	8	32	13	26			9	4	2
船橋市消防局	**ＢＣ災害対応** （消火部隊、救助部隊）	2	2	1	1	1	1	8	22	4	10			2	2	2
成田市消防本部	**ＢＣ災害対応** （毒劇物等対応隊[水槽付ポンプ車]）		1	1	1	1	150	2	5		5			3	2	2
浦安市消防本部	**ＢＣ災害対応** **（消火部隊）**			1		1		1	5		5			5	1	1
松戸市消防局	**一般毒劇物災害対応** （救助部隊）	1	1					1	4		4			2	1	1
佐倉市八街市酒々井町消防組合	**一般毒劇物災害対応** （消火部隊）	1						1	4		4					
計		10	10	5	5	7	160	34	107	23	68	0	0	31	13	10

化学剤検知紙＝成田市（150）はＭ８タイプ

応援可能消火薬剤等一覧表

別表 6－3

ブロック別	消火薬剤等 / 登録消防機関	化学消火薬剤種別										油類吸着剤	油類処理剤
		たん白系		フッ化たん白	合成界面活性剤	水成膜泡消火薬剤	水溶性液体用泡消火薬剤（耐アルコール用）	粉末					
		3%型 (ℓ)	6%型 (ℓ)	(ℓ)	(ℓ)	(ℓ)	(ℓ)	第1種 (kg)	第2種 (kg)	第3種 (kg)	第4種 (kg)	(kg)	(kg)
第1ブロック	千葉市消防局					15,500							
	船橋市消防局				700		7,700						
	習志野市消防本部						1,000						
	市原市消防局				34,930	20,000	145,620						
	八千代市消防本部												
第2ブロック	銚子市消防本部												
	成田市消防本部												
	旭市消防本部				500								
	四街道市消防本部												
	富里市消防本部												
	栄町消防本部												
	香取広域（組）				500								
	匝瑳市横芝光町（組）												
	佐倉市八街市酒々井町（組）				500		400						
	印西地区（組）				120								
第3ブロック	木更津市消防本部						1,000						
	君津市消防本部					1,600	3,000						
	富津市消防本部						940						
	袖ケ浦市消防本部						27,000						
	安房郡市広域（組）				100								
	長生郡市広域（組）												
	山武郡市広域（組）				400								
	夷隅郡市広域（組）				100								
第4ブロック	市川市消防局						51,940						
	松戸市消防局				1,200								
	野田市消防本部				200								
	柏市消防局				600								
	流山市消防本部												
	我孫子市消防本部				200								
	鎌ケ谷市消防本部												
	浦安市消防本部				240		120					20	400
	計	0	0	0	40,290	37,100	238,720	0	0	0	0	20	400

水溶性液体用（耐アルコール用）＝船橋市消防局（7,700ℓ）、習志野市消防本部（1,000ℓ）、市原市消防局（77,700ℓ）、木更津市消防本部（1,000ℓ）、君津市消防本部（3,000ℓ）、富津市消防本部（940ℓ）、袖ケ浦市消防本部（27,000ℓ）、市川市消防局（43,940ℓ）は県備蓄分

水性膜消火薬剤＝市原市消防局(20,000ℓ)は、千葉県備蓄分

応援可能無線機等一覧

別表6－4

（全国波1：150.73MHz、全国波2：148.75MHz、全国波3：154.15MHz、県共通波：152.81MHz）

ブロック別		基地局							応援部隊（救急隊以外）							救急隊				
									車載無線				携帯無線			車載無線		市町村波（携帯含む）		
		全国波1	全国波2	全国波3	県内共通波	市町村波（MHz）	出力（W）	運用方式	全国・県波組込	県波組込	出力（W）	台数	全国・県波組込	県波組込	台数	救急波（MHz）	台数	全国・県波組込	県波組込	台数
第1ブロック	千葉市消防局	○	○	○	○	149.15 154.07 151.57	10	切替	○		10	30	○		28	送信 受信		○		4
	船橋市消防局	○	○	○	○	152.07 151.11	10	独立	○	○	10	11	○		2	送信 143.48 受信 147.48	1	○		1
	習志野市消防本部	○	○	○	○	150.45	5	独立	○	○	10	5	○	○	4	送信 143.40 受信 147.40	2	○	○	2
	市原市消防局	○			○	150.35 153.83	10	独立	○		10	12	○		7	送信 152.03 受信 148.03	3	○		3
	八千代市消防本部	○	○	○	○	149.75	5	独立	○		10	4	○		5	送信 受信				
第2ブロック	銚子市消防本部	○	○	○	○	153.85	10	（全国波）切替（県波）独立	○		10	2	○		2	送信 143.44 受信 147.44	1	○		1
	成田市消防本部	○	○	○	○	151.43	10	独立	○		10	5	○		5	送信 147.40 受信 143.40	2	○		2
	旭市消防本部	○	○	○	○	151.55	5	独立	○	○	10	4	○	○	4	送信 143.74 受信 147.74	1	○		1
	四街道市消防本部	○	○	○	○	150.19	5	切替	○		10	3	○		2	送信 受信				
	富里市消防本部	○			○	151.81	5	独立	○		10	2	○		2	送信 142.88 受信 146.88	1	○		1
	栄町消防本部	○			○	151.19	5	独立	○		10	1	○		2	送信 受信				
	香取広域（組）	○	○	○	○	151.71	10	独立	○	○	10	5	○	○	5	送信 142.04 受信 146.04	2	○	○	2

応援可能無線機等一覧

別表６－４

（全国波1：150.73MHz、全国波2：148.75MHz、全国波3：154.15MHz、県共通波：152.81MHz）

ブロック別		基地局							応援部隊（救急隊以外）							救急隊				
									車載無線				携帯無線			車載無線		市町村波（携帯含む）		
		全国波1	全国波2	全国波3	県内共通波	市町村波（MHz）	出力（W）	運用方式	全国・県波組込	県波組込	出力（W）	台数	全国・県波組込	県波組込	台数	救急波（MHz）	台数	全国・県波組込	県波組込	台数
第1ブロック	千葉市消防局	○	○	○	○	149.15 154.07 151.57	10	切替	○		10	30	○		28	送信 受信		○		4
	船橋市消防局	○	○	○	○	152.07 151.11	10	独立	○	○	10	11	○		2	送信 143.48 受信 147.48	1	○		1
	習志野市消防本部	○	○	○	○	150.45	5	独立	○	○	10	5	○	○	4	送信 143.40 受信 147.40	2	○	○	2
	市原市消防局	○			○	150.35 153.83	10	独立	○		10	12	○		7	送信 152.03 受信 148.03	3	○		3
	八千代市消防本部	○	○	○	○	149.75	5	独立	○		10	4	○		5	送信 受信				
第2ブロック	銚子市消防本部	○	○	○	○	153.85	10	（全国波）切替（県波）独立	○		10	2	○		2	送信 143.44 受信 147.44	1	○		1
	成田市消防本部	○	○	○	○	151.43	10	独立	○		10	5	○		5	送信 147.40 受信 143.40	2	○		2
	旭市消防本部	○	○	○	○	151.55	5	独立	○	○	10	4	○	○	4	送信 143.74 受信 147.74	1	○		1
	四街道市消防本部	○	○	○	○	150.19	5	切替	○		10	3	○		2	送信 受信				
	富里市消防本部	○			○	151.81	5	独立	○		10	2	○		2	送信 142.88 受信 146.88	1	○		1
	栄町消防本部	○			○	151.19	5	独立	○		10	1	○		2	送信 受信				
	香取広域（組）	○	○	○	○	151.71	10	独立	○	○	10	5	○	○	5	送信 142.04 受信 146.04	2	○	○	2
第2ブロック	匝瑳市横芝光町（組）	○	○	○	○	151.59	10	独立	○		10	3	○		5	送信 143.78 受信 147.78	1	○		1
	佐倉市八街市酒々井町（組）	○	○	○	○	151.31	10	独立	○		10	9	○		9	送信 142.82 受信 146.82	3	○		3
	印西地区（組）	○	○	○	○	151.27	5	独立	○	○	10	4	○	○	3	送信 146.84 受信 142.84	1	○	○	1
第3ブロック	木更津市消防本部	○	○	○	○	150.07	10	独立	○		10	4	○		4	送信 143.44 受信 147.44	1	○		2
	君津市消防本部	○			○	150.75	10	切替	○	○	10	2	○	○	3	送信 142.08 受信 146.08	1	○	○	1
	富津市消防本部	○			○	150.29	10	独立	○	○	10	3	○	○	2	送信 142.78 受信 146.78	1	○	○	2
	袖ケ浦市消防本部	○	○	○	○	151.19	10	独立	○		10	2	○		2	送信 受信				
	安房郡市広域（組）	○			○	151.57	10	切替	○	○	10	6	○		4	送信 146.80 受信 142.80	1	○		2
	長生郡市広域（組）	○			○	153.51	10	独立	○		10	4	○		6	送信 142.04 受信 146.04	2	○		2
	山武郡市広域（組）	○	○	○	○	152.27	10	独立	○	○	10	5	○		5	送信 143.48 受信 147.48	1	○		1
	夷隅郡市広域（組）	○	○	○	○	151.67	10	独立	○		10	4	○		4	送信 147.42 受信 143.42	1	○		2
第4ブロック	市川市消防局	○	○	○	○	150.31 149.73	10	独立	○		10	10	○		8	送信 146.04 受信 142.04	3	○		3
	松戸市消防局	○	○	○	○	153.87 152.23	10	独立	○		10	13	○	○	16	送信 143.76 受信 147.76	3	○	○	3

応援可能無線機等一覧

別表６－４

（全国波１：150.73MHz、全国波２：148.75MHz、全国波３：154.15MHz、県共通波：152.81MHz）

ブロック別		基地局							応援部隊（救急隊以外）							救急隊				
									車載無線				携帯無線			車載無線		市町村波（携帯含む）		
		全国波1	全国波2	全国波3	県内共通波	市町村波（MHz）	出力（W）	運用方式	全国・県波組込	県波組込	出力（W）	台数	全国・県波組込	県波組込	台数	救急波（MHz）	台数	全国・県波組込	県波組込	台数
第４ブロック	野田市消防本部	○			○	150.27	10	独立	○		10	6	○		5	送信 146.88 受信 142.88	2	○		2
	柏市消防局	○	○	○	○	151.23 153.31	10	独立	○		10	7	○		5	送信 143.44 受信 147.44	1	○	○	2
	流山市消防本部	○	○	○	○	148.01	5	切替	○		10	5	○		4	送信 143.48 受信 147.48	1	○		1
	我孫子市消防本部	○	○	○	○	153.51	5	独立	○		10	2	○		2	送信 146.86 受信 142.86	2	○		2
	鎌ケ谷市消防本部	○	○	○	○	149.63	5	独立	○		10	3	○		3	送信 152.03 受信 148.03	1	○		1
	浦安市消防本部	○	○	○	○	150.75	5	切替	○		5	2	○		2	送信 148.03 受信 152.03	1	○		1
参考	千葉県	○	○	○	○		10	切替	○		10	2				送信 受信				

様式 1

千葉県消防広域応援要請書

第　　報
平成　　年　　月　　日

広域応援統括消防機関　消防長　　様
（応援側消防機関　消防長）

（現地消防本部要請者）

消 防 機 関 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職　・　氏　名 消防長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☐ 千葉県広域消防相互応援協定第3条の規定に基づき、次のとおり応援要請を行います。

☐ 消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県広域消防相互応援隊運用要綱第5条第5項の規定に基づき、次のとおり連絡します。

災害発生日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分
応援要請日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分
災害状況	
人的・物的被害の状況	
必要部隊・車両・資機材	
進出拠点（受入）	
現地責任者・連絡先	
その他必要な事項	

※１　広域応援統括消防機関記入欄【　　消防本部（局）】

出動ブロック方面隊	第1ブロック　・　第2ブロック　・　第3ブロック　・　第4ブロック
大規模地震時応援体制	第1応援体制　・　第2応援体制
特別災害対応部隊	（別表3のうち○で囲んだ部隊）
上記以外の指定部隊	
使用無線	
その他必要な事項	

※２　ブロック幹事消防機関記入欄　［　　消防本部（局）］

集結場所・集結時間	

①応援要請（現地消防本部 ⟶ 広域応援統括消防機関）
②出動要請（広域応援統括消防機関 ⟶ 応援側消防機関）【全消防本部一斉通報】
③集結場所指定（ブロック幹事消防機関 ⟶ ブロック内消防機関）
④広域応援報告（ブロック幹事消防機関 ⟶ 広域応援統括消防機関 ⟷ 千葉県）

様式 2

広域応援統括消防機関　消防長　　様

応援側消防機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職・氏名　消防長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

◎　広　域　応　援　　可　能
　　不　能

広域応援出動連絡表

（基本的な出動部隊）			
広域応援統括指揮支援隊		隊	人
ブロック方面指揮隊		隊	人
消　火　隊		隊	人
救　助　隊		隊	人
救　急　隊		隊	人
後方支援隊		隊	人
航　空　隊		隊	人
水　上　隊		隊	人
（特別災害対応部隊）			
特殊災害部隊	毒劇物等対応隊	隊	人
	大規模危険物火災等対応隊	隊	人
	密閉空間火災等対応隊	隊	人
特殊装備部隊	震災対応特殊車両隊	隊	人
	はしご車隊	隊	人
	電源・照明車隊	隊	人
	大型水槽車隊	隊	人
	空気ボンベ充填車隊	隊	人
	衛星通信装備隊	隊	人
	特別高度工作車隊	隊	人
合　計		隊	人

所属名(部課名)	
担　当　者	
電　　話	

様式 3

平成　　年　　月　　日

千　葉　県　知　事　　様
応援側消防機関　消防長

（広域応援統括消防機関）
消防機関名：
広域応援統括消防機関 消防長

広 域 応 援 部 隊 出 動 状 況 連 絡 表

（　　年　　月　　日　　時現在）

☐ 千葉県広域消防相互応援協定第3条

☐ 消防組織法第43条に基づく知事の指示による 千葉県消防広域応援隊運用要綱第5条

の規定により出動する応援部隊は、別紙（様式3　別紙）のとおりです。

広域応援統括消防機関（　　）	
所　属	
担当者	
電　話	
ＦＡＸ	

様式3 別紙

県内消防広域応援出動部隊 一覧

ブロック方面隊	登録部隊 / 登録市町村	広域応援統括指揮隊		ブロック方面指揮隊		消火部隊		救助部隊		救急部隊		後方支援部隊		航空部隊		水上部隊		計①		特別災害対応部隊																				計②		合計（②）（計①＋計）	
																				特殊災害部隊						特殊装備部隊																	
																				毒劇物等対応隊		大規模危険物火災等対応隊		密閉空間火災等対応隊		震災対応特殊車両隊		はしご車隊		電源照明車隊		大型水槽車隊		空気ボンベ充填車隊		衛星通信装備隊		特別高度工作車隊					
		隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人
第1ブロック	千葉市																																										
	船橋市																																										
	習志野市																																										
	市原市																																										
	八千代市																																										
	計																																										
第2ブロック	銚子市																																										
	成田市																																										
	旭市																																										
	四街道市																																										
	富里市																																										
	栄町																																										
	香取広域																																										
	匝瑳市 横芝光町																																										
	佐倉市八街市 酒々井町																																										
	印西地区																																										
	計																																										
第3ブロック	木更津市																																										
	君津市																																										
	富津市																																										
	袖ケ浦市																																										
	安房郡市																																										
	長生郡市																																										
	山武郡市																																										
	夷隅郡市																																										
	計																																										
第4ブロック	市川市																																										
	松戸市																																										
	野田市																																										
	柏市																																										
	流山市																																										
	我孫子市																																										
	鎌ケ谷市																																										
	浦安市																																										
	計																																										
合計																																											

様式 4－1

平成	年	月	日
午前・午後		時	分

広域応援統括指揮隊長への連絡・指示事項

広 域 応 援 統 括 指 揮 隊 長

指揮者　　消防本部消防長

役割分担に関する事項	
現在の災害状況	
関係機関の対応状況	
活動支援情報	様式4－2のとおり
その他広域応援活動に関する必要な事項	

※　役割分担については、災害状況及び現地消防本部の活動状況から、広域応援部隊の任務等について指示する。

様式 4－2

平成	年	月	日
午前・午後	時	分	

広域応援部隊活動支援情報

広域応援統括指揮隊長
第　　ブロック方面指揮隊長
（航空部隊・水上部隊　各部隊長）

指揮本部　　指揮者
（広域応援統括指揮隊長）

災害状況	災害発生日時	年　月　日　時　分
	災害発生場所	
	災害の概要	
	人的・物的被害状況	
	現在活動中の部隊名・部隊数及び活動内容	
活動方針		
活動支援情報	活動地域及び任務 災害地までの道路状況	
	活動拠点	
	水利の状況	
	災害拠点病院	
	航空部隊臨時離着陸場	
	使用無線系統	
	指揮連絡担当者	
その他必要な事項		・案内図、水利図等応援活動に必要な資料 ・活動拠点（野営地）位置 ・燃料補給場所位置 ・災害拠点病院位置 ・航空部隊臨時離着陸場位置

様式　５－１

広域応援部隊内訳表

ブロック方面隊	第1・第2・第3・第4
航空隊　・　水上隊	
消防本部名	
隊　　名	

車　両　名		無線呼称	

NO	◎は隊長	階　級	氏　　名	年齢	性別
1	◎				男・女
2					男・女
3					男・女
4					男・女
5					男・女
6					男・女
7					男・女
8					男・女

連絡先電話番号　昼　（　　）

夜　（　　）

隊長携帯電話番号　（　　）

主な隊の装備

※　出動時、**ブロック方面隊集結場所**において各隊長は、ブロック方面隊長に提出する。

様式　５－２

ブロック方面隊内訳表

ブロック方面隊	方面隊	
ブロック方面指揮隊長	所　属	
	階級・氏名	

隊 名	部隊長 ◎印	消防本部名 （所　属）	隊員数	隊長（階級・氏名）	車 両 名 （無線呼称）	携帯電話番号
合計			隊		名	

主な隊の装備

※　現地到着時、**ブロック方面指揮隊長**は、指揮者（広域応援統括指揮隊長）に提出する。

様式 6

千葉県消防広域応援隊　活動概要報告

広域応援統括指揮隊長 所　属

階級・氏名

現場到着日時		年　月　日　時　分
現場を離れた日時		年　月　日　時　分
主な活動内容	活動場所	
	活動内容	
	活動開始日時	
	活動時間	
	活動隊数	
活動中の異常の有無		
隊員の負傷の有無		
車両・資機材の損傷の有無		
その他特記事項		

※ 現場引揚げ時、広域応援統括指揮隊長は、指揮者に報告する。

様式 7

災害報告1（概要表）

NO.	項目	内容
1	災害発生場所	都道　市　区 府県　郡　町村　丁目　番地
2	災害発生日時	平成　年　月　日　時　分頃
3	災害概要	
4	被害状況	人的被害　死者　名　行方不明　名　負傷者　名 物的被害
5	出動車両等及び人員	計　台(機・艇) 計　名
6	活動台数及び人員	計　台(機・艇) 計　名
7	活動概要	

様式 8

災害報告2（受援概要表）

NO.	項目	内容
1	災害発生場所	都道　市　区 府県　郡　町村　丁目　番地
2	災害発生日時	平成　年　月　日　時　分
3	応援要請日時	平成　年　月　日　時　分
4	応援消防機関	
5	応援開始日時 応援終了日時	出場　平成　年　月　日　時　分 集結場所到着　時　分 引揚　平成　年　月　日　時　分 帰署(所)　時　分
6	応援車両等 (日別、種別、数量)	(活動台数) 計　台(機・艇)
7	応援人員 (日別、部隊別)	(作業人員) 計　名
8	応援資機材 (種別、数量)	
9	応援活動概要	
10	特記事項	

様式 9

災害報告３（応援活動報告）

１ 出動の状況

市町村名		消防本部名	
災害名			
出動先市町村			
応援要請又は指示を受けた年月日		年　月　日	
出動した期間	出動した日時	年　月　日　時　分	
	帰署(所)した日時	年　月　日　時　分	
	期間	日間	

	隊の種類		出動隊数	出動車両等		出動隊員数
出動の状況	広域応援統括指揮隊		隊	指揮車	台	人
				その他の車両	台	
	ブロック方面指揮隊		隊	指揮車	台	人
				その他の車両	台	
	消火部隊		隊	消防ポンプ車（水槽・化学車含む）	台	人
	救助部隊		隊	救助工作車	台	人
				その他の車両	台	
	救急部隊			救急車	台	人
	後方支援部隊		隊	支援車（Ⅰ・Ⅱ型）	台	人
				その他車両	台	
	航空部隊			ヘリコプター	機	人
	水上部隊			消防艇	艇	人
	特殊災害部隊	毒劇物等対応隊	隊	特殊車両	台	人
				その他の車両	台	
		大規模危険物火災等対応隊	隊	大型化学車	台	人
				大型高所放水車	台	人
				泡原液搬送車	台	人
				屈折放水塔車	台	人
		密閉空間火災等対応隊	隊	高発泡車	台	人
	特殊装備部隊	震災対応特殊車両隊	隊	震災工作車	台	人
		はしご車隊	隊	はしご車	台	人
		電源・照明車隊	隊	電源・照明車	台	人
		大型水槽車隊	隊	大型水槽車	台	人
		空気ボンベ充填車隊	隊	空気ボンベ充填車	台	人
		衛星通信装備隊	隊	衛星通信装備車	台	人
		特別高度工作車隊	隊	特別高度工作車	台	人
合　計			隊	車両	台	人
				のべ	台	人
				ヘリコプター	機	人
				のべ	機	人
				消防艇	艇	人
				のべ	艇	人

様式 9

2活動の状況

現地到着日時		年　月　日　時　分
現地を離れた日時		年　月　日　時　分
主な活動内容	活動場所 活動概要	
	活動開始日時 活動時間	
	活動隊数	
活動中の異常の有無		
隊員の負傷の有無		
車両・資機材の損傷		
その他特記事項		

別図 1

指 揮 系 統（基本的な出動の場合）

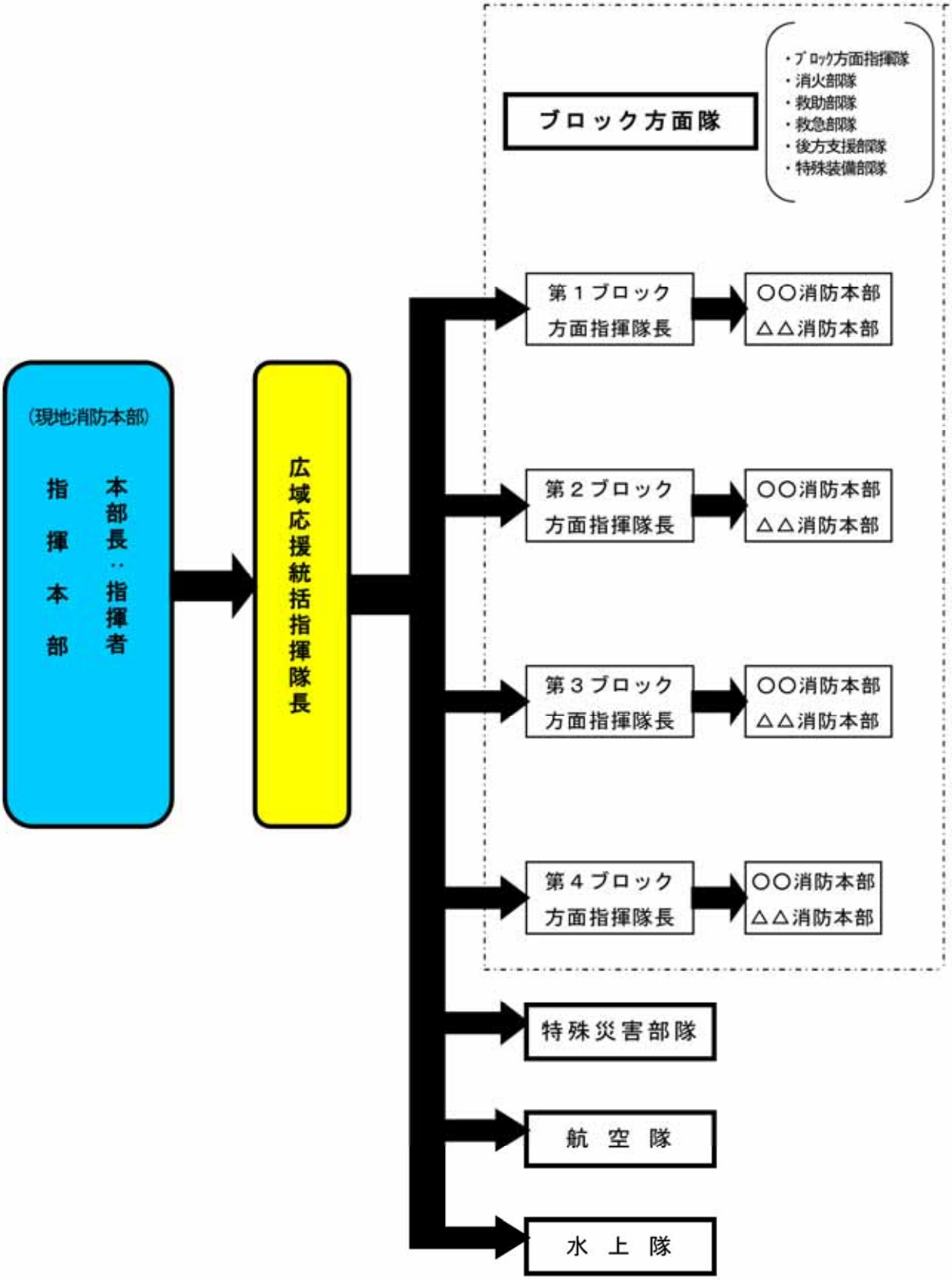

指 揮 系 統 （千葉県直下型大規模地震災害の場合）　　別 図 2

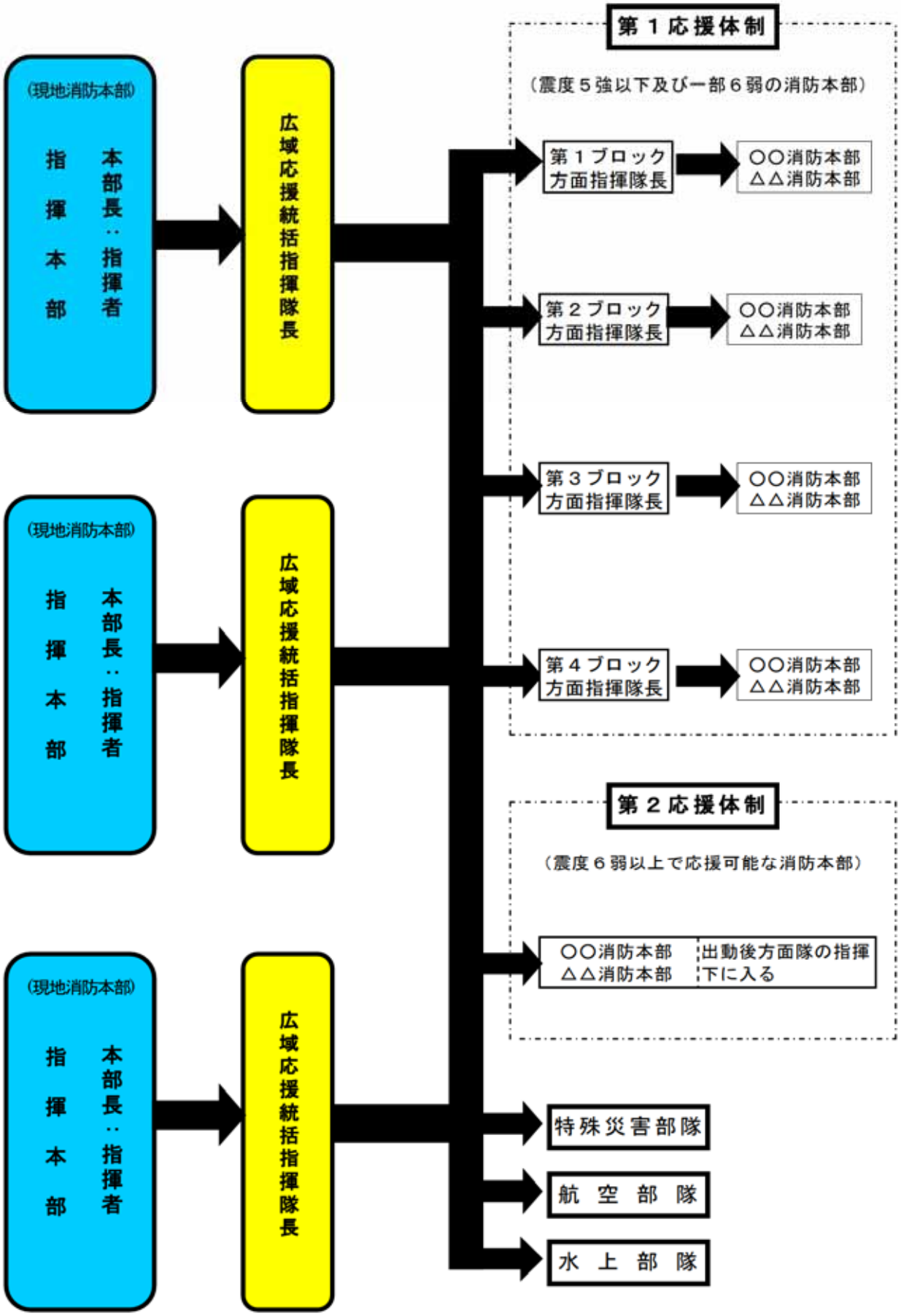

通信連絡体制

別図 3

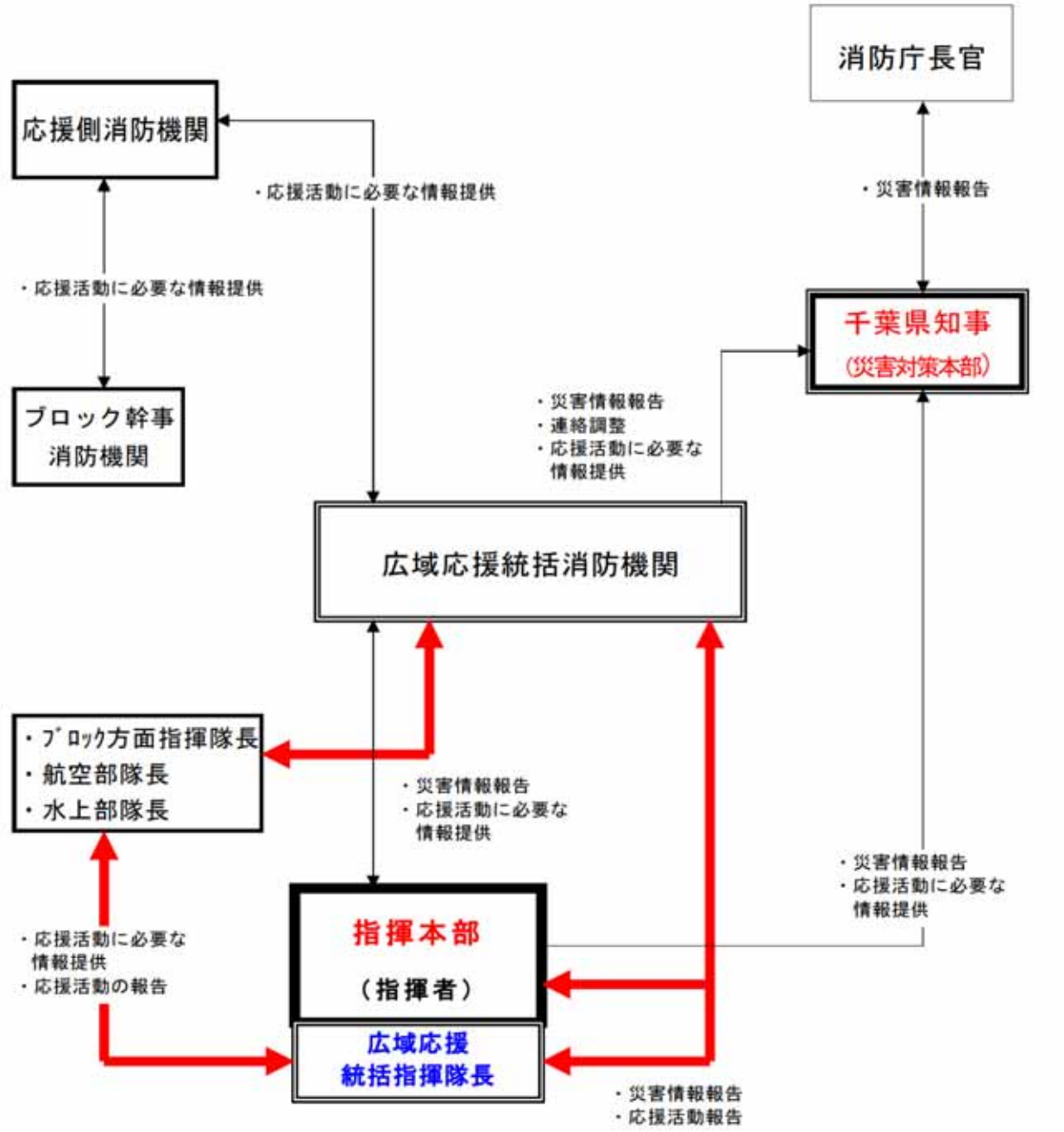

凡例（基本的な情報連絡系統）

→原則として有線(NTT)回線とするが、有線途絶の場合等は、県防災行政無線、地域衛星通信ﾈｯﾄﾜｰｸ、消防無線（県内共通波）を必要に応じて有効に活用する。

→消防無線（全国共通波又は県内共通波）

資料３－２　千葉県広域消防相互応援協定書

締結　平成　４年　４月１日
改正　平成１５年３月２４日
改正　平成１８年８月２２日

（協定の目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号。以下「法」という。）第３９条の規定により、千葉県下の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、大規模災害、産業災害その他の災害（以下「災害」という。）の予防、鎮圧等に万全を期し、併せて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的として締結するものである。

（応援の種類）

第２条　この協定による応援は、次のとおりとする。

(1)　普通応援　市町村等が当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地の市町村等の長又は消防長（以下「要請側市町村等の長」という。）の要請を待たずに出動する応援

(2)　特別応援　市町村等が当該市町村等の区域外において災害が発生した場合に、要請側市町村等の長の要請に基づいて出動する応援

(3)　航空特別応援　前号の場合において、回転翼航空機が出動する応援

(4)　火災調査等特別応援　市町村等が当該市町村等の区域外において、火災・爆発が発生した場合に要請側市町村等の長の要請に基づいて行う火災原因・損害調査の応援及び鑑定・鑑識等の支援

（応援要請の方法）

第３条　応援を要請しようとするときは、次の事項を明確にし、要請側市町村等の長から電話、その他の方法により要請し、事後速やかに応援要請に必要な文書を提出する。

(1)　災害の種別

(2)　災害発生の場所

(3)　応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量

(4)　応援隊受入れ場所

(5)　その他必要な事項

２　普通応援で出動した場合、応援側の市町村等の長又は消防長（以下「応援側市町村等の長」という。）は、直ちに要請側市町村等の長に連絡するものとする。

（応援隊の派遣）

第４条　前条の規定により応援要請を受けた応援側市町村等の長は、当該団体の区域内の警備に支障のない範囲内において応援隊を派遣するものとする。ただし、派遣しがたいときは、その旨を、遅滞なく要請側市町村等の長に通報するものとする。

２　応援側市町村等の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量及び到着予定時刻を要請側市町村等の長に通報するものとする。

３　応援隊の隊数については、応援側市町村等の長と要請側市町村等の長との間において協議するものとする。

（応援の中断）

第５条　応援側の市町村等の都合により応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側市町村等の長は、要請側市町村等の長と協議のうえ、応援を中断することができるものとする。

（応援隊の指揮）

第６条　応援隊の指揮は、法第４７条の規定に基づき要請側の市町村等の消防長の定める現場最高指揮者が応援隊の長を通じ、これを行うものとする。ただし、緊急を要し、応援隊の長を通じ指揮するい

とまがない場合は、直接応援隊員を指揮することができる。

（応援隊の報告）

第７条　応援隊の長は、現場到着、引き上げ及び消防活動の状況を要請側の市町村等の現場最高指揮者に報告するものとする。

（費用の負担）

第８条　　応援に要した費用については、次の区分に従いそれぞれ負担するものとする。

(1)　機械器具の小破損の修理、燃料、消防職（団）員の手当及び被服の損料等に関する費用は、応援側の市町村等の負担とする。

(2)　機械器具の大破損の修理、応援隊員及び一般人の死傷に係る災害保障等に関する重要事項に係る費用は、応援側の市町村等と要請側の市町村等との間において協議するものとする。

(3)　前各号以外の費用は、原則として要請側の市町村等の負担とする。

（航空特別応援）

第９条　航空特別応援については、第３条から第８条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。

（火災調査等特別応援）

第１０条　火災調査等特別応援については、第３条から第８条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。

（委任）

第１１条　この協定に定めるもののほか必要な事項は、市町村等間において定めることができる。

附　則

１　この協定は、平成４年４月１日から施行する。

２　この協定の締結を証するため、市町村等の長は、本書を５通作成し、記名押印のうえ、千葉県、千葉県市長会、千葉県町村会、千葉県消防長会及び財団法人千葉県消防協会に保管を依頼するとともに、その写しを各１通所持するものとする。

附　則

この協定は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この協定は、平成１８年８月２２日から施行する。

資料３－３　千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱

改正　平成１３年１２月１日千消会第１２０号

（目　的）

第１条　この要綱は，千葉県広域消防相互応援協定書（平成４年４月１日締結）第９条の規定に基づき，災害発生地の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が，回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を使用した航空特別応援を要請する場合の必要な事項について定めるものとする。

（航空特別応援の対象）

第２条　航空特別応援の対象とする災害は，ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられる場合で，次の各号に掲げる災害とする。

(1)　地震，風水害その他大規模な自然災害

(2)　陸上又は海上からの接近が著しく困難な地域で発生した大規模な林野火災

(3)　高層建築物火災

(4)　コンビナート災害

(5)　航空機，列車事故等で大規模又は特殊な救急救助事故

(6)　その他前各号に掲げる災害に準じる災害

（航空特別応援の種別）

第３条　航空特別応援の種別は，主な任務により次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　調査出動　現場把握，情報収集，指揮支援等のための出動

(2)　火災出動　消火活動のための出動

(3)　救助出動　人命救助のための特別な活動を必要とする場合の出動（これに付随した救急搬送活動を含む。）

(4)　救急出動　重篤傷病者等の搬送のための出動で，特別な人命救助活動を伴わないもの

(5)　救援出動　救援物資，資機材，人員等の輸送のための出動

（航空特別応援の出動限定条件）

第４条　航空特別応援の出動限定条件は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　出動時間帯は，原則として日出から日没までとする。

(2)　気象状態は，災害の発生場所において雲高（地表面から雲までの高さ）３００メートル以上，視程３，０００メートル以上，風速毎秒１５メートル以下であるとともに，凍結気象状態でないこと。

（航空特別応援の要請手続）

第５条　航空特別応援の必要があると認めた要請側の市町村等の長又は消防長（以下「要　請側市町村等の長」という。）は，次の各号に掲げる事項を明らかにして，応援側の市町村等の長又は消防長（以下「応援側市町村等の長」という。）に要請するものとする。

(1)　必要とする応援の種別及びその具体的な活動内容

(2)　応援活動に必要な資機材等

(3)　離発着可能な場所

(4)　災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに無線による連絡方法

(5)　離発着場における資機材の準備状況

(6)　他の消防機関にヘリの応援を要請している場合は要請した消防本部名

(7)　現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
(8)　気象状況
(9)　ヘリの誘導方法
(10)　その他必要な事項
２　応援側消防本部の連絡先は，別表のとおりとする。
３　航空特別応援の要請は，航空特別応援要請連絡票（様式第１号）によるものとし，電話，ファックス等により明確に連絡するとともに，後日正式文書を送付するものとする。

（航空特別応援の決定通知）
第６条　応援側市町村等の長は，前条の要請に基づき，航空特別応援を行うことが可能と判断した場合は，要請側市町村等の長へ航空特別応援を決定した旨を連絡するものとする。

（航空特別応援の中断）
第７条　応援側市町村等の長は，ヘリを復帰させるべき特別な事態が応援側の市町村等で発生した場合は，要請側市町村等の長と協議のうえ航空特別応援を中断することができるものとする。

（航空特別応援の始期及び終期）
第８条　航空特別応援は，ヘリが航空特別応援の命令を受け応援側のヘリポートを離陸した時点から始まり，ヘリポートに帰着した時点に終了するものとする。
２　ヘリが応援側のヘリポート以外の場所にあるときに，飛行目的を変更して航空特別応援のため出動すべき命令があったときは，その時点から航空特別応援が始まるものとする。
３　ヘリが航空特別応援に出動中，前条の規定に基づき航空特別応援が中断され，応援側の市町村等に復帰すべく命令があったときは，その時点をもって航空特別応援は終了するものとする。

（出動したヘリに対する指揮等）
第９条　航空特別応援に出動したヘリに対する指揮は，要請側の市町村等の消防長又は消防団長の定める現場最高指揮者が行うものとする。ただし，ヘリに搭乗している応援側の市町村等の指揮者は，現場最高指揮者の命令内容が，ヘリの運航に重大な支障があると認めた場合は，その旨を現場最高指揮者に通告できるものとする。
２　ヘリに搭乗している応援側の市町村等の指揮者は，活動に当たって要請側消防本部等の基地局及び現場最高指揮者と緊密な連絡を行うものとする。
３　ヘリと要請側消防本部等あるいは現場最高指揮者間の通信連絡は，県内共通波（１５２．８１ＭＨＺ）によるものとし，無線の運用統制については，要請側消防本部等の統制に従うものとする。

（航空特別応援の報告）
第１０条　応援側市町村等の長は，ヘリが帰着したときは速やかに応援活動の概要を航空特別応援活動報告書（様式第２号）により，要請側市町村等の長に報告するものとする。
２　要請側市町村等の長は，災害が終息したときは速やかに当該災害の概要を航空特別応援災害報告書（様式第３号）により，応援側市町村等の長に報告するものとする。

（要請側の市町村等の事前計画）
第１１条　要請側市町村等の長は，航空特別応援を受ける場合の事前計画を作成しておくものとする。
２　前項に規定する事前計画の内容は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　地域防災計画に定める離発着場のうち，ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「臨着場」という。）の位置図等
(2)　ヘリと消防本部等との通信連絡方法
(3)　臨着場への職員の派遣
(4)　離発着に伴う一般人及び建物等に対する各種障害の除去等の必要な措置
(5)　救急救助用資機材及び隊員等の補給体制
(6)　その他必要と認める事項

３　前項各号の計画のうち，第１号については飛行場外離発着場調査表（様式第４号）により作成し，あらかじめ応援側市町村等の長に提出しておくとともに，内容等の変更を行った場合についても同様とするものとする。

（応援側の情報提供）

第１２条　航空特別応援の応援側市町村等の長は，新規にヘリを保有した場合又は更新した場合若しくは性能等に変更があった場合は，ヘリコプター性能表（様式第５号）により，その情報を各市町村等の長へ提供するものとする。

（航空特別応援に要する費用の負担区分）

第１３条　航空特別応援に要する費用の負担区分は，次の各号に定めるところによるものとする。
(1)　ヘリの燃料費，隊員の出動手当，旅費，日当等応援に直接要する費用は，要請側の市町村等の負担とする。
(2)　応援中に発生した事故処理に要する土地，建物，工作物等に対する補償費及び一般人の死傷に伴う損害賠償その他の費用は，要請側の市町村等の負担とする。ただし，応援側の重大な過失により生じた損害は，応援側の市町村等の負担とする。
(3)　前号に規定する要請側の市町村等の負担額は，応援側の市町村等が加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
(4)　前３号に規定する以外に要した諸費用の負担については，その都度応援側市町村等の長と要請側市町村等の長が協議し決定するものとする。

２　応援側市町村等の長は，航空特別応援が終了した場合は，前項第１号に規定する費用については，航空特別応援に要した費用請求書（様式第６号）により，速やかに要請側市町村等の長に請求するものとする。

（ヘリの事故発生時の連絡）

第１４条　要請側市町村等の長は，航空特別応援のため出動したヘリが，次の各号に掲げる事故を発生した場合は，速やかに応援側市町村等の長に連絡するものとする。
(1)　人の死傷を伴う事故
(2)　ヘリの重大な損傷事故
(3)　救難対策を必要とする事故

（救急出動に関する運用）

第１５条　第３条第４号に定める救急出動に関する運用については，この要綱に定めるもののほか別に定める要領により実施するものとする。

附　則

この要綱は，平成４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１３年１２月１日から施行する。

別表（第５条関係）

応援側消防本部の連絡先

消防本部名	所　在　地	電　話　番　号　等	連絡先
千葉市消防局	千葉市中央区長洲 １丁目２番１号	電話　０４３－２２３－１８３１ FAX０４３－２０２－１６７６	消防局 警防部指令課

様式第１号

航空特別応援要請連絡表

要請側消防本部等連絡者	要請側消防本部等連絡者

要請側市町村等名	
要請者職・氏名	
要請日時	年　月　日　時　分
災害発生日時	年　月　日　時　分
災害発生場所	
災害の概要	
応援の種別	１ 調査　２ 火災　３ 救助　４ 救急　５ 救援
活動の拠点	定置場　離発着場
応援の具体的内容	
必要資機材	

<table>
<tr><td rowspan="2">離発着可能な場所</td><td>第　1　順　位</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>第　2　順　位</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>現場最高責任者
職・氏名
無線局名</td><td>職　　・
氏　　名</td><td></td><td>無　線
局　名</td><td></td></tr>
<tr><td>離発着場における資機材の準備状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>他の消防本部に対するヘリの応援要請状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>他機関の航空機及びヘリの活動状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>気　象　状　況</td><td colspan="4">天候　　風向　　風速　　m／s　視程　　m</td></tr>
<tr><td>特殊気象の発令状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>ヘリの誘導方法</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>要請側消防本部等連絡先</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>その他参考事項</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

様式第２号

航空特別応援活動報告書

（消防本部名　　）

応援の種別	１調査　２火災　３救助　４救急　５救援		要請者 職・氏名	職名	
応援要請 受報日時	年　月　日　時　分			氏名	
出動時分 （離陸）	時　分	帰投時分 （着陸）	時　分	応援時間	時間　分
現場到着時分	時　分	活動開始時分	時　分	活動終了時分	時　分
災害発生場所					
活動概要					

	氏名	年齢	性別	職業	住所
被救助者					

使用資機材						
応援出動隊員	隊長		隊員		その他 搭乗者	
	機長		隊員			
	隊員		隊員			
	隊員		隊員			
	隊員		隊員			
人員・資機材の異常の有無						
その他						

担当・職名

氏名

電話　　（内線）

様式第３号

航空特別応援災害報告書

（市町村等名　　）

災害発生日時	年　月　日　時　分	覚知日時	年　月　日　時　分
災害終息日時	年　月　日　時　分	災害活動時間	時間　分
災害発生場所			
災害の種別			
災害の概要			
被害の程度（死傷者）			
消防隊の活動概要			
消防隊の出動状況	要請側		
	応援側		
他機関の航空機等の出動状況及び活動内容			
その他			

担当・職名

氏名

電話　　（内線）

様式第４号

飛行場外離発着場調査表

<table>
<tr><td colspan="2">離発着場名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">所有者</td><td>地名・番地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">所有者又は
管理者</td><td>住 所</td><td></td><td>電 話</td><td></td></tr>
<tr><td>氏 名</td><td></td><td>職 業</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">土地の
状況</td><td>長さ・幅</td><td colspan="4">長さ　　m・　幅　　m</td></tr>
<tr><td>勾配</td><td colspan="4">縦断勾配　　横断勾配</td></tr>
<tr><td>面積</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">恒風方向</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">付近の障害物の状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">離発着場との
連絡方法</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（市町村等名　　）

離発着場位置図（１／　　）	離発着場位置図（１／　　）
１／５０，０００	１／１０，０００

離発着場見取図（恒風方向を矢印で記入すること）
１／３，０００

様式第５号

ヘリコプター性能表

消防本部名				
機種・機名				
愛称名・無線呼称				
機体	製造会社名			
	型式			
	全長（ｍ）			
	主回転翼直径（ｍ）			
座席数	乗務員数（人）			
	その他（人）			
重	全備重量（ｋｇ）			
	空虚重量（ｋｇ）			
	有効搭載量（ｋｇ）			
エンジン	製造会社			
	型式			
	基数			
性能	最大速度（ｋｍ／ｈ）			
	巡航速度（ｋｍ／ｈ）			
	航続距離（ｋｍ）			
	航続時間（ｈ）			
	実用上昇速度（ｍ）			
	耐風性能（ｍ／ｓ）			
燃料	使用燃料			
	タンク容量（Ｌ）			
	増設タンク容量（L）			
	消費量（Ｌ／ｈ）			
装置	カーゴスリング（kg）			
	ホイスト（ｋｇ）			
	タンカ（人分）			
	主な装備 拡声装置（W）			
	主な装備 サーチライト（W）			
	主な装備 消火バケット（L）			
保険	対人			
	対物			
	搭乗者			
	機体			
	年間保険料（円）			

様式第６号

第　　号
年　　月　　日

請求者
市町村等名

職　・　氏 名

航空特別応援に要した費用請求書

年　　月　　日千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱に基づき出動したので，同要綱第１３条第２項の規定により，下記のとおり応援に要した費用を請求します。

記

請求金額　　円

		項　目　・　内　容	金　額
費用内訳	義務事項		
	協議事項		
合　計			円

※　添付資料‥‥‥‥‥‥積算基礎資料

資料３－４　航空特別応援実施要綱に基づく回転翼航空機による救急活動運用要領

（趣　旨）

第１条　この要領は，航空特別応援実施要綱（平成４年４月１日施行。以下「要綱」という。）第１５条の規定に基づき，航空特別応援による救急出動を実施する場合に必要な事項を定める。

（適応症例等）

第２条　回転翼航空機による救急搬送（以下「ヘリ救急搬送」という。）をする場合の適応症例は，要綱第３条第４号に規定する重篤傷病者等で，重度熱傷，重度外傷，四肢の切断，重症脳疾患，重症心疾患，その他別表第１に定めるものでこれらに準ずる疾患，若しくは他の医療機関へ緊急に搬送する必要のある場合。

（応援出動隊の編成）

第３条　要綱第３条第４号に基づく救急出動を行う場合の応援出動隊の編成は，応援側消防本部の救急隊員２人以上を編入することにより，回転翼航空機による救急隊（以下「航空救急隊」という。）を編成するものとする。

（航空特別応援の要請手続き）

第４条　災害現場指揮者又は救急隊長は，時間及び場所等を勘案し，医療機関までの搬送についてヘリ救急搬送が有効であると認めた場合は，航空救急隊の出動について，自己の所属する消防本部に要請するものとする。

２　前項の要請を受けた消防本部の指令管制業務に従事する職員（以下「指令管制員」という。）は，応援側消防本部に航空救急隊の出動を要請するものとする。

３　要請側消防本部の指令管制員は，災害の受報時に第２条の適応症例に該当し，かつ，ヘリ救急搬送が有効であると認めた場合に，応援側消防本部へ航空救急隊の出動を要請することができるものとする。

４　要請側消防本部の指令管制員は，航空救急隊の出動を要請する場合は次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。

(1) 事故概要及び傷病者概要

(2) 現場活動救急隊名及び救急活動概要

（航空特別応援の決定及び出動指令）

第５条　前条の要請を受けた応援側消防本部の指令管制員は，当該市町村の消防業務又は回転翼航空機の運航体制等を考慮し，要請側消防本部の指令管制員あて応援可否の決定を連絡するものとする。

２　応援側消防本部の指令管制員は，前項により応援可能の決定を連絡した場合は，直ちに航空救急隊の出動を指令するものとする。

（要請内容の変更等）

第６条　要請側消防本部の指令管制員は，航空救急隊の要請内容に関し，追加又は変更を要する事項を認めた場合は，応援側消防本部の指令管制員あて速やかに連絡するものとする。ただし，その暇がない場合は次により航空救急隊あて速やかに連絡するものとする。

（連絡方法）

連絡方法	チャンネル	無 線 周 波 数	航 空 救 急 隊 無 線 呼 称
無線交信	県内共通波	１５２．８１ＭＨＺ	ちばしょうヘリ１又はヘリ２

（搬送先医療機関の決定等）

第７条　要請側消防本部は，傷病者の円滑かつ迅速な医療機関収容を図るため，次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 要請側消防本部は，傷病者の搬送先医療機関を決定するものとする。なお，傷病者に及ぼす飛行環境の影響が憂慮され，ヘリ救急搬送の可否判断が困難な場合は，医療機関への収容交渉時において医師の指示又は指導を受けることとする。

(2) 搬送先医療機関への傷病者収容に際して，使用する緊急時離着陸場から当該医療機関までの搬送に，救急自動車等が必要と認められる場合には，当該医療機関又は使用する緊急時離着陸場を管轄する消防本部に対して要請を行うものとする。

（緊急時離着陸場の使用）

第８条　航空特別応援に使用する緊急時離着陸場は，航空法第８１条の２に規定する捜索及び救助の特例に基づき，ヘリ救急搬送時に限り使用するものとする。ただし，飛行場外離着陸場の使用許可を受ける緊急時離着陸場については，この限りではない。

（事前計画に基づく連携訓練等）

第９条　要請側消防本部は，要綱第１１条に定める事前計画に基づき，応援側消防本部と連携訓練等を実施するよう努めるものとする。

（補　則）

第10条　この要領の施行に関し，必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は，平成１３年１２月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

ヘリ救急搬送適応症例の判断基準

区　　分		事　故　の　概　要　等
受傷原因等	自動車事故	・自動車からの放出 ・同乗者の死亡 ・自動車の横転 ・車が概ね５０Ｃｍ以上つぶれた ・客室が概ね３０Ｃｍ以上つぶれた ・歩行者若しくは自転車が自動車にはね飛ばされ又は引き倒された
	オートバイ事故	・時速３５Ｋｍ程度以上で衝突した ・ライダーがオートバイから放り出された
	転落事故	・３階以上の高さからの転落 ・山間部での滑落
	窒息事故	・溺水 ・生き埋め
	その他の事故	・列車衝突事故，航空機墜落事故，傷害事件（銃・刃物等） ・重症が疑われる中毒事故
傷病者の状態	バイタルサイン	・意識レベルがＪＣＳで３０以上 ・脈拍が弱くてかすかしか触れない，全く脈がない状態 ・呼吸が弱くて止まりそうであること，遠く，浅い呼吸をしていること，呼吸停止
	外傷	・頭部，頸部，躯幹又は肘若しくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血 ・２か所以上の四肢変形又は四肢（手指，足趾を含む）の切断 ・麻痺を伴う肢の外傷 ・広範囲の熱傷（体の３分の１を超えるやけど，気道熱傷） ・意識障害を伴う電撃傷（雷や電線事故で意識がない） ・意識障害を伴う外傷
	疾病	・けいれん発作 ・不穏状態（酔っぱらいのように暴れる） ・新たな四肢麻痺の出現 ・強い痛みの訴え（頭痛，胸痛，腹痛）

資料３－５　消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱

目次

第一章総則
第二章消防広域応援体制の確立
第三章費用負担
第四章教育訓練
第五章その他

第一章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、消防組織法（昭和２２年１２月２３日法律第２２６号。以下「法」という。）第４３条に規定する非常事態時において、千葉県知事（以下「知事」という。）が千葉県広域消防相互応援協定に基づく広域応援部隊を運用するため必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)「千葉県消防広域応援隊」とは、前条に基づく非常事態時において知事の指示を受け被災地の消防の応援のため速やかに被災地に赴き、人命救助活動等を行うことを任務とする広域応援部隊をいう。

(2)「被災地」とは、法第４３条に規定する非常事態が発生した市町村をいう。

(3)「現地消防本部」とは、被災地に係る消防本部をいう。

(4)「広域応援統括消防機関」とは、千葉県消防広域応援基本計画で定めるところにより、千葉県内の消防広域応援に係る消防機関の代表として、千葉県及び各消防機関との連絡調整及び情報交換を行う消防機関をいう。

(5)「応援市町村」とは、千葉県消防広域応援隊を出動させる又は出動させた市町村（一部事務組合を含む。以下同じ）をいう。

(6)「特殊災害」とは、毒性物質の発散、その他緊急消防援助隊に関する政令（平成１５年政令第３７９号）で定める原因により生ずる特殊な災害及び大規模危険物火災等、又は航空機災害等で多数の要救助者の発生が見込まれる災害で、特別な部隊及び特殊な施設、装備を必要とする災害をいう。

（千葉県消防広域応援隊の登録）

第３条　知事は、千葉県消防広域応援基本計画に基づき登録された広域応援部隊を千葉県消防広域応援隊として登録するものとする。

２登録する千葉県消防広域応援隊については、法第４５条第４項の規定に基づき、緊急消防援助隊として登録されている消防部隊及び県内広域応援出動が可能な消防部隊とし、知事が別に定める。

３知事は必要があると認めるときは、市町村長に対し前項の登録について協力を求めるものとする。

（千葉県消防広域応援隊の基本的な編成）

第４条千葉県消防広域応援隊の基本的な出動編成については別図１のとおりとする。

２基本的な部隊編成は、前条に登録された広域応援部隊のうち、被災地において行う応援に必要な部隊をもって編成する。（別表１）

第二章　消防広域応援体制の確立

（消防広域応援体制確立の指示）

第５条　知事は、法第４３条に基づく非常事態時又はこれに準ずる大規模災害が発生した場合は、被災地の長及び現地消防本部の消防長並びに広域応援統括消防機関の消防長と協議し、緊急の必要があると判断したときは、応援市町村の長及び千葉県消防広域応援隊の属する消防機関の消防長に迅速な消防広域応援体制の確立を指示するものとする。（別記様式１）

なお、知事の指示基準は原則として次の各号によるものとする。

(1) 被災地から緊急消防援助隊の要請があった場合。

(2) 首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプランが発動された場合。

(3) 本県が甚大な被害を被る大規模地震が発生した場合。

(4) 特殊災害が発生し、特別な部隊及び特殊な施設、装備を必要とする場合。

(5) 被災地及び現地消防本部とのあらゆる情報連絡網が寸断されるなど、非常事態と認める場合。

２　前項の指示を受けた応援市町村の長及び千葉県消防広域応援隊の属する消防機関の消防長は、速やかに広域応援部隊を出動させるものとする。

ただし、災害等により広域応援部隊が出動できない場合は、広域応援統括消防機関にその旨連絡するものとする。

３　千葉県消防広域応援隊の出動体制、指揮体制及び部隊運用等については、千葉県消防広域応援基本計画を準用するものとする。

４　情報連絡系統は、別図２のとおりとする。

５　要請手順は、別図３のとおりとする。

（消防広域応援体制の終了）

第６条　知事は、災害の推移により被災地の長及び広域応援統括消防機関の消防長と協議し、消防広域応援体制の必要がなくなったと判断したときは、千葉県消防広域応援隊による応援活動を終了させるものとする。

この場合、その旨を被災地の長及び応援市町村の長並びに千葉県消防広域応援隊の属する消防機関の消防長に速やかに通知するものとする。

第三章　費用負担

（千葉県消防広域応援隊の活動に係る費用負担）

第７条　第５条第１項に基づく指示を受けて出動した千葉県消防広域応援隊の活動により増加し又は新たに必要となる消防に要する費用のうち、当該千葉県消防広域応援隊の隊員の特殊勤務手当及び時間外勤務手当等の負担区分は、次の各号の定めるところによるものとする。

(1) 千葉県の負担とするもの

イ　消防職員の特殊勤務手当

ロ　時間外勤務手当

ハ　管理職員特別勤務手当
ニ　夜間勤務手当
ホ　休日勤務手当
ヘ　旅費
ト　応援活動のために使用した当該応援隊の施設に係る修繕料
チ　役務費
リ　当該応援活動のために使用したことにより、当該施設が滅失した場合における当該滅失した施設に代わるべきものの購入費
ヌ　応援活動のために要した燃料費、消耗品費、賃借料、その他の物件費
(2) 前号の応援活動に係る経費については、別に定めるところにより県が負担するものとする。
２　応援市町村の負担とするもの
(1) 公務災害補償に要する経費
(2) 災害発生市町村等への移動中及び災害発生市町村等からの帰還途中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
(3)　前項及び前各号以外の人件費その他の経費
３　受援市町村が負担とするもの
(1) 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町村に対して当該損害賠償を対象とした保険金が支払われる場合には、当該保険金の額を控除した額。）ただし、応援市町村の重大な過失等に基づく損害賠償に要する費用は応援市町村の負担とする。
(2) 応援活動中に調達した化学消火薬剤等資機材費
４　前各項以外の費用は、原則として受援市町村の負担とする。

第四章　教育訓練

（教育訓練）
第８条　知事は、法第４３条に基づく非常事態時における千葉県消防広域応援隊の常時即応体制を確保するとともに、技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、市町村及び消防機関の協力を得て千葉県消防広域応援隊の合同訓練を実施するものとする。

第五章　その他

（関係行政機関との連絡調整）
第９条　知事は、千葉県消防広域応援隊の出動等に関し、必要と認める関係行政機関の長等との連絡調整を行うものとする。（別表２）

（千葉県消防広域応援隊旗）
第 10 条　知事は、千葉県消防広域応援隊旗を千葉県消防広域応援隊の部隊に交付するものとする。
２　千葉県消防広域応援隊旗の制式については、知事が別に定める。

（その他）
第 11 条　その他千葉県消防広域応援隊について必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成１７年１２月１６日から施行する

附則

この要綱は、平成１８年７月３日から施行する。

附則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２３年１０月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

別記　様式１

千葉県消防広域応援隊　出動連絡

応援市町村の長

広域応援統括消防機関　消防長　　様

千葉県消防広域応援隊登録消防機関　消防長

千　葉　県　知　事

平成　　年　　月　　日　　時　　分頃、　　市・町・村において、下記のとおり消防組織法第43条の規定に基づく非常事態が発生したので、迅速な消防広域応援体制を確立するよう指示します。

１．発生日時　平成　　年　　月　　日　　時　　分頃

２．発生場所　　市・町・村

３．災害種別　（災害内容）

４．その他

【要請方法】（県防災行政無線ＦＡＸによる一斉要請）

（発）千葉県
- → **①　応援市町村**
- → **②　広域応援統括消防機関**
- → **③　千葉県消防広域応援隊登録消防機関**

基本的な部隊編成

別表1

部隊種類 ＼ 災害種別		広域応援統括指揮隊	ブロック方面隊					航空部隊	水上部隊	特別災害対応部隊									
										特殊災害部隊			特殊装備隊						
														その他特殊装備隊					
			ブロック方面指揮隊	消火部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援部隊			毒劇物等対応隊	大規模危険物火災対応隊	密閉空間火災対応隊	震災対応特殊車両隊	はしご車隊	電源照明車隊	大型水槽車隊	空気ボンベ充填車隊	衛星通信装備隊	特別高度工作車隊
大規模地震災害		○	○	○	○	○	○	○				△	○	△	△	△	△	△	△
大規模風水害		○	○	○	○	○	○	○				△	△	△	△			△	△
大規模火災		○	○	○	○	○	○	○				△	△	△	△	△	△	△	○
特殊災害	NBC災害	○								○					△	△	△	△	△
	大規模危険物火災	○	△	△	△	△	△	○	△		○	△	△	△	△	△	△	△	△
	大規模航空機事故災害	○	○	○	○	○	○	○			△	△	△	△	△	△	△	△	○
	大規模列車事故災害	○	○	○	○	○	○	○				△	△	△	△			△	○

【凡例】

○　原則として出動

△　災害状況に応じて出動

関係機関連絡先（情報連絡窓口）

別表2

1．総務省消防庁

（H24．4．1現在）

名　　称	時間帯別	連絡要請窓口	（NTT）電話	（NTT）FAX	消防防災無線（電話）	消防防災無線（FAX）	地域衛星通信ﾈｯﾄﾜｰｸ(電話)	地域衛星通信ﾈｯﾄﾜｰｸ(FAX)	
応急対策室	昼　　間	応急対策室	03-5253-7527	03-5253-7537	120-7527	120-7537	048-500-7527	048-500-7537	
	夜間（休日）	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	120-7782	120-7789	048-500-7782	048-500-7789	

2．千葉県

名　　称	時間帯別	連絡要請窓口	（NTT）電話	（NTT）FAX	県防災行政無線電話	県防災行政無線FAX	地域衛星通信ﾈｯﾄﾜｰｸ(電話)	地域衛星通信ﾈｯﾄﾜｰｸ(FAX)	消防無線呼出名称
防災危機管理部 危機管理課	昼　　間	災害対策室	043-223-2175	043-222-5208	500-7221 500-7361	500-7298	012-500-7209	012-500-7298	しょうぼう　ちばけん ちょうせいほんぶ
	夜間（休日）	消防課(防災無線統制室)	043-223-2178	043-222-5219	500-7225	500-7110	012-500-7225	012-500-7110	

3．広域応援統括消防機関

消防機関	時間帯別	連絡要請窓口	（NTT）電話	（NTT）FAX	県防災行政無線電話	県防災行政無線FAX	地域衛星通信ﾈｯﾄﾜｰｸ(電話)	地域衛星通信ﾈｯﾄﾜｰｸ(FAX)	消防無線呼出名称
千葉市消防局	昼　　間	警防課	043-202-1653	043-202-1654	101-800-3121	101-800-3109	012-101-800-3121	012-101-800-3109	ちばしょうぼう 千葉消防
	夜間（休日）	指令管制室	043-223-1831	043-202-1678	101-800-3661	101-800-3669	012-101-800-3661	012-101-800-3669	
		救急課	043-202-1657	043-202-1659	101-800-3211	101-800-3209	012-101-800-3211	012-101-800-3209	

4．県内消防機関　　関係機関連絡先　　(H24．4.1現在)　　別表2

名称	時間帯別	連絡要請窓口	(NTT) 電話	(NTT) FAX	県防災行政無線 電話	県防災行政無線 FAX	地域衛星通信ﾈｯﾄﾜｰｸ(電話)	地域衛星通信ﾈｯﾄﾜｰｸ(FAX)	消防無線呼出名称
千葉市消防局	昼間	警防課	043-202-1653	043-202-1654	101-800-3121	101-800-3109	012-101-800-3121	012-101-800-3109	ちばしょうぼう 千葉消防
	夜間(休日)	指令管制室	043-223-1831	043-202-1678	101-800-3661	101-800-3669	012-101-800-3661	012-101-800-3669	
		救急課	043-202-1657	043-202-1659	101-800-3211	101-800-3209	012-101-800-3211	012-101-800-3209	
銚子市消防本部	昼間	指令センター	0479-22-0119	0479-23-0119	602-721	602-722	012-602-721	012-602-722	ちょうししょうぼう 銚子消防
	夜間(休日)								
市川市消防局	昼間	指令課	047-333-2111	047-335-8181	603-721	603-722	012-603-721	012-603-722	しょうぼういちかわ 消防市川
	夜間(休日)								
船橋市消防局	昼間	警防課	047-435-1190	047-435-7878	204-731	204-732	012-204-731	012-204-732	しょうぼうふなばし 消防船橋
	夜間(休日)	指令課	047-435-8649	047-432-8229					
木更津市消防本部	昼間	消防総務課	0438-23-9182	0438-23-9096	206-731	206-732	012-206-731	012-206-732	しょうぼうきさらづ 消防木更津
	夜間(休日)	指令室	0438-22-0119	0438-22-0151					
松戸市消防局	昼間	消防救急課	047-363-1115	047-363-1138	604-721	604-722	012-604-721	012-604-722	まつどしょうぼう 松戸消防
	夜間(休日)	指令課	047-363-1111	047-363-0333					
野田市消防本部	昼間	通信指令室	04-7124-0119	04-7125-8782	208-731	208-732	012-208-731	012-208-732	のだしょうぼう 野田消防
	夜間(休日)								
成田市消防本部	昼間	通信指令課	0476-20-1593	0476-24-4828	211-731	211-732	012-211-731	012-211-732	なりたしょうぼう 成田消防
	夜間(休日)								
旭市消防本部	昼間	指令課	0479-63-0119	0479-63-7769	621-721	621-722	012-621-721	012-621-722	しょうぼうあさひ 消防旭
	夜間(休日)								
習志野市消防本部	昼間	指令課	047-452-1212	047-451-6569	605-721	605-722	012-605-721	012-605-722	ならしのしょうぼう 習志野消防
	夜間(休日)								
柏市消防局	昼間	警防課	04-7133-0117	04-7133-4000	606-721	606-722	012-606-721	012-606-722	かしわしょうぼう 柏消防
	夜間(休日)	情報指令課	04-7133-8793	04-7133-8795					
市原市消防局	昼間	警防救急課	0436-22-8117	0436-23-0085	219-731	219-732	012-219-731	012-219-732	いちはらしょうぼう 市原消防
	夜間(休日)	通信指令課	0436-23-0119	0436-21-6874					
流山市消防本部	昼間	消防防災課	04-7158-0119	04-7159-0889	607-721	607-722	012-607-721	012-607-722	ながれやましょうぼう 流山消防
	夜間(休日)								
八千代市消防本部	昼間	指令課	047-459-7805	047-459-2446	608-721	608-722	012-608-721	012-608-722	やちよしょうぼう 八千代消防
	夜間(休日)								
我孫子市消防本部	昼間	警防課	04-7181-7701	04-7184-0120	609-721	609-722	012-609-721	012-609-722	あびこしょうぼう 我孫子消防
	夜間(休日)	西消防署	04-7184-0119	04-7184-0165					
鎌ケ谷市消防本部	昼間	警防課	047-444-3235	047-445-1224	610-721	610-722	012-610-721	012-610-722	しょうぼうかまがや 消防鎌ケ谷
	夜間(休日)	通信指令室	047-444-3221	047-442-7119					

4．県内消防機関　　関係機関連絡先　　(H24．4.1現在)　　別表2

名称	時間帯別	連絡要請窓口	(NTT) 電話	(NTT) FAX	県防災行政無線 電話	県防災行政無線 FAX	地域衛星通信ﾈｯﾄﾜｰｸ(電話)	地域衛星通信ﾈｯﾄﾜｰｸ(FAX)	消防無線呼出名称
君津市消防本部	昼間	指令室	0439-53-0119	0439-57-0119	611-723	611-722	012-611-723	012-611-722	きみつしょうぼう
	夜間(休日)								君津消防
富津市消防本部	昼間	指令室	0439-65-0119	0439-65-1722	612-721	612-722	012-612-721	012-612-722	しょうぼうふっつ
	夜間(休日)								消防富津
浦安市消防本部	昼間	指令課	047-304-0119	047-352-3597	613-721	613-722	012-613-721	012-613-722	しょうぼううらやす
	夜間(休日)								消防浦安
四街道市消防本部	昼間	消防署指揮指令グループ	043-422-0119	043-423-7212	614-721	614-722	012-614-721	012-614-722	しょうぼうよつかいどう
	夜間(休日)								消防四街道
袖ケ浦市消防本部	昼間	総務課	0438-64-0119	0438-62-9729	615-721	615-722	012-615-721	012-615-722	しょうぼうそでがうら
	夜間(休日)	指令室							消防袖ケ浦
富里市消防本部	昼間	通信指令室	0476-92-1311	0476-93-9949	618-721	618-722	012-618-721	012-618-722	しょうぼうとみさと
	夜間(休日)								消防富里
栄町消防本部	昼間	通信指令室	0476-95-0119	0476-95-7630	629-721	629-722	012-629-721	012-629-722	しょうぼうさかえ
	夜間(休日)								消防栄
香取広域市町村圏事務組合消防本部	昼間	指令課	0478-83-0119	0478-83-3432	619-721	619-722	012-619-721	012-619-722	しょうぼうかとり
	夜間(休日)								消防香取
安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部	昼間	警防課	0470-22-2233	0470-22-6562	627-721	627-722	012-627-721	012-627-722	あわしょうぼう
	夜間(休日)								安房消防
長生郡市広域市町村圏組合消防本部	昼間	通信指令課	0475-24-0119	0475-25-8448	623-721	623-722	012-623-721	012-623-722	ちょうこうしょうぼう
	夜間(休日)								長広消防
匝瑳市横芝光町消防組合消防本部	昼間	警防課指令班	0479-72-0119	0479-72-1119	622-721	622-722	012-622-721	012-622-722	しょうぼうそうさ
	夜間(休日)								消防匝瑳
山武郡市広域行政組合消防本部	昼間	指令課	0475-52-4137	0475-50-2501	628-721	628-722	012-628-721	012-628-722	しょうぼうさんむ
	夜間(休日)								消防山武
佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部	昼間	指揮指令課	043-481-0119	043-485-2310	625-721	625-722	012-625-721	012-625-722	しょうぼうさくら
	夜間(休日)								消防佐倉
印西地区消防組合消防本部	昼間	通信指令室	0476-46-9981	0476-46-9986	626-721	626-722	012-626-721	012-626-722	しょうぼういんざい
	夜間(休日)								消防印西
夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部	昼間	警防課	0470-80-0133	0470-82-5000	624-721	624-722	012-624-721	012-624-722	しょうぼういすみ
	夜間(休日)	指令室	0470-80-0119						消防夷隅

別表2

5　千葉県内市町村

関係機関連絡先

（H24.4.1現在）

支部・地域振興事務所別	市町村	時間帯別	連絡窓口	NTT 電話	NTT FAX	県防災行政無線（012：地域衛星通信） 電話	県防災行政無線（012：地域衛星通信） FAX	管轄消防（局）本部
千葉支部	千葉市	昼間	防災対策課	043-245-5113	043-245-5552	100-721	100-722	千葉市消防局
		夜間	指令管制室	043-223-1831	043-202-1678			
	市原市	昼間	防災課	0436-23-9823	0436-23-9556	219-721	219-722	市原市消防局
		夜間	守衛室	0436-22-1111	－			
葛南地域振興事務所	市川市	昼間	危機管理課	047-334-1600	047-333-8080	203-721.723.724	203-722	市川市消防局
		夜間	守衛室	047-334-1334	－			
	船橋市	昼間	危機管理課	047-436-2032	047-436-2030	204-721.723	204-722	船橋市消防局
		夜間	（船橋消防）	047-435-1111	047-432-8229			
	習志野市	昼間 夜間	危機管理課	047-453-9211	047-453-9386	216-721.723	216-722	習志野市消防本部
	八千代市	昼間	総合防災課	047-483-1151	047-483-1094	221-721.723	221-722	八千代市消防本部
		夜間	守衛室	047-483-1151	－			
	浦安市	昼間	防災課	047-351-1111	047-355-6239	227-721	227-722	浦安市消防本部
		夜間	守衛室	047-351-1111	047-381-4028			
東葛飾地域振興事務所	松戸市	昼間	総務企画本部防災課	047-366-7309	047-368-0202	207-721.723	207-722	松戸市消防局
		夜間	守衛室	047-366-7300	047-364-7295			
	野田市	昼間	市民生活課	04-7123-1083	04-7123-1737	208-721	208-722	野田市消防本部
		夜間	守衛室	04-7125-1111	04-7123-1737			
	柏市	昼間	防災安全課	04-7167-1115	04-7163-2188	217-721	217-722	柏市消防局
		夜間	守衛室	04-7167-5551				
	流山市	昼間	防災危機管理課	04-7150-6312	04-7150-3309	220-721	220-722	流山市消防本部
		夜間	管財課守衛室	04-7158-1180	－			
	我孫子市	昼間 夜間	市民安全課	04-7185-1843	04-7185-5777	222-721	222-722	我孫子市消防本部
	鎌ケ谷市	昼間 夜間	安全対策課	047-498-5240	047-445-1400	224-721	224-722	鎌ケ谷市消防本部

別表2

5　千葉県内市町村

関係機関連絡先

（H24.4.1現在）

支部・地域振興事務所別	市町村	時間帯別	連絡窓口	NTT 電話	NTT FAX	県防災行政無線（012：地域衛星通信） 電話	県防災行政無線（012：地域衛星通信） FAX	管轄消防（局）本部
印旛地域振興事務所	成田市	昼間	危機管理課	0476-20-1523	0476-20-1687	211-721	211-722	成田市消防本部
		夜間	守衛室	0476-22-1111				
	佐倉市	昼間	防災防犯課	043-484-6131	043-486-2502	212-721	212-722	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部
		夜間	守衛室	043-484-1111				
	四街道市	昼間	危機管理室	043-421-6102	043-424-8922	228-721	228-722	四街道市消防本部
		夜間	（四街道消防）	043-422-0119	043-423-7212			
	八街市	昼間	防災課	043-443-1119	043-444-0815	230-721	230-722	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部
		夜間		090-3575-4753				
	印西市	昼間	防災課	0476-42-5111	0476-42-7242	231-721	231-722	印西地区消防組合消防本部
		夜間						
	白井市	昼間	市民安全課	047-492-1111	047-491-3510	232-721.723	232-722	印西地区消防組合消防本部
		夜間		047-492-0090	047-491-3518			
	富里市	昼間	市民活動推進課	0476-93-1114	0476-93-9954	233-721	233-722	富里市消防本部
		夜間	守衛室	0476-93-1111				
	酒々井町	昼間	総務課	043-496-1171	043-496-4541	322-721	322-722	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部
		夜間						
	栄町	昼間	消防防災課	0476-95-8981	0476-95-7630	629-721	629-722	栄町消防本部
		夜間	栄消防	0476-95-0119				
香取地域振興事務所	香取市	昼間	総務部総務課	0478-50-1201	0478-52-4566	209-721.723	209-722	香取広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間	財政課	0478-54-1111	－			
	神崎町	昼間	総務課	0478-72-2111	0478-72-2110	342-721.723	342-722	成田市消防本部
		夜間	（成田消防）	0476-20-1593	0476-24-4368			
	多古町	昼間	総務課	0479-76-2611	0479-76-7144	347-721	347-722	香取広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間	（香取広域消防）	0479-76-3255	0479-76-5930			
	東庄町	昼間	総務課	0478-86-1111	0478-86-2312	349-721	349-722	香取広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間	（香取広域消防）	0478-83-0119	0478-83-3432			
海匝地域振興事務所	銚子市	昼間	地域協働課	0479-24-8193	0479-25-0277	202-721	202-722	銚子市消防本部
		夜間	警備員室	0479-24-8181				
	旭市	昼間	総務課	0479-62-5311	0479-63-4946	215-721.723.724	215-722	旭市消防本部
		夜間						
	匝瑳市	昼間	総務課	0479-73-0084	0479-72-1114	214-721.723	214-722	匝瑳市横芝光町消防組合消防本部
		夜間						

別表2

5　千葉県内市町村

関係機関連絡先

（H24.4.1現在）

支部・地域振興事務所別	市町村	時間帯別	連絡窓口	NTT 電話	NTT FAX	県防災行政無線（012：地域衛星通信） 電話	県防災行政無線（012：地域衛星通信） FAX	管轄消防（局）本部
長生地域振興事務所	茂原市	昼間	総務課	0475-20-1519	0475-20-1602	210-721	210-722	長生郡市広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間	宿直室	0475-23-2111				
	一宮町	昼間 夜間	総務課	0475-42-2111	0475-42-2465	421-721	421-722	長生郡市広域市町村圏事務組合消防本部
	睦沢町	昼間 夜間	総務課	0475-44-2500	0475-44-1729	422-721	422-722	長生郡市広域市町村圏事務組合消防本部
	長生村	昼間 夜間	総務課	0475-32-2111	0475-32-1194	423-721	423-722	長生郡市広域市町村圏事務組合消防本部
	白子町	昼間 夜間	総務課	0475-33-2111	0475-33-4132	424-721	424-722	長生郡市広域市町村圏事務組合消防本部
	長柄町	昼間	総務課	0475-35-2111	0475-35-4732	426-721	426-722	長生郡市広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間	宿日直					
	長南町	昼間	総務課総務室	0475-46-2111	0475-46-1214	427-721.723	427-722	長生郡市広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間	宿日直室					
山武地域振興事務所	東金市	昼間	総務課	0475-50-1119	0475-50-1299	213-721	213-722	山武郡市広域行政組合消防本部
		夜間	警備	0475-50-1111				
	山武市	昼間 夜間	消防防災課	0475-80-1116	0475-82-2107	236-721	236-722	山武郡市広域行政組合消防本部
	大網白里町	昼間 夜間	総務課	0475-70-0303	0475-72-8454	402-721.723	402-722	山武郡市広域行政組合消防本部
	九十九里町	昼間 夜間	総務課	0475-70-3107	0475-70-3188	403-721	403-722	山武郡市広域行政組合消防本部
	芝山町	昼間	総務課	0479-77-3903	0479-77-3957	409-721	409-722	山武郡市広域行政組合消防本部
		夜間	警備員室					
	横芝光町	昼間	環境防災課	0479-84-1216	0479-84-2713	381-721	381-722	匝瑳市横芝光町消防組合消防本部
		夜間	警備員					
夷隅地域振興事務所	勝浦市	昼間	総務課	0470-73-6640	0470-73-3937	218-721	218-722	夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間	警備室	0470-73-1211				
	いすみ市	昼間	危機管理課	0470-62-2000	0470-63-1252	234-721.723	234-722	夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間	宿日直室	0470-62-1111				
	大多喜町	昼間 夜間	総務課	0470-82-2111 －	0470-82-4461	441-721	441-722	夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部
	御宿町	昼間 夜間	総務課	0470-68-2511	0470-68-3293	443-721	443-722	夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部

別表2

関係機関連絡先

5　千葉県内市町村

（H24.4.1現在）

支部・地域振興事務所別	市町村	時間帯別	連絡窓口	NTT 電話	NTT FAX	県防災行政無線（012：地域衛星通信） 電話	県防災行政無線（012：地域衛星通信） FAX	管轄消防（局）本部
君津地域振興事務所	木更津市	昼間	総務行革課	0438-23-7094	0438-25-1351	206-721.723	206-722	木更津市消防本部
		夜間	（木更津消防）	0438-22-0119	0438-22-0151			
	君津市	昼間	危機管理課	0439-56-1290	0439-56-1404	225-721	225-722	君津市消防本部
		夜間	警備室	0439-56-1453				
	富津市	昼間	防災課	0439-80-1266	0439-80-1350	226-721.723	226-722	富津市消防本部
		夜間	警備室		－			
	袖ケ浦市	昼間	危機管理課	0438-62-2119	0438-62-5916	229-721	229-722	袖ヶ浦市消防本部
		夜間	守衛日直室					
安房地域振興事務所	館山市	昼間	社会安全課	0470-22-3442	0470-22-8901	205-721	205-722	安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間	宿直室	0470-22-3113	0470-23-3115			
	鴨川市	昼間	消防防災課	04-7093-7833	04-7093-7851	223-721	223-722	安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間	警備員室	04-7092-1111				
	南房総市	昼間	消防防災課	0470-33-1052	0470-33-3451	235-721	235-722	安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間	宿直室					
	鋸南町	昼間	総務企画課	0470-55-4801	0470-55-1342	463-721	463-722	安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間	宿直室	0470-55-2111				

基本的な出動編成　　別図１

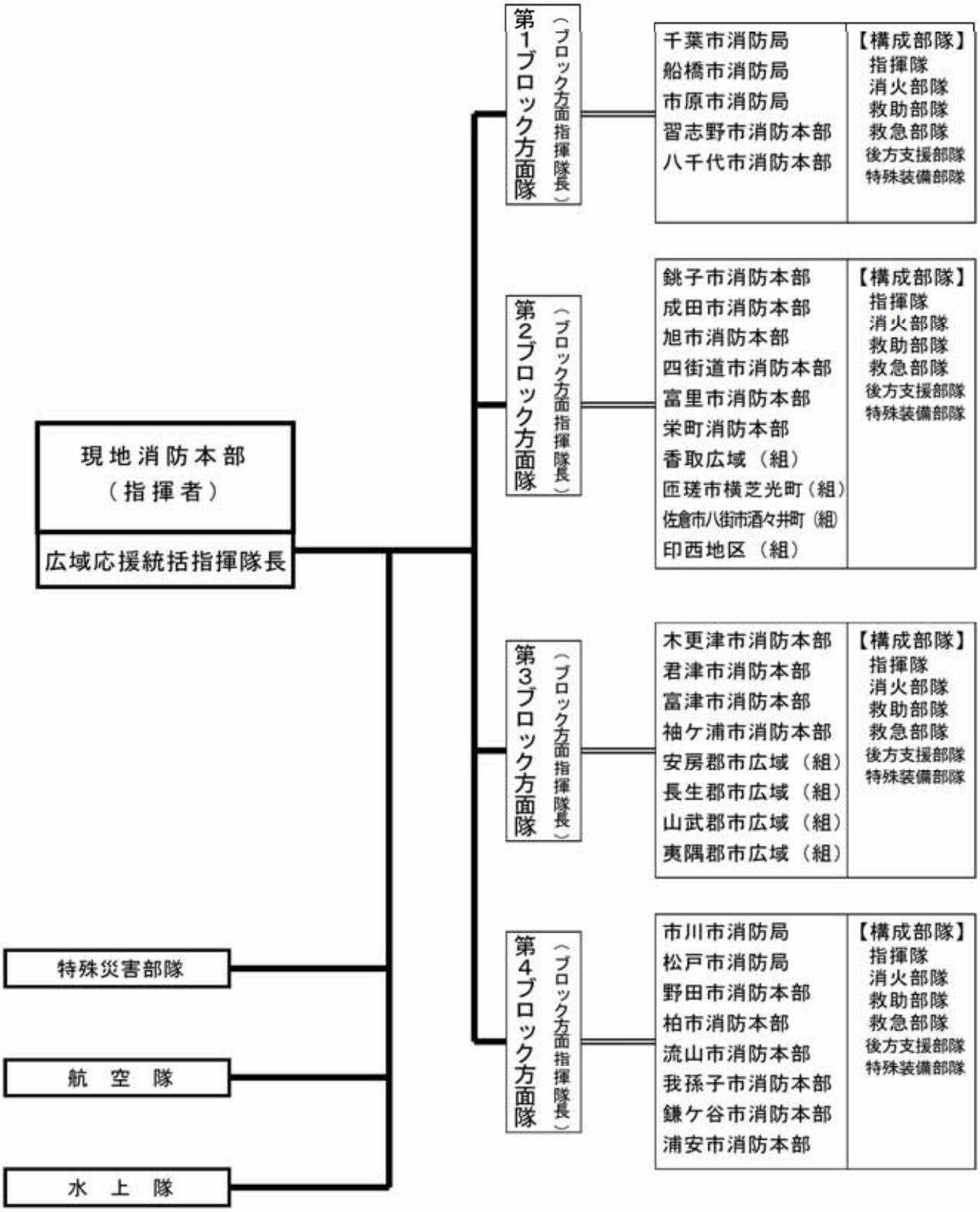

情　報　連　絡　系　統

別図２

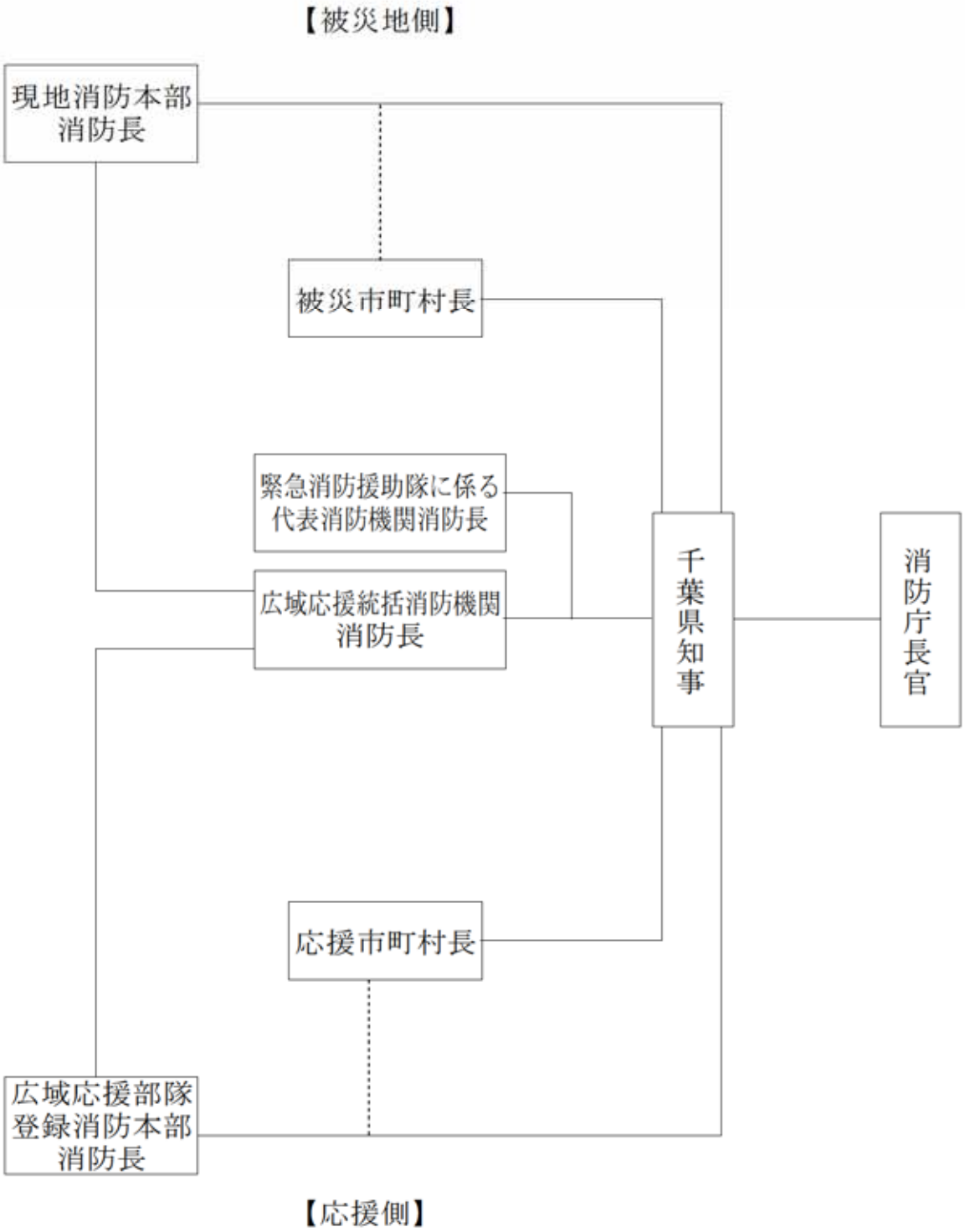
【被災地側】
現地消防本部
消防長
被災市町村長
緊急消防援助隊に係る
代表消防機関消防長
広域応援統括消防機関
消防長
千葉県知事
消防庁長官
応援市町村長
広域応援部隊
登録消防本部
消防長
【応援側】

別図3

知事の指示による出動要請等実施手順

災害発生

千 葉 県

○千葉県から応援統括消防機関及び各消防（局）本部へ
「千葉県消防広域応援出動連絡（要綱：別記様式１）」を送信する。

知事指示

①応援側消防(局)本部
②現地消防本部(被災地消防本部)

①応援側消防（局）本部から広域応援統括消防機関へ
広域応援出動連絡表（基本計画：様式２）」を送信する。
千葉県から別記様式１を受信した場合、又は県内で震度５強以上の地震災害が発生した場合、各消防（局）本部は、出動の可否にかかわらず基本計画 様式２を広域応援統括消防機関に送信する。
※ 送信先： 第１、４ブロック→千葉市消防局警防部警防課（101-800-3109）
第２ブロック→千葉市消防局警防部救急課（101-800-3209）
第３ブロック→千葉市消防局指令管制室（101-800-3669）

②現地消防本部（被災地消防本部）から広域応援統括消防機関へ
別記様式１に記載された発生場所を管轄する消防（局）本部は、「千葉県消防広域応援要請書（基本計画：様式１に必要事項を記入）」を広域応援統括消防機関に送信する。
※ 送信先：千葉市消防局警防部警防課（101-800-3109）

① 応援可否状況
② 応援要請

広域応援統括消防機関

①広域応援統括消防機関から全消防（局）本部へ
「千葉県消防広域応援要請書（基本計画：様式１に必要事項を記入）」を送信する。
②広域応援統括消防機関から千葉県及び全消防（局）本部へ
「広域応援部隊出動状況連絡表（基本計画：様式３）」を送信する。

① 応援要請
② 出動状況

ブロック幹事消防機関

○ブロック幹事消防機関からブロック内の全消防（局）本部及び広域応援統括消防機関へ
「基本計画：様式１（必要事項を記入）」を送信する。

出動連絡

広域応援統括消防機関

○広域応援統括消防機関から千葉県へ
「基本計画：様式１」を送信する。（ブロック幹事消防機関から受信したものを転送する。）

千葉県消防広域応援隊旗の制式

消防組織法第４３条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱第１０条第２項の規定に基づき、千葉県消防広域応援隊旗の制式を次のとおり定める。

１　千葉県消防広域応援隊旗

サイズ　縦７０cm×横１００cm

彩　色　地　　水色

県き章　黒

消防章　黄

文　字　千葉県消防広域応援隊　赤

２　広域応援統括指揮隊旗

サイズ　縦７０cm×横１００cm

彩　色　地　　白

県き章　黒

消防章　黄

文　字　広域応援統括指揮隊　黒

千葉県消防広域応援隊　赤

線　　黄　４本

３　ブロック方面指揮隊旗

サイズ	縦７０㎝×横１００㎝	
彩　色	地	白
	県き章	黒
	消防章	黄色
	文　字	第　ブロック方面指揮隊　黒
		千葉県消防広域応援隊　赤
	線	黄　１本

千葉県消防広域応援隊指揮隊の腕章等の制式

消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱第11条に基づく、その他千葉県消防広域応援隊について必要な事項として、千葉県消防広域応援隊指揮隊の腕章等の制式を次のとおり定める。
（平成23年9月20日 防第515号）

1 広域応援統括指揮隊腕章

（1）広域応援統括指揮隊長

ア サイズ 縦11cm×横45cm
イ 彩 色
（ア）地 白色（反射素材）
（イ）県記章 黒色
（ウ）消防章 黄色
（エ）文字 黒色
（オ）線 赤色（4本）

（2）広域応援統括指揮隊員

ア サイズ 縦11cm×横45cm
イ 彩 色
（ア）地 白色（反射素材）
（イ）文字 黒色
（ウ）線 赤色（4本）

2 ブロック方面指揮隊腕章

(1)ブロック方面指揮隊長

ア サイズ 縦11cm×横45cm
イ 彩 色
(ア)地 白色(反射素材)
(イ)県記章 黒色
(ウ)消防章 黄色
(エ)文字 黒色
(オ)線 赤色(1本)

(2)ブロック方面指揮隊員

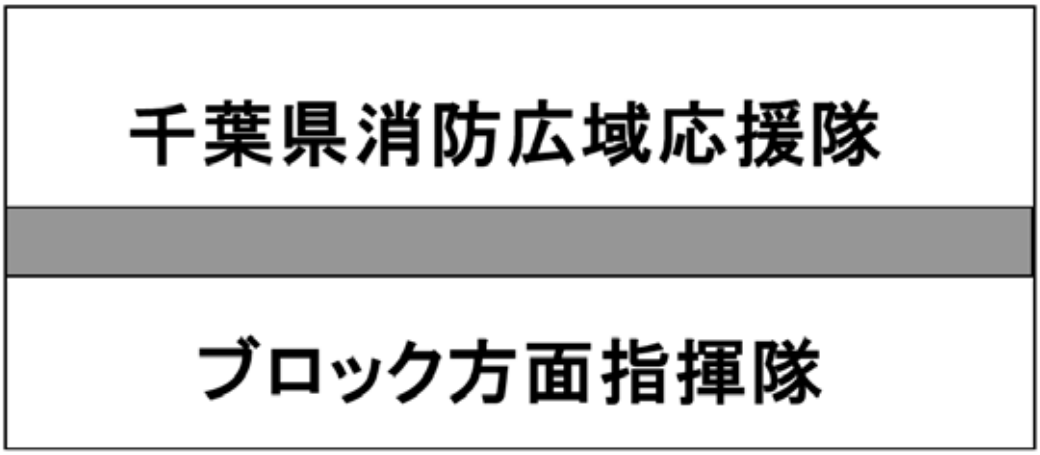

ア サイズ 縦11cm×横45cm
イ 彩 色
(ア)地 白色(反射素材)
(イ)文字 黒色
(ウ)線 赤色(1本)

3 広域応援統括指揮隊ベスト

・前面

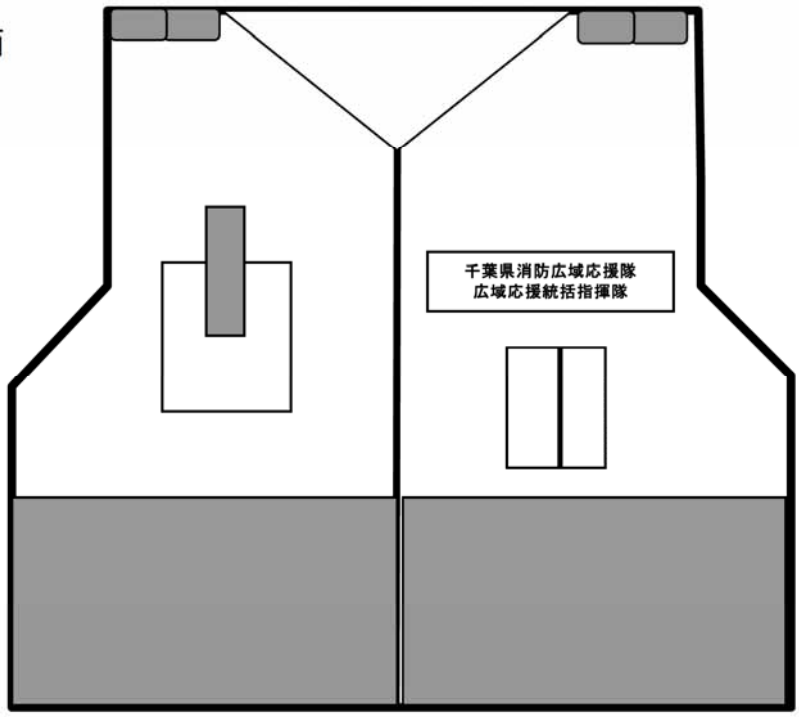

・背面

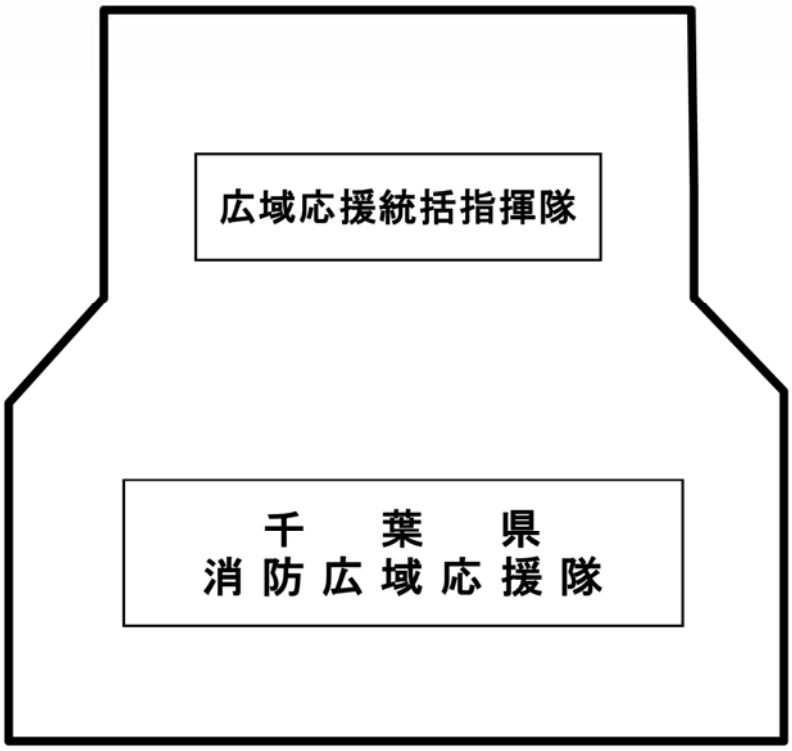

(1)彩　色(生地:メッシュ素材)
　紺色、オレンジ色(前面下部)
(2)名入れ(左胸・背面上下の3箇所)
ア　地　　灰色(反射素材)
イ　文字　黒色

緊急消防援助隊千葉県隊
応 援 等 実 施 計 画

平成２３年１０月１日
千　　葉　　県

緊急消防援助隊千葉県隊応援等実施計画　目　次

第１章　総則

第２章　千葉県隊の編成

第３章　情報連絡体制

第４章　災害現場における無線運用体制

第５章　資機材に関する事項

第６章　応援等出動

第７章　後方支援活動

第８章　迅速出動

第９章　引揚げ及び帰署

第１０章　東海地震における緊急消防援助隊アクションプランについて

第１１章 教育訓練の実施について

資料等

様式第１　緊急消防援助隊千葉県隊の出動部隊編成について（協議）
様式第２　緊急消防援助隊千葉県隊の出動の求め（又は指示）について
別紙１　緊急消防援助隊千葉県隊
別紙２　緊急消防援助隊千葉県隊（部隊指定）
様式第３　緊急消防援助隊千葉県隊の出動に係る集結場所等について
様式第４　緊急消防援助隊一覧表
様式第５　緊急消防援助隊応援部隊内訳表
様式第６　緊急消防援助隊活動状況
別表１－１　緊急消防援助隊千葉県隊登録部隊
別表１－２　緊急消防援助隊千葉県隊登録部隊一覧
別表２　情報連絡窓口一覧表
別表３　消防無線県内共通波連絡網
別表４－１　応援可能資機材一覧表
別表４－２　応援可能資機材一覧表（ＮＢＣ対応資機材）
別表４－３　応援可能消火薬剤一覧表
別表５－１　応援可能無線機等一覧集計表
別表５－２　応援可能無線機等一覧表　（略）

緊急消防援助隊千葉県隊応援等実施計画

平成１８年　２月　３日　消第１１４８号
改正　平成１８年　４月２０日　消第　１１０号
平成１８年　７月２５日　消第　５２０号
平成１９年　５月　１日　消第　１６１号
平成１９年　６月　５日　消第　２９４号
平成２０年　５月１５日　消第　５１５号
平成２０年　８月２７日　消第１６６３号
平成２１年　４月　１日　消第３８２４号
平成２２年１０月　１日　消第１６９３号
平成２３年１０月　１日　防第　５１４号

第１章　総　則

この計画は、緊急消防援助隊運用要綱（平成１６年３月２６日付け消防震第１９号。以下「運用要綱」という。）第３条第３項に基づき、緊急消防援助隊千葉県隊（以下「千葉県隊」という。）の応援等について必要な事項を定め、もって、被災地、受援都道府県及び消防庁と連携の上、迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

第２章　千葉県隊の編成

１　代表消防機関及び代表消防機関代行

代表消防機関は千葉市消防局をいい、代表消防機関代行は船橋市消防局をいう。

２　登録部隊の状況

平成２３年４月１日現在で緊急消防援助隊に登録されている各部隊は別表　１－１、１－２のとおりである。

（１）部隊の種類及び概要は次のとおりである。

ア	都道府県隊指揮隊	２　隊
イ	消火隊	７４　隊
ウ	救助隊	１８　隊
エ	救急隊	４０　隊
オ	後方支援隊	４４　隊
カ	航空隊	２　隊
キ	水上隊	２　隊
ク	特殊災害隊	１５　隊
ケ	特殊装備隊	１５　隊

（２）（１）のほか、指揮支援部隊として次のとおり登録されている。

千葉市消防局　　２　隊

３　部隊の編成及び出動

部隊の編成及び出動については、運用要綱第３条第５項に基づき、次のとおりとする。

（１）全体出動の場合

ア　千葉県隊を第１次及び第２次派遣隊に区分し編成する。

イ　第１次派遣隊は、千葉県消防長会第１ブロック及び第４ブロック内の登録消防本部とする。

ウ　第２次派遣隊は、千葉県消防長会第２ブロック及び第３ブロック内の登録消防本部とする。

エ　第１次派遣隊長は千葉県隊長が行い、第２次派遣隊長は佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部が行う。

オ　第２次派遣隊は被災地に到着後、千葉県隊長の指揮下に入り、活動を行う。

カ　被災地での活動は千葉県隊長の命令により、「消火部隊」「救助部隊」「救急部隊」「後方支援部隊」等に編成替えされ、それぞれの部隊長の指名を行い活動する。

（２）指定隊の出動の場合　　【部隊数指定の場合の出動】

消防庁長官の「指示」、又は「求め」に部隊及び部隊数に指定がある場合は、この編成を代表消防機関が千葉県と協議し行うものとする。

（３）その他特殊等の出動の場合　【特殊災害発生時の出動】

その他特殊災害、特殊装備、及びＮＢＣ災害の場合は、この編成を代表消防機関が千葉県と協議し行うものとする。

４　集結場所

（１）　千葉県隊の集結場所（航空部隊・水上部隊を除く）は、原則として次のとおりとする。ただし、被災地の災害状況等によりこれによりがたい場合は別に指示するものとする。

千 葉 県 隊 集 結 場 所		
市川市	首都高速道路	市川パーキングエリア

（２）　集結場所までは、事故防止に留意し交通渋滞等で遅れる場合は代表消防機関に報告をすること。

５　指揮体制

千葉県隊の指揮系統は、原則として次のとおりとする。

災害対策本部→消防応援活動調整本部（指揮支援部隊長）→指揮本部→指揮支援本部（指揮支援隊長）→千葉県隊本部（千葉県隊長）→千葉県隊（各部隊）

（１）地震等大規模災害の場合

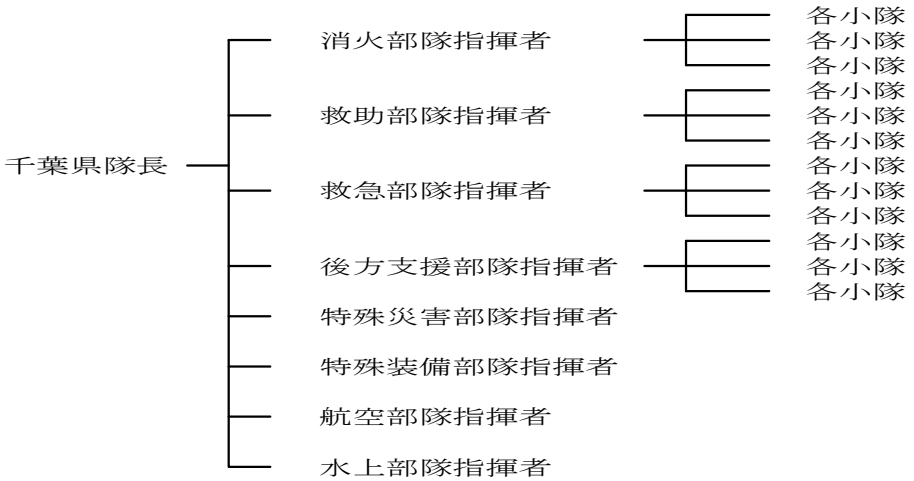

（２）ＮＢＣ災害の場合

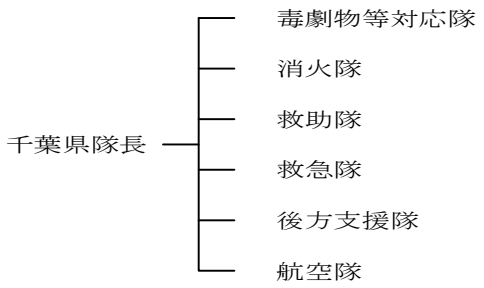

第３章　情報連絡体制

１　情報連絡系統

消防本部間の情報連絡系統は、次のとおりとする。

千 葉 県 ──→ 代表消防機関 ──→ 登録消防機関

２　情報連絡窓口

情報連絡窓口は、別表２のとおりとする。

３　情報連絡方法

情報連絡は、原則として電話又はファクシミリによるものとするが、有線途絶等の場合は、千葉県防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク又は消防無線（県内共通波　別表３）により行うものとする。

第４章　災害現場における無線運用体制

災害現場における無線運用体制は、第２章５の指揮系統に基づき、応援可能無線機、携帯電話の状況を勘案し、次の事項により行うものとするが、使用無線系統は現地消防本部の指示に従うものとする。

なお、通信は必要最小限にとどめるものとする。

（１）全国共通波統制局は、指揮本部（又は消防応援活動調整本部）におく。

（２）県内共通波統制局は、千葉県隊本部におく。

（３）現地消防本部の消防隊は、当該消防本部の市町村波又は署活動波を使用す　る。

（４）県内共通波の使用は、原則として千葉県隊長、各部隊長間とするが、無線運用上必要があるときは、各部隊間で使用することができるものとする。

（５）千葉県隊内の無線機の貸し借りにより、各部隊内の無線連絡は同一の周波数で行うよう努めるものとする。

（６）中継送水体系をとるときは、原則として同一周波数の無線をそのラインごとに確保するものとするが、それによりがたいときでも、少なくとも、筒先担当と水源担当は同一周波数の無線とすること。

第５章　資機材に関する事項

応援可能資機材等は、別表４－１から５－２のとおりである。

※無線機は原則として全国共通波、県内共通波を実装しているものとする。

第６章　応援等出動

１　千葉県隊としての応援体制区分は次のとおりとする。

（１）第一次応援体制

「茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県」が災害発生都県の場合、原則として第一次応援隊として応援出動する。

（２）第二次応援体制

「北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県」が災害発生道県の場合、速やかに出動の準備をする。

（３）特別応援体制

東海地震及び東南海・南海地震の場合は、第１０章の定めるところにより出動する。

２　出動準備をする災害等は次のとおりとする。

（１）指揮支援部隊は、震度６弱（東京都特別区及び政令指定都市については震度５強）以上の地震災害が発生した場合、津波警報（大津波）が発表された場合又は噴火警報（居住地域）が発表された場合。

（２）指揮支援部隊以外の部隊については、震度６弱（東京都特別区及び政令指定都市については、震度５強）以上の地震災害が発生した場合、津波警報（大津波）が発表された場合又は火山の噴火災害が発生した場合。

（３）災害の状況に応じて、出動の可能性があると考えられるとき。

（４）前記（１）（２）（３）の場合、登録市町村の消防機関は、運用要綱第９条に基づき、出動可能部隊について千葉県及び代表消防機関に報告（千葉市消防局へのファックス送信は、原則、第１、４ブロックは「警防課」、第２ブロックは「救急課」、第３ブロックは「指令管制室」とするが、これによらない場合、代表消防機関から別途、指定する。）するものとし、千葉県は千葉県隊の出動可能隊数を消防庁に報告するものとする。

３　長官の求め又は指示を受けた千葉県知事は、代表消防機関と協議し（様式第１）登録市町村の長に対して、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う（様式第２）とともに、次の事項を連絡するものとする。当該求め又は指示を受けた登録市町村の長は、速やかに部隊を出動させるものとする。なお、出動部隊は、自己完結型を原則として７２時間活動可能な食料、飲料水等を携行するものとする。

（１）災害発生日時

（２）消防庁長官からの求め又は指示のあった日時

（３）災害状況

（４）人的、物的被害状況

（５）必要部隊、車両、資機材

４　代表消防機関の長は、千葉県隊集結場所、集結時間、使用無線波、その他必要な事項について、各登録市町村の消防機関の長に連絡するものとする。（様式第３）

５　部隊を出動させた登録市町村の消防機関の長は、代表消防機関の長に次の事項を連絡するものとする。また、代表消防機関の長は、その内容を千葉県知事に報告するものとする。（様式第４）

千葉県知事は、代表消防機関からの報告内容について消防庁長官に報告するものとする。

（１）応援隊指揮者の階級、職、氏名

（２）出動部隊数、車両、資機材

（３）集結場所到着予定時間

（４）その他必要な事項

6　出動部隊は、千葉県隊集結場所に到着したときは、様式第５により部隊の内訳を千葉県隊長に報告後、次の事項を確認し応援先都道府県進出拠点に向かうものとする。また、千葉県隊長は、集結完了時刻、出発時刻を代表消防機関を通じて千葉県知事に報告するものとする。

（１）千葉県隊長及び各部隊長

（２）部隊構成、車両、資機材

（３）被災地までの進入ルート

（４）その他必要事項

7　航空部隊及び水上部隊は、消防庁長官の求め又は指示（又はそれらを受けた千葉県知事の求め又は指示）を受けた場合、消防庁又は消防応援活動調整本部と連絡をとりあい、出動先を確認の上、速やかに出動するものとする。

8　千葉県隊長は、努めて消防応援活動調整本部に連絡員を派遣し、必要な情報収集及び提供等を行うものとする。

9　千葉県隊出動後の後方支援体制は次のとおりとする。

（１）後方支援本部は、代表消防機関又は代表消防機関代行に設置するものとし、登録市町村の消防機関との間で、交替要員の確保及び隊員の交替等について協議、調整するものとする。

（２）千葉県防災危機管理監防災危機管理課長及び部隊を出動させた登録市町村の消防機関の長は、後方支援本部との連絡担当者を指名し緊急連絡体制を確立するものとする。

第７章　後方支援活動

後方支援活動は、後方支援部隊が行うこととし、後方支援部隊は、後方支援本部と連携し、出動部隊が円滑に活動できるよう、また、効率的かつ適切な補給を行うため、次に掲げる活動を実施するものとする。

（１）活動拠点の設置

（２）出動部隊への食料、飲料水及び資機材の調達、補給

（３）資機材（車両を含む）の維持管理

（４）燃料等の現地調達

（５）交替要員の集結、搬送

第８章　迅速出動

1　迅速出動に係る出動部隊

迅速出動とは、一定震度以上の大規模地震等が発生した場合に効力が発生するという条件を付して、震度等に応じてその内容が異なる「消防組織法第４４条に基づく緊急消防援助隊の出動の求め」の準備行為をあらかじめ行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。

なお、準備行為をあらかじめ行っておき、出動を求める部隊は次のとおりとする。

（１）最大震度７（東京都特別区は６強）の地震が発生した場合

指揮支援部隊、出動可能な全陸上部隊、航空部隊

（２）最大震度６強（東京都特別区は６弱）の地震が発生した場合

陸上部隊先遣隊

2　陸上部隊の編成

（１）陸上部隊を、陸上部隊先遣隊、第一次編成陸上部隊及び第二次編成陸上部隊の中隊に分けて編

成する。

（２）陸上部隊先遣隊は、代表消防機関の千葉県隊指揮隊１隊、消火部隊１隊、救助部隊１隊、救急部隊１隊及び後方支援部隊１隊とする。

（３）第一次編成陸上部隊は、千葉県消防長会第１ブロック及び第４ブロック内の登録消防本部の千葉県隊指揮隊、消火部隊、救助部隊及び救急部隊等とする。

（４）第二次編成陸上部隊は、前記（２）（３）以外の部隊とする。

（５）第一次編成陸上部隊長は千葉県隊長が行い、第二次編成陸上部隊長は、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部が行う。

（６）千葉県隊長は、第一次編成陸上部隊の消火部隊、救助部隊及び救急部隊等の各中隊長を、代表消防機関の部隊から指定するものとする。ただし、これによりがたい場合は、他の部隊から指定するものとする。

（７）第二次編成陸上部隊は被災地に到着後、千葉県隊長の指揮下に入り、活動を行う。

（８）被災地での活動は千葉県隊長の命令により、「消火部隊」「救助部隊」「救急部隊」「後方支援部隊」等に編成替えされ、それぞれの部隊長の指名を行い活動する。

第９章　引揚げ及び帰署

１　現場引揚

千葉県隊長の引揚げ指示により速やかに活動を終了し、千葉県隊長に次の事項を報告する。（様式第６）

（１）部隊の活動概要（場所・時間・隊数等）

（２）活動中の異常の有無

（３）隊員の負傷の有無

（４）車両、資機材等の損傷の有無

（５）その他必要な事項

２　帰署報告

部隊が帰署した場合には、その旨を代表消防機関に報告し、代表消防機関はそれを取りまとめ千葉県に連絡する。

３　活動報告

出動した部隊の所属する消防機関は、運用要綱第２６条に基づき代表消防機関に次の事項を報告し、代表消防機関はそれを取りまとめ千葉県に連絡する。

（１）消防本部名

（２）活動開始日時・活動時間

（３）活動場所

（４）活動概要

（５）使用資機材

（６）隊員の負傷及び車両・資機材の損傷状況

（７）その他特記事項

第１０章　東海地震及び東南海・南海地震における緊急消防援助隊アクションプランについて

１　東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン

（１）適用される地震の規模は次のとおりとする。

ア　想定震源域内を震源とし、強化地域８都県（東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）中２以上の都県で震度６弱（東京都特別区及び政令指定都市については震度５強）以上の地震が発生した場合。

イ　東海地震に係る注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発令された場合において、強化地域８都県中１の都県で震度６弱（東京都特別区及び政令指定都市については震度５強）以上の地震が発生した場合。

（２）千葉県隊は、第一次出動準備を行う。

（３）各消防（局）本部は、出動可能隊数を千葉県及び代表消防機関に報告するものとし、千葉県は千葉県隊の応援可能隊数を消防庁長官に報告する。

（４）消防庁長官の出動指示があった場合は、速やかに参集を開始する。

（５）千葉県隊は第一次応援隊として、神奈川県へ出動する。

（６）集結場所・時間・出動ルート等については、代表消防機関からの連絡に基づき行動する。

２　東南海・南海地震におけるアクションプランについて

（１）適用される地震の規模は次のとおりとする。

想定震源域内を震源とし、出動対象県６県（静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県）中２以上の県で震度６弱（政令指定都市については震度５強）以上の地震が発生した場合。

（２）千葉県隊は、第一次出動準備を行う。

（３）各消防（局）本部は、出動可能隊数を千葉県及び代表消防機関に報告するものとし、千葉県は千葉県隊の出動可能隊数を消防庁長官に報告する。

（４）消防庁長官の出動指示があった場合は、速やかに参集を開始する。

（５）千葉県隊は第一次応援隊として、静岡県へ出動する。

（６）集結場所・時間・出動ルート等については、代表消防機関からの連絡に基づき行動する。

第１１章　教育訓練の実施について

定期的に全国合同訓練や関東ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）合同訓練が実施されるので、千葉県隊として参加する。

至急連絡

様式第　1

平成　　年　　月　　日

緊急消防援助隊千葉県隊
代表消防機関の長　　様

千　葉　県　知　事

緊急消防援助隊千葉県隊の出動部隊編成について（協議）

消防組織法第４４条（第　項）に基づき、別添（写）のとおり消防庁長官より、緊急消防援助隊千葉県隊の出動の求め（又は指示）がありました。

つきましては、緊急消防援助隊千葉県隊応援等実施計画に基づき、下記事項について協議しますので別紙により報告をお願いします。

なお、報告いただいた事項については、登録市町村の長あて消防組織法第４４条第４項に基づき、登録部隊の出動を求める(又は指示する)とともに、消防庁長官に報告することとしますので申し添えます。

記

１　千葉県隊の編成

防災危機管理課　災害対策室	
担　当	
電　話	043－223－2175
ＦＡＸ	043－222－5208

至急連絡

様式第　2

平成　　年　　月　　日

緊急消防援助隊千葉県隊
登録市町村の長　　様

千葉県知事

緊急消防援助隊千葉県隊の出動の求め（又は指示）について

消防組織法第４４条（第　　項）に基づき、別添（写）のとおり消防庁長官より、緊急消防援助隊千葉県隊の出動の求め（又は指示）がありました。

つきましては、貴消防機関で登録されている下記の部隊について、緊急消防援助隊千葉県隊応援等実施計画に基づき速やかな出動を求めます。

記

１　災害発生日時

平成　　年　　月　　日　　時　　分

２　消防庁長官からの求め又は指示のあった日時

平成　　年　　月　　日　　時　　分

３　災害状況

４　人的、物的被害状況

５　必要部隊、車両、資機材

別紙のとおり

千　葉　県	
所　属	防災危機管理課 災害対策室
担　当	
電　話	043－223－2175
ＦＡＸ	043－222－5208

代表消防機関（　　）	
所　属	
担　当	
電　話	
ＦＡＸ	

緊急消防援助隊千葉県隊

出動先：　都道府県　災害名

別紙1

ブロック別	出動部隊 / 登録市町村（消防機関）	指揮支援部隊		県隊指揮隊		消火部隊		救助部隊		救急部隊		後方支援部隊		航空部隊		水上部隊		特殊災害部隊												特殊装備部隊												合計		出動部隊			後方支援体制		
																		毒劇物対応隊				大規模危険物火災対応隊						密閉空間火災対応隊		その他特殊装備隊																千葉県隊後方支援本部（代表消防機関：　）		
																		特殊災害対応自動車		その他の車両		大型化学車		大型高所放水車		泡原液搬送車		高発泡排煙車		はしご自動車		屈折はしご自動車		電源照明車		大型水槽車		特別高度工作車		空気ボンベ充填車				責任者		連絡先（携帯）	派遣消防機関		
		隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	階級	氏名	電話	職名	氏名	電話
第一ブロック	千葉市																																									0	0						
	船橋市																																									0	0						
	習志野市																																									0	0						
	市原市																																									0	0						
	八千代市																																									0	0						
第二ブロック	銚子市																																									0	0						
	成田市																																									0	0						
	旭市																																									0	0						
	四街道市																																									0	0						
	富里市																																									0	0						
	栄町																																									0	0						
	香取広域																																									0	0						
	匝瑳市横芝光町																																									0	0						
	佐倉市八街市酒々井町																																									0	0						
	印西地区																																									0	0						
第三ブロック	木更津市																																									0	0						
	君津市																																									0	0						
	富津市																																									0	0						
	袖ケ浦市																																									0	0						
	安房郡市																																									0	0						
	長生郡市																																									0	0						
	山武郡市																																									0	0						
	夷隅郡市																																									0	0						
第四ブロック	市川市																																									0	0						
	松戸市																																									0	0						
	野田市																																									0	0						
	柏市																																									0	0						
	流山市																																									0	0						
	我孫子市																																									0	0						
	鎌ケ谷市																																									0	0						
	浦安市																																									0	0						
	合　計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						

緊急消防援助隊千葉県隊　(部隊指定)

出動先:　　都道府県　**災害名**

別紙2

ブロック別	出動部隊 / 登録市町村(消防機関)	指揮支援部隊		県隊指揮隊		消火部隊		救助部隊		救急部隊		後方支援部隊		航空部隊		水上部隊		特殊災害部隊										特殊装備部隊												合計		出動部隊			後方支援体制		
																		毒劇物対応隊				大規模危険物火災対応隊						密閉空間火災対応隊		その他特殊装備隊																			
																		特殊災害対応自動車		その他の車両		大型化学車		大型高所放水車		泡原液搬送車		高発泡排煙車		はしご自動車		屈折はしご自動車		電源照明車		大型水槽車		特別高度工作車		空気ボンベ充填車				責任者		連絡先(携帯)	千葉県隊後方支援本部(代表消防機関:　　)		
																																													派遣消防機関		
																																												担当責任者		連絡先
		隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	隊	人	階級	氏名	電話	職名	氏名	電話
																																										0	0						
																																										0	0						
																																										0	0						
																																										0	0						
																																										0	0						
																																										0	0						
																																										0	0						
																																										0	0						
																																										0	0						
																																										0	0						
																																										0	0						
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						

至急連絡

様式第　3

平成　　年　　月　　日

緊急消防援助隊千葉県隊
登録消防機関の長　　様

緊急消防援助隊千葉県隊
代表消防機関の長

緊急消防援助隊千葉県隊の出動に係る集結場所等について

緊急消防援助隊千葉県隊応援等実施計画に基づき、下記の事項について連絡します。

記

1　千葉県隊集結場所

2　集結時間

平成　　年　　月　　日　　時　　分

3　使用無線波

4　その他必要な事項

代表消防機関（　　）	
所属	
担当	
電話	
FAX	

様式第　4

緊急消防援助隊一覧表

都道府県名	千　葉　県
消防本部名	
応援隊代表者（職・氏名）	

部隊名	隊員数	隊長（階級・氏名）	車両名（無線呼称）	携帯電話番号
合計　　隊　　名				
集結場所到着予定時間　　時　　分				
主な部隊装備 **【後方支援体制】** **担当責任者（職・氏名）**　　**緊急時連絡先**				

※部隊を出動させた登録市町村の消防機関の長→代表消防機関の長

様式第　5

緊急消防援助隊応援部隊内訳表

都道府県名	千　葉　県
消防本部名	
部　隊　名	

車　両　名		無線呼称	

NO	◎は隊長	階　級	氏　　名	年齢	性別
1					男・女
2					男・女
3					男・女
4					男・女
5					男・女
6					男・女
7					男・女
8					男・女

連絡先電話番号　昼　（　　）

夜　（　　）

隊長携帯電話番号　（　　）

主な部隊装備

※　出動時、**千葉県隊集結場所**において各隊長は千葉県隊長に提出する。

様式第　6

緊急消防援助隊活動状況

都道府県隊名	千　葉　県　隊
消防本部名	
応援隊代表者（職・氏名）	

現場到着日時		
現場を離れた日時		
部隊の活動概要	活動場所 活動内容	
	活動開始日時 活動時間	
	活動隊数	
活動中の異常の有無		
隊員の負傷の有無		
車両・資機材の損傷の有無		
その他必要な事項		

※現場引揚げ時、各消防本部応援隊の代表者は千葉県隊長に報告する。

別表　1－1
(H23.4.1現在)

緊急消防援助隊千葉県隊登録部隊

| 部隊名 | | 指揮支援部隊 | 県隊指揮隊 | 消火部隊 | | | 救助部隊 | | 救急部隊 | 後方支援部隊 | | | | | | | 航空部隊 | 水上部隊 | 特殊災害部隊 | | | | | | | | 特殊装備部隊 | | | | | | | |

緊急消防援助隊千葉県隊　登録部隊一覧

別表１－２
（H23.4.1現在）

| ブロック別 | 出動部隊 / 登録市町村（消防機関） | 指揮支援部隊 | | 県隊指揮隊 | | 消火部隊 | | 救助部隊 | | 救急部隊 | | 後方支援部隊 | | 航空部隊 | | 水上部隊 | | 特殊災害部隊 | | | | | | | | | | | | | | | | 特殊装備部隊 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 合計 | |
|---|---|---

情報連絡窓口一覧表

別表　2

(H23.4.1現在)

名称	時間帯別	連絡窓口	(NTT) 電話	(NTT) FAX	地域衛星通信電話	地域衛星通信FAX
総務省消防庁	昼　間	応急対策室	03-5253-7527	03-5253-7537	048-500-90-49013	048-500-90-49033
	夜間（休日）	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-90-49102	048-500-90-49036
千葉県	昼　間	防災危機管理課	043-223-2175	043-222-5208	012-500-7209	012-500-7298
	夜間（休日）	消防課情報通信管理室	043-223-2178	043-222-5219	012-500-7225	012-500-7110
千葉市消防局	昼　間	警防課	043-202-1653	043-202-1654	012-101-800-3111	012-101-800-3109
	夜間（休日）	指令管制室	043-223-1831	043-202-1678	012-101-800-3661	012-101-800-3669
		救急課	043-202-1657	043-202-1659	012-101-800-3211	012-101-800-3209
銚子市消防本部	昼　間 夜間（休日）	指令センター	0479-22-0119	0479-23-0119	012-602-721	012-602-722
市川市消防局	昼　間 夜間（休日）	指令課	047-333-2111	047-335-8181	012-603-721	012-603-722
船橋市消防局	昼　間	警防課	047-435-1190	047-435-7878	012-204-731	012-204-732
	夜間（休日）	指令課	047-435-8649	047-432-8229		
木更津市消防本部	昼　間	消防総務課	0438-23-9182	0438-23-9096	012-206-731	012-206-732
	夜間（休日）	指令室	0438-22-0119	0438-22-0151		
松戸市消防局	昼　間	消防救急課	047-363-1115	047-363-1138	012-604-721	012-604-722
	夜間（休日）	指令課	047-363-1111	047-363-0333		
野田市消防本部	昼　間 夜間（休日）	通信指令室	04-7124-0119	04-7125-8782	012-208-731	012-208-732
成田市消防本部	昼　間 夜間（休日）	通信指令課	0476-20-1593	0476-24-4828	012-211-731	012-211-732
旭市消防本部	昼　間 夜間（休日）	警防課通信班	0479-63-0119	0479-63-7769	012-621-721	012-621-722
習志野市消防本部	昼　間 夜間（休日）	指令課	047-452-1212	047-451-6569	012-605-721	012-605-722
柏市消防局	昼　間	警防課	04-7133-0117	04-7133-4000	012-606-721	012-606-722
	夜間（休日）	情報指令課	04-7133-8793	04-7133-8795		
市原市消防局	昼　間	警防救急課	0436-22-8117	0436-23-0085	012-219-731	012-219-732
	夜間（休日）	通信指令課	0436-23-0119	0436-21-6874		
流山市消防本部	昼　間 夜間（休日）	消防防災課	04-7158-0119	04-7159-0889	012-607-721	012-607-722
八千代市消防本部	昼　間 夜間（休日）	指令課	047-459-2441	047-459-2446	012-608-721	012-608-722
我孫子市消防本部	昼　間	警防課	04-7181-7701	04-7184-0120	012-609-721	012-609-722
	夜間（休日）	西消防署	04-7184-0119	04-7184-0165		
鎌ケ谷市消防本部	昼　間	警防課	047-444-3235	047-445-1224	012-610-721	012-610-722
	夜間（休日）	通信指令室	047-444-3221	047-442-7119		
君津市消防本部	昼　間 夜間（休日）	指令室	0439-53-0119	0439-57-0119	012-611-723	012-611-722
富津市消防本部	昼　間	総務課	0439-65-0119	0439-65-1722	012-612-721	012-612-722
	夜間（休日）	指令室				
浦安市消防本部	昼　間 夜間（休日）	指令課	047-304-0119	047-352-3597	012-613-721	012-613-722
四街道市消防本部	昼　間 夜間（休日）	消防署指令班	043-422-0119	043-423-7212	012-614-721	012-614-722
袖ケ浦市消防本部	昼　間	総務課	0438-64-0119	0438-62-9729	012-615-721	012-615-722
	夜間（休日）	指令室				
富里市消防本部	昼　間 夜間（休日）	通信指令室	0476-92-1311	0476-93-9949	012-618-721	012-618-722
栄町消防本部	昼　間 夜間（休日）	通信指令室	0476-95-0119	0476-95-7630	012-629-721	012-629-722
香取広域市町村圏事務組合 消防本部	昼　間 夜間（休日）	指令課	0478-83-0119	0478-83-3432	012-619-721	012-619-722
安房郡市広域市町村圏 事務組合消防本部	昼　間 夜間（休日）	警防課	0470-22-2233	0470-22-6562	012-627-721	012-627-722
長生郡市広域市町村圏 組合消防本部	昼　間	通信指令課	0475-24-0119	0475-24-1725	012-623-721	012-623-722
	夜間（休日）			0475-25-8448		
匝瑳市横芝光町 消防組合消防本部	昼　間 夜間（休日）	指令課	0479-72-0119	0479-72-1119	012-622-721	012-622-722
山武郡市広域 行政組合消防本部	昼　間 夜間（休日）	指令課	0475-52-4137	0475-50-2501	012-628-721	012-628-722
佐倉市八街市酒々井町 消防組合消防本部	昼　間 夜間（休日）	通信指令課	043-481-0119	043-485-2310	012-625-721	012-625-722
印西地区 消防組合消防本部	昼　間 夜間（休日）	通信指令室	0476-46-9981	0476-46-9986	012-626-721	012-626-722
夷隅郡市広域市町村圏	昼　間	警防課	0470-80-0133	0470-82-5000	012-624-721	012-624-722
事務組合消防本部	夜間（休日）	指令室	0470-80-0119			

※「地域衛星通信」の電話・FAX番号は、０１２（千葉県番号）を除くとそのまま「千葉県防災行政無線」の電話・FAX番号となります。

別表　3

消防無線県内共通波　連絡網

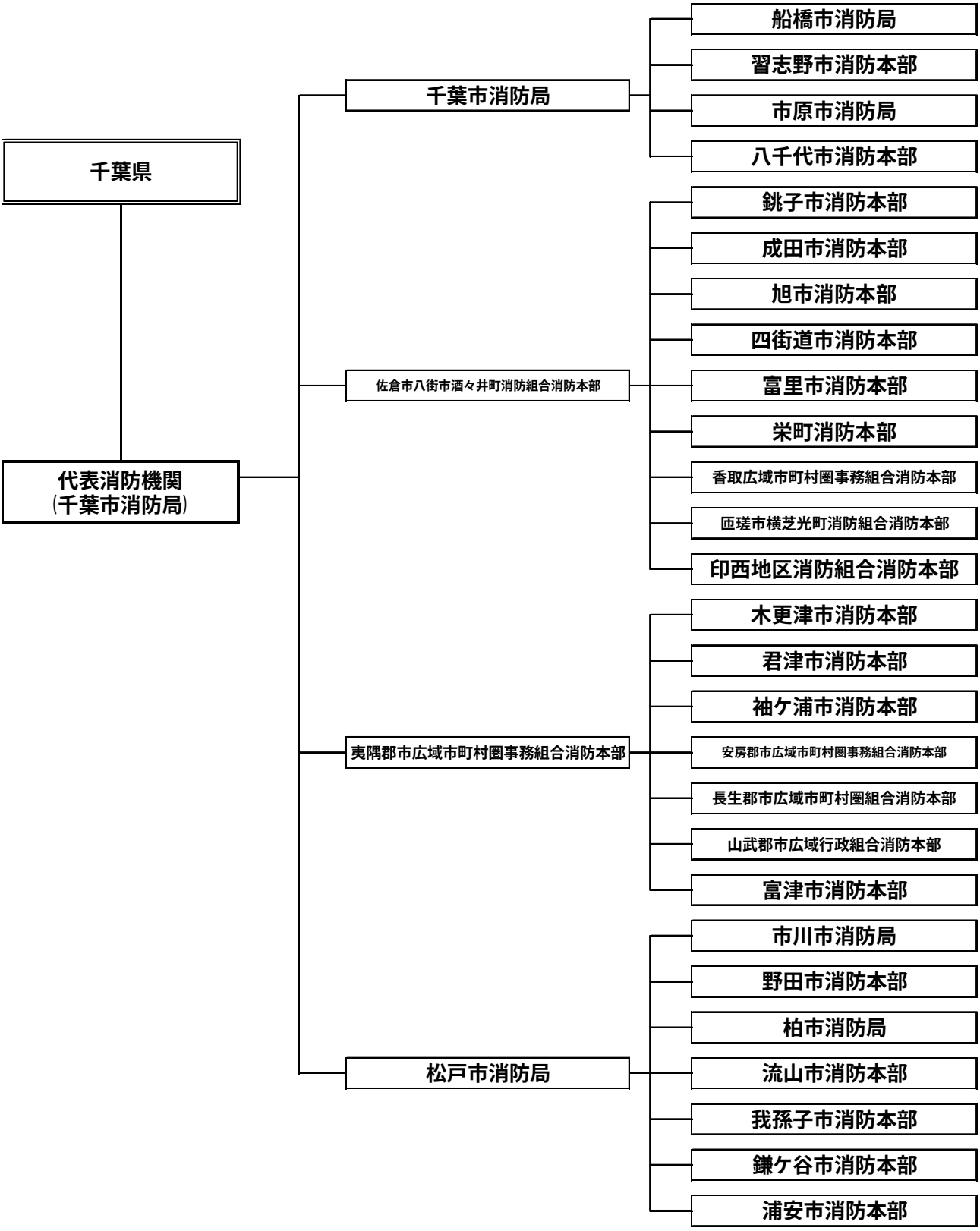

別表４－１

(H23.4.1 現在)

応援可能資機材一覧表

資機材 / 登録消防機関	重量物排助用器具							切断用器具							破壊用器具		高度救助用資機材					測定用器具				水難救助用器具					
	油圧ジャッキ	油圧スプレッダー	可搬式ウィンチ	ワイヤーロープ	マット型空気ジャッキ一式	空気式大型油圧スプレッダー	救助用支柱器具	油圧切断機	エンジンカッター	ガス溶断器	チェーンソー	鉄線カッター	空気鋸	空気式大型油圧切断機	削岩機	ハンマドリル	画像探索機Ⅰ型	画像探索機Ⅱ型	地中音響探知機	熱画像直視装置	夜間用暗視装置	可燃性ガス測定器	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器	潜水器具一式	救命胴衣	水中用投光器	救命浮き輪	救命ボート	水中スクーター
千葉市消防局	2	4	2	25	2		2	6	8		8	8	3		2	2	2	4	2	2	2	9	1	2	13	10	21	11	13	2	2
銚子市消防本部	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1		1	1						1		1	1						
市川市消防局	2	2	2	2	2			2	2	2	2	2	2		2	2	1	2				2	2		2		10		2		
船橋市消防局	2	2	2	11	2		2	2	2	2	2	2	2		2	2	1	1	1	1	1	2	2	2	2	5	5	5	10	1	
木更津市消防本部									1		1	1										1	1	1	1						
松戸市消防局	2	2	2	2	2		1	4	2	2	2	2	2		2	2	2	1	1	2	1	2	2	2	2		10	5	2	1	
野田市消防本部	1	1	1	2	1		1	1	1	1	4	1	1		1							2		2	3		10	2	4	1	
成田市消防本部																						3			2						
旭市消防本部	2	1	1	7	1		2	1	3	1	3	3	1		1	1	1					1	1		1	6	10	3	2		
習志野市消防本部	1	1	1	8	1		1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	5	5	5	1	
柏市消防局	1	1	1	5	1		1	1	1	1	1	1	2		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3		5	3	3	1	
市原市消防局	2	2	2	16	2		1	2	2	1	2	2	2		2	2	1	1	1	1	1	2	2	2	2	10	10	10	3	2	
流山市消防本部	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1		1	1				1		1	1	1	1		3		1	1	
八千代市消防本部				1					2		2	3										3									
我孫子市消防本部			1	2					1		1	2			1	1						1	1	1			10				
鎌ケ谷市消防本部									1		1	1										1									
君津市消防本部				1								1										1									
富津市消防本部				2					1		1	2										1					3		2		
浦安市消防本部									1		1	1										1					2		2		
四街道市消防本部				1					1		1	1										1			1		5				
袖ケ浦市消防本部											1	1										1									
富里市消防本部																															
栄町消防本部																															
香取広域(組)			2	3					3		3	3										3	3	3	1		9		2		
安房郡市広域(組)				4					1		1	2																			
長生郡市広域(組)				1					1		1	1															8				
匝瑳市横芝光町(組)									1			3										1									
山武郡市広域(組)		1	1	10	1			1	2		2	1	1									2	1		6		7		2		
佐倉市八街市酒々井町(組)	2	2	2	6	2			2	2	2	2	3	1		1	1	1	2	1	2	1	2	2	1	1	5	20	5	5	1	
印西地区(組)	1	2	1	4	1			3	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	1	5	5	5	2	1	
夷隅郡市広域(組)									2		2	2	2														8				
計	20	23	23	115	20	0	11	28	45	16	48	53	23	0	19	18	12	14	9	12	9	49	24	23	44	46	166	54	60	12	2

応援可能資機材一覧表

別表４－２

(H23.4.1 現在)

資機材 / NBC災害出動編成　登録部隊			NBC対応資機材														
			測定･検知器具								保護服					除染シャワー	中和剤散布器
													陽圧式以外				
			有毒ガス測定器	有毒ガス検知管	携帯型生物剤検知装置	生物剤検知紙	携帯型化学剤検知器	化学剤検知紙	放射線測定器	放射線ポケット線量計	放射線防護服	陽圧式	B専用	C専用	BC専用		
千葉市消防局	NBC災害出動部隊登録	NBC災害対応(指揮支援隊、毒劇物等対応隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、航空部隊)	1	3	4	2	2	2	13	35	3	19			7	5	6
市川市消防局	BC災害出動部隊登録	BC災害対応(毒劇物等対応隊、救助部隊、救急部隊)	2	2	1	1	1	5	6	28	10	16			7	1	2
船橋市消防局	BC災害出動部隊登録	BC災害対応(消火部隊、救助部隊)	2	1	1	1	1	1	8	22	4	10			2	2	2
成田市消防本部	BC災害出動部隊登録	BC災害対応(毒劇物等対応隊[水槽付ポンプ車])		1	1	1	1	150	2	5		5			3	2	2
浦安市消防本部	BC災害出動部隊登録	BC災害対応(消火部隊)		1	1		1		1	5		5			5	2	2
松戸市消防局		一般毒劇物災害対応(救助部隊)	1	1					1	4		4			2	1	1
佐倉市八街市酒々井町消防組合		一般毒劇物災害対応(消火部隊)	1						1	4		2					
計			7	9	8	5	6	158	32	103	17	61	0	0	26	13	15

化学剤検知紙＝成田市(150)はＭ８タイプ

応援可能消火薬剤等一覧表

別表　4－3

(H23.4 1 現在)

消火薬剤等 ＼ 登録	化学消火薬剤種別										油類吸着剤	油類処理剤
	たん白系		フッ化たん白	合成界面活性剤	水成膜泡消火薬剤	水溶性液体用泡消火薬剤(耐アルコール用)	粉末					
	3%型	6%型					第1種	第2種	第3種	第4種		
	(リットル)	(リットル)	(リットル)	(リットル)	(リットル)	(リットル)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)
千葉市消防局					15,500							
銚子市消防本部												
市川市消防局						45,140						
船橋市消防局				700		7,700						
木更津市消防本部						1,000						
松戸市消防局				1,200								
野田市消防本部				200								
成田市消防本部												
旭市消防本部				500								
習志野市消防本部						1,000						
柏市消防局				600								
市原市消防局				34,930	20,000	145,620						
流山市消防本部												
八千代市消防本部												
我孫子市消防本部				200								
鎌ケ谷市消防本部												
君津市消防本部					1,600	3,000						
富津市消防本部						940						
浦安市消防本部				360		360					136	360
四街道市消防本部												
袖ケ浦市消防本部						27,000						
富里市消防本部												
栄町消防本部												
香取広域(組)												
安房郡市広域(組)				200								
長生郡市広域(組)												
匝瑳市横芝光町(組)												
山武郡市広域(組)				400								
佐倉市八街市酒々井町(組)				300		200						
印西地区(組)				120								
夷隅郡市広域(組)				100								
計	0	0	0	39,810	37,100	231,960	0	0	0	0	136	360

・水溶性液体用(耐アルコール用)＝市川市消防局(43,940リットル)、船橋市消防局(7,700リットル)、木更津市消防本部(1,000リットル)、習志野市消防本部(1,000リットル)、市原市消防局(77,700リットル)、君津市消防本部(3,000リットル)、富津市消防本部(940リットル)、袖ケ浦市消防本部(27,000リットル)は、千葉県備蓄分

・水性膜消火薬剤＝市原市消防局(20,000リットル)は、千葉県備蓄分

別表５－１

応援可能無線機等一覧集計表

（H23.4.1現在）

	応援部隊（救急隊以外）														救急隊							
	車載無線			携帯無線(10W)			携帯無線(5W)			携帯無線(1W)			署活動波	携帯電話	救急波				市町村波			署活動波
	県波組込	全国波組込	県波・全国波組込	県波組込	全国波組込	県波・全国波組込	県波組込	全国波組込	県波・全国波組込	県波組込	全国波組込	県波・全国波組込	400MHz帯		県波組込	全国波組込	県波・全国波組込	救急波のみ	県波組込	全国波組込	県波・全国波組込	400MHz帯
千葉市消防局			28						27				97	090-3092-3754							4	
銚子市消防本部			2						2								1				1	
市川市消防局			10									8					3				3	
船橋市消防局			11									12	28				2				2	2
木更津市消防本部			3						3				4				1				1	
松戸市消防局			12			1	1			8		6	10	080-1388-6707			2	1			2	
野田市消防本部			5						4								2				2	
成田市消防本部			4									4	4	090-3233-1460			2				2	
旭市消防本部	1		3						4					090-2464-4825			1				1	
習志野市消防本部			5						1			3		090-3217-8972(救助)※衛星 090-3217-8971(救急)			1				1	
柏市消防局			7						5					080-5873-8580			1				1	
市原市消防局			11						7					090-4070-9555（救助） 090-4388-4357（後方支援）			3				3	
流山市消防本部			3						3								1				1	
八千代市消防本部			4						3			2										
我孫子市消防本部			2									2		090-3133－3860（消火） 090-5419-6240（後方支援）			1				1	
鎌ケ谷市消防本部			3						3								1				1	
君津市消防本部			2						1	1		1					1				1	
富津市消防本部			3						2				3									
浦安市消防本部			2						2				2	090-3137-1136								
四街道市消防本部			2						2					090-5772-6855								
袖ケ浦市消防本部			2									2		090-5335-2335								
富里市消防本部			2						1			1					1				1	
栄町消防本部			1						1													
香取広域（組）			4						1			3					2				2	
安房郡市広域（組）	1		4						3			1					1				1	
長生郡市広域（組）			3						4			1		090-3247-8838			1				1	
匝瑳市横芝光町（組）			2						1			2					1				1	
山武郡市広域（組）	1		3									4					1				1	
佐倉市八街市酒々井町（組）			6									4		080-2033-2076			3				3	
印西地区（組）			4									3		090-7725-7915			1				1	
夷隅郡市広域（組）	1		2							2				090-3092-3309			1				1	
計	4	0	155	0	0	1	1	0	80	11	0	59	148		0	0	35	2	0	0	39	2

資料３－７　大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱

１　目的

この要綱は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成１５年政令第３７９号）、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成１６年２月６日付け消防震第９号。以下「基本計画」という。）、「緊急消防援助隊運用要綱」（平成１６年３月２６日付け消防震第１９号。以下「運用要綱」という。）及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に沿った緊急消防援助隊の登録についての協力等について」（平成１６年２月６日付け消防震第１０号。以下「長官通知」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊が被災地に迅速に出動する体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

２　用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)「迅速出動」とは、法第４４条に基づき、あらかじめ消防庁長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定の条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。

(2)「震央管轄都道府県」とは、この要綱に定める各区分に該当する地震が発生した場合の当該地震の震央が存する都道府県をいう。

(3)「震央管轄消防機関」とは、この要綱に定める各区分に該当する地震が発生した場合の当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防機関をいう。

(4)「最大震度都道府県」とは、この要綱に定める各区分に該当する地震が発生した場合の最大震度を計測した都道府県をいう。

(5)「アクションプラン」とは、基本計画第２章第３節３に基づき、消防庁長官が別に定めた出動に係る計画をいう。

(6)「陸上部隊」とは、都道府県隊指揮隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊をいう。

(7)「陸上部隊先遣隊」とは、地震発生直後に直ちに出動して、被災地において初期の緊急消防援助隊活動を行う陸上部隊をいう。

(8)「情報収集航空部隊」とは、ヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集活動を行う航空部隊をいう。

(9)「救助・救急航空部隊」とは、救助用資機材、救急用資機材を活用した救助・救急活動を行う航空部隊をいう。

３　対象災害及び適用基準

迅速出動の対象とする災害は地震災害とし、震央管轄都道府県内の市町村の応援等に関して、次の各号に掲げる区分により適用する。

なお、震央管轄都道府県以外の市町村の応援等に関しては、運用要綱による。

(1) 区分Ⅰ

最大震度７（東京都特別区は６強以上）の地震災害が発生した場合

(2) 区分Ⅱ

最大震度６強（東京都特別区は６弱）の地震災害が発生した場合

(3) 区分Ⅲ

ア　最大震度６弱（東京都特別区は５強）の地震災害が発生した場合

イ　津波警報（大津波）が発令された場合

４　迅速出動に係る措置要求の内容

迅速出動の各区分に係る措置要求の内容は、次の各号によるものとする。(「区分Ⅰ」及び「区分Ⅱ」に係る要請文については別記様式のとおり)

なお、消防庁長官は、災害状況等により必要があると認められる場合は、速やかに応援部隊の増強等を要請するものとする。

(1) 区分Ⅰ

発災後直ちに、震央管轄都道府県に対応する指揮支援部隊、第１次出動都道府県隊（第１次出動航空部隊を含む。以下同じ。）及び出動準備都道府県隊（出動準備航空部隊を含む。以下同じ。）に緊急消防援助隊の出動の準備を求めるとともに、別表に基づき、各部隊に出動の要請を行う。

(2) 区分Ⅱ

発災後直ちに、震央管轄都道府県に対応する指揮支援部隊、第１次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊に出動の準備を求めるとともに、別表に基づき、各部隊に出動の要請を行う。

(3) 区分Ⅲ

発災後又は津波警報発令後、直ちに震央管轄都道府県に対応する指揮支援部隊、第１次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊に出動の準備を求める。その後、状況に応じ消防庁長官が出動要請等を行うものとする。

(4) 適用除外

ア　震央管轄都道府県に対応する第１次出動都道府県隊が、被災等により迅速出動の求めの全て又は一部に応ずることができない場合、当該都道府県は、速やかに消防庁にその旨を報告するものとする。この場合、消防庁長官は、必要と認められる場合、出動準備都道府県隊に出動要請等を行うものとする。

イ　震央が海域の場合、最大震度都道府県に対応する指揮支援部隊、第１次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊に対して、「区分Ⅰ」・「区分Ⅱ」のいずれの場合も出動準備のみ求めるものとし、その後、必要と認められる場合、消防庁長官が出動要請等を行うものとする。

ウ「区分Ⅲイ」の場合、当該警報が発令された都道府県に対応する、指揮支援部隊、第１次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊が出動準備を行うものとする。

(5) 航空部隊の出動に関する留意事項

ア　情報収集航空部隊が迅速出動の求めに応ずることができない場合、その代替出動を行う航空部隊として、あらかじめ代替出動のための順位を付した航空部隊の中から、高順位のものに順次、情報収集航空部隊として出動要請等を行うものとする。

なお、当該順位については、長官通知に掲げる別表第１及び別表第２によるものとする。

イ「区分Ⅰ」において、情報収集航空部隊の代替出動のための順位を付された航空部隊が代替出動の必要がない場合は、救助・救急航空部隊として当該隊に対して出動要請等を行うものとする。

５　出動準備の解除又は出動の中止

震央が無人島、原野等で、明らかに人的・住家被害等がないと認められる場合、消防庁長官は、指揮支援部隊、第１次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊に対して、出動準備の解除又は出動の中止を

連絡するものとする。

６　緊急消防援助隊の出動先

緊急消防援助隊の各部隊の出動先（進出拠点を兼ねる。）は、原則として、次のとおりとする。

(1) 指揮支援部隊

ア　指揮支援部隊長

震央管轄都道府県の都道府県庁舎とする。

イ　指揮支援隊長

消防庁又は震央管轄都道府県の消防応援活動調整本部が連絡する消防機関の消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあっては、町村役場。以下同じ。）とする。

(2) 陸上部隊

震央管轄消防機関の消防本部の庁舎とする。

(3) 航空部隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防機関の航空隊基地等とする。

(4) 水上部隊

消防庁から別途連絡する場所とする。

７　出動先の変更等

(1) 出動途上において、被害状況等により、出動先の変更又は応援部隊規模の縮小等の必要があると認められる場合は、消防庁長官が震央管轄都道府県の消防応援活動調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長及び都道府県隊長に連絡するものとする。

(2) 震央管轄都道府県は、被災地又はその隣接する市町村に原子力施設等を有する場合には、当該第１次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊に対して、当該原子力施設等における被害状況等、緊急消防援助隊の安全管理上必要な情報について、速やかに提供するものとする。また、当該第１次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊は当該安全管理上必要な情報を確認し、必要な装備等を準備した後、出動するものとする。

８　出動可能隊数等の報告

都道府県は、当該都道府県隊が迅速出動により出動（出動準備を含む。）する場合は、速やかに当該出動する予定の緊急消防援助隊の部隊数等（運用要綱第９条第１項に基づく出場可能隊数を含む。）を消防庁に報告すること。

なお、既に出動した場合は、当該出動した緊急消防援助隊の部隊数等を消防庁に報告すること。

９　陸上部隊先遣隊の編成と任務

(1) 編成

都道府県隊指揮隊１隊、消火部隊１隊、救助部隊１隊、救急部隊１隊、後方支援部隊１隊

(2) 任務

ア　被災地への進出経路の確認

イ　被害状況等の情報収集

ウ　緊急消防援助隊受入れ等の震央管轄消防機関との連絡調整

エ　初期の消火・救助・救急活動

オ　航空隊の支援活動

10　アクションプランへの対応

アクションプランを適用する地震が発生した場合は、消防庁から関係都道府県等に対して速やかに連絡を行い、本要綱にかかわらず、当該アクションプランに基づき、緊急消防援助隊の運用を行うものとする。

11　応援等実施計画

都道府県知事は、迅速出動に関する必要な事項を都道府県隊応援等実施計画に定めるものとする。

(1) 陸上部隊の編成

ア　陸上部隊を、陸上部隊先遣隊、第一次編成陸上部隊、第二次編成陸上部隊等（以下「第一次編成陸上部隊等」という。）の中隊に分けて編成すること。

イ　陸上部隊先遣隊は、原則として、代表消防機関等の一つの消防機関で編成することとする。ただし、実情に応じて、代表消防機関代行消防機関等と分担して編成することも考慮すること。

ウ　第一次編成陸上部隊として、地震発生後、直ちに出動可能な都道府県隊指揮隊、消火部隊、救助部隊及び救急部隊等をあらかじめ指定しておくこと。

エ　第一次編成陸上部隊以降編成される第二次編成陸上部隊等は、車両の走行速度や自己管轄内消防力確保のための職員参集等の状況を踏まえ指定すること。

オ　第一次編成陸上部隊等を編成する場合、各部隊には各中隊長等を指定しておくこと。

カ　第一次編成陸上部隊等を指定する場合、実情に応じて次の事項を考慮すること。

(ｱ) 第一次編成陸上部隊等の指定にあたっては、当番制等明確な基準により定めておくこと。

(ｲ) 後方支援部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊は、比較的走行速度が遅いことから、当該第二次編成陸上部隊等とすること。

(2) 航空部隊の任務等

各航空部隊は、情報収集等各任務に応じた必要資機材及び搭乗人員等に関する事項について定めておくこと。

(3) 出動方法

出動方法について、実情に応じて次の事項を考慮して定めること。

ア　応援先都道府県に応じて集結場所を指定すること。

イ　都道府県内をブロックに分けるとともに、集結完了したブロックごとの部隊ごとに適宜出動すること。

12　受援計画

都道府県知事は、迅速出動に関する必要な事項を、受援計画に定めるものとする。

(1) 消防応援活動調整本部の早期設置に関すること。

(2) 出動先の変更等に係る消防庁、代表消防機関、震央管轄消防機関等との連絡調整に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の早期受け入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。

(4) 緊急消防援助隊の安全管理に係る情報の提供に関すること。

(5) その他必要な事項に関すること。

13　その他

その他緊急消防援助隊の迅速出動について必要な事項は、応急対策室長が別に定める。

附則

この要綱は、平成２０年７月１４日から施行する。

（ただし、陸上部隊については「消防法及び消防組織法の一部を改正する法律」（平成２０年５月２８日法律第４１号）の施行日）

別　表

大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に係る措置要求の内容

<table>
<tr><th>区分</th><th>指揮支援部隊</th><th>陸上部隊</th><th>航空部隊</th><th>水上部隊</th></tr>
<tr><td>【Ⅰ】
最大震度７
（東京都特別区は６強）</td><td>全ての指揮支援隊</td><td>第１次出動都道府県隊（４都道府県）の出動可能な全隊</td><td>第１次出動航空部隊
（情報収集航空部隊：２隊
救助・救急航空部隊：２隊以上）</td><td rowspan="2">消防庁長官の要請による</td></tr>
<tr><td>【Ⅱ】
最大震度６強
（東京都特別区は６弱）</td><td>指揮支援部隊長の属する指揮支援隊</td><td>第１次出動都道府県隊（４都道府県）の陸上部隊先遣隊</td><td>第１次出動航空部隊のうち、情報収集航空部隊２隊</td></tr>
<tr><td>【Ⅲ】
ア　最大震度６弱
（東京都特別区は５強）
イ　津波警報（大津波）</td><td colspan="4">消防庁長官の要請による</td></tr>
</table>

別記様式

緊急消防援助隊の出動の求め

平成　　年　　月　　日

都道府県知事
市 町 村 長　殿

消 防 庁 長 官

緊急消防援助隊の出動の求め

災害の規模等が「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」(平成20年7月1日消防応第104号消防庁次長通知)(以下、「実施要綱」という。)に定める条件に該当したとき、消防組織法第44条第2項及び4項の規定に基づき、下記のとおり緊急消防援助隊の出動を求めます。

1 出動市町村及び出場先

① 出動市町村
震央の位置する市町村

② 出動先
実施要綱に定める出動先

2 出動を求める部隊

区分	指揮支援部隊	陸上部隊	航空部隊	水上部隊
【Ⅰ】 最大震度7 (東京都特別区は6強)	震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊(原則ヘリコプター活用)	震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県隊(4都道府県)の出動可能な全隊	震央管轄都道府県に対応する第1次出動航空部隊 (情報収集航空部隊：2隊 救助・救急航空部隊：2隊以上)	消防庁長官の要請に基づき出動
【Ⅱ】 最大震度6強 (東京都特別区は6弱)	震央管轄都道府県に対応する指揮支援部隊長の属する指揮支援隊(原則ヘリコプター活用)	震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県隊(4都道府県)から陸上部隊先遣隊として、 ① 都道府県隊指揮隊 ② 救助部隊 ③ 救急部隊 ④ 消火部隊 ⑤ 後方支援部隊 の各1隊	震央管轄都道府県に対応する第1次出動航空部隊のうち、情報収集航空部隊2隊	

3 出動を求めた日時　**当該地震が発生した日時**

4 その他　① 出動した場合には、出動日時、出動部隊の種別及び人数を報告してください。
② 被災等により、迅速出動の求めの全て又は一部に応ずることができない場合、都道府県は速やかに消防庁にその旨を報告してください。

問い合わせ先 ：　消防庁応急対策室　広域応援班
消防防災無線電話　(アクセスNo.)　＋7860～7862　　電 話　03－5253－7527
消防防災無線FAX　(アクセスNo.)　＋7789　　FAX　03－5253－7537

資料３－８　ヘリコプター臨時離発着場適地一覧

離発着場名称	所　在　地		施設管理者又は占有者	広　　さ		最寄消防署から	備　　考
	地名・地番	座　　標		巾×長さ(m)	区分		
市制記念公園	初富924-6	N:35,46,47 E:140,00,32	市　　長	120×120	大	1,000(m)	広域避難場所
陸上競技場	初富924-283	N:35,46,41 E:140,00,54	市　　長	185×125	大	2,000(m)	避難所隣接
第三中学校	粟野450	N:35,46,54 E:139,59,58	学 校 長	110× 75	中	1,500(m)	避難所隣接
第四中学校	中沢1024-1	N:35,45,38 E:139,58,59	学 校 長	110× 70	中	4,000(m)	避難所隣接
第五中学校	初富806-262	N:35,46,37 E:140,01,29	学 校 長	150× 95	中	3,000(m)	避難所隣接
鎌ヶ谷高等学校	東道野辺1-4-1	N:35,45,15 E:139,59,52	学 校 長	280×150	大	3,000(m)	広域避難場所 避難所隣接
鎌ヶ谷西高等学校	初富284-7	N:35,47,09 E:139,59,30	学 校 長	105× 60	中	1,000(m)	広域避難場所 避難所隣接

資料３－９　医療機関等一覧

■医科（診療科目）

医療機関名	診療科目	所在地	電話番号
東邦鎌谷病院	内・小・耳・胃・循・外・整・眼・泌・ﾘﾊ・婦・呼・麻・形成外・皮・泌	粟野 594	445-6411
秋元病院	精・神・内	初富 808-54	445-8321
第２北総病院	整・内・外・形成外・ﾘﾊ	初富 803	445-5552
初富保健病院	内・ﾘﾊ・眼・整・皮・泌	初富 114	442-0811
白戸胃腸科外科	胃・外・小・内・肛・泌	初富 924-1844	445-8001
屋比久ﾍﾟｲﾝｸﾘﾆｯｸ整形外科	整・神・ﾘﾊ・透	串崎新田 34-30	445-3151
十河産婦人科医院	産・婦	中央 1-19-12	445-0187
宇野眼科	眼	富岡 1-6-5(1F)	445-6767
庄司内科医院	内・小・胃	富岡 1-6-5(2F)	445-9855
堀江皮膚科医院	皮	富岡 1-6-5(2F)	445-9888
つばさクリニック	精神（在宅訪問）	富岡 1-6-5(2F)	404-7989
石川整形外科ｸﾘﾆｯｸ	整・ﾘﾊ	道野辺中央 2-5-16	441-8818
倉橋産婦人科	産・婦	道野辺中央 3-2-14	445-3080
仁愛医院	外・内・胃	道野辺中央 1-10-46	442-0515
鈴木整形外科	整	道野辺中央 4-17-10	445-5020
畑医院	小	道野辺中央 5-1-74	443-4051
青い鳥こどもｸﾘﾆｯｸ	小	南鎌ケ谷 1-5-24	441-5457
いそのクリニック	内・外	南鎌ケ谷 1-5-27	498-5500
みちのべクリニック	内・外・胃・肛	東道野辺 4-1-38	446-5957
飯ケ谷内科ｸﾘﾆｯｸ	内・小	東道野辺 5-19-15	445-8881
ひまわり眼科	眼	右京塚 7-8	444-6623
三田医院	内・小・皮・胃	右京塚 7-8	444-7122
和田耳鼻咽喉科	耳	東初富 4-34-17	443-1113
大石内科胃腸科医院	内・胃・肛・小	東初富 6-7-16(1F)	498-5700
さらしな耳鼻咽喉科ｸﾘﾆｯｸ	耳	東初富 6-7-16(2F)	443-3346
鎌ケ谷第一ｸﾘﾆｯｸ	内・透	東初富 6-9-47	441-7730

医療機関名	診療科目	所在地	電話番号
鎌ケ谷整形外科･内科	整・内	南初富 6-5-14	444-2236
まるやま眼科	眼	丸山 1-2-14	441-5633
高橋医院	外・内	丸山 1-17-31	445-9543
新鎌ケ谷駅前ｸﾘﾆｯｸ	内・漢方内・心療内・ｱﾚﾙｷﾞ	新鎌ケ谷 1-17-2-2Ｆ	441-3336
のむらﾌｧﾐﾘｰｸﾘﾆｯｸ	内・消	新鎌ケ谷 1-18-5 ディアベェルジェ 1Ｆ	401-3611
新鎌ケ谷耳鼻咽喉科	耳	新鎌ケ谷 1-18-5 ディアベェルジェ 2Ｆ	441-3387
新鎌ケ谷皮ふ科	皮	新鎌ケ谷 1-18-5　2Ｆ	407-1601
新鎌ケ谷眼科	眼	新鎌ケ谷 2-12-1　2Ｆ	404-4111
ｱｸﾛｽﾓｰﾙ新鎌ケ谷ｸﾘﾆｯｸ	内・泌・透	新鎌ケ谷 2-12-1　3Ｆ	401-1171
鎌ケ谷山下眼科	眼	鎌ケ谷 1-6-49(2F)	444-6979
大仏整形外科	整	鎌ケ谷 1-5-56	442-0281
中井小児科内科	小・内	鎌ケ谷 1-4-15	446-0105
長谷川皮膚科	皮	鎌ケ谷 1-6-49(1F)	445-4112
原沢外科内科整形外科	外・整	鎌ケ谷 3-3-45	443-8226
本田産婦人科ｸﾘﾆｯｸ	産・婦	鎌ケ谷 1-5-79	446-0733
まこと医院	老人科（在宅訪問のみ）	鎌ケ谷 1-10-37	489-1899
片桐内科医院	内・小・循・呼・神経内	道野辺 1051-1	446-2000
道野辺診療所	内	道野辺 226-1	446-3307
有本眼科医院	眼	馬込沢 8-1	438-3100
永田皮膚科	皮	馬込沢 2-44	438-1467
うらわ整形外科	整	道野辺本町 1-3-1 ｶｰﾗｼﾃｨ鎌ケ谷(2F)	441-7888
内藤耳鼻咽喉科医院	耳	道野辺本町 1-3-1 ｶｰﾗｼﾃｨ鎌ケ谷(2F)	443-3387
中川内科胃腸科ｸﾘﾆｯｸ	内・胃・小	道野辺本町 1-3-1 ｶｰﾗｼﾃｨ鎌ケ谷(2F)	498-6661
鎌ケ谷駅前眼科	眼	道野辺本町 2-1-28 ｶｰﾗｼﾃｨ鎌ケ谷弐番館 2F	404-4058

医療機関名	診療科目	所在地	電話番号
かまがや診療所	内・小	東中沢 1-15-61	446-3611
ベルフラワークリニック	胃・内・外	東中沢 3-3-25	444-1153
くぬぎ山内科医院	内・循・胃	くぬぎ山 4-2-40-106	047-388-5931
鎌ケ谷総合病院	内・外・循・小・整外・消・脳神外・形成外・ﾘｳﾏﾁ・皮・泌・婦・眼・透・神内・心血外・放・麻・耳	初富 929-6	047-498-8111

■歯科

医療機関名	所在地	電話番号
さつま歯科	中佐津間 2-10-4	446-0418
大野歯科医院	東中沢 1-15-45	446-1748
ほほえみ歯科	東中沢 3-35-1	443-8020
今井歯科医院	くぬぎ山 4-7-11 ワコーレ鎌ケ谷２号２Ｆ	047-384-8211
くぬぎ山デンタルクリニック	くぬぎ山 4-8-29	047-385-5040
大山歯科医院	初富 23-117	445-5987
木下歯科医院	初富 318-4	445-8220
秋元病院（歯科）	初富 808-54	446-8100
鎌ケ谷総合病院（歯科口腔外科）	初富 929-6	498-8111
浅賀歯科クリニック	初富本町 1-10-19	442-5005
すみれ歯科診療所	北初富 5-17	445-8241
甘利歯科医院	中央 1-8-16	442-1321
鈴木歯科医院	中央 1-17-31	444-6661
宮本歯科医院	中央 1-3-20 山新ビル２Ｆ	444-2379
こしば歯科・小児歯科	富岡 1-8-13	444-6666
五本松歯科	南初富 2-1-11	446-4181
江藤歯科ｸﾘﾆｯｸ	東初富 4-16-19	446-0230
だいぶつ歯科	東初富 6-7-16 ＳＫビル 2F	442-8241
はら歯科ｸﾘﾆｯｸ	東初富 3-3-8	446-8434
永峰堂歯科医院	東初富 4-17-18	443-1182
花香歯科医院	東初富 5-19-37	444-8215
東初富アルプス歯科医院	東初富 5-7-15	442-1354
高澤歯科	道野辺中央 5-1-21	444-6886
東武歯科ｸﾘﾆｯｸ	道野辺中央 2-7-8	445-4411
しろみず歯科	道野辺中央 2-10-10	444-6760
寺本歯科医院	道野辺 1041-5	446-0012

医療機関名	所在地	電話番号
かもめ歯科ｸﾘﾆｯｸ	右京塚 1-18 ＫＥＩビル２Ｆ	442-3585
くまさんﾃﾞﾝﾀﾙｸﾘﾆｯｸ	丸山 3-15-15	446-3666
長浜歯科医院	丸山 3-3-59	407-2332
あき歯科医院	鎌ケ谷 4-6-47-4	446-2666
大門歯科	鎌ケ谷 1-8-2	442-1182
ほうじょう歯科医院	鎌ケ谷 5-1-39	443-1455
松井歯科	鎌ケ谷 1-5-37	445-8465
たかだ歯科・口腔外科ｸﾘﾆｯｸ	新鎌ケ谷 1-10-5-1Ｆ	498-5525
なかたに歯科	新鎌ケ谷 1-11-20-101	441-3322
ｵﾘｵﾝ歯科ｲｵﾝ鎌ケ谷ｸﾘﾆｯｸ	新鎌ケ谷 2-7-1-2Ｆ	441-4618
ﾎﾜｲﾄｴｯｾﾝｽｱｸﾛｽﾓｰﾙ歯科	新鎌ケ谷 2-12-1-3Ｆ	401-1182
新鎌ケ谷歯科	新鎌ケ谷 2-19-11-1Ｆ	444-4124
コスモス歯科診療所	鎌ケ谷 3-2-37	444-8244
マーブル歯科ｸﾘﾆｯｸ	鎌ケ谷 1-5-44 タカラビル 1Ｆ	442-6381
みずさわ歯科	東鎌ケ谷 2-21-5	446-4422
東鎌ケ谷歯科	東鎌ケ谷 3-23-46	445-4184
石川歯科ｸﾘﾆｯｸ	西道野辺 4-3	443-4184
真木歯科	西道野辺 6-41	445-5521
荒井歯科ｸﾘﾆｯｸ	西道野辺 10-26-2	444-8441
宮島歯科医院	馬込沢 4-25	438-2766
みつもり歯科医院	馬込沢 2-16 石山ビル	438-8090
馬込沢歯科ｸﾘﾆｯｸ	馬込沢 1-13	438-2468
深江歯科医院	東道野辺 7-18-2-201	442-3419
みつはし歯科医院	東道野辺 7-19-44	439-8241
たんぽぽ歯科診療所	東道野辺 6-5-34-1Ｆ	498-8214
あおぞら歯科ｸﾘﾆｯｸ鎌ケ谷	東道野辺 5-16-38-1Ｆ	443-8848
やまだ歯科医院	東道野辺 4-16-36	442-2002
さくら歯科医院	南鎌ケ谷 3-1-18	446-4182

医療機関名	所在地	電話番号
皆川歯科医院	東中沢 2-1-50	446-0888
みちのべ歯科医院	道野辺本町 1-4-1 谷村ビル	442-6480
ひまわり歯科診療所	道野辺本町 1-4-29 サムズ鎌ケ谷ビル 1Ｆ	446-8214
カーラ歯科ｸﾘﾆｯｸ	道野辺本町 2-1-28-102	446-3500

資料３－10　救護班の班編成一覧

鎌ケ谷市災害対策本部	事務局　鎌ケ谷市市役所３階市長応接室
鎌ケ谷市医師会地域防災本部	鎌ケ谷市医師会会長 鎌ケ谷市医師会担当理事

救護所設置候補場所		
東部地区	東部小学校	鎌ケ谷 8-3-11
	道野辺小学校	東道野辺 5-5-1
	第二中学校	東道野辺 4-19-26
南部地区	南部小学校	中沢 726
	第四中学校	中沢 1024-1
西部地区	西部小学校	初富 110
北部地区	北部小学校	粟野 735
	第三中学校	粟野 450
中央東地区	初富小学校	東初富 1-20-1
	五本松小学校	南初富 1-16-1
	第五中学校	初富 806-262
中央地区	中部小学校	道野辺中央 3-12-3
	鎌ケ谷小学校	中央 2-1-1
	鎌ケ谷中学校	富岡 1-2-1

※救護所の班長・班員数については、「衛生医療班」対応マニュアルにて定める。

４ 情報の収集･伝達

資料４－１　防災行政無線広報文例

【地震】

●防災行政無線（同報系）放送文

＜震度４又は震度５弱の場合＞
こちらは鎌ケ谷市役所です。 ただ今、強い地震がありました。 落ち着いて行動してください。 まず身の安全を守り、火の始末をしてください。 今後のテレビ、ラジオ等の正しい地震情報を聞いて、落ち着いて行動してください。 市では、災害警戒本部体制をとります。 （以上繰り返し）

＜震度５強の場合＞
こちらは鎌ケ谷市役所です。 ただ今、非常に強い地震がありました。 落ち着いて行動してください。 まず身の安全を守り、火の始末をしてください。 今後のテレビ、ラジオ等の正しい地震情報を聞いて、落ち着いて行動してください。 隣近所と助け合い安全を確保してください。 市では、災害対策本部第１配備体制をとります。 （以上繰り返し）

＜震度６弱以上の場合＞
こちらは鎌ケ谷市役所です。 ただ今、非常に強い地震がありました。 落ち着いて行動してください。 まず身の安全を守り、火の始末をしてください。 今後のテレビ、ラジオ等の正しい地震情報を聞いて、落ち着いて行動してください。 今後の余震に注意し、隣近所と助け合い安全を確保してください。 市では、全職員をもって、災害対策本部第２配備体制をとります。 （以上繰り返し）

●かまがや安心ｅメール（防災情報）

件名　　地震情報
地震情報をお知らせします。 平成○○年○○月○○日○○時○○分頃、鎌ケ谷市で強い地震がありました。 落ち着いて行動してください。 まず身の安全を守り、火の始末をしてください。 今後のテレビ・ラジオ等の正しい情報を聞いて落ち着いて行動してください。 鎌ケ谷市災害対策本部　　（鎌ケ谷市市民生活部安全対策課）

【風水害】

●防災行政無線（同報系）放送文

＜台風情報＞
こちらは鎌ケ谷市役所です。 鎌ケ谷市役所より、台風情報をお知らせします。 台風○○号の影響で、これから雨風ともに強くなりますので、今後の台風情報に十分注意して下さい。 （以上繰り返し）

●かまがや安心ｅメール（防災情報）

＜○○警報発令＞
件名　　気象情報
防災情報　かまがや安心ｅメール 気象情報をお知らせします。 平成○○年○○月○○日○○時○○分 銚子地方気象台発表 鎌ケ谷市に大雨（大雪、洪水）警報が発表されました。 今後の気象情報に十分注意してください。 鎌ケ谷市市民生活部安全対策課

＜○○警報解除＞
件名　　気象情報
防災情報　かまがや安心ｅメール 気象情報をお知らせします。 平成○○年○○月○○日○○時○○分　銚子気象台発表 平成○○年○○月○○日○○時○○分鎌ケ谷市に発表されていました大雨（大雪、洪水）警報は、平成○○年○○月○○日○○時○○分に解除されました。 鎌ケ谷市市民生活部安全対策課

資料４－２　鎌ケ谷市防災行政用無線局管理運用規程

（趣旨）

第１条　この規程は、鎌ケ谷市地域防災計画に基づく災害対策に係る防災業務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する鎌ケ谷市防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の管理運用について、電波法（昭和２５年法律第１３１号）及び関係法令（以下「電波法等関係法令」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　無線局　無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。

（２）　固定系親局　特定の２以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報をするため、鎌ケ谷市役所内に設置する無線局をいう。

（３）　固定系遠隔制御装置　庁舎外から東日本電信電話株式会社の電話回線又は庁舎内の自営線に接続され固定系親局の設備を共用し放送を行う設備をいう。

（４）　固定系子局用固定局　固定系親局の通報を受信する受信設備又は固定系親局の通報を受信する機能に併せて自局の動作確認等に係る信号の送信機能（以下「アンサーバック」という。）を有する固定局をいう。

（５）　移動系基地局　陸上移動局を通信の相手方となる受信設備をいう。

（６）　移動系移動局　陸上を移動中又はその特定しない地点において、停止中に運用する無線局をいう。

（７）　地域防災無線系基地局（統制局）　陸上移動局との通信を行うために陸上に開設した移動しない無線局をいう。

（８）　陸上移動中継局　陸上を移動中又はその特定しない地点において、停止中に運用する無線局の通信を中継するため陸上に開設した移動しない無線局をいう。

（９）　陸上移動局（一般局）　陸上を移動中又はその特定しない地点において、停止中に運用する無線局（半固定型無線機、車載可搬兼用型無線機、携帯型無線機）をいう。

（１０）　無線系　無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。

（１１）　無線従事者　無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

（無線局の回線構成）

第３条　無線局の回線構成及び設置場所は、別表第１のとおりとする。

（無線系の統括管理者）

第４条　無線系に統括管理者を置く。

２　統括管理者は、無線系の管理、運用の業務を統括し、管理責任者を指揮監督する。

３　統括管理者は、防災主管部長をもって充てる。

（管理責任者）

第５条　無線系に管理責任者を置く。

２　管理責任者は、統括管理者の命を受け、無線系の管理、運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者、管理者を指揮監督する。

３　管理責任者は、防災主管課長の職にある者を充てる。

（管理者）

第６条　次に掲げる部署に管理者を置く。

（１）　固定系親局及び地域防災無線系基地局の通信操作を行う部署

（２）　陸上移動局を配備した部署

２　管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した無線局及び施設等の管理、監督の業務を所掌する。

３　管理者は、本庁にあっては当該部署の課長、庁外においてはその長、又はその長に指名された者をもって充てる。

（通信取扱責任者）

第７条　無線系に通信取扱責任者を置く。

２　通信取扱責任者は、管理者の命を受け、無線局を管理運用し、無線局に係る業務を掌握する。

３　通信取扱責任者は、管理責任者が無線従事者の資格を有する者の中から指名する。

（無線従事者の配置、養成等）

第８条　統括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置するものとする。

２　統括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

３　統括管理者は、無線従事者の現状を把握するため毎年４月１日をもって無線従事者名簿（別記第１号様式）を作成するものとする。

（無線従事者の任務）

第９条　無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに無線業務日誌（別記第２号様式）の記載を行うものとする。

２　基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

（通信取扱者）

第１０条　通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

２　通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

（備付書類等の管理）

第１１条　通信取扱責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

２　通信取扱責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持するものとする。

３　通信取扱責任者は、無線従事者選解任届の写しを整理保管するものとする。

（業務報告）

第１２条　無線局運用の業務報告は、管理責任者の無線業務日誌の査閲によるものとする。

（無線局の運用）

第１３条　無線局の運用方法については、別に定める運用細則によるものとする。

（無線設備の保守点検）

第１４条　無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

（１）毎日点検　管理者が行うものとする。

（２）毎月点検　本庁にあっては通信取扱責任者、庁外にあっては管理者が行うものとする。

（３）毎年点検　電波法に基づく点検の他、必要な事項を保守点検委託により行うものとする。

２　点検項目については、別表第２のとおりとする。

３　予備装置及び予備電源については、毎月１回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。

４　点検の結果、異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

（通信訓練）

第１５条　統括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

（１）総合防災訓練に併せた総合通信訓練　　毎年１回

（２）定期通信訓練　　半年に１回

２　訓練は、通信統制訓練、住民への警報通報等の伝達訓練及び移動系による情報収集、伝達訓練を重点として行うものとする。

（研修）

第１６条　統括管理者は、無線従事者及び通信取扱者に対して電波法等関係法令及び無線機の取扱要領等の研修を毎年１回以上行うものとする。

（庁舎外設置の無線設備の管理）

第１７条　庁舎外に設置する陸上移動局の無線設備の管理については別に定めるものとする。

附則

（施行期日）

１　この訓令は、令達の日から施行する。

（鎌ケ谷市防災行政無線局（固定系）運用細則の廃止）

２　鎌ケ谷市防災行政無線局（固定系）運用細則（昭和５６年鎌ケ谷市訓令第１３号）は、廃止する。

附則

この訓令は、平成２０年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

１　固定系（同報系）親局

呼出名称	設置場所	所在地	備考
ぼうさいかまがや	鎌ケ谷市役所	鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号	
ぼうさいかまがや	安全対策課		遠隔制御装置
ぼうさいかまがや	通信指令室		遠隔制御装置

２　固定系（同報系）子局

番号	設置場所	所在地
１	西佐津間１丁目公園	西佐津間一丁目２０８番の３
２	山王下	佐津間９０８番地の２
３	北部公民館	佐津間６３１番地
４	北部小学校	粟野７３５番地
５	鎌ケ谷消防署	初富９２８番地の４７２
６	軽井沢	軽井沢２０８７番地の２
７	お堂	軽井沢２０２９番地の１
８	第三中学校	粟野４５０番地
９	木刈橋公民館	北初富７番３０号
１０	第５分団	初富２０４番地の１
１１	西部小学校	初富１１０番地
１２	くぬぎ山消防署	初富２３番地の７２
１３	くぬぎ山保育園	初富３１番地の７
１４	富里第４公園	くぬぎ山二丁目２番
１５	富里第２公園	くぬぎ山三丁目１１０２番
１６	中の峠	中沢１４４４番地の２
１７	向山	初富本町二丁目２１番
１８	愛国ヶ丘町会会館	東中沢一丁目１３番５号
１９	西の砂第三公園	北中沢二丁目１４２６番
２０	中部小学校	道野辺中央三丁目１２番３号
２１	根郷	中沢５６５番地
２２	市民プール	中沢８４３番地の１
２３	藤台中央公園	西道野辺４番
２４	谷地川	中沢１７６番地の１
２５	上新山	東道野辺七丁目９番
２６	地蔵前	南鎌ケ谷一丁目９番
２７	鎌ケ谷九丁目児童遊園	鎌ケ谷九丁目１２番
２８	本田第３公園	鎌ケ谷五丁目９番
２９	第二中学校	東道野辺四丁目１９番２６号
３０	道野辺小学校	東道野辺五丁目５番１号
３１	第２分団	東道野辺三丁目１８番

番号	設置場所	所在地
３２	飯田ビル	道野辺９４３番地の８
３３	オーベル二番館	道野辺９２９番地
３４	丸山	丸山一丁目１番
３５	鎌ケ谷コミュニティセンター	鎌ケ谷一丁目６番８号
３６	三本椚	東鎌ケ谷二丁目８番
３７	第一新田公園	東初富三丁目１８番
３８	中央消防署	右京塚１０番２号
３９	鎌ケ谷中学校	富岡一丁目２番１号
４０	南初富五丁目	南初富五丁目７番
４１	第４分団	東初富一丁目５番
４２	社会福祉センター	初富８０２番地の１１６
４３	鎌ケ谷市市民体育館	初富８６０番地の３
４４	五本松小学校	南初富一丁目１６番１号
４５	馬込沢	馬込沢１０
４６	馬の下	東道野辺七丁目２０番
４７	藤台第二公園	西道野辺１３番
４８	下新山	東道野辺六丁目１番
４９	第三新田公園	東初富六丁目８番
５０	北下公園	道野辺中央四丁目１１番
５１	図書館	中央一丁目８番３５号
５２	粟野交番	粟野６１４番地の３
５３	五舛蒔公園	東道野辺三丁目１３番
５４	木戸脇第二公園	北中沢二丁目２３番
５５	県営井草団地	東鎌ケ谷三丁目２５番
５６	新堀込公園	東中沢三丁目３６番
５７	東初富公民館	東初富一丁目１０番１号
５８	西佐津間２丁目	西佐津間二丁目１９２番の１
５９	貝柄山公園南	初富本町二丁目１４７４番
６０	市制記念公園	初富９２４番地
６１	初富小学校	東初富一丁目２０番１号
６２	丸山第２公園	丸山二丁目９番
６３	一本椚第４公園	鎌ケ谷七丁目６番
６４	豆ケ台公園	南鎌ケ谷四丁目８番
６５	東道野辺７遊水池	東道野辺七丁目１６番
６６	馬込沢自治会館	馬込沢７番２４号
６７	南向第２公園	東道野辺五丁目２番

３　移動系（地域系）無線局

呼出名称	配置場所	備考
ぼうさいかまがや	安全対策課	遠隔制御器
かまがや５１	安全対策課	可搬型
かまがや５２	安全対策課	可搬型
かまがや５３	安全対策課	可搬型
かまがや５４	安全対策課	可搬型

４　地域系防災無線

局名（常設場所）	呼出番号	グループ番号	局の区別
統制台	１００		統制局
中継局	００１		中継局
安全対策課	８０１		遠隔制御装置
道路河川管理課	８０２		遠隔制御装置
道路河川建設課	８０３		遠隔制御装置
こども課	８０４		遠隔制御装置
（一般局・半固定型）			
鎌ケ谷小学校	４０１	Ｆ０３　Ｆ０６	半固定型
東部小学校	４０２	Ｆ０３　Ｆ０６	半固定型
北部小学校	４０３	Ｆ０３　Ｆ０６	半固定型
南部小学校	４０４	Ｆ０３　Ｆ０６	半固定型
西部小学校	４０５	Ｆ０３　Ｆ０６	半固定型
中部小学校	４０６	Ｆ０３　Ｆ０６	半固定型
初富小学校	４０７	Ｆ０３　Ｆ０６	半固定型
道野辺小学校	４０８	Ｆ０３　Ｆ０６	半固定型
五本松小学校	４０９	Ｆ０３　Ｆ０６	半固定型
鎌ケ谷中学校	４１０	Ｆ０３　Ｆ０７	半固定型
第二中学校	４１１	Ｆ０３　Ｆ０７	半固定型
第三中学校	４１２	Ｆ０３　Ｆ０７	半固定型
第四中学校	４１３	Ｆ０３　Ｆ０７	半固定型
第五中学校	４１４	Ｆ０３　Ｆ０７	半固定型
県立鎌ケ谷高等学校	４１５	Ｆ０３	半固定型
県立鎌ケ谷西高等学校	４１６	Ｆ０３	半固定型
鎌ケ谷市市民体育館	４１７	Ｆ０３	半固定型
陸上自衛隊松戸駐屯地	４１８	Ｆ０３	半固定型
海上自衛隊下総航空基地	４１９	Ｆ０３	半固定型
南初富保育園	４２０	Ｆ０３　Ｆ０８	半固定型
道野辺保育園	４２１	Ｆ０３　Ｆ０８	半固定型
くぬぎやま保育園	４２２	Ｆ０３　Ｆ０８	半固定型

局名（常設場所）	呼出番号	グループ番号	局の区別
鎌ケ谷保育園	４２３	Ｆ０８	半固定型
粟野保育園	４２４	Ｆ０８	半固定型
鎌ケ谷警察署	１１０	Ｆ０４	半固定型
鎌ケ谷市消防本部	１１９	Ｆ０４	半固定型
中央消防署	１２０	Ｆ０４	半固定型
くぬぎ山消防署	１２１	Ｆ０４	半固定型
鎌ケ谷消防署	１２２	Ｆ０４	半固定型
東部学習センター	１２３	Ｆ０４	半固定型
医師会事務所	１９９	Ｆ０５　Ｆ０９	半固定型
東邦鎌谷病院	５０１	Ｆ０５　Ｆ０９	半固定型
第２北総病院	５０２	Ｆ０５　Ｆ０９	半固定型
秋元病院	５０３	Ｆ０５　Ｆ０９	半固定型
初富保健病院	５０４	Ｆ０５　Ｆ０９	半固定型
柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合	５０５	Ｆ０５	半固定型
鎌ケ谷郵便局	５０６	Ｆ０５	半固定型
第１学校給食センター	５０７	Ｆ０５	半固定型
さわやかプラザ軽井沢	５０８	Ｆ０５	半固定型
（一般局・車載型）			
道路河川管理課　１	２０１	Ｆ０１　Ｆ１０	車載兼可搬型
下水道課	２０２	Ｆ０１　Ｆ１０	車載兼可搬型
道路河川管理課　２	２０３	Ｆ０１　Ｆ１０	車載兼可搬型
道路河川管理課　３	２０４	Ｆ０１　Ｆ１０	車載兼可搬型
道路河川管理課　４	２０５	Ｆ０１　Ｆ１０	車載兼可搬型
道路河川建設課　１	２０６	Ｆ０１　Ｆ１１	車載兼可搬型
建築住宅課	２０７	Ｆ０１　Ｆ１１	車載兼可搬型
安全対策課　１	２０８	Ｆ０１　Ｆ１６	車載兼可搬型
安全対策課　２	２０９	Ｆ０１　Ｆ１６	車載兼可搬型
安全対策課　３	２１０	Ｆ０１　Ｆ１６	車載兼可搬型
（一般局・携帯型）			
第１現地対策本部　１	３０１	Ｆ０２　Ｆ１２	携帯型
第１現地対策本部　２	３０２	Ｆ０２　Ｆ１２	携帯型
第１現地対策本部　３	３０３	Ｆ０２　Ｆ１２	携帯型
第１現地対策本部　４	３０４	Ｆ０２　Ｆ１２	携帯型
第２現地対策本部　１	３０５	Ｆ０２　Ｆ１３	携帯型
第２現地対策本部　２	３０６	Ｆ０２　Ｆ１３	携帯型
第２現地対策本部　３	３０７	Ｆ０２　Ｆ１３	携帯型
第２現地対策本部　４	３０８	Ｆ０２　Ｆ１３	携帯型
第３現地対策本部　１	３０９	Ｆ０２　Ｆ１４	携帯型
第３現地対策本部　２	３１０	Ｆ０２　Ｆ１４	携帯型

局名（常設場所）	呼出番号	グループ番号	局の区別
第３現地対策本部　３	３１１	Ｆ０２　Ｆ１４	携帯型
第３現地対策本部　４	３１２	Ｆ０２　Ｆ１４	携帯型
第４現地対策本部　１	３１３	Ｆ０２　Ｆ１５	携帯型
第４現地対策本部　２	３１４	Ｆ０２　Ｆ１５	携帯型
第４現地対策本部　３	３１５	Ｆ０２　Ｆ１５	携帯型
第４現地対策本部　４	３１６	Ｆ０２　Ｆ１５	携帯型
安全対策課　４	３１７	Ｆ０２　Ｆ１６	携帯型
安全対策課　５	３１８	Ｆ０２　Ｆ１６	携帯型
安全対策課　６	３１９	Ｆ０２　Ｆ１６	携帯型
安全対策課　７	３２０	Ｆ０２　Ｆ１６	携帯型

グループ編成

グループ番号

Ｆ００　　移動一斉
Ｆ０１　　車載局
Ｆ０２　　携帯局
Ｆ０３　　避難所
Ｆ０４　　防災関係機関
Ｆ０５　　生活関連機関
Ｆ０６　　小学校
Ｆ０７　　中学校
Ｆ０８　　保育園
Ｆ０９　　医療機関
Ｆ１０　　道路河川管理課　下水道課
Ｆ１１　　道路河川建設課　建築住宅課
Ｆ１２　　第１現地対策本部
Ｆ１３　　第２現地対策本部
Ｆ１４　　第３現地対策本部
Ｆ１５　　第４現地対策本部
Ｆ１６　　安全対策課

別表第２（第１４条関係）

１　無線設備の点検

	毎日点検	毎月点検	毎年点検
実施者	無線従事者	通信取扱責任者	専門業者
時期	使用開始前	毎月末	別に定める
点検項目	毎日点検表	毎月点検表	毎年点検表

２　毎日点検

点検項目	
固定系	電源点燈ランプの確認
	ランプテスト
地域系 移動系	電源点燈ランプの確認
	語中ランプの点燈確認
予備電源	電源電圧
	バッテリー電圧
	ランプテスト

３　毎月点検

点検項目
無線施設の動作試験
予備電源装置による動作試験
屋外受信局の巡回

4　毎年点検

		点検項目			点検項目
電気的点検	親局 統制局 中継局	送信出力 反射電力 周波数偏差 最大周波数偏移 スプリアス特性 受信感度 スケルチ感度			自動制御各個別 自動制御終話 手動制御一斉 手動制御強制一斉 手動制御各グループ 手動制御各個別 マイクによる親局放送 ミュージックチャイム動作 時計の修正 子局自局放送
	付属機器	庁外制御器送受信レベル 直流電源比重			
	子局	受信機の感度 受信機信号出力 局発周波数		外観構造	筐体内外の変形 筐体内外のサビ ボルト類のゆるみ 雨漏りの有無 扉の開閉 ケーブルの損傷 異常発熱の有無 空中線の形状 マストの変形 金属類のサビ
	親局 子局	自動制御一斉 自動制御強制一斉 自動制御各グループ			

第１号様式（第８条関係）

無　線　従　事　者　名　簿

年　　月　　日　現在

所　　属	職　名	氏　　名	無線従事者の資格	免許証の番　　号	選任年月日	備　考

第２号様式（第９条関係）

自　　年　　月　　日

至　　年　　月　　日

無　線　業　務　日　誌

（　固　定　系　）

免許人	鎌　ケ　谷　市
種別	固　定　局
呼出名称	ぼうさいかまがや
送信周波数	69.435　ＭＨＺ
空中線電力	2.5W

管理責任者	通信責任者

無線業務日誌（固定局用）

呼出名称	ぼうさいかまがや

年　　月

日	曜日	通信回数		特記事項（施行規則第４０条の規程による事項等）	無線従事者 資格	無線従事者 氏名（印）
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
計	回					

鎌ケ谷市防災行政用無線局（固定局）運用細則

第１　趣旨

この細則は、鎌ケ谷市防災行政用無線局管理運用規程（平成１４年鎌ケ谷市訓令第４号）第１３条の規定により、鎌ケ谷市防災行政用無線局（固定局）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　放送の種類

１　放送の種類は、緊急放送、一般放送及び試験放送とする。

２　緊急放送とは、災害時あるいは災害発生のおそれがあるときに必要な情報を伝達する放送をいい、一般放送とは緊急放送及び試験放送以外のものをいう。

第３　放送の範囲

放送の範囲は、次に掲げるとおりとする。

（１）　災害についての予報、警報その他の災害情報に関すること。

（２）　人命に関すること。

（３）　市政の普及及び周知に関すること。

（４）　防災行政用無線局（固定局）の試験放送に関すること。

（５）　その他市長が特に必要と認めたこと。

第４　放送時間等

１　一般放送は、午前７時から午後９時までの間に行うものとする。

２　試験放送は、第３（４）に係るものとし、毎日夕方１回行うものとする。この場合、春季（２月～４月）においては午後５時、夏季（５月～８月）においては午後６時、秋季（９月～１０月）においては午後５時、冬季（１１月～１月）においては午後４時とする。

３　緊急放送は、第３（１）及び（２）に係るものとし、事態が発生し、又は発生が予測されるときに、その都度放送する。

第５　放送の申込

固定系親局から放送する場合の手続きは、次に掲げるところによる。

（１）　所属長等は、所掌事務で、住民に伝達する必要があるときは、無線放送依　　頼書（別記様式）により行うものとし、放送を希望する日の２日前の正午までに管理責任者に提出しなければならない。ただし、緊急放送その他やむを得ないと認められるときは、口頭により依頼し、その後無線放送依頼書を提出することをもって行うことができる。

（２）　管理責任者は（１）に定める無線放送依頼書の提出を受けたときは、その内容を検討し、放送を必要とするものについてのみ放送する。

第６　放送の特例

１　鎌ケ谷市消防本部は、遠隔制御器（親局）により放送することができる。この場合、第５の規定の適用については、第５中「管理責任者」とあるのは「通信を所管する消防署長」とする。

２　１による放送を行ったときは、通信を所管する消防署長は、速やかに管理責任者に報告するものと

する。

第７　放送の制限

管理責任者は、災害の発生その他特に理由があるときは、放送を制限することができる。

附　則

この細則は、平成２０年４月１日から施行する。

別記様式

無線放送依頼書

年　　月　　日

鎌ケ谷市防災行政用無線管理責任者　様

所　属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所属長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

担当者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　内線＿＿＿

防災行政用無線放送について、次のとおり依頼します。

件　　名		
放送希望日	一般放送	年　　月　　日（　　）　　時　　分
	緊急放送	年　　月　　日（　　）　　時　　分
放送地域	１．市内全域　２．一部地域（　　地域）	
かまがや安心ｅメールの配信及び株式会社ジェイコム関東東関東局が提供するインタラクＴＶへの掲載の可否	可　・　否	
放　送　文		
放送日時	一般	年　　月　　日（　　）　　時　　分
	緊急	年　　月　　日（　　）　　時　　分

上記依頼により防災行政用無線による放送を実施してよろしいか。

		課　長	補　佐	係　長	係　　員	担　当

鎌ケ谷市防災行政用無線局（固定局）の緊急放送取扱い基準

平成１９年９月１０日制定
平成２６年１月１０日改正

鎌ケ谷市防災行政用無線局（固定局）運用細則（以下「運用細則」という。）第２の２の規定による緊急放送について、その運用の適正化と円滑化を図るため、次
のとおり取扱い基準を定める。

なお、各放送の要領は別に定める。

１　緊急放送の範囲

運用細則に定める緊急放送の類型と放送の範囲を次のとおりとする。

（１）災害情報に関する放送（運用細則第３（１））

災害対策本部設置の有無に関わらず、必要に応じて次の放送をする。

①　地震災害

ア　東海地震に関する警戒宣言の発令の伝達

イ　避難勧告及び避難指示の伝達

ウ　学校の登下校及び休校等に関する決定の伝達

エ　その他災害対策本部等からの各種情報の伝達

②　風水害及び雪害

ア　気象情報により甚大な被害が想定される場合の防災意識喚起の伝達

イ　避難準備情報、避難勧告及び避難指示の伝達

ウ　学校の登下校及び休校等に関する決定の伝達

エ　その他災害対策本部等からの各種情報の伝達

（２）その他の災害に関する放送（運用細則第３（１））

大規模事故災害等に関する放送

①　事故等の規模によっては必要に応じて災害対策本部を設置するが、設置に至らない場合でも次のような事故により市民生活に重大な影響があると判断する場合は、状況、注意喚起、回復見込み、危険な区域に対する避難勧告及び避難指示等の内容について放送する。

ア　大規模火災

イ　危険物災害

ウ　航空機災害

エ　鉄道災害

オ　道路災害

カ　落雷や降雪等による市内全域または一部地域におけるライフライン（鉄道、電気、電話）の障害

キ　その他防災主管部長が必要と認めた事項等

（３）人命に関すること、その他緊急重要な放送（運用細則第３（２））

①　行方不明者捜索の放送

行方不明者の捜索は警察の本来的業務であるため、緊急を要する場合で補完的な捜索手段と

して必要があると判断した場合に放送する。

この場合、警察への捜索願が提出されており、警察が捜索活動の一環として放送が適当であると認めていることを条件とする。

② その他緊急事項の放送

市民等に危険が及ぶおそれのある犯罪等についての注意喚起のように警察の依頼に基づくもの

2 放送手続き等

上記の緊急放送の範囲に従い、それぞれ次の手続きにより放送を行う。

（1） 災害情報に関する放送

① 放送の決定は、災害対策本部設置時は本部長、それ以外は防災主管部長（無線局総括責任者）が行う。

② 放送は原則として防災主管課長（無線局の管理責任者）が行う。ただし、災害対策本部が設置されていない場合で、防災主管課の正規の勤務時間以外の時間、鎌ケ谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第３条第１項に定める週休日並びに同条例第９条に定める休日の場合（以下「勤務時間外等」という。）には、通信を所管する消防署長（無線局の管理者）（以下「通信所管署長」という。）に放送を依頼することができる。

③ 放送は、災害の状況により全局放送または個別放送とする。

④ 放送内容の緊急性及び重要性に鑑み、放送時間の制限を設けない。

（2） その他の災害に関する放送

① 大規模事故災害等に関する放送

ア 放送の決定は、無線局統括管理者が行う。

イ 放送は管理責任者が行うが、勤務時間外等においては通信所管署長が行う。

ウ 通信所管署長が放送を行った場合は、速やかに管理責任者に報告する。

エ ライフライン関係の事故の場合は、運用細則に定める無線放送依頼書（以下「依頼書」という。）により放送の申込みを行う。

オ 放送は、事項等の状況により全局放送または個別放送とする。

カ 放送内容の緊急性及び重要性に鑑み、放送時間の制限は設けない。

（3） 人命に関すること、その他緊急重要な放送

① 行方不明者捜索の放送

ア 放送の申込は、依頼書により行う。

イ 放送の決定及び放送は管理責任者が行うが、勤務時間外等においては通信所管署長が行う。

ウ 通信所管署長が放送を行った場合は、速やかに管理責任者に報告する。

エ 放送は、原則として全局放送とする。

オ 放送時間帯及び回数を次のとおり定め、放送の適正化を図る。

放送時間帯 午前７時から午後９時まで

放送回数 １日２回 ２日間を限度とする

カ 放送内容における連絡先は、原則として警察署とする。

② その他緊急事項の放送は、（2）①に準じる。

ただし、詐欺事件などは、市内で実際に被害が発生している場合に限り、防災主管課の正規の勤務時間内において、１日１回の放送とする。

資料４－３　通信施設

１　防災行政無線（固定系）一覧

固定系親局設備

呼出名称	設置場所	所在地
ぼうさいかまがや	鎌ケ谷市役所	新鎌ケ谷 2-6-1

固定系遠隔制御装置

呼出名称	設置場所	所在地
ぼうさいかまがや	安全対策課	新鎌ケ谷 2-6-1
ぼうさいかまがや	鎌ケ谷消防署	初富 928-472
ぼうさいかまがや	無線室	新鎌ケ谷 2-6-1

固定系子局設備（受信設備）

No	子局名	所在地
1	西佐津間１丁目公園	西佐津間 1-26
2	山王下	佐津間 908-2
3	北部公民館	佐津間 631
4	北部小学校	粟野 735
5	鎌ケ谷消防署	初富 928-472
6	軽井沢	軽井沢 2087-2
7	お堂	軽井沢 2029-1
8	第３中学校	粟野 450
9	木刈橋公民館	北初富 7-30
10	第５分団	初富 204-1
11	西部小学校	初富 110
12	くぬぎ山消防署	初富 23-72
13	くぬぎ山保育園	初富 31-7
14	富里第４公園	くぬぎ山 2-2
15	富里第２公園	くぬぎ山 3-5
16	中の峠	中沢 1444-2

No	子局名	所在地
17	貝柄山公園	初富本町 2-21
18	愛国ヶ丘町会会館	東中沢 1-13-5
19	西ノ砂第３公園	北中沢 2-3
20	中部小学校	道野辺中央 3-12-3
21	根郷	中沢 565
22	市民プール	中沢 843-1
23	藤台中央公園	西道野辺 4
24	谷地川	中沢 176-1
25	上新山	東道野辺 7-9
26	地蔵前児童遊園入り口	南鎌ケ谷 1-9
27	鎌ケ谷９丁目児童遊園	鎌ケ谷 9-12
28	本田第三公園	鎌ケ谷 5-9
29	第二中学校	東道野辺 4-19-26
30	道野辺小学校	東道野辺 5-5-1
31	第２分団	東道野辺 3-18
32	飯田ビル	道野辺本町 1-2-3
33	オーベル二番館	道野辺本町 2-11-7
34	丸山	丸山 1-1
35	鎌ケ谷コミセン	鎌ケ谷 1-6-8
36	三本椚	東鎌ケ谷 2-8
37	第一新田公園	東初富 3-18
38	中央消防署	右京塚 10-2
39	鎌ケ谷中学校	富岡 1-2-1
40	南初富五丁目	南初富 5-7
41	第４分団	東初富 1-5
42	社会福祉センター	初富 802-116
43	市民体育館	初富 860-3
44	五本松小学校	南初富 1-16-1
45	馬込沢(横上公園)	馬込沢 12
46	馬の下	東道野辺 7-20
47	藤台第二公園	西道野辺 13
48	下新山	東道野辺 6-1
49	第三新田公園	東初富 6-8
50	北下公園	道野辺中央 4-11

No	子局名	所在地
51	図書館	中央 1-8-35
52	粟野交番	粟野 614-3
53	五舛蒔公園	東道野辺 3-13
54	木戸脇第二公園	北中沢 2-23
55	県営井草団地	東鎌ヶ谷 3-25
56	新堀込公園	東中沢 3-36
57	東初富公民館	東初富 1-10-1
58	西佐津間 2 丁目	西佐津間 2-192-1
59	貝柄山公園南	初富本町 2-22
60	新鎌ケ谷三丁目第一公園	新鎌ケ谷 3-22
61	初富小学校内	東初富 1-20-1
62	丸山第 2 公園内	丸山 2-7
63	一本椚第 4 公園内	鎌ケ谷 7-6
64	豆ヶ台公園内	南鎌ケ谷 4-8
65	東道野辺７遊水池内	東道野辺 7-16
66	馬込沢自治会館内	馬込沢 7-24
67	南向第２公園	東道野辺 5-2
68	新鎌ふれあい公園	新鎌ケ谷 2-20
69	新鎌ケ谷四丁目公園	新鎌ケ谷 4-7
70	長谷津第二公園	中央 2-17-2
71	南初富三丁目	南初富 3-16
72	道野辺中央一丁目公園	道野辺中央 1-6-18
73	道野辺保育園	道野辺中央 5-7-10
74	妙蓮寺下	東道野辺 1-6
75	東部小学校	鎌ケ谷 8-3-11
100	鎌ケ谷市役所	新鎌ケ谷 2-6-1

２　防災行政無線（移動系）一覧

移動系基地局設備

呼出名称	設置場所	所在地
ぼうさいかまがや	鎌ケ谷市役所	新鎌ケ谷 2-6-1

移動系遠隔制御器

呼出名称	設置場所	所在地
ぼうさいかまがや	安全対策課	新鎌ケ谷 2-6-1

移動系携帯局

呼出名称	設置場所	所在地
かまがや 51	安全対策課	新鎌ケ谷 2-6-1
かまがや 52	安全対策課	新鎌ケ谷 2-6-1
かまがや 53	安全対策課	新鎌ケ谷 2-6-1
かまがや 54	安全対策課	新鎌ケ谷 2-6-1

3　鎌ケ谷市防災 MCA 無線呼出番号一覧

区分	配備場所	無線番号	局種
市民生活部	市民生活部安全対策課（1階）	100	指令
	市民生活部安全対策課（1階）	101	半固定
	市民生活部クリーン推進課(1階)	102	半固定
	鎌ケ谷コミュニティセンター	527	携帯
	南初富コミュニティセンター	528	携帯
	道野辺中央コミュニティセンター	529	携帯
	粟野コミュニティセンター	530	携帯
都市建設部	都市建設部道路河川管理課（4階）	103	半固定
	都市建設部道路河川整備課（4階）	104	半固定
	都市建設部建築住宅課（4階）	105	半固定
	都市建設部下水道課（4階）	106	半固定
	市制記念公園	537	携帯
生涯学習部	生涯学習部教育総務課（5階）	107	半固定
	生涯学習部学校教育課（5階）	108	半固定
	生涯学習部文化･スポーツ課（5階）	109	半固定
	生涯学習推進課（まなびぃプラザ内）	112	半固定
	東部学習センター	113	半固定
	第1学校給食センター	114	半固定
	図書館	538	携帯
	中央公民館（青少年センター）	539	携帯
	北部公民館	540	携帯
	南部公民館	541	携帯
	東初富公民館	542	携帯
	郷土資料館	543	携帯
	第2学校給食センター	544	携帯
健康福祉部	健康福祉部こども課（2階）	111	半固定
	くぬぎ山児童センター （くぬぎ山コミュニティセンター）	531	携帯
	北中沢児童センター 北中沢コミュニティセンター	532	携帯
	マザーズホーム	533	携帯
	中央児童センター	534	携帯
	南児童センター	535	携帯
	社会福祉センター	536	携帯

区分	配備場所	無線番号	局種
消防部	鎌ケ谷市消防本部	119	半固定
	中央消防署	116	半固定
	くぬぎ山消防署	117	半固定
	鎌ケ谷消防署	118	半固定
	消防第一分団	545	携帯
	消防第二分団	546	携帯
	消防第三分団	547	携帯
	消防第四分団	548	携帯
	消防第五分団	549	携帯
	消防第六分団	550	携帯
	消防第七分団	551	携帯
	消防第八分団	552	携帯
外部	鎌ケ谷警察署	110	半固定
	医師会事務所	301	半固定
	東邦鎌谷病院	302	半固定
	第2北総病院	303	半固定
	秋元病院	304	半固定
	初富保健病院	305	半固定
	鎌ケ谷総合病院	306	半固定
	柏･白井･鎌ケ谷環境衛生組合	307	半固定
	日本郵便株式会社鎌ケ谷郵便局	308	半固定
	さわやかプラザ軽井沢	309	半固定
	船橋市立医療センター	今年度配備	半固定

区分	配備場所	無線番号	局種
避難場所	鎌ケ谷小学校	201	半固定
	東部小学校	202	半固定
	北部小学校	203	半固定
	南部小学校	204	半固定
	西部小学校	205	半固定
	中部小学校	206	半固定
	初富小学校	207	半固定
	道野辺小学校	208	半固定
	五本松小学校	209	半固定
	鎌ケ谷中学校	210	半固定
	第二中学校	211	半固定
	第三中学校	212	半固定
	第四中学校	213	半固定
	第五中学校	214	半固定
	県立鎌ヶ谷高等学校	215	半固定
	県立鎌ヶ谷西高等学校	216	半固定
	鎌ケ谷市市民体育館	217	半固定
	陸上自衛隊松戸駐屯地	218	半固定
	海上自衛隊下総航空基地	219	半固定
	南初富保育園	220	半固定
	道野辺保育園	221	半固定
	くぬぎやま保育園	222	半固定
	鎌ケ谷保育園	223	半固定
	粟野保育園	224	半固定
車輌	車両（市民生活部安全対策課）	401	車載
	車両（市民生活部クリーン推進課）	402	車載
	車両（市民生活部クリーン推進課）	403	車載
	車両（都市建設部道路河川建設課）	404	車載
	車両（都市建設部道路河川管理課）	405	車載
	車両（都市建設部道路河川管理課）	406	車載
	車両（都市建設部道路河川管理課）	407	車載
	車両（都市建設部道路河川管理課）	408	車載
	車両（都市建設部建築住宅課）	409	車載
	車両（都市建設部下水道課）	410	車載

区分	配備場所	無線番号	局種
携帯	市民生活部安全対策課　携帯機	501	携帯
	市民生活部安全対策課　携帯機	502	携帯
	市民生活部安全対策課　携帯機	503	携帯
	市民生活部安全対策課　携帯機	504	携帯
	市民生活部安全対策課　携帯機	505	携帯
	市民生活部安全対策課　携帯機	506	携帯
	市民生活部安全対策課　携帯機	507	携帯
	市民生活部安全対策課　携帯機	508	携帯
	市民生活部安全対策課　携帯機	509	携帯
	市民生活部安全対策課　携帯機	510	携帯
	市民生活部安全対策課　携帯機	511	携帯
	市民生活部安全対策課　携帯機	512	携帯
	市民生活部安全対策課　携帯機	513	携帯
	市民生活部安全対策課　携帯機	514	携帯
	市民生活部安全対策課　携帯機	515	携帯
	市民生活部安全対策課　携帯機	516	携帯
	市民生活部安全対策課　携帯機	517	携帯
	市民生活部安全対策課　携帯機	518	携帯
	市民生活部安全対策課　携帯機	519	携帯
	市民生活部安全対策課　携帯機	520	携帯
	市民生活部安全対策課　携帯機	521	携帯
	市民生活部安全対策課　携帯機	522	携帯
	市民生活部安全対策課　携帯機	523	携帯
	市民生活部安全対策課　携帯機	524	携帯
	市民生活部安全対策課　携帯機	525	携帯
	市民生活部安全対策課　携帯機	526	携帯

4　災害時連絡用 PHS 電話機一覧

	配備場所	所在地	PSID（型番）
1	安全対策課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456379
2	安全対策課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456380
3	安全対策課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456381
4	安全対策課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456382
5	安全対策課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456383
6	安全対策課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456384
7	安全対策課	新鎌ケ谷 2-6-1	
8	市長室	新鎌ケ谷 2-6-1	255456385
9	副市長室	新鎌ケ谷 2-6-1	255456386
10	総務課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456387
11	企画財政課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456388
12	秘書広報課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456389
13	契約管財課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456390
14	課税課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456391
15	収税課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456392
16	市民課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456393
17	保険年金課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456394
18	クリーン推進課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456395
19	環境課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456396
20	農業振興課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456397
21	商工振興課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456398
22	市民活動推進課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456399
23	都市計画課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456400
24	道路河川整備課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456401
25	道路河川管理課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456402
26	建築住宅課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456403
27	下水道課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456404
28	公園緑地課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456405
29	会計課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456407
30	教育総務課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456408
31	学校教育課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456409
32	文化・スポーツ課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456410
33	選挙管理委員会事務局	新鎌ケ谷 2-6-1	255456411
34	監査委員事務局	新鎌ケ谷 2-6-1	255456412
35	農業委員会事務局	新鎌ケ谷 2-6-1	255456413
36	議会事務局	新鎌ケ谷 2-6-1	255456414

	配備場所	所在地	PSID（型番）
37	社会福祉課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456415
38	障がい福祉課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456416
39	こども課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456417
40	高齢者支援課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456418
41	健康増進課	新鎌ケ谷 2-6-1	255456419
42	生涯学習推進課	富岡 2-6-1	255456420
43	東部学習センター	東道野辺 4-9-50	255456421
44	第１学校給食センター	軽井沢 2010	255456422
45	第２学校給食センター	東道野辺 55-15-39	255456423
46	鎌ケ谷コミュニティセンター	鎌ケ谷 1-6-8	255456424
47	南初富コミュニティセンター	東初富 4-1-25	255456425
48	道野辺中央コミュニティセンター	道野辺中央 2-6-27	255456426
49	くぬぎ山コミュニティセンター	くぬぎ山 4-2-46-10	255456427
50	北中沢コミュニティセンター	北中沢 2-1-23	255456428
51	粟野コミュニティセンター	粟野 79-1	255456429
52	こども発達センター	中沢 317	255456430
53	中央児童センター	南初富 3-19-31	255456431
54	南児童センター	道野辺 1042-2	255456432
55	社会福祉センター	初富 802-116	255456433
56	市制記念公園	初富 924-6	255456434
57	図書館	中央 1-8-35	255456435
58	中央公民館	富岡 1-1-1	255456436
59	北部公民館	佐津間 631	255456437
60	南部公民館	道野辺 61	255456438
61	東初富公民館	東初富 1-10-1	255456439
62	郷土資料館	中央 1-8-31	255456440
63	鎌ケ谷小学校①	中央 2-1-1	255456441
64	鎌ケ谷小学校②	中央 2-1-1	255456442
65	東部小学校①	鎌ケ谷 8-3-11	255456443
66	東部小学校②	鎌ケ谷 8-3-11	255456444
67	北部小学校①	粟野 735	255456445
68	北部小学校②	粟野 735	255456446
69	南部小学校①	中沢 726	255456447
70	南部小学校②	中沢 726	255456448
71	西部小学校①	初富 110	255456449
72	西部小学校②	初富 110	255456450
73	中部小学校①	道野辺中央 3-12-3	255456451

	配備場所	所在地	PSID（型番）
74	中部小学校②	道野辺中央 3-12-3	255456452
75	初富小学校①	東初富 1-20-1	255456453
76	初富小学校②	東初富 1-20-1	255456454
77	道野辺小学校①	東道野辺 5-5-1	255456455
78	道野辺小学校②	東道野辺 5-5-1	255456456
79	五本松小学校①	南初富 1-16-1	255456457
80	五本松小学校②	南初富 1-16-1	255456458
81	鎌ケ谷中学校①	富岡 1-2-1	255456459
82	鎌ケ谷中学校②	富岡 1-2-1	255456460
83	第二中学校①	東道野辺 4-19-26	255456461
84	第二中学校②	東道野辺 4-19-26	255456462
85	第三中学校①	粟野 450	255456463
86	第三中学校②	粟野 450	255456464
87	第四中学校①	中沢 1024-１	255456465
88	第四中学校②	中沢 1024-１	255456466
89	第五中学校①	初富 806-262	255456467
90	第五中学校②	初富 806-262	255456468
91	鎌ケ谷市市民体育館①	初富 860-3	255456469
92	鎌ケ谷市市民体育館②	初富 860-3	255456470
93	鎌ケ谷市市民体育館③	初富 860-3	255456471
94	南初富保育園①	東初富 2-6-50	255456472
95	南初富保育園②	東初富 2-6-50	255456473
96	道野辺保育園①	道野辺中央 5-7-10	255456474
97	道野辺保育園②	道野辺中央 5-7-10	255457675
98	鎌ケ谷保育園①	鎌ケ谷 6-8-26	255457676
99	鎌ケ谷保育園②	鎌ケ谷 6-8-26	255457677
100	粟野保育園①	粟野 740-1	255457678
101	粟野保育園②	粟野 740-1	255457679
102	鎌ケ谷市消防本部①	右京塚 10-12	255457680
103	鎌ケ谷市消防本部②	右京塚 10-12	255457681
104	鎌ケ谷市消防本部③	右京塚 10-12	255457682
105	中央消防署①	右京塚 10-2	255457683
106	中央消防署②	右京塚 10-2	255457684
107	くぬぎ山消防署①	初富 23-72	255457685
108	くぬぎ山消防署②	初富 23-72	255457686
109	鎌ケ谷消防署①	初富 928-472	255457687
110	鎌ケ谷消防署②	初富 928-472	255457688

	配備場所	所在地	PSID（型番）
111	鎌ケ谷消防署③	初富 928-472	255457689
112	鎌ケ谷消防署④	初富 928-472	255457690
113	第１分団	鎌ケ谷 9-3-23	255457691
114	第２分団	東道野辺 3-18-1	255457692
115	第３分団	中沢 926-6	255457693
116	第４分団	東初富 1-5-2	255457694
117	第５分団	初富 204-3	255457695
118	第６分団	粟野 108	255457696
119	第７分団	佐津間 474-4	255457697
120	第８分団	軽井沢 2083-2	255457698

資料４－４　防災関係機関連絡先

機関名		所在地	電話番号	FAX
鎌ケ谷市	鎌ケ谷市役所	鎌ケ谷市新鎌ケ谷 2-6-1	047-445-1141	047-445-1400
	鎌ケ谷市消防本部	鎌ケ谷市右京塚 10-12	047-444-3235	047-445-1224
	中央消防署	鎌ケ谷市 10-2	047-444-3222	047-444-3413
	くぬぎ山消防署	鎌ケ谷市初富 23-72	047-444-1119	047-442-1229
	鎌ケ谷消防署	鎌ケ谷市初富 928-472	047-442-6119	047-442-7119
千葉県	千葉県東葛飾地域振興事務所	松戸市小根本 7	047-361-2111	047-367-4348
	千葉県東葛飾土木事務所	松戸市竹ヶ花 24	047-364-5143	047-362-4884
	千葉県習志野健康福祉センター（保健所）	習志野市本大久保 5-7-14	047-475-5151	047-475-5122
	千葉県水道局船橋水道事務所 船橋北支所	船橋市高根台 1-5-1	047-465-9133	047-461-3441
	千葉県警察 鎌ケ谷警察署	鎌ケ谷市新鎌ケ谷 4-8-35	047-444-0110	047-444-0110
	千葉県動物愛護センター 東葛飾支所	柏市高柳 1018-6	04-7191-0050	04-7193-2387
指定地方行政機関	国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所	野田市宮崎 134	04-7125-7436	04-7123-1741
	国土交通省関東地方整備局 千葉国道事務所	千葉市稲毛区天台 5-27-1	043-287-0315	043-285-0412
	国土交通省関東地方整備局 首都国道事務所	松戸市竹ヶ花 86	047-362-4114	
	農林水産省関東農政局 千葉地域センター	千葉市稲毛区轟町 5-1-4	043-251-8307	043-256-8066
	気象庁東京管区気象台 銚子地方気象台	銚子市川口町 2-6431	0479-23-7705	0479-22-0382
自衛隊	陸上自衛隊松戸駐屯地	松戸市五香六実 17	047-387-2171	
	海上自衛隊下総教育航空群	柏市藤ヶ谷 1614-1	04-7191-2321	
指定公共機関	東京電力㈱京葉支社	船橋市湊町 2-2-16	047-769-2137	047-435-9661
	東日本電信電話㈱千葉支店	千葉市美浜区中瀬 1-6	043-350-4432	043-212-8158
	日本郵政㈱ 鎌ケ谷郵便局	鎌ケ谷市右京塚 13-26	047-443-0716	047-444-7315
	日本赤十字社 千葉県支部	千葉市中央区千葉港 5-7	043-241-7531	043-248-6812
	日本放送協会 千葉放送局	千葉市中央区千葉港 5-1	043-203-0593	043-203-0396

機関名		所在地	電話番号	FAX
指定地方公共機関	千葉県LPガス協会　船橋支部	八千代市大和田新田1151	047-450-8228	047-450-7766
	京葉瓦斯㈱供給保安部 保安指令センター船橋	船橋市市場5-16-18	047-424-5485	047-423-3725
	千葉テレビ放送㈱	千葉市中央区都町1-1-25	043-231-3111	043-232-4990
公共的団体等	鎌ケ谷市医師会	鎌ケ谷市新鎌ケ谷2-6-1	047-444-8928	047-445-8796
	船橋歯科医師会	船橋市海神2-13-25	047-446-0230	047-446-4940
	船橋薬剤師会	船橋市海神2-13-25	047-424-2330	047-424-5700
	千葉県接骨師会 船橋鎌ケ谷支部	鎌ケ谷市くぬぎ山4-11-18	047-385-4720	047-384-4512
	鎌ケ谷市社会福祉協議会	鎌ケ谷市新鎌ケ谷2-6-1	047-444-2231	047-446-4545
	鎌ケ谷市多文化共生連絡協議会	鎌ケ谷市新鎌ケ谷2-6-1	047-445-1141	047-441-9400
	鎌ケ谷市商工会	鎌ケ谷市南初富6-5-60	047-443-5565	047-384-4512
	千葉県獣医師会	千葉市中央区都町463-3	043-232-6980	043-232-6986
	とうかつ中央農業協同組合	松戸市上本郷2243-1	047-361-2201	047-366-7101
	柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合	鎌ケ谷市軽井沢2102-1	047-443-7497	047-442-3491
その他	鎌ケ谷市消防団	鎌ケ谷市右京塚10-12	047-444-3235	047-445-1224
	ジェイコム関東東関東局	柏市名戸ヶ谷900-１	04-7139-5010	04-7169-6000
	鎌ケ谷総合病院	鎌ケ谷市初富929-6	047-498-8111	047-498-5050

資料４－５　ＮＴＴの災害用伝言ダイヤルサービス

ご利用にあたっての事前契約は一切不要です。

提供開始、録音件数、提供条件についてはＮＴＴで決定し、ラジオ・テレビ等でお知らせします。

･171 をダイヤルすれば、あとはガイダンスにしたがって簡単操作。
･暗証番号付きでご利用される場合は、家族や親戚、知人等との間で、「暗証番号」を予め決めておく必要があります。
･限られた録音時間内で的確に情報を録音できるようにお話しください。
･発信されるお客様から伝言の録音または再生する電話番号までの通話料（通常、電話をおかけになる場合と同様の料金）がかかります。
なお、通話料は伝言ダイヤルセンタに接続した時点からとなります。（下記図の（4）から）
※携帯電話、PHS の電話番号を「キーとする電話番号」には設定できません。

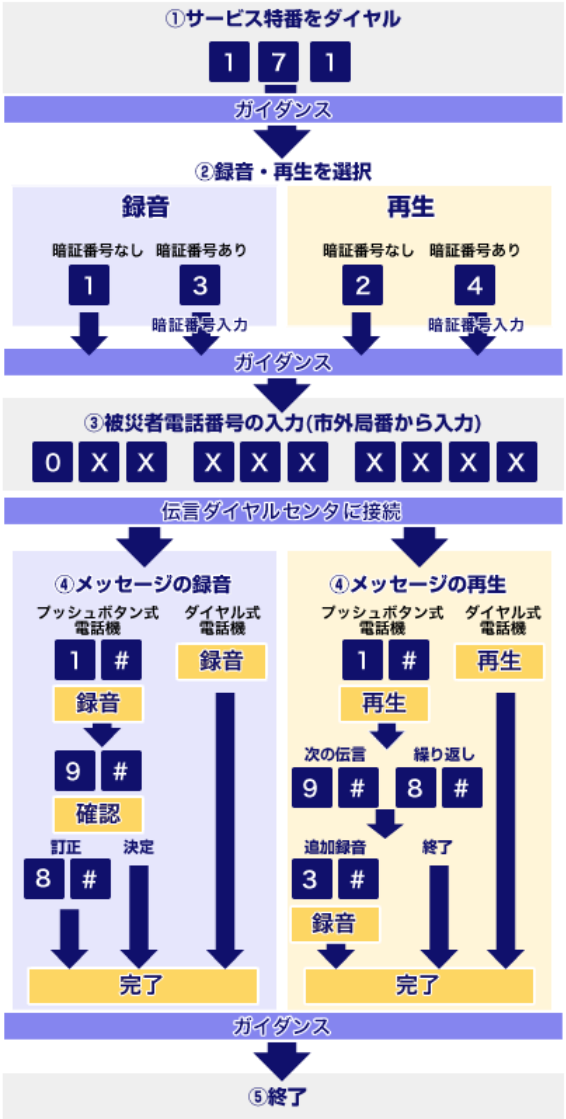

※プッシュボタン選択について

ダイヤル回線からボタン式電話機をご利用の場合、センタ接続後にプッシュ信号送出モードに切替え「1#」を入力すると、プッシュ信号による操作(訂正、繰返し、次ステップ等)が可能です。

ダイヤル式電話機をご利用の場合はプッシュ信号による操作ができないため、「録音訂正」や「繰返再生」ができません。

（出典：ＮＴＴコミュニケーションズ「災害用伝言ダイヤル操作方法」http://506506.ntt.com/service/saigai/details.html）

資料４－６　災害用伝言板（サービス）

震度６弱以上の地震などの大きな災害が発生したときに、自分の携帯電話機を利用して地震の安否情報を登録することができます。

伝言の登録には、携帯電話各社のサービスに契約されていることが条件となります。

携帯電話各社	種別	登録方法
ＮＴＴ　ＤＯＣＯＭＯ	ｉモードを利用	iMenu→災害用安否確認→災害用伝言板
	スマートフォン（spモード）を利用	ｄメニュー→災害用安否確認→災害用伝言板
ａｕ　ｂｙ　ＫＤＤＩ	auケータイ	au ポータルのトップメニューに表示される［災害用伝言板］を選択
	スマートフォン	au ポータルのトップメニューに表示される［災害用伝言板］を選択するか、アプリを選択
ＳｏｆｔＢａｎｋ	iPhone	災害用伝言板アプリケーションからアクセス
	SoftBank スマートフォン	災害用伝言板アプリケーションからアクセス
	SoftBank３Ｇ (Yahoo!ケータイ対応機種)	Yahoo!ケータイのトップから[災害用伝言板]を選択
ＷＩＬＬＣＯＭ		Ｈ″ＬＩＮＫのトップから災害用伝言板を選択

5　避難･生活救援関係

資料５－１　避難場所一覧

平成 25 年 3 月末現在

番号	避難場所	所 在 地 電話番号	使用施設	有効面積 (㎡)	収容可能 人　　員 (人)	主な対象地区
1	鎌ケ谷小学校	中央二丁目１番１号 047-442-1105	体　育　館	1,000	500	初富、南初富、中央、東初富、新鎌ケ谷
			運　動　場	7,838	3,919	
2	東 部 小 学 校	鎌ケ谷八丁目３番11号 443-2070	体　育　館	1,028	514	丸山、鎌ケ谷、東道野辺
			運　動　場	5,448	2,724	
3	北 部 小 学 校	粟野735番地 443-2410	体　育　館	865	432	粟野、佐津間、中・西・南佐津間
			運　動　場	5,736	2,868	
4	南 部 小 学 校	中沢726番地 443-5148	体　育　館	1,008	504	道野辺、西道野辺、馬込沢、中沢、東中沢、中沢新町
			運　動　場	6,373	3,186	
5	西 部 小 学 校	初富110番地 443-6621	体　育　館	904	452	北中沢、初富、くぬぎ山、北初富、串崎新田
			運　動　場	5,715	2,857	
6	中 部 小 学 校	道野辺中央三丁目12番3号 443-0029	体　育　館	837	418	丸山、道野辺中央、道野辺本町、中沢、東中沢、中沢新町、富岡
			運　動　場	6,886	3,443	
7	初 富 小 学 校	東初富一丁目20番１号 445-2321	体　育　館	914	457	東鎌ケ谷、初富、南初富、東初富
8	道野辺小学校	東道野辺五丁目５番１号 445-5041	体　育　館	999	499	丸山、鎌ケ谷、南鎌ケ谷、東道野辺
			運　動　場	5,994	2,997	
9	五本松小学校	南初富一丁目16番１号 445-2366	体　育　館	886	443	初富、南初富、中央、東初富、新鎌ケ谷
			運　動　場	7,014	3,507	
10	鎌ケ谷中学校	富岡一丁目２番１号 444-0456	体　育　館	1,200	600	道野辺本町、東中沢、南初富、富岡、初富本町、新鎌ケ谷
			運　動　場	10,736	5,368	
11	第 二 中 学 校	東道野辺四丁目19番26号 444-6751	体　育　館	1,027	513	丸山、鎌ケ谷、東道野辺、道野辺本町、右京塚
			運　動　場	6,851	3,425	
12	第 三 中 学 校	粟野450番地 443-3473	体　育　館	995	497	中沢、北中沢、初富、北初富、新鎌ケ谷、粟野、佐津間、
			運　動　場	15,504	7,752	
13	第 四 中 学 校	中沢1024番地の１ 444-2185	体　育　館	999	499	中沢、東中沢、北中沢
			運　動　場	8,681	4,340	

番号	避難場所	所在地 電話番号	使用施設	有効面積 (㎡)	収容可能人員 (人)	主な対象地区
14	第五中学校	初富806番地の262 443-3410	体育館	1,002	501	初富、東初富
			運動場	18,264	9,132	
⑮	鎌ケ谷 高等学校	東道野辺一丁目４番１号 444-2171	体育館	2,152	1,076	道野辺、東道野辺、 西道野辺、 道野辺中央、 道野辺本町、中沢、 中沢新町
			運動場	22,638	11,319	
⑯	鎌ケ谷西 高等学校	初富284番地の７ 446-0051	体育館	2,849	1,424	初富、くぬぎ山、 粟野、佐津間
			運動場	20,073	10,036	
17	南初富保育園	東初富二丁目６番50号 443-2093	全室	1,320	660	南初富、東初富
			運動場	2,107	1,053	
18	道野辺保育園	道野辺中央五丁目７番10号 444-1885	全室	1,391	695	道野辺、東道野辺、 道野辺中央、中沢、 中沢新町
			運動場	2,407	1,203	
19	くぬぎやま 保育園	初富31番地の7 443-6840	全室	240	120	初富、くぬぎ山、 串崎新田
			運動場	2,181	1,090	
⑳	市制記念公園	初富924番地の６ 445-0285	公園	33,000	16,500	初富、南初富、中央、 東初富、新鎌ケ谷、 粟野、佐津間
21	鎌ケ谷市民 体育館	初富860番地の３ 444-8585	体育館	7,650	3,825	初富、東初富、 南初富、粟野、 軽井沢、
			駐車場他	9,895	4,947	
22	陸上自衛隊 松戸駐屯地	松戸市五香六実17番地 047-387-2171	ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	19,500	9,750	くぬぎ山
23	鎌ケ谷カント リークラブ	中沢1338番地の３ 444-4111	ゴルフ 練習場	21,400	10,700	中沢、東中沢、 北中沢
24	全国信用金庫 研修所	初富206番地 444-3001	ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	12,700	6,350	初富、くぬぎ山、 北初富、串崎新田、 粟野
25	海上自衛隊 下総航空基地	柏市藤ヶ谷1614番地の1 04-7191-2321	体育館	1,392	300	東初富、粟野、 佐津間、軽井沢、 中・西・南佐津間
			ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	14,761	3,500	
26	社会福祉 センター	初富802番地の116 444-0121	―	―	―	要援護者を対象

備考：番号を○で囲ったものは、広域避難場所とする
　　番号を□で囲ったものは、福祉避難所とする

資料５－２　土砂災害警戒区域の避難基準等

１　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定箇所

指定箇所	区域名	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示日
道野辺北下	北下１	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 24 年 3 月 30 日
道野辺囃子水	囃子水３	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 24 年 3 月 30 日
道野辺北下	北下２	急傾斜地の崩壊	○		平成 24 年 3 月 30 日

２　土砂災害の前兆現象（急傾斜地の崩壊）

時間	２～３時間前（A）	１～２時間前（B）	直前（C）
斜面の状況	・湧水量の増加 ・表面流発生	・小石がぱらぱら落下 ・新たな湧水発生 ・湧水の濁り	・湧水の停止 ・湧水の吹き出し ・亀裂の発生 ・斜面のはらみだし ・小石がぼろぼろ落下 ・地鳴り

※ただし、上記の減少は時間を追って発生せず、一度に急激に発生する場合もある。

参考資料：国土交通省「土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報の活用のあり方について」
http://www.mlit.go.jp/river/sabo/kisya/200601_06/060331/060331.html

３　土砂災害警戒情報の発表基準

２時間先までの予測雨量が土砂災害発生危険基準線（ＣＬ）を超過する場合に、県と銚子地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表する。

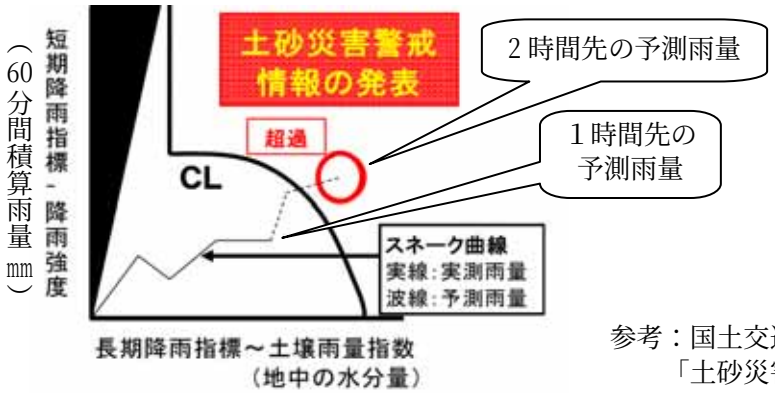

参考：国土交通省砂防部
「土砂災害警戒避難ガイドライン」

・ＣＬ（土砂災害発生危険基準線；Critical Line）：土砂災害に対して注意すべき領域と警戒すべき領域の境界線をいう。過去の主な災害事例に基づき設定されている。

4　避難基準

土砂災害警戒情報が発表された場合に、斜面の状況や気象情報等から総合的に判断し、避難勧告等を発令する。

避難情報	発令基準
避難準備情報	・近隣で土砂災害の前兆現象（A）が発見された場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合
避難勧告	・近隣で土砂災害の前兆現象（B）が発見された場合 ・土砂災害警戒情報が発表され、さらに降雨が予想される場合
避難指示	・近隣で土砂災害の前兆現象（C）が発見された場合 ・土砂災害警戒情報が発表され、さらに降雨が予想される場合

5　避難所

指定箇所	区域名	避難所	
		名　称	住　所
道野辺北下	北下 1 北下 2	中部小学校	道野辺中央三丁目 12 番 3 号
		道野辺保育園	道野辺中央五丁目 7 番 10 号
		鎌ケ谷高等学校	東道野辺一丁目 4 番 1 号
道野辺囃子水	囃子水 3	鎌ケ谷中学校	富岡一丁目 2 番 1 号
		第二中学校	東道野辺四丁目 19 番 26 号
		鎌ケ谷高等学校	東道野辺一丁目 4 番 1 号

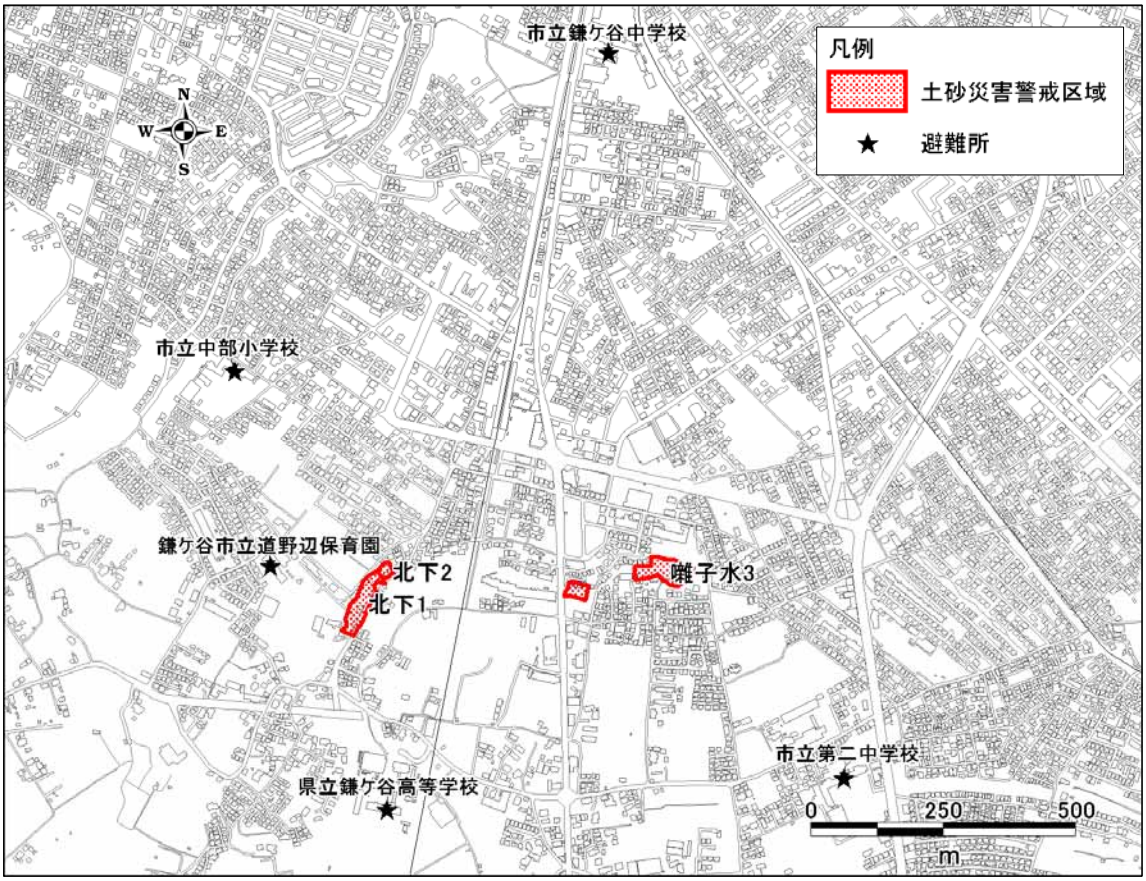

資料５－３　井戸付耐震性貯水槽設置箇所一覧

設置場所	所　在　地	設置年月	井戸深さ	貯水量	非常発電	ろ過装置
第二中学校	東道野辺4-19-26	昭和53年	80m	40㌧	15KVA	フィルター滅菌器
五本松小学校	南初富1-16-1	昭和54年	80m	40㌧	12KVA	フィルター滅菌器
第三中学校	粟野450	昭和55年	80m	40㌧	12KVA	フィルター滅菌器
中部小学校	道野辺中央3-12-3	昭和56年	80m	40㌧	15KVA	除鉄装置滅菌器
北部小学校	粟野735	平成9年3月	80m	40㌧	17KVA	除鉄装置滅菌器

資料５－４　防災備蓄倉庫・備蓄物資一覧

防災備蓄倉庫

平成 26 年 3 月末現在

	名　　称	設置場所	面　　積	設置年月日
1	鎌ケ谷市防災倉庫 （市役所南側）	新鎌ケ谷2-6-1 （庁舎敷地内）	14.35㎡ アルミパネル	昭和60年度
2	鎌ケ谷市防災倉庫 （市役所北側）	新鎌ケ谷2-6-1 （庁舎敷地内）	14.35㎡ アルミパネル	昭和61年度
3	鎌ケ谷市防災倉庫 （中沢スポーツ広場）	中沢841-2	14.35㎡ アルミパネル	平成４年度
4	北部小学校防災倉庫	粟野735	9.6㎡ アルミパネル	平成１９年度
5	道野辺小学校防災倉庫	東道野辺5-5-1	9.6㎡ アルミパネル	平成２０年度
6	東部小学校防災倉庫	鎌ケ谷8-3-11	9.6㎡ アルミパネル	平成２１年度
7	南部小学校防災倉庫	中沢726	9.6㎡ アルミパネル	平成２１年度
8	初富小学校防災倉庫	東初富1-20-1	9.6㎡ アルミパネル	平成２１年度
9	西部小学校防災倉庫	初富110	9.6㎡ アルミパネル	平成２１年度
１０	鎌ケ谷中学校防災倉庫	富岡1-2-1	9.6㎡ アルミパネル	平成２２年度
１１	中部小学校防災倉庫	道野辺中央3-12-3	9.6㎡ アルミパネル	平成２３年度
１２	五本松小学校防災倉庫	南初富1-16-1	9.6㎡ アルミパネル	平成２３年度
１３	第二中学校防災倉庫	東道野辺4-19-26	9.6㎡ アルミパネル	平成２３年度
１４	第三中学校防災倉庫	粟野450	9.6㎡ アルミパネル	平成２３年度
１５	第四中学校防災倉庫	中沢1024-1	9.6㎡ アルミパネル	平成２４年度
１６	第五中学校防災倉庫	初富806-262	9.6㎡ アルミパネル	平成２４年度
１７	鎌ケ谷小学校防災倉庫	中央2-1-1	9.6㎡ アルミパネル	平成２４年度
１８	道野辺保育園防災倉庫	道野辺中央5-7-10	9.6㎡ アルミパネル	平成２４年度
１９	南初富保育園防災倉庫	東初富2-6-50	9.6㎡ アルミパネル	平成２４年度

	名　　称	設置場所	面　　積	設置年月日
２０	鎌ケ谷市民体育館	初富860-3	105.6㎡ 鉄骨造　平家建	平成２５年度
２１	くぬぎ山コミュニティセンター	くぬぎ山4-2-46-10	9.6㎡ アルミパネル	平成２５年度
２２	鎌ケ谷高等学校	東道野辺1-4-1	9.6㎡ アルミパネル	平成２５年度
２３	鎌ケ谷西高等学校	初富284-7	9.6㎡ アルミパネル	平成２５年度
２４	海上自衛隊 下総航空基地	柏市藤ヶ谷1614-1	9.6㎡ アルミパネル	平成２５年度
２５	社会福祉センター	初富802-116	9.6㎡ アルミパネル	平成２５年度

備蓄物資

平成 26 年 3 月末現在

	品　　名	数　　量
1	サバイバルフーズ （ﾌｧﾐﾘｰｾｯﾄ含む）	99,400食
2	毛　布	12,096枚
3	飲料水用袋	9,200袋
4	医薬品セット	56セット
5	スプーン 食　　器	11,000本 14,000枚
6	仮設トイレ	99台
7	防災テント	12張
8	防水シート	160枚
9	簡易担架	60枚
１０	スコップ	65本
１１	メガホン （拡声器）	36器
１２	炊き出しセット	40式
１３	投光器	56セット
１４	非常用電源	50式

資料５－５　災害時要援護者施設一覧

平成 25 年 3 月末現在

№	名　称	住　所	備　考
1	粟野保育園	粟野 740	
2	学校法人一色学園　みどり幼稚園	粟野 210	
3	ひかり幼稚園	鎌ケ谷 6-7-38	
4	鎌ケ谷保育園	鎌ケ谷 6-8-26	
5	学校法人光秀学園　さつま幼稚園	佐津間 893	
6	社会福祉法人　優幸会　みちる園	佐津間 1113	
7	鎌ケ谷ピコレール保育園	新鎌ケ谷 1-13-3	
8	学校法人山本学園かまがや幼稚園	中央 1-16-3	
9	鎌ケ谷市こども発達センター	中沢 317	
10	ふじ第２幼稚園	西道野辺 5-1-27	
11	くぬぎやま保育園	初富 31-7	
12	おおぞら保育園	初富 354-1	
13	みちる幼稚園	東中沢 3-5-1	
14	南初富保育園	東初富 2-6-50	
15	わたなべ幼稚園	東初富 5-25-16	
16	ふじ第一幼稚園	東道野辺 5-1-57	
17	学校法人皆川学園鎌ヶ谷ふじ幼稚園子育て支援室	東道野辺 5-1-64	
18	さくら幼稚園	丸山 2-11-1	
19	まるやま保育園	丸山 2-11-28	
20	道野辺保育園	道野辺中央 5-7-10	
21	高齢者住宅コミュニティホーム鎌ケ谷	新鎌ケ谷 4-12-3	短期入所生活介護施設･通所介護
22	シルバーケア鎌ケ谷	初富 125-1	介護老人保健施設
23	ケアハウス梨花苑	くぬぎ山 4-8-22	ケアハウス・軽費老人ホーム

№	名　称	住　所	備　考
24	鎌ケ谷翔裕園	初富 848-10	特別養護老人ホーム
25	慈祐苑	道野辺 216-5	特別養護老人ホーム
26	特別養護老人ホーム　幸豊苑	粟野 224-1	特別養護老人ホーム
27	ハッピーライフ菜の花館	初富 373-11	介護付有料老人ホーム
28	もくせい園	中沢 311-1	知的障害者更正施設（入所）
29	もくせい園作業棟・養護所	〃	知的障害者更正施設
30	リーベン鎌ケ谷	丸山 3-17-18	介護付有料老人ホーム
31	地域密着型ｻｰﾋﾞｽ事業所ﾘｰﾍﾞﾝ鎌ケ谷	〃	認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護(ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ)
32	グランシア鎌ケ谷	道野辺中央 4-8-1	介護付有料老人ホーム
33	くらスマイル鎌ケ谷	北中沢 2-23-19	高齢者専用住宅（要介護者 有り）
34	グループホームはつとみ	初富 204-4	認知症対応型共同生活介護(ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ)
35	お年寄りお世話の家ほがらか	右京塚 8-7-2	有料老人ホーム
36	特別養護老人ホーム　初富の里	東初富 1-4-3	特別養護老人ホーム
37	適合高齢者専用賃貸住宅　銀木犀南鎌ヶ谷	南鎌ケ谷 1-5-28	
38	鎌ヶ谷翔裕園・新館	初富 848-10	特別養護老人ホーム
39	デイサービスだんらんの家鎌ヶ谷	くぬぎ山 3-15-38	
40	ファミリーケア鎌ヶ谷さくら物語	東鎌ケ谷 2-6-28	
41	ウイング鎌ケ谷中央一番館	中央 1-4-23	
42	あったかホーム鎌ケ谷	鎌ケ谷 3-2-8	通所介護施設
43	グループホームあじさい鎌ケ谷	西佐津間 2-11-6	
44	福祉作業所友和園	中央 2-21-30	心身障害者福祉作業所
45	福祉作業所第二友和園	〃	心身障害者福祉作業所
46	デイサービス牧場	鎌ケ谷 6-7-38（ひかり幼稚園敷地内）	老人デイサービス
48	青空ハウス１号	東中沢 4-4-11（一般住宅使用）	知的障害者ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ

№	名　称	住　所	備　考
49	デイサービス軽井沢	軽井沢 1983-51	通所介護
50	シルバーハート東中沢デイサービスセンター	東中沢 1-13-20	通所介護
51	ニチイケアセンター	富岡 1-9-18	通所介護・居宅介護支援
52	社会福祉法人　優幸会　みちる園	佐津間 1113	知的障害者更正施設（通所）
53	マイペアホーム鎌ケ谷	東鎌ケ谷 3-4-3（一般住宅使用）	知的障害者ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ
54	株式会社テンダーハート デイサービス　優しい時間	北中沢 2-10-9	通所介護
55	地域活動支援センターⅢ型 鎌ケ谷工房	中央 1-16-40（一般住宅使用）	精神障害者小規模作業所
56	鎌ヶ谷デイサービス　わらっ亭	東初富 3-22-17	
57	やすらぎ家　鎌ヶ谷亭	東初富 2-2-38	
58	フィットネスリハ　こかげ	北中沢 3-2-3-5	
59	デイサービス優しい時間　南初富	南初富 3-15-21	
60	リタジネン森の学校	丸山 3-7-7	
61	医療法人梨香会あきもとふぁーまーず	初富 808-454	
62	マイペアホーム鎌ケ谷Ⅱ	鎌ケ谷 3-2-40	
63	デイサービスセンター和楽	中沢 1337-55	
64	ケアホームききょう	東道野辺 1-11-2	ケアホーム
65	ランタナ（(株)TB ケア）	初富本町 2-19-22（ﾃﾞｲ／接骨院）	老人デイサービス（６項ハ）
66	癒しのﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ鎌ケ谷（小倉ビル）	東中沢 2-1-58（ﾃﾞｲ／共同住宅）	老人デイサービス（６項ハ）
67	新鎌ケ谷ケアセンターそよ風	初富本町 1-13-10（ショート／デイ）	ショートステイ（６項ロ）／デイサービス（６項ハ）
68	生活の丘梨の木工房	初富 802-69(一般住宅使用）	心身障害者小規模福祉作業所
69	生活の丘梨の木工房	初富 802-152（一般住宅使用）	心身障害者小規模福祉作業所
70	おんりい１・きらら	南初富 3-1-2（一般住宅使用）	心身障害者小規模福祉作業所・児童デイサービス

№	名　称	住　所	備　考
71	デイサービス四つ葉のクローバー	東初富 1-8-24(一般住宅使用)	老人デイサービス
72	やすらぎ家鎌ケ谷亭	道野辺本町 1-10-9(一般住宅使用)	老人デイサービス
73	たんぽぽハウス	東初富 2-2-33(一般住宅使用)	心身障害者小規模福祉作業所・児童デイサービス
74	デイケア憩の家ゆたか	初富 848-103	老人デイサービス
75	はるデイサービスセンター鎌ケ谷(1F)	東道野辺 4-3-68（ﾃﾞｲ／共同住宅）	老人デイサービス

資料５－６　浸水想定区域内の災害時要援護者施設一覧

№	名　称	住　所	水害時の避難場所
5	学校法人光秀学園　さつま幼稚園	佐津間 893	北部小学校 海上自衛隊下総航空基地
10	ふじ第２幼稚園	西道野辺 5-1-27	南部小学校 鎌ケ谷高等学校
50	シルバーハート東中沢デイサービスセンター	東中沢 1-13-20	中部中学校 第四中学校 鎌ケ谷中学校

※番号は、「資料５－５　災害時要援護者施設一覧」に対応している。

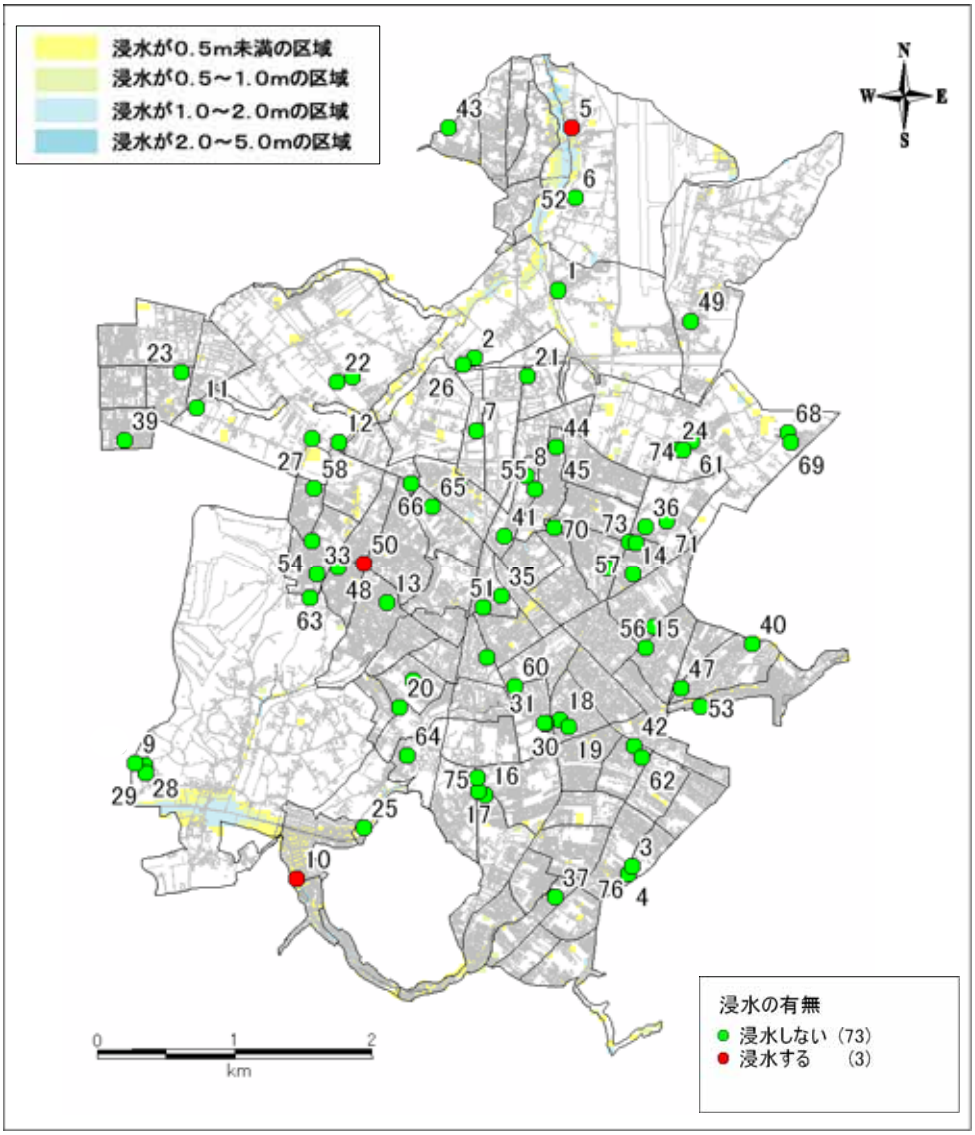

図　災害時要援護者施設の位置図

（施設の番号は、「資料５－５　災害時要援護者施設一覧」に対応している）

6 交通関係

資料６－１　緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等

１　緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等に関する要綱（抜粋）の要旨

災害対策基本法第７６条第１項（昭和３６年法律第２２３号。以下「災対法」という。）の規程により、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている場合又は大規模地震対策特別措置法第９条（昭和５３年法律第７３号。以下「地震法」という。）の規定により東海地震に係る警戒宣言が発令された場合（以下「災害発生時等」という。）において、公安委員会は、災対法第７６条第１項の規定により、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるように、緊急、通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができるとされ、また、地震法第２４条の規定により避難路又は緊急輸送路を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができるとされている。

この場合、災対法第７６条第１項に規定する緊急通行車両（道路交通法第３９条第１項の緊急自動車を除く。）及び地震法第２４条に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行者両等」という。）については、災害対策基本法施行令（昭和３７年政令第２８８号。以下「災対法施行令」という。）第３３条第１項又は大規模地震対策特別措置法施行令（昭和５３年第３８５号。以下「地震法施行令」という。）第１２条第１項の規定により、知事又は公安委員会の確認によって標章及び証明書の交付を受け、通行が認められることになる。

しかしながら、阪神・淡路大震災等の経験に鑑みると、災害時には確認のための膨大な事務手続き等に対する処理能力が充分に確保されない状態が予想され、災害応急対策活動又は地震防災応急対策活動（以下「災害時応急対策等」という。）を迅速かつ円滑に行うためには、緊急通行の交通需要を事前に把握し、かつ、そのための事務の迅速化を図ることが必要であることから本要綱を制定し災害応急対策の適正を図ることとした。

２　緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等

①　緊急通行車両等の事前届出

事前届出は、緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時等における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、申請者の申請に基づき、緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を事前に行うものとする。

（１）事前届出の対象車両

災害発生時等に、災害応急対策に従事し、又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するため運転する計画がある車両で次のいずれにも該当する車両であること。

ア　指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策等の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは契約により、常時指定行政機関の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

イ　申請に係る車両を使用して行う事務又は業務の内容が、次に揚げる災害応急対策等又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策に係る措置であること。

（ア）災対法に基づく災害応急対策

a　警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

b　消防、水防その他の応急措置に関する事項

c　被災者の救援、救助その他保護に関する事項

d　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
e　施設及び設備の応急の復旧に関すること
f　清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
g　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
h　緊急輸送の確保に関する事項
i　その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

（イ）地震法に基づく地震防災応急対策

a　地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
b　消防、水防その他の応急措置に関する事項
c　応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
d　施設及び設備の整備及び点検に関する事項
e　犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震被害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
f　緊急輸送の確保に関する事項
g　地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
h　その他の地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

（２）緊急通行車両等の事前届出に関する手続

ア　事前届出の申請

（ア）申請者

事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者とする。

（イ）申請先

当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は交通規制課長（以下「取扱警察署長等」という。）を経由し、公安委員会に申請するものとする。

（ウ）申請書類

緊急通行車両等事前届出書（別記第１号様式）２通に、当該車両を使用して行う業務の内容を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を添えて行うものとする。

イ　審査

交通規制課長は申請に係る車両が緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行うものとし、前記（１）のア及びイについて審査するものとする。

ウ　届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（別記第１号様式）（以下「届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

エ　届出済証の再交付

届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した旨の申出があり、届出済証の再交付が必要と認められた場合は、再交付する届出済証の右上部に再と朱書きし、再交付するものとする。

オ　届出済証の返還

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両等に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったときは、速やかに届出済証の返還をさせるものとする。

② 発災時の緊急通行車両の確認

災対法に規定する緊急通行車両（道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第３９条第１項の緊急自動車を除く。）の確認は、次表１・２のものが行い、その確認方法については、次のとおり行うものとする。

（１）届出済証の交付を受けている車両の確認

ア　確認

届出済証を受領し、届出済証に記載されている自動車登録番号と現に災害応急対策に使用される自動車の番号表に表示されている自動車登録番号とを確認するものとする。

イ　確認時の留意事項

（ア）届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認申請に優先して確認を行い、確認のための必要な審査は、省略するものとする。

（イ）他の公安員会が発行した届出済証よる確認申請についても、本県公安委員会が交付した届出済証を同様に取り扱うものとする。

（２）届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認

ア　申請者

申請する車両の使用者とする。

イ　対象車両

原則として前記第２の１の（１）のア及びイの（ア）の対象車両と同様とする。

ウ　申請書類

（ア）緊急通行車両等確認申請書（別記第３様式）（以下「確認申請書」という。）

（イ）災害応急対策に係る事務又は業務である旨を証する書類（協定書等）

エ　確認

前記第２の１の（１）のイの（ア）に掲げる要件について審査するものとする。

（３）標章及び確認証明証の交付

緊急通行車両であることの確認を行った場合は、災対法施行令第３３条第２項並びに災害対策基本法施行令規則（昭和３７年総理府令第５２号）第６条第１項及び第２項に規定する標章（別記第４号様式）及び緊急通行車両確認証明書（別記第５号様式）に自動車登録番号有効期限及び通行日時、通行経路等を記載し、交付するものとする。

表１　届出済証の交付を受けている車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長	交通検問所 警察署
	高速道路交通警察隊長	高速道路交通警察対本部 県警本部
	警察署長	

表２　届出済証の交付を受けていない車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長 高速道路交通警察隊長 警察署長	交通検問所 警察署 高速道路交通警察対本部 県警本部
知事	総務部消防地震防災課長 各支庁の総務課長	本庁 支庁（千葉支庁以下１０支庁）

③　警戒宣言発令時の緊急通行車両の確認事務等

（１）届出済証の交付を受けている車両の確認は、前記２の（１）と同様に行うものとする。

（２）届出済証の交付を受けていない車両の確認は、前記２の（２）のアからウまでと同様に行い、前記第２の１の（１）のイの（イ）に掲げる要件について審査を行うものとする。

（３）地震法に基づく緊急車両であることの確認を行った場合は、地震法施行令第１２号第２項及び大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和５４年総理府令第３８条）第６条に規定する緊急通行車両確認証明書（別記第６号様式）及び標章の交付の措置をとるものとする。

（４）警戒宣言に係る地震が発生した場合は、前記（３）の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている車両は、前記２の（３）の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている緊急通行車両とみなす。

④　自衛隊用車輌の事前届出の特例

災害応急対策に使用する自衛隊用車両については、次のとおり取り扱うものとする。

（１）事前届出の申請

事前届出の申請については、自衛隊の部隊等の長が、交通規制課を経由して公安委員会に申請するものとする。

（２）審査及び標章等の交付

申請車両が、自衛隊の行う災害応急対策に使用されるものであると認められる場合は、あらかじめ標章及び緊急通行車両確認証明書を部隊等の長に対して交付しておくものとする。

（３）災害発生時の確認

災害発生時において、部隊等の長は、前記（２）の標章を受けた車両のうち当該災害応急対策に使用する車両の自動車登録番号を、交通規制課長を経由し公安員会に通知するものとし、その際公安委員会の指示を受け標章及び緊急通行車両確認証明書の記載事項欄に有効期限、通行日時、通行経路等必要な事項を書き込むものとする。

（４）標章等の返納

部隊等の長は、災害対策終了後、標章及び緊急通行車両確認証明書を速やかに公安委員会に対し返納するものとする

別　　紙　　（　　）

第１号様式　　受理番号□□□―□□□□□□号

地震防災
災　害　応急対策用

緊　急　通　行　車　両　等　事　前　届　出　書

年　　月　　日

千葉県公安委員会　殿

申請者住所

□―□□―□　　氏名　　印

自動車登録番号	□　□□□　□□　□□□□
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）	１　警報（地震予知情報）の発令、伝達、避難の勧告、指示　□ ２　消防、水防その他の応急措置 ３　救援（救護）、救助その他保護 ４　児童・生徒の応急の教育（教材運搬等） ５　施設、設備の応急復旧（整備・点検） ６　清掃、防疫その他保健衛生等の措置 ７　犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 ８　緊急輸送確保のための措置 ９　その他災害発生の防禦、拡大防止等（具体的に備考欄へ記載） ０緊急輸送（　　人） ※　品名等　１．飲料水・食糧　２．建築資材等　３．衣料・寝具 ４．日用雑貨品　５．医薬品　６．その他　□ ７．人員輸送
使用者　住所	□□
使用者　氏名	（　）　局　番
出発地	
備　考	その他（　　）

地震防災
災　害　応急対策用　　第　　号

緊　急　通　行　車　両　等　事　前　届　出　済　証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する。

年　　月　　日

千葉県公安委員会

備考	

（注）　１　警戒宣言発令時又は災害発生時には、届出済証を最寄りの警察本部、警察署、高速道路交通警察隊本部、交通検問所等に提出して所用の手続を受けてください。
２　届け出内容に変更が生じ、又はこの届出済証を紛失し汚損、若しくは破損した場合には、千葉県公安委員会（警察署又は警察本部交通規制課経由）に届け出てください。
３　次に該当するときには、この届出済証を返還してください。
（１）　緊急通行車両等に該当しなくなったとき
（２）　緊急通行車両が廃車になったとき
（３）　その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき

注：１　車両の用途欄は、主な用途の番号を１つだけ○で囲んでください。
２　緊急輸送の場合は、輸送人員を（　）に記入し、主な品名の番号を１つだけ○で囲んでください。

第３号様式

（　　警察署）第　　号

地震防災
災　　害　　応急対策用

緊　急　通　行　車　両　等　確　認　申　請　書

年　　月　　日

千　葉　県　知　事
千葉県公安委員会　　殿

申請者住所
氏名　　印

自動車登録番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）		1　警報（地震予知情報）の発令、伝達、避難の勧告、指示 2　消防、水防その他の応急措置 3　救難（救護）、救助その他保護 4　児童・生徒の応急の教育（教材運搬等） 5　施設、設備の応急復旧（整備・点検） 6　清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7　犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8　緊急輸送確保のための措置 9　その他災害発生の防禦、拡大防止等（具体的に備考欄へ記載） 10　緊急輸送（　　人） ※　品名等　１．飲料水・食料　２．建築資材等　３．衣料・寝具 ４．日用雑貨品　５．医薬品　６．その他（　　）
使用者	住　所	
	氏　名	（　　）　局　　番
通行日時		月　日　：　から　月　日　：
通行経路	出発地	目的地
備　　考		

注：１　車両の用途欄は、主な用途の番号を１つだけ○で囲んでください。
　　２　緊急輸送の場合は、輸送人員を（　）に記入し、主な品名の番号を１つだけ○で囲んでください。

標章

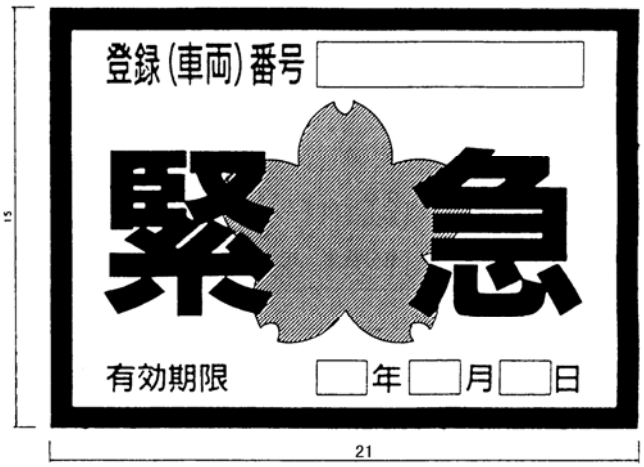

備考

1．色彩は、記号を黄色、および「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期銀」、「年」、「月」および「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月および日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2．記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3．図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第５号様式

（　　警察署）第　　号

緊　急　通　行　車　両　確　認　証　明　書

年　　月　　日

千　葉　県　知　事
千葉県公安委員会

自動車登録番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）		1　警報（地震予知情報）の発令、伝達、避難の勧告、指示 2　消防、水防その他の応急措置 3　救難（救護）、救助その他保護 4　児童・生徒の応急の教育（教材運搬等） 5　施設、設備の応急復旧（整備・点検） 6　清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7　犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8　緊急輸送確保のための措置 9　その他災害発生の防禦、拡大防止等（具体的に備考欄へ記載） 10　緊急輸送（　　人） ※　品名等　１．飲料水・食料　２．建築資材等　３．衣料・寝具 ４．日用雑貨品　５．医薬品　６．その他（　　）
使用者	住　所	
	氏　名	（　　）　局　　番
通行日時		月　日　：　から　月　日　：
通行経路	出発地	目的地
備　考		

注：１　車両の用途欄は、主な用途の番号を１つだけ○で囲んでください。
　　２　緊急輸送の場合は、輸送人員を（　）に記入し、主な品名の番号を１つだけ○で囲んでください。

第６号様式

（　　警察署）第　　号

緊　急　輸　送　車　両　確　認　証　明　書

年　　月　　日

千　葉　県　知　事
千葉県公安委員会

自動車登録番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）		1　警報（地震予知情報）の発令、伝達、避難の勧告、指示 2　消防、水防その他の応急措置 3　応急の救護その他保護 4　施設及び設備の整備・点検 5　犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 6　緊急輸送確保のための措置 7　清掃、防疫、保健衛生、その他必要な整備 8　その他災害発生の防禦、拡大防止等（具体的に備考欄へ記載） 9　緊急輸送（　　人） ※　品名等　1．飲料水・食糧　2．建築資材等　3．衣料・寝具 4．日用雑貨品　5．医薬品　6．その他（　　）
使用者	住　所	
	氏　名	（　　）　局　　番
通行日時		月　日　：　から　月　日　：　の間
通行経路	出発地	目的地
備　考		

注：1　車両の用途欄は、主な用途の番号を１つだけ○で囲んでください。
　　2　緊急輸送の場合は、輸送人員を（　）に記入し、主な品名の番号を１つだけ○で囲んでください。

資料６－２　京葉・東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画

<table>
<tr><th>項　目</th><th colspan="6">内　　容</th></tr>
<tr><td>１通行禁止区域</td><td colspan="6">下記及び別図１のとおり、○印 49 箇所の車両通行止め規制線(県道守谷流山線･国道 16 号･国道 464 号･国道 51 号･国道 409 号･国道 126 号･国道 128 号及び江戸川)に囲まれる地域とする。</td></tr>
<tr><td>２　緊急交通路</td><td colspan="6">下記及び別図１のとおり、□印 59 箇所の交通検問所設置道路を第一次緊急交通路とする。</td></tr>
<tr><td>３　実施方針</td><td colspan="6">（１）　規制線上の検問場所において、被災地域への一般車両の流入を抑制する。
（規制線をう回路とし、車両を左右に誘導し規制地域への流入を抑制する）
（２）　別図の緊急交通路上の交通検問所において一般車両を排除し被災地に向かう緊急通行車両（救助活動等の車両）の緊急交通路を確保する。
（３）　上記検問所において、緊急通行車両の事前届出済証等の確認を行い、緊急通行車両標章及び確認証明書の交付を行う。
（４）　運転者及び住民等に対し、流入抑制場所や緊急交通路確保のための交通規制情報をラジオ等及び車両の拡声器等により積極的に提供し、交通総量の抑制に努める。</td></tr>
<tr><td rowspan="15">４　配置場所
（詳細は別表を参照）</td><td></td><td>規 制 線</td><td colspan="2">検　問　場　所</td><td colspan="2">配置人員等</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td>箇所</td><td>人員</td></tr>
<tr><td rowspan="9">規制線の流入抑制</td><td>県道守谷流山線</td><td colspan="2">○南Ｔ字路･○コマ食堂･○高田原交番･○セブンｲﾚﾌﾞﾝ前</td><td>４</td><td>２０</td></tr>
<tr><td>国道 16 号</td><td colspan="2">○若柴･○呼塚･○大井･○大島田･○折立･○白井･
○国道 464 号ランプ入口</td><td>７</td><td>３５</td></tr>
<tr><td>国道４６４号</td><td colspan="2">○高橋方面･○天王前･○北総浄水場･○荒野交差点･
○瀬戸十字路･○宗吾霊堂･○乃ぞ美の園先</td><td>７</td><td>３５</td></tr>
<tr><td>国道５１号</td><td colspan="2">○ブリジストンタイヤ東側･○富里インター入口</td><td>２</td><td>１０</td></tr>
<tr><td>国道４０９号</td><td colspan="2">○とん八亭前･○住野交差点･○八街交差点</td><td>３</td><td>１５</td></tr>
<tr><td>国道１２６号</td><td colspan="2">○丘山小学校入口･○バイパス陸橋東側</td><td>２</td><td>１０</td></tr>
<tr><td>国道１２８号</td><td colspan="2">○大網バイパス入口･○経田十字路･○藤田製作所前･
○外房有料道路入口･○バイパス入口</td><td>５</td><td>２５</td></tr>
<tr><td>国道４０９号</td><td colspan="2">○西町･○米沢交差点･○津田屋ｶﾞｿﾘﾝｽﾀﾝﾄﾞ･○高谷･
○笠原製綿前･○横田ｼﾞｬﾝﾎﾞﾊﾟﾁﾝｺ店前･○トキワ肉店･
○清川交差点･○長須加郵便局･○長須加派出所</td><td>１０</td><td>５０</td></tr>
<tr><td>江戸川</td><td colspan="2">○松戸野田有料道路入口･○流山８丁目交差点･
○古ヶ崎五差路･○今井橋･○浦安橋･○舞浜交差点</td><td>９</td><td>４５</td></tr>
<tr><td colspan="3">計</td><td>４９</td><td>２４５</td></tr>
<tr><td></td><td>道 路 名</td><td colspan="2">検　問　場　所</td><td colspan="2">配置人員等</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td>箇所</td><td>人員</td></tr>
<tr><td rowspan="9">緊急交通路の確保</td><td>京葉道路
千葉東金道路
東関東自動車道
東京湾横断道路
首都高速道路</td><td colspan="2">□市川 IC 等流入口の全箇所及び潮来料金所等の一部</td><td>４９</td><td>１９６</td></tr>
<tr><td>国道１６号</td><td colspan="2">□金野井大橋取付部･□中里駐在所前･□野田署脇･
□コカコーラ前･□島田台･□米本交番･□下市場･
□長沼･□穴川十字路(R126 号)･□広小路交差点(R14 号)</td><td>１０</td><td>４０</td></tr>
<tr><td>△国道６号</td><td colspan="2">△湖北台団地入口～△松戸遂道までの２０か所</td><td>２０</td><td>８０</td></tr>
<tr><td>△国道１４号</td><td colspan="2">△本八幡駅前交差点～△登戸交差点までの１５か所</td><td>１５</td><td>６０</td></tr>
<tr><td>△国道１６号</td><td colspan="2">△千葉健康ランド前～△桜井交差点までの６か所</td><td>６</td><td>２４</td></tr>
<tr><td>△国道５１号</td><td colspan="2">△車坂下交差点～△新水郷大橋際までの１４か所</td><td>１４</td><td>５６</td></tr>
<tr><td>△国道１２６号</td><td colspan="2">△本町２丁目交差点～△松坂屋ｶﾞｿﾘﾝｽﾀﾝﾄﾞまでの７か所</td><td>７</td><td>２８</td></tr>
<tr><td>△国道３５７号</td><td colspan="2">△富岡立体～△県立衛生短大西側までの１５か所
△寒川大橋南側～△千葉石油までの２か所</td><td>１５
２</td><td>６０
８</td></tr>
<tr><td colspan="3">計</td><td>□第一次緊急交通路</td><td>５９</td><td>２３６</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>□第二次緊急交通路</td><td>７９</td><td>３１６</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="6">（１）緊急交通路は、上記及び別図１のとおりとするが、道路の損壊状況等に応じ、△の国道を第二次緊急交通路として別に指定するものとする。
（２）上記検問場所は、信号機の交差点名とし、略称とした。</td></tr>
</table>

別図１

京葉・東葛地域交通規制実施計画図

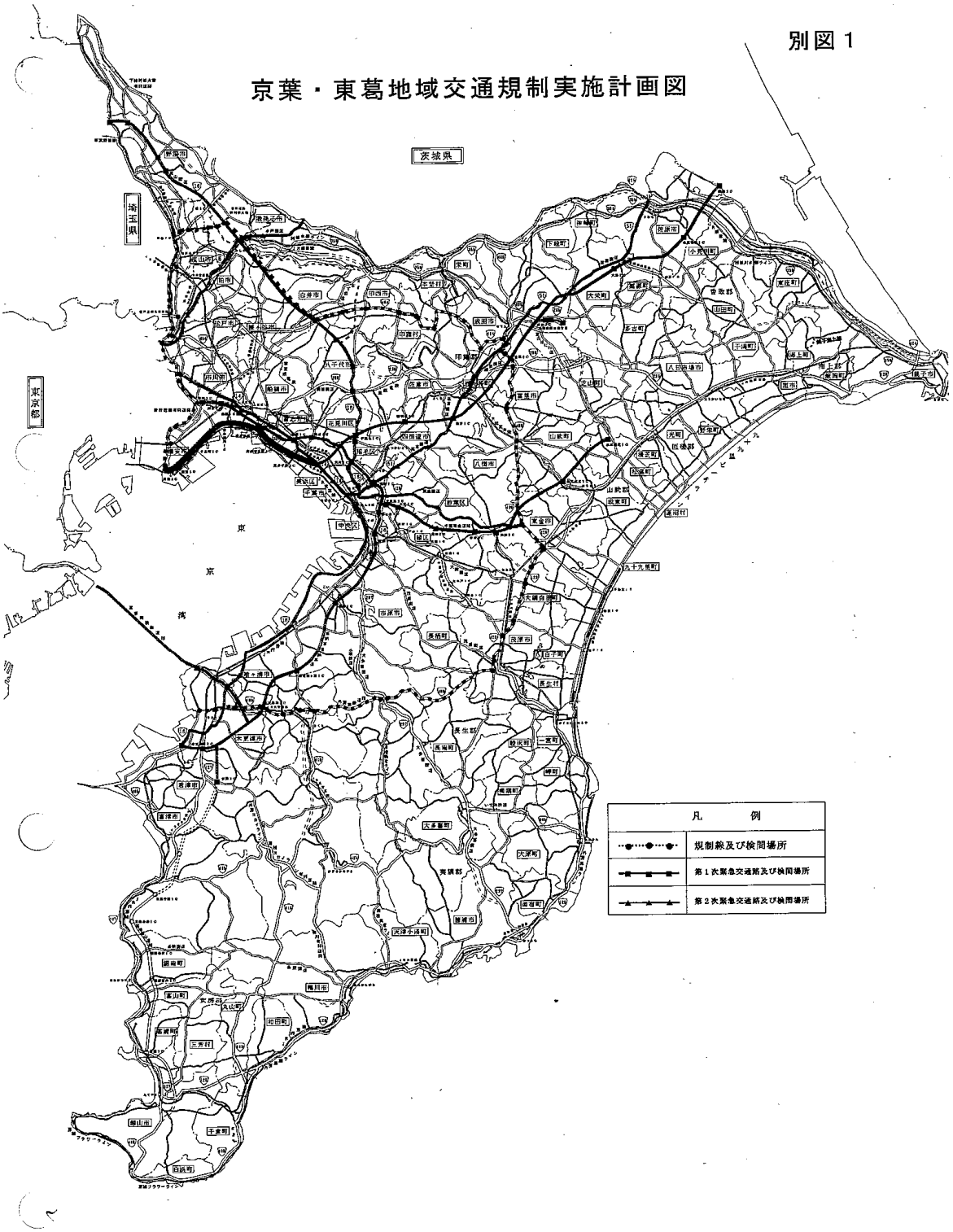

資料６－３　千葉県緊急輸送ネットワーク（鎌ケ谷市付近）

千葉県緊急輸送道路１次路線（交通規制対象道路）

ルート番号	路線番号	路線種別	路線名	起点	終点	距離（ｋｍ）	車線数	管理者
２６			一般国道４６４号　他１路線	松戸市松戸	成田市並木町	４８．１		
２６	４６４	国	一般国道４６４号	松戸市松戸	成田市並木町	４７．４	２～４	県
２６※	５７	主	千葉鎌ケ谷松戸線	鎌ケ谷市くぬぎ山	松戸市五香六実	０．７	２	県
３３	８	主	船橋我孫子線	船橋市若松町	我孫子市柴崎	２０．８	２～４	県

※陸上自衛隊松戸駐屯地アクセス

千葉県緊急輸送道路２次路線

ルート番号	路線番号	路線種別	路線名	起点	終点	距離（ｋｍ）	車線数	管理者
２０	５７	主	千葉鎌ケ谷松戸線	千葉市花見川区武石	松戸市栗ヶ作	２２．０	２	県 千葉市

輸送施設及び拠点一覧（鎌ケ谷市付近）

陸上自衛隊松戸駐屯地	松戸市五香六実１７	０４７－３８７－２１７１
海上自衛隊下総航空基地	柏市藤ヶ谷１４１７－１	０４－７１９１－２３２１

資料６－１　緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等 6-1
資料６－２　京葉・東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画 6-10
資料６－３　千葉県緊急輸送ネットワーク（鎌ケ谷市付近） 6-12

7 風水害関係

資料７－１　気象情報の種類と発令基準

平成 22 年 10 月 1 日現在

（鎌ケ谷市：銚子地方気象台）

気象庁は、大雨や強風などの気象現象によって災害が起こるおそれのあるときに「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときに「警報」を発表します。

区　　分		発　　令　　基　　準
気象情報		気象の予報などについて、一般および関係機関に対して発表する情報をいう場合と、気象庁が保有する情報を総称していう場合とがある。予報に関する気象情報は目的別に次のように分けられる。 a)注意報、警報に先立って注意を喚起するためのもの。 b)注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説するもの。 c)数年に１回程度発生する記録的な短時間の大雨を観測したなどのときに、一層の警戒を呼び掛けるもの。 d)少雨、長雨、低温、梅雨など比較的長期にわたる現象について注意を喚起したり、解説するためのもの。 e)気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、海氷情報、潮位に関する情報、指定河川の洪水情報などがある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。
気象注意報	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。 具体的には次の条件に該当する場合である。 降雪を伴い平均風速が１３m/sと予想される場合。
	強風注意報	強風によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が１３m/s以上と予想される場合。
	大雨注意報	大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。 具体的には、次の基準に到達することが予想される場合。 雨量基準：３時間雨量４０mm以上 土壌雨量指数基準：９４
	洪水注意報 ※３	洪水によって、被害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。 具体的には、次の基準に到達することが予想される場合。 雨量基準：３時間雨量４０mm以上
	大雪注意報	大雪によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ２４時間の降雪の深さが５cm以上と予想される場合。
	濃霧注意報	濃霧によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。 運用基準：濃霧のため、交通機関に著しい障害がおこると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が１００m以下になると予想される場合。
	雷注意報	雷によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。 運用基準：落雷または雷に伴うひょう、突風などによる災害が予想される場合。
	乾燥注意報	空気の乾燥によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。 運用基準：空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が６０％以下で、最小湿度が３０％以下になると予想される場合。
	着雪・着氷注意報	着雪または着氷によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。 運用基準：着雪または着氷が著しく、通信線や送電線などに被害が起こるおそれがある場合。

	霜注意報	霜によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。 運用基準：早霜、晩霜などによって、農作物に著しい被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ４月１日～５月３１日の期間に最低気温が４℃以下と予想される場合。
	低温注意報	低温によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。 運用基準：低温のため農作物などに著しい被害が予想される場合。冬季の水道管の凍結・破裂による著しい被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 夏季（最低気温）：銚子地方気象台で１６℃以下の日が２日以上継続 冬季（最低気温）：銚子地方気象台で－３℃以下、千葉特別地域気象観測所で－５℃以下
地面現象注意報※１		大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報
浸水注意報※２		浸水によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報
水防活動用気象注意報※４		一般の利用に適合する大雨注意報に同じ。
水防活動用洪水注意報※４		一般の利用に適合する洪水注意報に同じ。
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が２０m/s以上と予想される場合。
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が２０m/s以上と予想される場合。 （雪を伴う）
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。0 具体的には、次の基準に到達することが予想される場合。 （浸水害）雨量基準：３時間雨量７０㎜以上 （土砂災害）土壌雨量指数基準：１１８
	洪水警報	洪水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。 具体的には、次の基準に到達することが予想される場合。 雨量基準：３時間雨量７０㎜以上
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 ２４時間の降雪の深さが２０㎝以上と予想される場合。
地面現象警報※１		大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。
浸水警報※２		浸水によって、重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して行う予報
水防活動用気象警報※４		一般の利用に適合する大雨警報に同じ。
水防活動用洪水警報※４		一般の利用に適合する洪水警報に同じ。
記録的短時間大雨情報		大雨警報が発表されている時に、数年に１回程度発生する激しい短時間の大雨を観測、または解析したことを発表する情報。 現在の降雨がその地域にとって希な激しい状況であることを周知するために発表する。 １時間雨量　１００㎜

※１　地面現象注意報の注意報事項は気象注意報に、地面現象警報の警報事項は気象警報に含めて行う。
　　気象注意報、警報の種類は、その原因となる現象によって大雨、大雪の注意報または警報、なだれ、融雪注意報とする。
　　「山崩れ、地すべりなど」には土石流、がけ崩れも含む。

※２　浸水注意報の注意報事項は気象注意報に、浸水警報の警報事項は気象警報に含めて行う。

気象注意報、警報の種類は、その原因となる現象によって、大雨注意報または警報、融雪注意報とする。

浸水注意報、警報の運用は、状況によって次のように行う。

ア．河川の増水のために、低い土地に浸水することなどによって、災害が起こるおそれのある場合は、洪水注意報または警報とする。

イ．津波または高潮のために、海岸付近の低い土地に浸水することなどによって、災害が起こるおそれのある場合は、津波または高潮の注意報または警報とする。

※３　大雨、長雨、融雪などの現象により河川の水が増し、そのために河川敷内の施設などに損傷を与えるなどによって災害が起こるおそれ（注意報）、または、重大な災害が起こるおそれ（警報）がある場合に行う。

浸水注意報、警報は、原則として気象注意報、警報に含めて行うが（浸水注意報、警報参照）、河川の水が増し、そのために低い土地に浸水することなどによって災害が起こるおそれまたは重大な災害が起こるおそれのある場合は、洪水注意報または警報とする。

具体的には、河川の増水のために、河川の堤防、ダムが損傷を受けることなど（破堤、溢水を含む）による浸水である。

※４　水防活動の利用に適合する気象、高潮および洪水についての予報および警報で、大雨などによって水害の起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報が水防活動用注意報、重大な水害の起こるおそれがある場合にその旨を警告して行う予報が水防活動警報

備考：水防活動用気象注意報・警報、水防活動用高潮注意報・警報、水防活動用洪水注意報・警報がある。ただし、指定河川に対する洪水注意報・警報以外の水防活動用気象、高潮、洪水注意報・警報は、一般の利用に適合する大雨注意報・警報、高潮注意報・警報、洪水注意報・警報をもって代える。

＜土壌雨量指数＞

土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、５ｋｍ四方の領域ごとに算出する。

※土壌雨量指数基準値は、１km四方毎に設定している。

資料７－２　災害履歴（風水害等）

平成 25 年 3 月末現在

発生年月日	災害要因	床上浸水	床下浸水	その他
昭和 53 年 2 月 28 日	突風			一部損壊：19 棟、半壊：2 棟
昭和 53 年 7 月 8 日	集中豪雨	4	2	
昭和 54 年 7 月 27 日	雷雨		6	
昭和 56 年 10 月 22 日	台風 24 号による大雨	80	110	
昭和 57 年 4 月 15 日	大雨	4	6	
昭和 57 年 6 月 10 日	雷雨		2	
昭和 57 年 8 月 1 日	台風 10 号による大雨	17	27	
昭和 57 年 9 月 12 日	台風 18 号			詳細不明
昭和 57 年 9 月 25 日	大雨	3	12	
昭和 58 年 6 月 10 日	雷雨		2	
昭和 58 年 7 月 27 日	大雨･洪水･雷雨		6	
昭和 58 年 8 月 16 日	台風 5 号･6 号	2	35	
昭和 58 年 9 月 1 日	大雨・洪水	16	62	
昭和 59 年 6 月 23 日	大雨･洪水			詳細不明
昭和 59 年 7 月 11 日	大雨･洪水	6	51	
昭和 60 年 6 月 30 日	台風 6 号による大雨		8	
昭和 60 年 8 月 30 日	台風 14 号による大雨			一部損壊：1 棟
昭和 61 年 8 月 2 日	雷雨		3	
昭和 61 年 8 月 4 日	台風 10 号による大雨	16	69	
昭和 61 年 9 月 2 日	台風 15 号による大雨	1	22	
昭和 61 年 9 月 6 日	雷雨	6	20	
昭和 61 年 9 月 13 日	集中豪雨	12	71	
平成元年 8 月 6 日	台風 13 号による大雨		21	
平成元年 8 月 10 日	集中豪雨	9	46	
平成元年 8 月 26 日	台風 17 号による大雨	36	111	
平成元年 9 月 20 日	台風 22 号による大雨		4	
平成 3 年 9 月 8 日	台風 15 号による大雨	20	72	
平成 3 年 9 月 19 日	台風 18 号による大雨	74	160	
平成 3 年 10 月 11 日	台風 21 号による大雨	2	50	
平成 4 年 10 月 9 日	台風 4 号による大雨	4		
平成 5 年 8 月 27 日	台風 11 号による大雨	48	138	
平成 6 年 9 月 2 日	雷雨	21	62	
平成 8 年 9 月 22 日	台風 17 号による大雨	86	132	
平成 10 年 8 月 29 日	台風 4 号による大雨	11	73	
平成 12 年 5 月 15 日	雷雲	47	114	
平成 12 年 7 月 7 日	台風 3 号による大雨	32	32	

発生年月日	災害要因	床上浸水	床下浸水	その他
平成 13 年 10 月 10 日	秋雨前線による大雨	6	27	道路封鎖:6 箇所
平成 15 年 8 月 15 日	大雨			道路冠水： 4 箇所
平成 15 年 10 月 13 日	集中豪雨	8	33	一部損壊・道路冠水他:30 箇所
平成 16 年 10 月 8 日	台風 22＋秋雨前線	21	60	一部損壊:12 棟, 半壊:2 棟
平成 16 年 10 月 19 日	台風 23 号による大雨		35	一部損壊・道路冠水他:5 箇所
平成 16 年 12 月 4 日	暴風			一部損壊:5 箇所、その他の被害:15 箇所
平成 17 年 7 月 26 日	台風 7 号			道路冠水:2 箇所
平成 17 年 9 月 11 日	大雨	2	4	道路冠水:多数
平成 18 年 12 月 26 日	大雨			道路封鎖：3 箇所
平成 19 年 6 月 10 日	大雨			道路冠水：9 箇所
平成 19 年 9 月 12 日	大雨			道路冠水：2 箇所
平成 20 年 4 月 8 日	大雨			道路封鎖：1 箇所　道路冠水：3 箇所
平成 20 年 5 月 20 日	台風４号	1	3	道路封鎖：1 箇所　道路冠水：10 箇所
平成 20 年 8 月 20 日	大雨		1	
平成 20 年 8 月 30 日	大雨		10	道路封鎖：2 箇所　道路冠水：13 箇所
平成 21 年 8 月 10 日	大雨・洪水	7	25	道路封鎖：3 箇所　道路冠水：10 箇所
平成 21 年 10 月 5 日	秋雨前線+台風 18 号			道路封鎖：3 箇所　道路冠水：15 箇所
平成 22 年 9 月 8 日	台風 9 号による大雨	7	19	道路封鎖：10 箇所　道路冠水：54 箇所
平成 22 年 9 月 13 日	大雨・洪水	10	15	道路封鎖：2 箇所　道路冠水：22 箇所
平成 22 年 12 月 3 日	大雨・洪水	8	20	道路封鎖：3 箇所　道路冠水：37 箇所
平成 24 年 6 月 19 日	台風 4 号による大雨			道路封鎖：4 箇所　道路冠水：14 箇所

降雨による氾濫が特に住宅区域に影響のある河川

河川名	危険箇所地区	備　　考
二和川	馬込沢地区　東道野辺６・７丁目地区	準用河川

資料７－３　急傾斜地崩壊危険区域・危険箇所一覧

急傾斜地崩壊危険区域指定地

箇所名	面積（㎡）	告示番号及び指定年月日
下西山	１７９，３２５	千第１８１号　Ｓ６１．３．７

急傾斜地崩壊危険箇所（自然崖）

箇所名	大字	小字
下西山	道野辺	下西山
北下１	道野辺	北下
囃子水１	道野辺	囃子水
囃子水３	道野辺	囃子水

急傾斜地崩壊危険箇所（人口崖）

箇所名	大字	小字
上新山	道野辺	上新山
北下２	道野辺	北下
葉貫台	東道野辺	葉貫台

土砂災害警戒区域・特別警戒区域

区域名	所 在 地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示番号及び指定年月日
北下１	道野辺北下	急傾斜地の崩壊	○	○	千第235 号 H24.3.30
囃子水３	道野辺囃子水	急傾斜地の崩壊	○	○	千第235 号 H24.3.30
北下２	道野辺北下	急傾斜地の崩壊	○		千第235 号 H24.3.30

資料７－４　鎌ケ谷市洪水ハザードマップ

鎌ケ谷市洪水ハザードマップ（鎌ケ谷市洪水避難地図）

この地図は、河川および主要水路から水が溢れ氾濫を起こしたとき、および低地などに雨水が溜まったときの浸水予想結果に基づいて、浸水する範囲と深さおよび各地区の避難場所などを示した地図です。

水害が発生するおそれがある場合には、市役所などから避難準備情報や避難勧告・避難指示が出されますので、速やかに避難などをして下さい。

浸水予想は、過去に甚大な被害を与えた昭和33年9月27日台風22号（狩野川台風）（最大時間雨量60mm、総雨量332mm）の雨が降った場合を想定して行っています。

日ごろから浸水が起こりそうな場所や浸水する深さなどを把握し、雨の降り方や浸水状況に注意して危険を感じたら早めに自主避難を始めるように心がけましょう。

お問い合わせ先　鎌ケ谷市役所 市民生活部 安全対策課
〒273-0195　鎌ケ谷市新鎌ケ谷2-6-1　市庁舎1階　TEL：047(445)1141　FAX：047(445)1400
ホームページ　http://www.city.kamagaya.chiba.jp/
平成20年4月

●避難指示などの内容

	市役所からの呼びかけ内容の例	とるべき行動
避難準備情報	○○地区に対して避難準備情報を出しました。お年寄りなど避難に時間がかかる方は、避難準備を始め、避難場所へ避難を開始して下さい。	お年寄りなど避難に時間がかかる方は、指定された施設のある避難場所へ避難を開始しましょう。上記以外の方は、家族などとの連絡、非常持出品の用意など、避難の準備を開始しましょう。ラジオやテレビの放送、市役所からの広報に注意しましょう。
避難勧告	○○地区に対して避難勧告を出しました。直ちに避難場所へ避難をして下さい。なお、増水により○○は通行できません。できるだけ、近所の方と誘い合い避難して下さい。	お互い助け合って、指定された避難場所に、速やかに避難を始めましょう。自動車による避難はやめましょう。
避難指示	○○地区に対して避難指示を出しました。直ちに避難を完了して下さい。十分な時間がない方は近くの安全な場所に避難して下さい。なお、増水により○○は通行できません。	指定された施設のある避難場所に避難しましょう。

※[illegible]

●情報の伝達経路

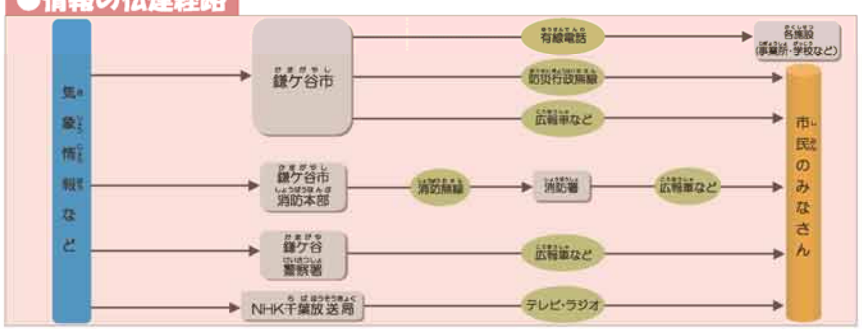

●避難時の心得

□ 安全な避難路の確認を

避難場所までの経路（避難路）は、あらかじめ自分たちで決めておき、安全に通行できるかを確認しておきましょう。

□ 非常持出品の準備を

避難するときの荷物は必要最小限とし、事前に準備しておきましょう。

□ 正確な情報収集と自主的避難を

ラジオ・テレビで最新の気象情報、災害情報、避難情報に注意しましょう。雨の降り方や浸水の状況に注意し、危険を感じたら自主的に避難しましょう。

□ 避難の呼びかけに注意を

危険が迫ったときには、市役所などから避難の呼びかけをすることがあります。呼びかけがあった場合には、速やかに避難してください。

□ お年寄りなどの避難に協力を

お年寄りや子供、病気の人などは、早めの避難が必要です。近所のお年寄りなどの避難に協力しましょう。

□ 動きやすい格好、２人以上での避難

避難するときは動きやすい格好で、2人以上での避難を心がけましょう。

□ 避難する前に

避難する前に、電気・ガスなどの火元を消し、避難場所を確認しましょう。また、親戚や知人などに避難する旨を連絡しておきましょう。

□ 速やかに避難しましょう

避難勧告などは、危険が迫ったときに出されますので、速やかに避難しましょう。避難の際には、警察などの指示に従いましょう。

□ 高い道路を通りましょう

避難にはできるだけ高い道路を選び、浸水箇所があった場合は、溝や水路に十分注意しましょう。また、がけ地などでは土砂災害に注意しましょう。

●水害に備えて市民の皆さまにお願いいたします。

□ 家の周りをチェック

家の周りに排水を妨げるものがないか確認しておきましょう。
側溝や雨水ますが詰まると冠水や浸水の原因になりますので、日頃から清掃などを行いましょう。

□ 土のうや止水板の準備

低地や地下室などは雨水が流入しやすくなりますので、入り口には浸水を防ぐため「土のう」や「止水板」を用意しましょう。市役所では、「土のう」の配布をしています。

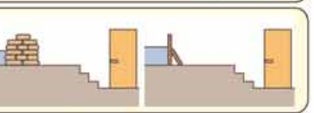

□ 地下・地下室での注意

地下・地下室では外の様子がわかりにくい状況です。大雨のときはテレビ・ラジオなどからの情報に注意し雨の状況を確認しましょう。また、大雨や集中豪雨による雨水が地下室などに流入する危険性がありますので、大雨時の地下室などの利用には十分注意しましょう。

□ マンホールに注意

マンホールは、大雨により蓋が外れることがあります。危険ですから近寄らないで下さい。
また、蓋の外れたマンホールを発見したときは市役所へ連絡をお願いします。

□ マンホールを開けないで

道路に溜まった雨水を流すためにマンホールや雨水・汚水ますを開けることは、非常に危険ですのでおやめ下さい。

●防災関係機関一覧表

	名称	住所	電話番号
行政機関	鎌ケ谷市役所	新鎌ケ谷2-6-1	445-1141
	消防本部	右京塚10-12	444-3221（119）
	中央消防署	右京塚10-2	444-3222
	くぬぎ山消防署	初富23-72	442-1119
	鎌ケ谷消防署	初富928-472	442-6119
	鎌ケ谷警察署	新鎌ケ谷4-8-35	444-0110（110）
	鎌ケ谷大仏交番	鎌ケ谷1-5-40	442-4083
	鎌ケ谷駅前交番	道野辺中央2-1-28	444-3231
	粟野交番	粟野614-3	443-9223
	くぬぎ山交番	初富86-10	442-3523
医療機関	鎌ケ谷総合病院	初富929-6	498-8111
	東邦鎌谷病院	粟野594	445-6411
	秋元病院	初富808-54	445-8321・446-8100
	第2北総病院	初富803	445-5552
	初富保健病院	初富114	442-0811
ライフライン管理機関	千葉県水道局お客様センター		0570-001245
	東京電力千葉カスタマーセンター		0120-99-5556
	京葉ガス㈱コールセンター		047-361-0211
	NTT東日本		116

●災害用伝言ダイヤル１７１

災害用伝言ダイヤルは、地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。

伝言の録音方法
171 にダイヤル → 録音される方は 1 をダイヤル（ガイダンスが流れます）→ 被災地の方の電話番号をダイヤル（□□□）□□□□－□□□□ 電話番号の伝言を録音します

伝言の再生方法
171 にダイヤル → 再生される方は 2 をダイヤル（ガイダンスが流れます）→ 被災地の方の電話番号をダイヤル（□□□）□□□□－□□□□ 電話番号の伝言を再生します

●河川や雨に関する情報

大雨や洪水に関する情報は、下記ホームページで公開しています。

○WINC2（ウインク2）

（パソコン用）	http://chibapref.bosai.info/
（携帯電話用）	
・NTT DoCoMo	http://chibapref.bosai.info/mobile/do/
・SoftBank（旧vodafone）	http://chibapref.bosai.info/mobile/vf/
・au	http://chibapref.bosai.info/mobile/au/

○気象庁　http://www.jma.go.jp/jma/index.html

●雨の降り方と災害状況

1時間の雨量	10～20ミリ	20～30ミリ	30～50ミリ	50～80ミリ	80ミリ～
雨の強さ	やや強い雨 	強い雨 	激しい雨 	非常に激しい雨 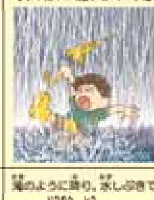	猛烈な雨 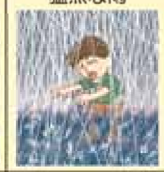
降雨状況	地面に水たまりができ、雨の音で話し声が良く聞き取れない。	どしゃぶりの雨、傘をさしていてもぬれる。	バケツをひっくり返したような激しい雨。	滝のように降り、水しぶきであたり一面が白っぽくなり視界が悪くなる。	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる。
災害状況	雨が長く続くときは注意が必要である。	側溝や下水、小さな川があふれることがある。	道路が川のようになり、下水管から雨水があふれ出る。	水害発生の危険性が高まる。	雨による大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要である。

●急傾斜地崩壊危険箇所

自然崖				人工崖			
番号	箇所名	大字	小字	番号	箇所名	大字	小字
①	下西山	道野辺	下西山	⑤	上新山	道野辺	上新山
②	北下1	道野辺	北下	⑥	北下2	道野辺	北下
③	囃子水1	道野辺	囃子水	⑦	葉貫台	東道野辺	葉貫台
④	囃子水3	道野辺	囃子水				

●水害時の備え

非常持出品
いざというときにすぐに持ち出せるように、日頃から準備・点検をしておきましょう

□ 貴重品	□現金　□預貯金通帳　□印鑑　□免許証　□権利証書　□健康保険証など
□ 非常食品	□カンパン・缶詰など（調理せずにそのまま食べられる物）　□水（1人1日3ℓを3日分） □水筒　□皿やコップ（プラスチックか紙製）　□わりばし　□缶切り　□栓抜き □缶詰やびん詰の離乳食　□粉ミルク　□レトルトのおかゆ（乳幼児・お年寄り用）
□ 携帯ラジオ	□予備電池（多めに用意）
□ 懐中電灯	□できれば1人に1つ（予備電池も忘れずに）
□ 応急医薬品	□ばんそうこう　□包帯　□包帯　□胃腸薬　□鎮痛剤　□解熱剤　□目薬　□消毒薬など □持病用の常備薬（持病のある人は忘れずに用意を）
□ その他、生活用品	□衣類（下着・上着・靴下など）　□軍手　□タオル　□ティッシュペーパー　□雨具 □ライター　□ビニール袋　□生理用品　□紙おむつ　など

●オリジナルマップの作成

家族みんなで避難場所まで歩いてみましょう。

実際に歩いてみて、安全で避難しやすい経路を探してみましょう。

あなたの経路図を左の地図に書き込んでみましょう。

●市指定避難場所一覧

No	名称	所在地	電話番号	使用施設	主な対象地区
1	鎌ケ谷小学校	中央2-1-1	442-1105	体育館等 運動場	初富、南初富、中央、東初富、新鎌ケ谷
2	東部小学校	鎌ケ谷8-3-11	443-2070	体育館等 運動場	丸山、鎌ケ谷、東道野辺
3	北部小学校	粟野735	443-2410	体育館等 運動場	粟野、佐津間、中・西・南佐津間
4	南部小学校	中沢726	443-5148	体育館等 運動場	道野辺、西道野辺、馬込沢、中沢、東中沢、中沢新田
5	西部小学校	初富110	443-6621	体育館等 運動場	北中沢、初富、くぬぎ山、北初富、串崎新田
6	中部小学校	道野辺中央3-12-3	443-0029	体育館等 運動場	丸山、道野辺中央、道野辺本町、中沢、東中沢、中沢新田、富岡
7	初富小学校	東初富1-20-1	445-2321	体育館等	新鎌ケ谷、初富、南初富、東初富
8	道野辺小学校	東道野辺5-5-1	445-5041	体育館等 運動場	丸山、鎌ケ谷、南鎌ケ谷、東道野辺
9	五本松小学校	南初富1-16-1	445-2366	体育館等 運動場	初富、南初富、中央、東初富、新鎌ケ谷
10	鎌ケ谷中学校	富岡1-2-1	444-0456	体育館等 運動場	道野辺本町、東中沢、南初富、富岡、初富本町、新鎌ケ谷
11	第二中学校	東道野辺4-19-26	444-6751	体育館等 運動場	丸山、鎌ケ谷、東道野辺、道野辺本町、右京塚
12	第三中学校	粟野450	443-3473	体育館等 運動場	中沢、北中沢、初富、北初富、新鎌ケ谷、粟野、佐津間
13	第四中学校	中沢1024-1	444-2185	体育館等 運動場	中沢、東中沢、北中沢
14	第五中学校	初富806-262	443-3410	体育館等 運動場	初富、東初富
⑮	鎌ケ谷高等学校	東道野辺1-4-1	444-2171	体育館 運動場	道野辺、東道野辺、西道野辺、道野辺中央、道野辺本町、中沢、中沢新田
⑯	鎌ケ谷西高等学校	初富284-7	446-0051	体育館 運動場	初富、くぬぎ山、粟野、佐津間
17	南初富保育園	東初富2-6-50	443-2093	保育室等 運動場	南初富、東初富
18	道野辺保育園	道野辺中央5-7-10	444-1885	保育室等 運動場	道野辺、東道野辺、道野辺中央、中沢、中沢新田
19	くぬぎやま保育園	初富31-7	443-6840	保育室等 運動場	初富、くぬぎ山、串崎新田
⑳	市制記念公園	初富924-6	445-0285	公園	初富、南初富、中央、東初富、新鎌ケ谷、粟野、佐津間
21	鎌ケ谷市民体育館	初富860-3	444-8585	体育館 駐車場等	初富、東初富、南初富、粟野、軽井沢
22	陸上自衛隊松戸駐屯地	松戸市五香六実17	047-387-2171	グラウンド	くぬぎ山
23	鎌ケ谷カントリークラブ	中沢1338-3	444-4111	ゴルフ練習場	中沢、東中沢、北中沢
24	全国信用金庫研修所	初富206	444-3001	グラウンド	初富、くぬぎ山、北初富、串崎新田、粟野
25	海上自衛隊下総航空基地	柏市藤ケ谷1614-1	04-7191-2321	体育館 グラウンド	東初富、粟野、佐津間、軽井沢、中・西・南佐津間

※番号を○で囲ったものは、広域避難場所とする。

鎌ケ谷市洪水ハザードマップ
（鎌ケ谷市洪水避難地図）

この地図は、河川および主要水路から水が溢れ氾濫を起こしたとき、および、低地などに雨水が溜まったときの浸水予想結果に基づいて、浸水する範囲と深さおよび各地区の避難場所などを示した地図です。浸水の予想される区域およびその程度は、雨の降り方や土地の形態の変化、排水施設の整備状況により変化することもあります。したがって、大雨が降ると常にこの地図のような浸水があるというものではありませんが、十分注意して下さい。また、浸水箇所は必ずしも家屋などが浸水するとは限らず、詳細な地形の影響が表せない場合があります。

避難時などに家族が離れ離れになった時のために万一の際の集合場所など、約束ごとを決めておきましょう。

ラジオやテレビの放送、市役所などからの広報に注意し、浸水が予想される場合は、施設のある避難場所に避難して下さい。また、浸水が既に50cmを上回っている(大人の膝上までの浸水)場合の避難行動は危険を伴いますので状況に応じて堅牢な建物の2階以上に待避することも有効です。

表示されている浸水想定区域は、千葉県が作成した利根川水系真間川浸水想定区域図(平成18年3月10日)の浸水予測結果を合成し作成したものです。

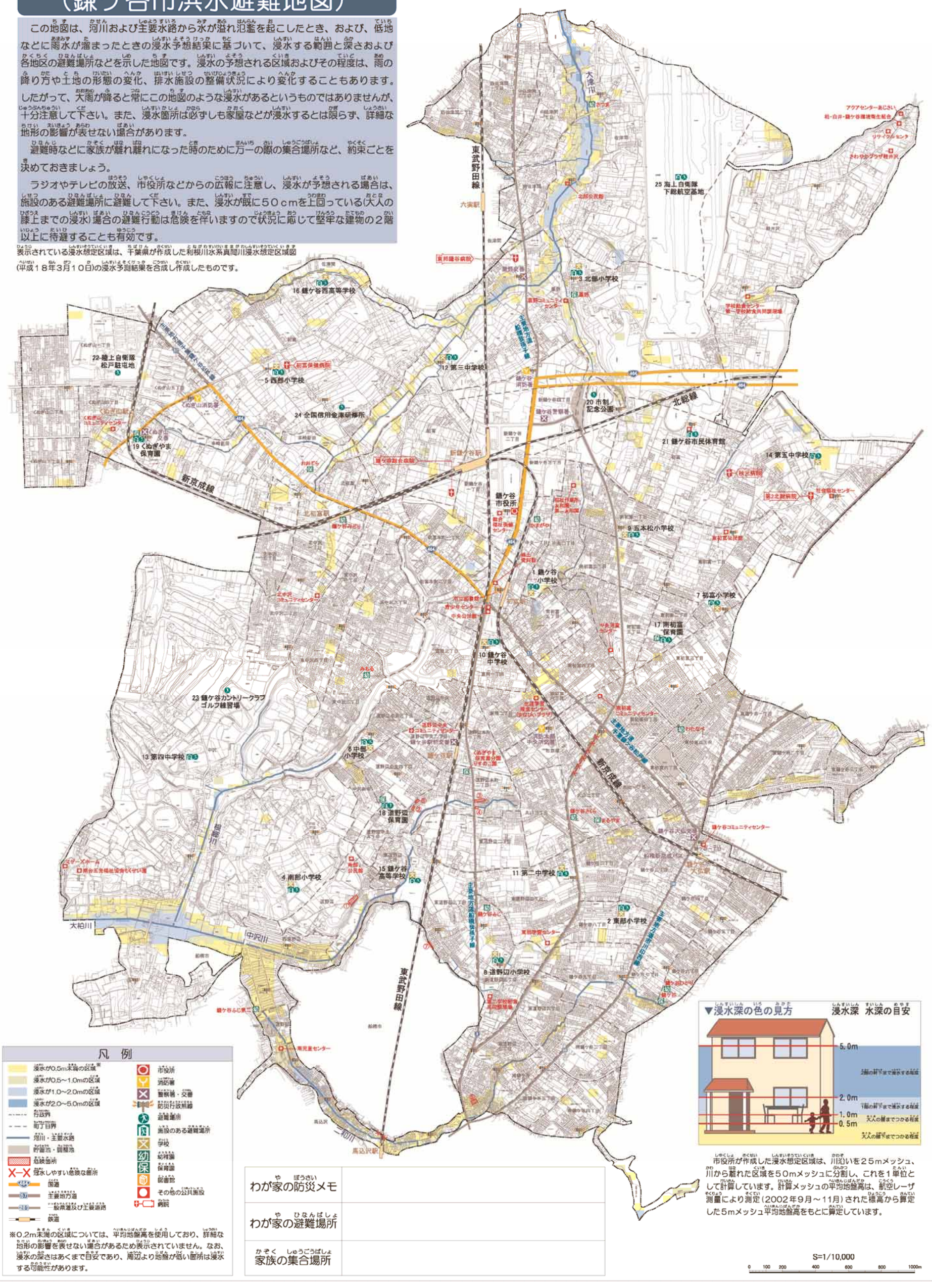

わが家の防災メモ	
わが家の避難場所	
家族の集合場所	

8 大規模事故関係

資料８－１　放射性物質使用事業所等の現状

１　県内の核燃料物質使用事業所の現状

平成 24 年 10 月 1 日現在

事業所	所在地	用途等	種類
（財）日本分析センター	千葉市	使用（検査・分析）	プルトニウム、天然ウラン 劣化ウラン、トリウム
独立行政法人放射線医学総合研究所	千葉市	使用（試験研究）	プルトニウム、低濃縮ウラン、 ウラン 233、天然ウラン、 劣化ウラン、トリウム
(株)ｼﾞｬﾊﾟﾝﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲｲｰｽﾄ　（旧(株)日立製作所ﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲｸﾞﾙｰﾌﾟ）	茂原市	貯蔵	トリウム（当該物質が付着した手袋などを保管）
ＪＮＣ石油化学(株)市原製造所 （旧チッソ石油化学(株)五井工場）	市原市	貯蔵	劣化ウラン
（財）電力中央研究所我孫子地区	我孫子市	貯蔵	プルトニウム、天然ウラン、 トリウム
住友化学(株)千葉工場 （旧住友化学工業（株）千葉工場）	袖ケ浦市	貯蔵	天然ウラン、劣化ウラン
日本メジフィジックス(株) 千葉工場	袖ケ浦市	使用（放射性同位元素の輸送）	劣化ウラン（輸送に使用する遮蔽容器の素材の一部が劣化ウラン）
(株)藤井製作所千葉工場	白井市	貯蔵	プルトニウム
富士フィルムＲＩファーマ(株) 千葉事業所　（旧(株)第一ラジオアイソトープ研究所千葉事業所）	山武市	①使用（放射性同位元素の輸送） ②貯蔵	①劣化ウラン（輸送に使用する遮蔽容器の素材の一部が劣化ウラン） ②天然ウラン

２　県内の核原料物質使用事業所の現状

平成 24 年 4 月 1 日現在

事業所	所在地	用途等	種類
野口ビニール加工	銚子市	使用（浴用剤「トロン浴剤」の原料として使用）	モナザイト鉱

3　県内の放射性同位元素等使用事業所の現状

平成 23 年 3 月 31 日現在

区分	医療機関			研究機関			教育機関			民間機関			その他機関			総　数		
千葉県	許可	届出	計	許可	届出	計	許可	届出	計	許可	届出	計	許可	届出	計	許可	届出	計
	30	1	31	6	18	24	16	6	22	51	105	156	3	33	36	106	163	269

＜出典：文部科学省ホームページ＞

4　近隣地域の原子力施設等（原子力艦含む）の現状

事業所名	所在地
独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター原子力科学研究所	茨城県那珂郡東海村
独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター核燃料ｻｲｸﾙ工学研究所	茨城県那珂郡東海村
独立行政法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター	茨城県東茨城郡大洗町
日本原子力発電(株)	茨城県那珂郡東海村
三菱原子燃料(株)	茨城県那珂郡東海村
ニュークリア・デベロップメント(株)	茨城県那珂郡東海村
国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻	茨城県那珂郡東海村
原子燃料工業(株)東海事業所	茨城県那珂郡東海村
日本核燃料開発(株)	茨城県東茨城郡大洗町
（財）核物質管理センター東海保障措置センター	茨城県那珂郡東海村

＜出典：茨城県地域防災計画＞

事業所名	所在地
(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	神奈川県横須賀市
(株)東芝原子力技術研究所	神奈川県川崎市

＜出典：神奈川県地域防災計画＞

横須賀は、佐世保（長崎県）、ホワイトビーチ（沖縄県）とともに、我が国における米原子力軍艦の寄港地となっている。＜出典：神奈川県ホームページ＞

9 基準関係

資料９－１　被害の認定基準（災害総括報告）

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備　考	災害詳細報告
人的被害	共　通		被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告を行う。	人的被害詳細報告
	死　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	1　当該災害による負傷者が、発災後４８時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。 2　重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 3　要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。		
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みの者とする。		
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みの者とする。		

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備　考	災害詳細報告
住家被害	共　通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。	1　別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2　倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 3　店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。	住家被害詳細報告
	全　壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損傷、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	1　「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に１棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各１棟として計上する。 2　屋根瓦の相当部分が落ちた様な場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。 3　アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は１棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。 4　アパート、マンション等の集合住宅で２階建以上の建物の被災世帯は、次のように取扱う。 （1）１階部分が床下浸水の場合、１階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 （2）１階部分が床上浸水の場合、１階に居住する世帯数は「床上浸水」に、２階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。	
	半　壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。		
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが 数枚破損した程度のごく小さなものは除く。		
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊･半壊には 該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。		
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。		

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備　考	災害詳細報告
非住家被害	共　通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 ○非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	1　別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2　倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 3　店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。	社会福祉施設被害詳細報告 その他被害詳細報告
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家・その他」として扱う。	商工被害詳細報告 その他被害詳細報告
り災世帯		1　災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。	寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	住家被害詳細報告
り災者		り災世帯の構成員とする。		
その他被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	一つの学校の中で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設１箇所として被害に計上する。	文教施設被害詳細報告
	病院	医療法第１条第１項に規定する病院（患者２０人以上の収容施設を有するもの）とする。		病院被害詳細報告

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備　考	災害詳細報告
その他被害	道　路	道路法（昭和２７年法律第１８０号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	１　高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。（農業用道路、林道等は含まない。） ２　道路冠水は被害には含めないが、交通に影響を及ぼす程度のものについては、その状況について報告すること。	公共土木施設被害詳細報告
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等のうえに架設された橋とする。		
	河　川	河川法（昭和３９年法律第１６７号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	溢水は被害に含めないが、その状況について報告すること。	公共土木施設被害詳細報告
	港　湾	港湾法（昭和２５年法律第２１８号）第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	漁港は「港湾」には含めない。	港湾施設等被害詳細報告
	砂　防	砂防法（明治３０年法律第２９号）第１条に規定する砂防設備、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	砂防設備とは、砂防ダム・流路工等の土石流災害を防止するための設備をいう。	公共土木施設被害詳細報告
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。	清掃施設被害詳細報告
	がけくずれ			がけくずれ被害詳細報告
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止し、施設に異常が無いことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに各１箇所として被害に計上する。	鉄道被害詳細報告
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。		その他被害詳細報告

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備　考	災害詳細報告
その他被害	湾　岸	海岸法（昭和３１年５月１２日法律第１０１号）第２条第１項に規定する「海岸保全施設」とする。		公共土木施設被害詳細報告
	地すべり	地すべり等防止法（昭和３３年３月３１日法律第３０号）第２条第３項に規定する「地すべり防止施設」とする。		
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年７月１日法律第５７号）第２条第２項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。		

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備　考	災害詳細報告
その他被害	水道施設		断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。	水道被害詳細報告（市町村、県水道））
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により断水の時間帯が異なる場合は、各地域ごとの最新時点における戸数を合計する。	
	電　気	災害により停電した戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により停電の時間帯が異なる場合は、各地域ごとの最新時点における戸数を合計する。	電気被害詳細報告
	電　話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害に含めない。	電話被害詳細報告
	ガ　ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で最新時点における戸数とする。	地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、各地域ごとの最新時点における戸数を合計する。 各家庭に取付けられた安全器が、地震等を感知して作動し、供給が一時的に停止された場合は、被害に含めない。	ガス被害詳細報告
	ブロック石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。		その他被害詳細報告
	田の流出埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。		その他被害詳細報告
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。		
	畑の流失埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。		
	畑の冠水			
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。		火災発生状況報告

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備　考	災害詳細報告
被害金額	共　通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかっこ外に朱書きするものとする。		
	公共文教施　設	公立の文教施設とする。		
	農林水産施　設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和２５年法律第１６９号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港用施設及び共同利用施設とする。	左の施設として、かんがい排水施設、農業用道路、林道、沿岸漁場整備開発施設、農協・漁協等の所有する倉庫・加工施設・共同作業場等が該当する。（１箇所の災害復旧工事の事業費が４０万円未満のものは加算しない。）	
	公共土木施　設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和２６年法律第９７号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。	（災害復旧事業の１箇所の工事の費用が県及び指定市に係るものにあっては１２０万円に、市町村に係るものにあっては６０万円に満たないものは加算しない。）	
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。		
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。		
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。		
	林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。		
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。		
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。		
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。		

措置情報報告基準（災害総括報告）

<table>
<tr><th>区分</th><th>項目</th><th>基　準</th><th>備　考</th><th>災害詳細報告</th></tr>
<tr><td rowspan="3">活動体制</td><td>災害対策本部設置</td><td>報告時点において、市町村災害対策本部を設置している場合、その「設置日時」、「配備人員」を報告する。
１　「配備人員」は、配備されている市町村職員の数とする。
２　以後の報告時点において、「配備人員」に増減があった場合は、数を変更して報告する。（最新人数を継続報告。）
３　また、災害対策本部を廃止している場合、「配備人員」は、最も多かった時点の数とし、「設置日時」「廃止日時」を報告する。</td><td rowspan="3">確定報告については、同一災害についてとられた最大の体制の「設置日時」、「廃止日時」、「配備人員」を報告するものとする。</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>本部設置前の体制</td><td>報告時点において、市町村災害対策本部設置前の体制をとっている場合、その「設置日時」、配備人員」を報告する。
１　「配備人員」は、配備されている市町村職員の数とする。
２　以後の報告時点において、「配備人員」に増減があった場合は、数を変更して報告する。（最新人数を継続報告。）また、災害対策本部を廃止している場合、「配備人員」は、最も多かった時点の数とし、「設置日時」「廃止日時」を報告する。</td></tr>
<tr><td>活動人員</td><td>報告時点までに活動している「消防職員」及び「消防団員」の延べ人数を報告する。</td></tr>
</table>

措置情報報告基準（災害総括報告）

区分	項目	認定基準	備　考	災害詳細報告
避難等	共通	避難の種別ごとに、「避難地区数」、「避難の日時」、「避難世帯数」、「避難人数」を報告するとともに、「警戒区域設定の有無」を報告する。		
	指示	災害対策基本法第６０条に基づく避難のための立ち退きの勧告、その他法令に基づくもの。	気象情報、警戒巡視等によって得られた情報及び過去の災害事例等を勘案し住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断し、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して行う指示、勧告。	
	勧告	災害対策基本法第６０条に基づく避難のための立ち退きの勧告、その他法令に基づくもの。		
	自主避難	上記勧告又は指示によらない住民の自主的避難。（上記勧告又は指示に該当しない呼びかけによる避難を含む）	気象予警報等により避難、家屋損壊による避難等「避難所を開設してあるので、避難の必要がある人は避難してください。」等、呼びかけ。	
	避難地区数	勧告又は指示においては、発令の対象区域又は区域の数を報告する。自主非難にあっては、自主的に避難した地域又は区域の数を報告する。	確定報告においては、延べ数を報告する。	
	避難の日時	最初に勧告又は指示あるいは自主避難した日時を報告する。	確定報告も同じ。	
	世帯数・人数	避難している世帯数及び人数を報告する。	確定報告においては、延べ数を報告する。	
	警戒区域の設定	災害対策基本法第６３条に基づく警戒区域の設定、その他法令に基づく警戒区域の設定の有無を報告する。	確定報告においては、同一の災害について開設した避難所の「開設数」並びに収容した「世帯数」及び「人数」の延べ数を報告する。	
避難所		報告時点における避難所の開設数、並びに収容している世帯数及び人数を報告する。	確定報告においては、同一の災害について開設した避難所の「開設数」並びに収容した「世帯数」及び「人数」の延べ数を報告する。	避難所・救護所開設状況報告
災害救助法		災害救助法が適用された場合の、摘要日時を報告する。		

資料９－２　災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

（平成 24 年 9 月 7 日現在）

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　間	備　　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	＜基本額＞ 避難所設置費 １人　１日当たり ３００円以内 ＜加算額＞ 冬季　別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	１　規　格 １戸当り平均29.7㎡（９坪)を基準とする。 ２　限度額 １戸当り 2,401,000円以内 ３　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内に着工	１　平均１戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。 ２　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ３　供与期間　最高２年以内 ４　民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の供与	１　避難所に収容された者 ２　全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	１　１人１日当たり 1,010円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（１食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 （飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	１　輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	１　夏季（４月～９月)、冬季(10月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 ２　下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	１　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ２　現物給付に限ること

区分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増すごとに加算
全　壊 全　焼 流　失	夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
	冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
半　壊 半　焼 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
	冬	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　間	備　　考
医　　療	医療の途を失った者(応急的処置)	1　救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金額以内	災害発生の日から１４日以内	患者等の移送費は、別途計上
助　　産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から７日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	1　住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)したもの	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 １世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から１か月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学校児童　4,100円 中学校生徒　4,400円 高等学校等生徒　4,800円	災害発生の日から (教科書) １か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	１体当り 大人(12歳以上) 201,000円以内 小人(12歳未満) 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　間	備　　考
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) １体当り3,300円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 １体当り 5,000円以内 検　案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	１世帯当り 133,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範　　囲	費用の限度額	期　間	備　　考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第１号から第４号までに規定する者	１人１日当り 医師、歯科医師 24,700円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,700円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 16,000円以内 救急救命士 16,200円以内 土木技術者、建築技術者 16,100円以内 大工 18,600円以内 左官 17,200円以内 とび職 18,100円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料９－３　激甚災害指定基準

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準（昭和３７年１２月７日中央防災会議決定）

激甚災害指定基準	適用すべき措置
激甚法第２章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100 分の 0.5 （Ｂ基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100 分の 0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの １　都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100 分の 25 ２　一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100 分の 5
激甚法第５条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.5 （Ｂ基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの １　一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100 分の 4 ２　一の都道府県内の事業費査定見込額＞10 億円
激甚法第６条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	次の１又は２の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額 5,000 万円以下と認められる場合は除外 １　激甚法第５条の措置が適用される激甚災害 ２　農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得額推定×100 分の 1.5 であることにより激甚法第８条の措置が適用される激甚災害

激甚災害指定基準	適用すべき措置
激甚法第８条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	次のいずれかに該当する災害。ただし、災害の状態によりその必要なしと認められるものは除外。 （Ａ基準） 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.5 （Ｂ基準） 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上あるもの一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を修行とする者の数×100 分の 3
激甚法第１１条の２（森林災害復旧事業に対する補助）	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 0.5 （Ｂ基準） 農業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの １　一の都道府県内の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 60 ２　一の都道府県内の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 1
激甚法第１２条、１３条、１５条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第２次産業および第３次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業半倍率の推計。以下同じ。）×100 分の 0.2 （Ｂ基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100 分の 0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上あるもの一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小業所得推定額×100 分の 2 ただし、火災の場合または激甚法 12 条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。

激甚災害指定基準	適用すべき措置
激甚法第１６条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、１７条、１８条（私立学校施設災害復旧事業の補助等）、１９条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	激甚法第２章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
激甚法第２２条（罹災者公営住宅建設事業に対する）	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 滅失住宅戸数＞被災地全域で 4,000 戸 （Ｂ基準） （１）滅失住宅戸数＞被災地全域で 2,000 戸かつ、次のいずれかに該当するもの １　一市町村の区域内で 200 戸以上 ２　その区域内の住宅戸数の 10%以上 （２）滅失住宅戸数＞被災地全域で 1,200 戸かつ、次のいずれかに該当するもの １　一市町村の区域内で 400 戸以上 ２　その区域内の住宅戸数の 20%以上 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。
激甚法第２４条（公共土木施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等）	１　公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第２章の措置が適用される災害 ２　農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第５条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生のつど被害の実情に応じ個別に考慮

資料９－４　局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模で捉え、その被害の深度のある災害について、激甚災害として指定する場合の指定基準（昭和４３年１１月２３日中央防災会議決定）

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
（公共施設災害関係） （１）当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第３条１項１号及び３号から１４号）	１　激甚法第３条１項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第４条５項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第２章の措置
（農地、農業用施設等災害関係） （２）当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第５条１項規定の農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100 分の 10 に該当する市町村（当該経費の額 1,000 万円未満は除外）が１以上ある災害 　ただし、その当該市町村ごとの当該経費の額の合計が、おおむね 5,000 万円未満を除く。	１　左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第５条、６条の措置 ２　左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第 24 条２項から４項までの措置
（林業災害関係） （３）市町村の区域内の当該災害に係る左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第１１条の２の措置 　林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 1.5 かつ、当該災害に係る要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）×100 分の 25 の市町村が１以上ある災害。 　ただし、当該林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×10,000 分の５の場合を除く。	左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第 11 条の２の措置
（中小企業施設災害関係） （４）市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100 分の 10 に該当する市町村（当該被害額 1,000 万円未満は除外）が１以上ある災害 　ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね 5,000 万円未満を除く。	左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第１２条、１３条および１５条の措置

10　その他

資料 10－１　鎌ケ谷市自主防災資器材交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、自主防災組織が防災活動を行うために必要な防災資器材（以下「資器材」という）を交付することにより、自主防災組織の育成及び整備並びに防災意識の高揚を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　自主組織　地域の住民が日常生活の安全確保を図るため、自主的に防災活動を行うことを目的に結成された団体をいう。

（２）　新規組織　加入世帯がおおむね 200 世帯以上の自主防災組織で、資器材の交付を受けていない自主防災組織をいう。

（３）　分割組織　自主防災組織結成後５年を経過した既存組織で、400 世帯以上が加入している当該既存組織から分割し、新たに組織する自主防災組織をいう。

（４）　既存組織　既に資器材の交付を受けている自主防災組織をいう。

（交付の対象）

第３条　資器材の新規の交付は、新規組織及び分割組織とする。ただし、加入世帯が 200 世帯未満の新規組織であって、市長が特に認めたものは、この限りでない。

２　自主防災活動の充実を図るための資器材交付は、既存組織とする。

（交付の種目等）

第４条　自主防災組織に交付する資器材は、次の表に掲げる種目とする。

種目	消火器・担架・救急薬品・ヘルメット・メガホン・ロープ・誘導旗 腕章・簡易型備蓄倉庫・その他自主防災組織の整備に必要な資器材

２　新規組織及び分割組織に交付する資器材は、１回に限り基本額 200,000 円に当該自主防災組織に加入している世帯数に 750 円を乗じて得た額を加えた額に相当する資器材を交付する。ただし、500,000 円を限度とし、予算の範囲内において交付する。

３　既存組織に交付する資器材は、１回に限り当該既存組織に加入している世帯数に 750 円を乗じた額に相当する資器材を交付する。ただし、300，000 円を限度とし、予算の範囲以内において交付する。

（交付の申請）

第５条　前条第１項の資器材の交付を受けようとする者は、自主防災器材交付申請書（別記第１号様式）に自主防災組織防災計画書、自主防災組織編成計画及び自主防災組織地域図を添えて市長に申請するものとする。

（交付の決定）

第６条　市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その交付の可否を決定し、結果を自主防災資器材交付決定（却下）通知書（別記第２号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第７条　申請者は、次の各号に掲げた条件を遵守しなければならない。

（１）　資器材は、常に良好な状態で使用できるよう維持管理に努めなければならない。

（２）　資器材を利用した訓練を行うよう努めなければならない。

（３）　資器材に係る、修理、補充、交換等は、申請者の負担により行うものとする。

（受領）

第８条　資器材の交付を受けた組織は、自主防災資器材受領書（別記第３号様式）を市長に提出しなければならない。

（返還）

第９条　市長は、組織が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した資器材の全部又は一部を返還させることができる。ただし、市長が別に定める期間を経過した資器材は、この限りでない。

（１）　解散したとき。

（２）　第７条各号に規定する条件に反したとき。

附則

（施行期日）

１　この告示は、平成 10 年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現に改正前の鎌ケ谷市自主防災資器材交付要綱の規定により資器材の交付を受けている自主防災組織は、改正後の鎌ケ谷市自主防災資器材交付要綱の規定により資器材の交付を受けた自主防災組織とみなす。

第１号様式（第５条関係）

年　　月　　日

鎌ケ谷市長　　様

組 織 名
住　　所
代表者名　　印

自主防災資器材交付申請書

自主防災資器材の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

１　加入世帯及び人数　　世帯　　人
２　結 成 年 月 日　　年　　月　　日
（前回交付年月日）　　（　　年　　月　　日）
３　資器材名及び数量

種　　目	数　量	種　　目	数　量

４　添付書類　自主防災組織防災計画書、自主防災組織編成計画、自主防災組織地域図

第２号様式（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

鎌ケ谷市長　　印

自主防災資器材交付決定（却下）通知書

年　　月　　日付で申請のありました自主防災資器材の交付について、次のとおり決定（却下）したので、鎌ケ谷市自主防災資器材交付要綱第６条の規定により次のとおり通知します。

１　決定

交付する種目及び数量

種　　目	数　量	種　　目	数　量

２　却下

理由

第３号様式（第８条関係）

年　　月　　日

鎌ケ谷市長　　様

組 織 名
住　　所
代表者名　　㊞

自主防災資器材受領書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった自主防災資器材を次のとおり受領しました。

種　　目	数　量	種　　目	数　量

資料 10－２　鎌ケ谷市自主防災組織一覧表

平成 24 年 3 月現在

エリア	NO	組　織　名	エリア	NO	組　織　名
北部	1	佐津間自治会第一自主防災会	中央東	36	第二東自主防災会
	2	佐津間自治会第二自主防災会		37	第一東自主防災会
	3	佐津間自治会第三自主防災会		38	ひがし野自治会自主防災会
	4	佐津間自治会第四自主防災会		39	東初富第三南自主防災会
	5	佐津間自治会第五自主防災会		40	初富自治会自主防災会
	6	佐津間自治会第六自主防災会		41	五本松西自主防災会
	7	佐津間自治会第七自主防災会		42	第四南自治会第 1 自主防災会
	8	佐津間自治会第八自主防災会		43	第四南自治会第 2 自主防災会
	9	軽井沢自治会自主防災会		44	五本松自治会自主防災会
	10	アイシティ鎌ケ谷自主防災会		45	東武鎌ケ谷自治会自主防災会
西部	11	北初富第一自治会自主防災会		46	日の出自治会自主防災会
	12	北初富第二自治会自主防災会		47	鎌ケ谷ライフタウン自治会自主防災会
	13	北初富第四自治会自主防災会		48	鎌ケ谷グリーンタウン自治会自主防災会
	14	北初富第五自治会自主防災会		49	三井鎌ケ谷自治会自主防災会
	15	合同宿舎初富住宅自治会自主防災会		50	東新田自主防災会
	16	くぬぎ山第一自治会自主防災会	東部	51	大新田第一自治会自主防災会
	17	くぬぎ山第二自治会自主防災会		52	大新田第二自治会自主防災会
	18	くぬぎ山第三自治会自主防災会		53	大新田第三自治会自主防災会
	19	くぬぎ山第四自治会自主防災会		54	中新田自治会第 1 自主防災会
	20	くぬぎ山第五自治会自主防災会		55	中新田自治会第 2 自主防災会
中央	21	富岡一丁目町会自主防災会		56	浅間自治会自主防災会
	22	富岡二丁目町会自主防災会		57	あかしや自治会自主防災会
	23	富岡三丁目町会自主防災会		58	ひまわり自治会自主防災会
	24	鎌ケ谷駅前自治会第一自主防災会		59	東雲自治会自主防災会
	25	鎌ケ谷駅前自治会第二自主防災会		60	睦自治会自主防災会
	26	鎌ケ谷駅前第三自主防災会		61	ホープタウン自治会自主防災会
	27	鎌ケ谷駅前自治会第四自主防災会		62	鎌ケ谷コーポラス自治会自主防災会
	28	鎌ケ谷駅前自治会第五自主防災会		63	若新田自治会自主防災会
	29	南初富第一南自主防災会		64	豆ヶ台自治会自主防災会
	30	中央自治会自主防災会		65	西二和ｸﾞﾘｰﾝﾊｲﾂ鎌ケ谷自治会自主防災会
	31	鎌ケ谷団地自主防災会		66	道野辺第一区自治会本町自主防災会
	32	南初富中央自主防災会		67	道野辺第一区自治会向原自主防災会
	33	第一中自主防災会		68	新山町会自主防災会
	34	南初富第二北第一自主防災会		69	道野辺第二区自治会自主防災会
	35	第二西自治会自主防災会		70	事業団自治会自主防災会

エリア	NO	組　織　名
東部	71	宿第一自主防災会
	72	宿第三自主防災会
	73	鎌ケ谷大仏スカイハイツマンション自主防災会
	74	鎌ケ谷東自治会自主防災会
	75	丸山自主防災会
	76	原自主防災会
	77	ふれあい自主防災会
	78	本田自主防災会
	79	光の里自治会自主防災会
	80	みどり自治会防災会
南部	81	鎌ケ谷橋自治会自主防災会
	82	馬込沢自治会東部自主防災会
	83	馬込沢自治会西部自主防災会
	84	道野辺あおば自治会自主防災会
	85	鎌ケ谷グリーンハイツ自治会自主防災会
	86	中沢自治会自主防災会
	87	東中沢一丁目町会自主防災会
	88	東中沢二丁目町会自主防災会
	89	東中沢三丁目町会自主防災会
	90	東中沢四丁目町会自主防災会
	91	受所自治会第一自主防災会
	92	受所自治会第二自主防災会

資料 10－３　気象庁震度階級関連解説表

この表を使用する場合には、以下の点に注意してください。

（１）気象庁が発表する震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

（２）地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中であっても、階や場所によって揺れの強さが異なります。

（３）震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の１回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

（４）この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

（５）この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、５年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

（６）この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に表れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く、歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自転車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。裾付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停車する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものがある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどがッ崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５弱	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
５強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
６弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
６強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
７	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注１）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和５６年（１９８１年）以前は耐震性が低く、昭和５７年（１９８２年）以降には耐震性が高い傾向がある。

（注２）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注３）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成２０年（２００８年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
６弱	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
６強	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、斜めや Ｘ 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。
７	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 １階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁、柱などの部材に、斜めや Ｘ 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注１）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和５６年（１９８１年）以前は耐震性が低く、昭和５７年（１９８２年）以降は耐震性が高い傾向にある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診

断により把握することができる。

（注２）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
５強		
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※１　亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※２　地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※３　大規模な地滑りや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合わせが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※　震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※　規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

資料 10－４　自衛隊の災害派遣要請依頼（依頼１）

（様式１）

第　　号
年　　月　　日

千葉県知事　　様

鎌ケ谷市長　　印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第１項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

１　災害の情況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の情況

(2) 派遣を要請する事由

２　派遣を希望する期間

年　　月　　日（　時　分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

３　派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

４　その他参考となるべき事項

資料 10－５　自衛隊の災害派遣撤収要請依頼（様式２）

（様式２）

第　　号
年　　月　　日

千葉県知事　　様

鎌ケ谷市長　　印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年　　月　　日付け　　号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

１　撤 収 日 時　　年　　月　　日　　時　　分

２　撤 収 理 由

３　その他必要事項

資料 10－６　米穀等調達関係書類の様式

災害時の政府所有米穀の供給に係る都道府県からの要請手続きについて

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付　21 総食第 113 号　総合食料局長通知）第４章第１０の２に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続きについては、下記のとおりとする。

記

１．災害救助用米穀の供給に係る要請

（１）要請の連絡（第１報）

①　都道府県は、市町村からの要請等を踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省生産局（以下「生産局」という。）（別紙１の担当者）に政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せて、ＦＡＸ又はメールで連絡する。

②　市町村が直接、生産局に連絡した場合は、必ず、都道府県に連絡することとし、都道府県は、①により生産局（担当者）に連絡する。

（２）要請書の送付

都道府県は、（１）の①の電話連絡後、速やかに別紙２の要請書を生産局長に郵送により提出する。

２．災害救助用米穀の供給に係る調整

生産局は、１の要請を受け、政府所有米穀を管理する受託事業体及び都道府県と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

３．売買契約の締結

（１）生産局は、２の調整の終了後、速やかに、供給する政府所有米穀の品種、数量等を記入した売買契約書を都道府県に２部送付する。

（２）都道府県は、送付された売買契約書の内容を確認し、記名、押印の上、生産局に返送する。

（３）生産局は、返送された売買契約書に、契約日、記名、押印を行い、１部を都道府県に送付する。

（４）生産局は、売買契約の締結後、速やかに受託事業体に供給の指示及び納入告知書の発行手続きを行う。

４．災害救助用米穀の引渡し

生産局から指示を受けた受託事業体は、指示された内容に従って、都道府県に政府所

有米穀を引渡す。

５．災害救助用米穀の販売代金の納付

都道府県は、財務省会計センターから送付される納入告知書により販売代金を納付する。

なお、納付期限は、要領に基づき、納入告知書の発行日から、３０日以内又は３か月以内とする。

【参考】

災害時の政府所有米穀の供給に係る事務フロー

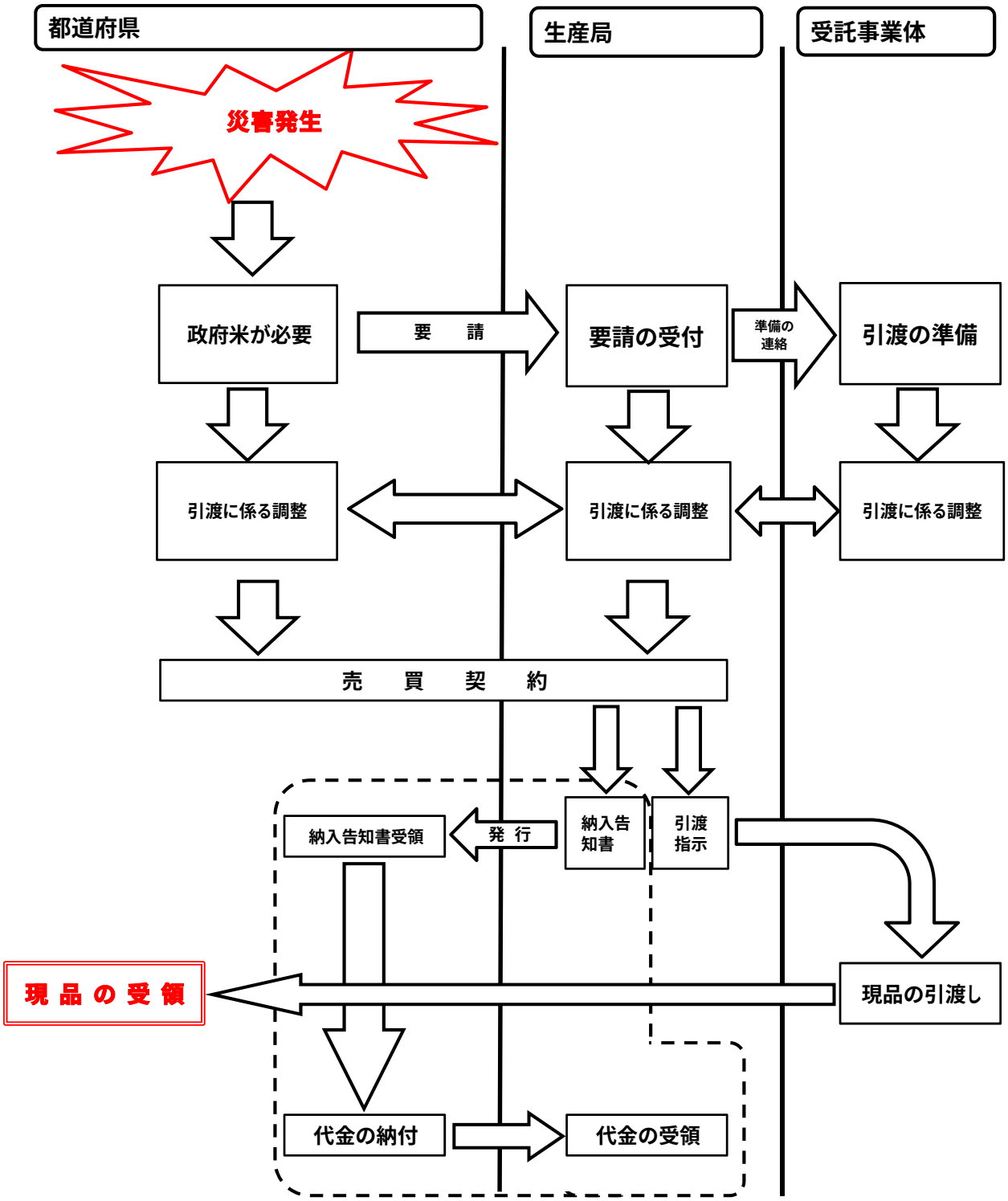

※　代金の納付期限は、30日以内又は、3ヶ月以内で局長と知事が協議して決定

【別紙１】

災害時の生産局貿易業務課担当者連絡先

１．担当者名、連絡先

役職等	氏　名	職　場	携　帯
生産局 農産部貿易業務課 課長補佐（米穀業務班担当）	佐久間　浩	TEL03-6744-1354 FAX03-6744-1390	090-7900-6943
指導官	田口　将之		090-1747-0090
米穀業務第３係長	井上　直人		090-7183-1900

２．メールアドレス

佐久間　浩　　hiroshi_sakuma@nm.maff.go.jp

田口　将之　　masayuki_taguchi@nm.maff.go.jp

井上　直人　　naoto_inoue@nm.maff.go.jp

【別紙２】

平成　　年　　月　　日

農林水産省生産局長　殿

鎌ケ谷市長　　印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け２１総食第 113 号総合食料局長通知）第４章第 10 の１に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量（kg）	引　渡　場　所	引　渡　方　法	備　　考

資料 10－７　避難所運営のための様式

【様式一覧】

様式１　避難所開設チェックリスト
様式２　避難者受入施設の利用計画表
様式３　避難所状況報告
様式４　避難所運営記録（事務引継書）
様式５　派遣職員等依頼書／派遣職員等回答書
様式６　避難所ボランティア受付表
様式７　避難者カード
様式８　避難者名簿
様式９　食料供給関係受信票兼処理票
様式 10　物資依頼伝票
様式 11　物資・食材の分類
様式 12　避難所物品受払簿
様式 13　避難所ペット登録台帳

様式１

避難所開設チェックリスト

項目	対応項目	確認
1　避難所への到着	・建物内外にいる避難者をまとめ、建物の安全確認をする	□
2　施設管理者・市担当者の到着	・到着していない場合は、そのまま業務続行	□
3　建物の安全確認 ※　建物の安全確認ができるまで避難者は運動場へ避難誘導	・火災は発生していないか、ガス漏れはないか	□
	・窓ガラス等の危険な落下物がないか	□
	・自転車乗り入れの規制	□
4　避難所の本部を設置	・運営業務場所の安全確認	□
5　設備・ライフライン確認	・電気・放送設備が使用できるか	□
	・無線機が使用できるか	□
	・水道が使用できるか	□
	・電話・FAX が使用できるか	□
	・周辺の道路状況把握（避難者等からの情報収集）	□
6　避難者受入れスペースの確保・指定	・安全な部屋・スペースを確保し、避難者を誘導	□
	・室内の整理等については避難者へ協力を依頼し処理	□
7　被害者の登録	・避難者の世帯ごとの登録（様式 7）	□
8　避難者への説明	・避難所共通理解ルールの配布・説明	□
	・トイレの使用場所・火気取扱について説明	□
	・避難者の未登録の者への登録依頼	□
9　非常用設備・資機材等の確認	・資機材等の確認	□
	・非常用設備等の確認	□
10　災害対策本部への要請事項・報告	・避難所状況について報告（様式 3）	□
	・応援要員の要請（様式 5）	□
	・不足食料・物資の整理・要請（様式 9・10）	□

＊原則として市担当者がチェックしながら業務を行う。

（３～５、9）については、施設管理者とチェックし、受入れ場所を決定する。）

＊市担当者が不在で、かつ緊急の場合には、施設管理者がその役割を補完する。

様式２

避難者受入施設の利用計画表

避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用目的	部屋の名称	面積（㎡）	収容人数（人）
収容場所			
管理運営所			
救 護 所			
情報掲示場所			
来客場所			
ゴミ集積場所			
仮設トイレ 設置場所			
救援物資 集積場所			
救援物資 配布場所			
介護室			
仮設電話 設置場所			
風呂			
更衣室			
洗濯場			
物干し場			
ペット飼育場			
臨時遺体安置所			
喫煙場所			
調理室			
相談室			
給水室			
緊急車用駐車場			

様式３

避 難 所 状 況 報 告

報告日時	月　日　時　分現在	受信日時	月　日　時　分
避難所名		避難所連絡員	

避難者総数		男性　人	女性　人	総計　人
被保護者	幼児	男性　人	女性　人	総計　人
	小学生	男性　人	女性　人	総計　人
	中学生	男性　人	女性　人	総計　人
高齢者(65 歳以上)		男性　人	女性　人	総計　人
身体障がい者		男性　人	女性　人	総計　人
精神障がい者		男性　人	女性　人	総計　人
要介護者		男性　人	女性　人	総計　人
外国人		男性　人	女性　人	総計　人
傷病者		負傷　人	感冒　人	内臓疾患　人
		人	人	人
その他		人	人	人
ボランティア		団体　人	一般　人 計　人	避難所職員　人 施設職員　人

その他特記すべき事項

様式４

避難所運営記録（事務引継書）

<table>
<tr><td>避難所名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>記録作成日</td><td colspan="2">月　　日　　時　　分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">引継者</td><td>記録者</td><td>引継者</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>避難者の
移動状況</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>避難者からの
要望事項</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>行政等の
対応状況</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>ボランティアの
活動状況</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>施設管理者との
打合せ事項</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>避難所運営委員会
の活動状況</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式５

避難所→災害対策本部事務局

派遣職員等依頼書

発信日時	
避難所名	
避難所住所	
依頼者	fax
	TEL
依　頼　内　容	
自治体職員等関係	（派遣が必要な業務の内容・人数等を具体的に記入）
ボランティア関係	（派遣が必要な業務の内容・人数等を具体的に記入）

災害対策本部事務局→避難所

派遣職員等回答書

発信日時	
災害対策本部事務局 発信者名	fax
	TEL
回　答　内　容	
自治体職員等関係	
ボランティア関係	

様式６

避難所ボランティア受付表

ＮＯ　　避難所

no	氏名・住所・電話	性別	職業	過去のボランティア経験の有無とその内容	
	住所: 氏名: 電話:	男 女		有 無	（活動内容）
		男 女		有 無	
		男 女		有 無	
		男 女		有 無	
		男 女		有 無	
		男 女		有 無	
		男 女		有 無	
		男 女		有 無	
		男 女		有 無	
		男 女		有 無	
		男 女		有 無	
		男 女		有 無	

様式７

避 難 者 カ ー ド

NO.

避難所名		受付日時	月　　日　　時　　分
		担当職員	

住　　所 （ 連絡先 ）	（電話番号）				地区名	
氏　　名	世帯代表者との続柄	性別	年齢	入所日	退所日	備　　考

離散家族（今後、避難場所に合流の見込まれる家族）

氏　　名	世帯代表者との続柄	性別	年齢	入所日	その他

他からの問い合わせや避難所掲示板などへ住所･氏名の公表をしてもよいですか？（〇をして下さい）	よい　・　よくない

世帯ごとに作成。

備考欄は、支援を必要とされる方や、特技、資格等、市外者の場合は勤務先等を記入。

その他欄は、通勤・通学先等を記入。

様式８

避 難 者 名 簿

			災害名		避難所名		作成者（名簿班）氏名		NO
番号	避難期間	避難種別	氏名	性別 年齢	世帯主との続柄	現住所	離散家族氏名（続柄）	帰宅日時	通信欄
	月　　日～	準備 ・ 指示						月　　日	
	月　　日	勧告 ・ 自主						時　　分	
	月　　日～	準備 ・ 指示						月　　日	
	月　　日	勧告 ・ 自主						時　　分	
	月　　日～	準備 ・ 指示						月　　日	
	月　　日	勧告 ・ 自主						時　　分	
	月　　日～	準備 ・ 指示						月　　日	
	月　　日	勧告 ・ 自主						時　　分	
	月　　日～	準備 ・ 指示						月　　日	
	月　　日	勧告 ・ 自主						時　　分	
	月　　日～	準備 ・ 指示						月　　日	
	月　　日	勧告 ・ 自主						時　　分	
	月　　日～	準備 ・ 指示						月　　日	
	月　　日	勧告 ・ 自主						時　　分	
	月　　日～	準備 ・ 指示						月　　日	
	月　　日	勧告 ・ 自主						時　　分	
	月　　日～	準備 ・ 指示						月　　日	
	月　　日	勧告 ・ 自主						時　　分	
	月　　日～	準備 ・ 指示						月　　日	
	月　　日	勧告 ・ 自主						時　　分	

（注１）「離散家族氏名（続柄）」欄には、同居家族で当避難所に避難していない者の氏名を記入すること。

（注２）「通信欄」には、避難所退所後の行き先や、市民以外の者の所用（業務、旅行ほか）を記入。また、情報公開を希望しない方を〇で記載すること。

様式９

避難所→災害対策本部事務局→本部食料担当（保管）

食料供給関係受信票兼処理票

NO.＿＿＿＿＿＿

<table>
<tr><td rowspan="7">避難所</td><td colspan="2">発信日時</td><td colspan="3">月　　日　AM･PM　　時　　分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">避難所</td><td colspan="2">避難所名･住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発注依頼者</td><td colspan="3">FAX
TEL</td></tr>
<tr><td rowspan="2">依頼</td><td rowspan="2">食料</td><td>避難者用</td><td colspan="2">食</td></tr>
<tr><td>在宅避難者用</td><td>食</td><td>合計　　食
（内　やわらかい食事　　食）</td></tr>
<tr><td></td><td>飲料水</td><td colspan="3">避難者･在宅避難者用　　本（※食料の配給と同時に行う水やお茶など）</td></tr>
<tr><td colspan="5">その他の依頼内容</td></tr>
<tr><td rowspan="8">災害対策本部事務局</td><td colspan="2">受信者名</td><td>災害対策本部事務局
受信票受取名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="5">処理日時　　月　　日　AM ・ PM　　時　　分　処理担当者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">処理結果･内容</td><td rowspan="2">食料</td><td>避難者用</td><td colspan="2">食</td></tr>
<tr><td>在宅避難者用</td><td>食</td><td>合計　　食
（内　やわらかい食事　　食）</td></tr>
<tr><td></td><td>飲料水</td><td colspan="3">避難者･在宅避難者用　　本（※食料の配給と同時に行う水やお茶など）</td></tr>
<tr><td colspan="2">受信者名</td><td colspan="3">FAX
TEL</td></tr>
<tr><td colspan="2">配達業者</td><td colspan="3">FAX
TEL</td></tr>
<tr><td colspan="3">到着確認時間　　月　　日　AM･PM　時　　分</td><td colspan="2">処理担当者</td></tr>
</table>

＊依頼はFAXで行うことを原則とし、FAXが使用できない場合は、必ず控えを残す。

＊避難所の市担当者は、受領時にその旨を災害対策本部事務局へ連絡する。

＊避難者用の中には、市担当者や施設管理者等の人数も含めるものとする。

様式 10

避難所→災害対策本部事務局→配送担当→災害対策本部事務局

物 資 依 頼 伝 票

避難所	発信日時	月　日　時　分			本部 伝票 NO	
	避難所名					
	避難所住所					
	FAX・TEL					
	発注依頼者	FAX				
		TEL				
	大分類		中分類		小分類	
	品名			商品コード		
	サイズ等					
	数量					

○食料班・物資班は、一品ごとに１枚の伝票を記入して下さい。
○サイズや性別は、「サイズ等」の欄に記入し、数量はきりのいい数で注文して下さい。
○商品コードは、様式 11「物資・食材の分類」を参照して下さい。
○食料班・物資班は、伝票を記入後、様式 12「避難所物品受払簿」の伝票 NO と依頼数量を転記し、市担当者に渡して下さい。
○市担当者は、原則として FAX で災害対策本部事務局に要請し、FAX が使用できない場合は、必ず控えを残しておいてください。

災害対策本部事務局	受信日時	月　日　時　分	本部 伝票 NO
	本部受信者	FAX TEL	
	調達方法		
	配送方法		

配送担当	出荷日時	月　日　時　分
	配達者名	FAX TEL
	配達日時	月　日　時　分
	避難所受領サイン	

本部事務局	伝票受領者名	

様式 11

物資・食材の分類

事項	大分類	中分類	小分類
1生活物資	(1)衣料品	①男性衣類	ア　上着 イ　ズボン・スカート ウ　下着 エ　靴下・ストッキング オ　パジャマ カ　防寒具 キ　ベビー服 ク　雨具 ケ　その他
		②女性衣類	
	＊衣類は、小分類した後、さらに、サイズ(S.M.L)で小分けします。	③子ども衣類	
		④その他	ア　靴 イ　スリッパ ウ　軍手 エ　その他
	(2)寝具類	①毛布 ②布団 ③シーツ ④タオルケット ⑤簡易ベッド	
	(3)生活用品	①生理用品 ②大人用おむつ ③子供用おむつ ④ティッシュペーパー ⑤トイレットペーパー ⑥石鹸 ⑦洗剤 ⑧シャンプー・リンス ⑨歯ブラシ ⑩歯磨き ⑪タオル ⑫バスタオル ⑬バケツ ⑭洗面器 ⑮救急用医薬品 ⑯その他	
	(4)台所用品	①鍋・フライパン ②包丁 ③皿 ④茶碗 ⑤やかん ⑥箸・フォーク・スプーン ⑦ほ乳瓶 ⑧簡易コンロ ⑨炊飯器 ⑩その他	

事項	大分類	中分類	小分類
	(5)事務用品	①鉛筆・シャープペン ②ボールペン・マジック ③その他	
	(6)生活資器材	①懐中電灯 ②乾電池 ③傘 ④ビニールシート ⑤テント ⑥簡易トイレ ⑦テレビ ⑧ラジオ ⑨その他	
	(7)機械・器具類	①扇風機 ②暖房機・ストーブ ③発電機 ④投光器 ⑤その他	
2 食材	(1)長期保存可能食品	①米 ②レトルト飯 ③乾パン ④インスタント麺 ⑤インスタントスープ ⑥缶詰	
	(2)炊き出し用食品	①生肉 ②野菜 ③生卵 ④練り製品 ⑤生麺 ⑥果物	
	(3)飲料	①水 ②お茶・ウーロン茶 ③ジュース ④コーヒー	
	(4)調味料	①醤油 ②塩 ③砂糖 ④その他	
	(5)その他	①粉ミルク ②離乳食 ③菓子 ④その他	

＊商品コード

例１　タオル：1-(3)－⑪

例２　子供用防寒着：1－(1)－③カ M

例３　飲料水：2－(3)－①

様式 12

no.＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

避難所物品受払簿

避難所名								
品名	大分類			単位呼称				
	中分類							
	小分類			商品コード				
年月日	依頼	受入先	払出先	受入	払出	残高	記入者	備考

＿＿月＿＿日現在における数量の合計	受入	払出	残高

＊この用紙は、避難所で保管しておく。

＊様式 10「物資依頼伝票」により物資を依頼した場合は、「依頼」の欄に依頼数を記入し、備考欄に「避難所伝票 NO」を記入する。

様式 13

避難所ペット登録台帳

NO　　避難所

No.	飼育者	登録日	退所日	種類	性別	体格	毛色	ペット名
	住所: 氏名: 電話:				オス メス			
	住所: 氏名: 電話:				オス メス			
	住所: 氏名: 電話:				オス メス			
	住所: 氏名: 電話:				オス メス			
	住所: 氏名: 電話:				オス メス			
	住所: 氏名: 電話:				オス メス			
	住所: 氏名: 電話:				オス メス			
	住所: 氏名: 電話:				オス メス			
	住所: 氏名: 電話:				オス メス			
	住所: 氏名: 電話:				オス メス			
	住所: 氏名: 電話:				オス メス			
	住所: 氏名: 電話:				オス メス			

資料 10－８　被災証明書・事実証明書関係様式

被災証明書交付申請書

鎌ケ谷市長　　様

申請者
住　所　鎌ケ谷市
氏　名
連絡先　　（　　）

　　年　　月　　日の　　の被害に関し、下記のとおり被災証明書の交付を申請します。

記

１　被災物件　　①住家　　②非住家　　③人的被害　　④その他（　　）

２　被災の状況

３　申請の目的　保険請求・見舞金請求・その他（　　）のため

４　必要枚数　　枚

５　証明の内容　　年　　月　　日

事実証明書交付申請書

鎌ケ谷市長　　様

申請者
住　所
氏　名
連絡先　　（　　）

　　年　　月　　日の　　の被害に関し、下記のとおり事実証明書の交付を申請します。

記

1　被災物件　　①住家　　②非住家　　③人的被害　　④その他（　　）

2　被災の状況

3　申請の目的　　保険請求・見舞金請求・その他（　　）のため

4　必要枚数　　枚

5　証明の内容　　年　　月　　日

被災証明書

被災年月日	年　　月　　日（　　）
被災の原因	
被災の種類	①住家　②非住家　③人的被害　④その他（　　）
住家・非住家の被害	1．場所 鎌ケ谷市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 2．住人（世帯主） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 3．程度 ①全壊　②大規模半壊　③半壊　④一部破損 ⑤床上浸水　⑥床下浸水
人的被害・その他の被害	
備考	

上記のとおり被災の事実のあったことを証明します。

年　　月　　日

鎌ケ谷市長

事　実　証　明　書

鎌ケ谷市

様

下記のとおり鎌ケ谷市内に　　が　　されていたことを証明します。

記

年　　月　　日（　）　　時　　分　　［　　］

年　　月　　日（　）　　時　　分　　［　　］

年　　月　　日（　）　　時　　分　　［　　］

年　　月　　日

鎌ケ谷市長

資料 10－９　千葉県被害情報等報告要領（抜粋）

第１　総則

３　報告体系

（３）報告様式の内容と報告時期

ア　災害緊急報告

災害当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合、又は災害の具体的な対応状況の報告をする必要がある場合は、この様式を用いる。

（ア）内容

市町村の場合

１　庁舎等の状況

２　災害規模概況

①　災害の発生場所

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び発生日時を記入する。

②　概況

ａ　風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

ｂ　地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

ｃ　雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

ｄ　火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

ｅ　その他これらに類する災害の概況

③　被害の状況

当該災害により生じた人的被害、住家被害及び火災発生の有無について記入する。併せて、判明している事項については具体的に記入する。

３　応急対策の状況

当該災害に対して、市町村が講じた応急対策について記入すること。

（例）

・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況

・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況

・自衛隊の派遣要請、出動状況

・ボランティアセンター設置・ボランティアの活動状況

・その他関連事項

４　措置情報

①　災害対策本部等の設置状況

②　避難勧告・指示の状況

③　避難所の設置状況

部門担当部・防災関係機関の場合

個別の災害現場の概況、及び当該災害の具体的な対応状況等を内容とする。

（イ）報告時期

報告基準に該当する災害を覚知後、原則として３０分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を報告することとし、以後、詳細が判明の都度、逐次報告することとする。

第４　市町村の報告

１　基本事項

市町村は、災害対策基本法第五十三条の規定により、災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告する。

なお、この報告は消防組織法第二十二条に基づく災害報告取扱要領及び火災･災害等即報要領により行う市町村から県への報告と一体的に行われるものである。

２　報告手続

（１）報告事項

ア　災害の原因

イ　災害が発生した日時

ウ　災害が発生した場所又は地域

エ　被害の程度

①　人的被害に関する事項

②　住家被害に関する事項

③　非住家被害に関する事項

④　その他の被害に関する事項

⑤　り災者に冠する事項

⑥　被害額に関する事項

オ　災害に対して執った措置及び今後執ろうとする措置

①　災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況

②　避難等に冠する状況

③　その他必要な事項

カ　災害救助法適用の有無

キ　その他必要な事項

（２）報告の様式

市町村の報告は、本部事務局及びその区域を所管する支部総務班（当該区域を所管する事務所がある場合は事務所とする。）へ報告する。

但し、千葉市、市原市は、本部事務局のみに報告を行うこととする。

ア　災害緊急報告（様式１－１）

イ　災害総括報告＜基準時報告・定時報告・確定時報告・年報＞

ウ　災害詳細報告＜基準時報告・定時報告・確定時報告＞

別表「市町村の報告様式」を参照する。

（３）留意事項

ア　緊急の場合で、支部又は事務所に報告することができないときは、本部事務局へ報告する様式の余白にその旨記入すること。

イ　地震が当該市町村において震度４未満であるが、同一県民センター（事務所）管内の市町村において震度４以上の地震があった場合は報告すること。

ウ　市町村は、情報の収集、連絡の迅速・正確を期すため、あらかじめ被害の種別、地域等に応じた情報の収集、連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図ること。

エ　市町村は、消防団、自主防災組織、町内会等地域住民からの通報等を含めた情報収集体制の強化を図ること。

オ　情報の収集にあたっては、所轄警察署と密接な連絡を保つこと。

カ　被害の調査漏れ及び重複のないように市町村内部における緊密な連絡体制をとること。

キ　被害世帯人員等については、現地調査のみではなく、住民登録とも照合して、その正誤を確認するように努めること。

ク　人的被害、並びに住家の全壊、流失、及び半壊が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査すること。

３　国（消防庁）への報告について

次の事項に該当する場合は、市町村は国（消防庁）へ報告するものとする。

ア　「火災・災害等速報要領（昭和５９年１０月１５日付消防災第２６７号)」の直接即報基準に該当する場合。(国の様式により県へも報告する。)

イ　県に報告ができない場合で、一時的に報告先を国（消防庁）とする場合。

（参考）直接即報基準（火災・災害等即報要領より抜粋） ３　災害即報 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

４　消防本部（消防の一部事務組合を含む。）の報告

市町村の報告は第４の１から３に定められているが、消防本部については災害緊急報告の報告様式を変更する。

（１）報告様式

ア　災害緊急報告（様式１－５）

報告内容と報告時期は、第１の３の（３）のアの例による。

但し、緊急通信欄には１１９番通報の殺到状況やその他緊急通信を記入するものとする。

イ　その他の報告

別途本部事務局からの依頼により行うものとし、報告様式は第４の２の（２）と同じ。

但し、この内災害緊急報告（様式１－１）の報告はしなくてよい。

≪様式≫
市町村の報告様式

報告の種類	報告様式	
災害緊急報告	災害緊急報告（市町村）	様式１－１
災害総括報告 ＜基準報告＞ ＜定時報告＞	災害総括報告（その１）	様式２－１
災害総括報告 ＜確定時報告＞	災害総括報告（その１、その２）	様式２－１ 様式２－２
災害詳細報告	避難状況詳細報告	様式３
	避難所・救護所開設状況報告	様式４
	人的被害詳細報告	様式５－１
	住家被害詳細報告	様式５－２
	人的被害・住家被害詳細報告 （確定時報告用）	様式６
	文教施設被害詳細報告	様式７
	病院被害詳細報告書	様式８
	公共土木施設被害詳細報告	様式９－２ 様式９－３
	がけくずれ被害報告	様式１１
	交通規制情報	様式１２
	清掃施設被害詳細報告	様式１３
	鉄道被害詳細報告	様式１４
	電気被害詳細報告	様式１６
	電話被害詳細報告	様式１７
	ガス被害詳細報告	様式１８
	社会福祉施設被害詳細報告	様式１９
	その他被害詳細報告	様式２０
	火災発生状況報告	様式２１

様式１－１

災害緊急報告［市町村］

第　　報

月　　日　　時　　分現在

災害種類		報告機関	
覚知日時	月　　日　　時　　分覚知	報　告　者	TEL

※支部への報告　　未　　済

庁　舎　等　の　状　況			
庁舎での執務	可　　不可		
防災無線使用	可　　不可	電気	通常電源・非常電源・その他［　　］
備　考			

災　害　規　模　概　要（人的被害及び住家被害に重点を置き記入すること）		
人的被害	有　無　不明	
住家被害	有　無　不明	
火災発生	有　無　不明	

応　急　対　策　の　状　況（当該災害に係る応急対策が充分であるかに留意して記入すること）			
消防、水防、救急・救助等 消防機関の対応状況			
県、他の市町村等への応急要請	未　　済	要請内容	
		区域	
自衛隊の災害派遣要請	未　　済	要請内容	
		区域	
ボランティアセンター設置状況	有　　無		
ボランティアの活動状況			
その他関連事項			

措　置　情　報				
災害対策本部設置（本部設置前名称：　　）				
設置日時	月　　日　　時　　分	出動人員	消防職員延べ　　人	消防団員延べ　　人
津波注意報・警報	①住民への伝達：市町村防災行政無線等（　　時　　分）、広報車（　　台） ②沿岸パトロール：市町村車両（　　台）、消防関係車両（　　台）			
避難等	避難種別	指示　勧告　自主避難	理由	
	避難日時	月　　日　　時　　分	避難先	
	避難地区名		世帯・人員	
	警戒区域の設定区域名		避難所	箇所開設、　　世帯　　人収容
	避難所状況			

注　　覚知後、分かる範囲で迅速に報告することとし、詳細は以後判明の都度報告すること

様式２－１

第　　報

災害総括報告（その１）

月　日　時　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

報告の種類		定時報告		確定時報告

人的被害は様式５－１、住家被害は様式５－２、がけくずれ被害は様式１１を添付して下さい。

被害情報

区分			被害		区分			被害	
人的被害	死者	人			その他被害	道路	箇所		
	行方不明者	人					内訳	国道	
	重傷者	人						県道	
	軽傷者	人						市町村道	
住家被害	全壊	棟		（　）				その他	
		世帯		（　）		橋りょう	箇所		
	（うち全焼）	人		（　）			内訳	国管理	
	半壊	棟		（　）				県管理	
		世帯		（　）				市町村管理	
	（うち半焼）	人		（　）				その他	
	一部破損	棟		（　）		河川	箇所		
		世帯		（　）			内訳	国管理	
	（うち一部破損）	人		（　）				県管理	
	床上浸水	棟		（　）				市町村管理	
		世帯		（　）					
		人		（　）		港湾	箇所		
	床下浸水	棟		（　）		砂防	箇所		
		世帯		（　）		清掃施設	箇所		
		人		（　）		がけくずれ	箇所		
非住家	公共建物 全壊	棟				鉄道不通	箇所		
	公共建物 半壊	棟				被害船舶	隻		
	その他 全壊	棟				水道施設	箇所		
	その他 半壊	棟					内訳	県営	
り災世帯数		世帯						その他	
り災人員		人				断水戸数	戸		
その他被害	文教施設	箇所					内訳	県営	
		内訳	国立					その他	
			県立			電気	戸		
			市町村立			電話	回線		
			私立			ガス	戸		
	病院	箇所				ブロック・石塀	箇所		
		内訳	国立			田 流失・埋没	ha		
			県立			田 冠水	ha		
			市町村立			畑 流失・埋没	ha		
			私立			畑 冠水	ha		
					火災発生	建物	件		
						危険物	件		
						その他	件		

措置情報

活動体制	本部設置前の体制（名称　　）		災害対策本部設置	
	設置日時	月　日　時　分	配備日時	月　日　時　分
	廃止日時	月　日　時　分	廃止日時	月　日　時　分
	配備人員	人	配備人員	人
	活動人員	消防職員　延べ　人	消防団員　延べ	人

避難等	避難の種別	避難地区数	避難の日時	避難世帯数	避難人
	指示	地区	月　日　時　分	世帯	
	勧告	地区	月　日　時　分	世帯	
	自主避難	地区	月　日　時　分	世帯	
	警戒区域の設定	有　・　無			

避難所	開設数	箇所	現収容世帯・人数	世帯	
災害救助法摘用		摘要日時	月　日　時　分		

支部への報告　　未　　済

様式２－２

第　　報

災害総括報告（その２）

月　　日　　時　　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

報告の種別		定時報告		確定時報告

区分		被害額		被害の内訳等	
公共施設被害	公立文教施設		千円	国立分	
				県立分	
				市町村立分	
	農林水産業施設		千円	国管理分	
				県管理分	
				市町村管理分	
	公共土木施設		千円	国管理分	
				県管理分	
				市町村管理分	
	その他公共施設		千円	国管理分	
				県管理分	
				市町村管理分	
	小計		千円		
産業別被害	農産被害		千円		
	林産被害		千円		
	畜産被害		千円		
	水産被害		千円		
	商工被害		千円		
	その他		千円		
	小計		千円		
被害総額			千円		

備考

定時報告時は本様式による報告は省略できるものとする

様式３

第　　報

避　難　状　況　詳　細　報　告

月　　日　　時　　分現在

災害名			
報告機関		報告者	TEL

整理番号	避難勧告又は指示		警戒区域の設定		避　難　の　状　況			避難の理由	避難先	帰宅日時	避難した総世帯・人員数	通　信　欄
	種　別	勧告指示日時	有　無	設定日時	地　区　名	避難日時	世帯・人員					
	勧告・指示 自主避難	月　日 時　分	有・無	月　日 時　分		月　日 時　分	世帯 人			月　日 時　分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月　日 時　分	有・無	月　日 時　分		月　日 時　分	世帯 人			月　日 時　分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月　日 時　分	有・無	月　日 時　分		月　日 時　分	世帯 人			月　日 時　分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月　日 時　分	有・無	月　日 時　分		月　日 時　分	世帯 人			月　日 時　分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月　日 時　分	有・無	月　日 時　分		月　日 時　分	世帯 人			月　日 時　分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月　日 時　分	有・無	月　日 時　分		月　日 時　分	世帯 人			月　日 時　分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月　日 時　分	有・無	月　日 時　分		月　日 時　分	世帯 人			月　日 時　分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月　日 時　分	有・無	月　日 時　分		月　日 時　分	世帯 人			月　日 時　分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月　日 時　分	有・無	月　日 時　分		月　日 時　分	世帯 人			月　日 時　分	世帯 人	
	勧告・指示 自主避難	月　日 時　分	有・無	月　日 時　分		月　日 時　分	世帯 人			月　日 時　分	世帯 人	

様式４

第　　報

避難所・救護所開設状況報告

月　　日　　時　　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

整理番号	避難所					
	名称	所在地	開設日時	収容可能人員	現収容人員	通信欄
			月　日 時　分	人	人	
			月　日 時　分	人	人	
			月　日 時　分	人	人	
			月　日 時　分	人	人	
			月　日 時　分	人	人	

整理番号	救護所					
	名称	所在地	開設日時	収容可能人員	現収容人員	通信欄
			月　日 時　分		人	
			月　日 時　分		人	
			月　日 時　分		人	
			月　日 時　分		人	
			月　日 時　分		人	

様式５－１

第　　報

人　的　被　害　詳　細　報　告

月　　日　　時　　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

整理番号	被災者				被災の概要				通信欄
	氏名	住所	年齢	性別	被災の程度	被災日時	被災場所	原因	
				男 女		月　日 時　分			
				男 女		月　日 時　分			
				男 女		月　日 時　分			
				男 女		月　日 時　分			
				男 女		月　日 時　分			
				男 女		月　日 時　分			
				男 女		月　日 時　分			
				男 女		月　日 時　分			
				男 女		月　日 時　分			
				男 女		月　日 時　分			

（注意）１．項目の全てが判明しない場合でも、判明したものから順次「第１報」「第２報」・・・・として報告すること。

２．「被災の程度」は、「死亡」・「行方不明」・「重傷」・「軽傷」の別を記載する。

様式５－２

第　　報

住　家　被　害　詳　細　報　告

月　　日　　時　　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

整理番号	被災世帯				被災の概要			通信欄（避難、応急措置等の状況）
	世帯主	住所	年齢	り災人員	種別	被災日時	原因	
						月　日 時　分		
						月　日 時　分		
						月　日 時　分		
						月　日 時　分		
						月　日 時　分		
						月　日 時　分		
						月　日 時　分		
						月　日 時　分		
						月　日 時　分		
						月　日 時　分		

（注意）１．項目の全てが判明しない場合でも、判明したものから順次「第１報」「第２報」・・・・として報告すること。

２．被害の概要の「種別」は、「全壊」「全焼」「半壊」「半焼」「一部破損」「一部焼損」「床上浸水」「床下浸水」の別を記載する。（被害の認定基準参照）

様式６

第　　報

人的・住家被害詳細報告（大字別）

月　　日　　時　　分現在

災害名		発生日時	
報告機関		報告者	TEL

整理番号	災害発生地域（市町村大字）	死者	重傷者	全壊			半壊			一部破損			床上浸水			通信欄
				（棟）	（世帯）	（人）	（棟）	（世帯）	（人）	（棟）	（世帯）	（人）	（棟）	（世帯）	（人）	
		行方不明	軽傷者	うち全焼			うち半焼			一部焼損			床下浸水			
				（棟）	（世帯）	（人）	（棟）	（世帯）	（人）	（棟）	（世帯）	（人）	（棟）	（世帯）	（人）	

（注意）この様式は、システム端末に入力したうえで使用するものとする。

様式７

第　　報

文教施設被害詳細報告

月　　日　　時　　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

No.	学校種別	学校名	所在地	建物被害				人的被害				授業の実施状況	通信欄
				全壊	半壊	一部破損	床上浸水	死者	行方不明	重傷者	軽傷者		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人	正常授業・授業変更 臨時休業・その他	

※学校種別　①幼稚園、②小学校、③中学校、④高等学校、⑤大学、⑥高等専門学校、⑦盲学校、⑧ろう学校、⑨養護学校

様式８

第　　報

病院被害詳細報告

月　　日　　時　　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

No.	病院名	所在地	建物被害				人的被害				応急対策実施状況、復旧見込等	通信欄
			全壊	半壊	一部破損	床上浸水	死者	行方不明	重傷者	軽傷者		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
			棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		

様式９－２

公 共 土 木 施 設 被 害 詳 細 報 告

災　害　名		報告機関	
		報　告　者	TEL

災 害 報 告 箇 所 別 調 書

施設区分	

管理区分	県管理分・市町村管理分・合計
地域整備センター名	

番号	施　設　名	位　　置		被害延長及び右・左岸	被 災 原 因	復旧（応急）工法（現在の状況）	復旧の見通（日時）	被　害　額（千円）	被災状況（土木施設及び一般施設）［道路の場合、迂回路（路線名を記入）］
		市 町 村	大　字						

［記載上の留意事項］

１　本報告は、異常天然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、国土交通大臣あてにその状況を報告するために県土整備部において各市町村及び各地域整備センターから報告を求める「災害箇所別調書」を様式化したものであり、県土整備部でとりまとめたものを報告すれば足りるものとする。

２　本報告は、施設区分ごとに、県管理施設、市町村管理施設及びその合計を別葉で報告するものとする。

３　報告にあたって前記１の「災害箇所別調書」を利用する場合は、「地域整備センター名等」の欄に報告センター名等を記載する。

４　「施設区分」の欄には、公共土木施設（河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋梁等）の区分を記載し、番号は、施設区分ごとに一連番号とする。

５　河川、道路、橋梁については、「施設名」の欄に種別（一級河川、一般道路等）及び名称を記載する。

様式９－３

公共土木施設被害詳細報告［国管理・公団管理・公社管理］

災　害　名		報　告　機　関	
		報　告　者	TEL

施設区分	

番号	施　設　名	位　置		被害延長及び右・左岸	被　災　状　況		交　通　規　制　状　況				備　考
		市　町　村	大　字		被災施設	被災状況	規制内容	規制開始日時	解除予定日時	規制解除日時	

［記載上の留意事項］

1　本報告は、異常天然現象によって県及び市町村管理以外の公共土木施設被害が発生した場合の被害報告を行うためのものである。
2　本報告は、管理者ごと、施設区分ごとに別葉で報告するものとする。
3　「施設区分」の欄には、公共土木施設（河川、道路、橋梁等）の区分を記載し、番号は、区分ごとに一連番号とする。
4　「被災状況」の欄には、被災施設及び被災の状況を記載する。
5　「交通規制内容」の欄には、全面交通止、片側交通規制等の規制内容を記載する。
6　「備考欄」は、迂回道路等を記載する。

様式１１

第　　報

がけくずれ被害報告

月　　日　　時　　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

番号	場所			被害状況										がけの区分	保全人家	発生		指定の有無	点検の有無	備考
	市町村	大字	ふりがな 地区	崩壊の状況			人的被害（人）				建物被害（棟）					日時	原因			
				高さ	延長	土量	死者	行方不明	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部							
				m	m	m^3														
				m	m	m^3														
				m	m	m^3														
				m	m	m^3														
				m	m	m^3														
				m	m	m^3														
				m	m	m^3														
				m	m	m^3														
				m	m	m^3														
				m	m	m^3														

［記載上の留意事項］

1　「がけの区分」の欄は、自然崖、人工崖の区分を記載する。また、それぞれの崖高（m）を記載する。
2　「保全人家」の欄は、地区全体の人家戸数を記載する。
3　「発生日時」の欄は、被害発生の月日及び時間を記載する。
4　「指定の有無」の欄は、急傾斜地崩壊危険区域指定地の指定の有無を記載する。
5　「点検の有無」の欄、「急傾斜地崩壊危険箇所についての点検（年１回）」の有無を記載する。
6　特記すべき事項があれば「備考欄」に記載する。

様式１２

第　　報

交　通　規　制　情　報

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に伴う交通規制箇所

報告月日	年　月　日	調査日時	年　月　日　時　分現在	報告機関		報告担当者	TEL

現状	番号	路線番号	路線名	規制箇所	規制内容	規制原因	規制開始	解除予定	規制解除	備考	センター名

［記載上の留意事項］

1　「現状」の欄は、交通規制の現状を記載する。　例：規制中の場合＝規　解除が行われた場合＝解

2　「路線番号」の欄は、路線番号がない場合は記入しなくてもよい。

2　「規制内容」の欄は、交通規制の具体的な内容を記載する。　例：「全面通行止」「片側通行」「大型通行止」等

3　「規制原因」の欄は、交通規制を実施するに至った原因を記載する。　例：「法面崩落」「路肩決壊」「道路陥没」

4　「規制開始」の欄は、規制を開始した日時を記載する。

5　「解除予定」の欄は、規制中の場合に規制が解除される予定日時を記載する。

6　「規制解除」の欄は、規制解除を行った日時を記載する。

7　「備考欄」は、「迂回路」、被害の詳細等、特記すべき事項を記載する。

8　「センター名」の欄は、当該道路の管理する地域整備センター名、事務所名等を記載する。

様式１３

第　　報

清 掃 施 設 被 害 詳 細 報 告

月　日　時　分現在

災害名			
報告機関		報告者	TEL

整理番号	施設名	所在地	建物被害			その他被害（設備、機械、工作物等）	応急対策実施状況、復旧見込	通信欄
			全壊	半壊	一部破損			
			棟	棟	棟			
			棟	棟	棟			
			棟	棟	棟			
			棟	棟	棟			
			棟	棟	棟			
			棟	棟	棟			
			棟	棟	棟			
			棟	棟	棟			
			棟	棟	棟			
			棟	棟	棟			

様式14

第　　報

鉄　道　被　害　詳　細　報　告

月　　日　　時　　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

整理番号	線路名	区分	区間 始点 終点	期間	原因	運休本数	影響人員	通信欄（復旧見通し等）
		不通 徐行運転		月　日　月　日 ～ 時　分　時　分				
		不通 徐行運転		月　日　月　日 ～ 時　分　時　分				
		不通 徐行運転		月　日　月　日 ～ 時　分　時　分				
		不通 徐行運転		月　日　月　日 ～ 時　分　時　分				
		不通 徐行運転		月　日　月　日 ～ 時　分　時　分				
		不通 徐行運転		月　日　月　日 ～ 時　分　時　分				
		不通 徐行運転		月　日　月　日 ～ 時　分　時　分				
		不通 徐行運転		月　日　月　日 ～ 時　分　時　分				
		不通 徐行運転		月　日　月　日 ～ 時　分　時　分				
		不通 徐行運転		月　日　月　日 ～ 時　分　時　分				

様式15−1

第　　報

水道被害詳細報告（市町村）

月　　日　　時　　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

整理番号	事業体名	被災地域	断水期間	断水戸数	被災施設	応急措置等の状況（応急給水等）	復旧見通	通信欄
			月　日　月　日 時　分～　時　分	戸			月　日 時　分	
			月　日　月　日 時　分～　時　分	戸			月　日 時　分	
			月　日　月　日 時　分～　時　分	戸			月　日 時　分	
			月　日　月　日 時　分～　時　分	戸			月　日 時　分	
			月　日　月　日 時　分～　時　分	戸			月　日 時　分	
			月　日　月　日 時　分～　時　分	戸			月　日 時　分	
			月　日　月　日 時　分～　時　分	戸			月　日 時　分	
			月　日　月　日 時　分～　時　分	戸			月　日 時　分	
			月　日　月　日 時　分～　時　分	戸			月　日 時　分	
			月　日　月　日 時　分～　時　分	戸			月　日 時　分	

様式１６

第　　報

電 気 被 害 詳 細 報 告

月　　日　　時　　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

整理番号	被災地域	停電戸数	停電期間	原因	復旧見通し	応急措置等の状況	通信欄
		戸	月　日　月　日 時　分～　時　分		月　日 時　分		
		戸	月　日　月　日 時　分～　時　分		月　日 時　分		
		戸	月　日　月　日 時　分～　時　分		月　日 時　分		
		戸	月　日　月　日 時　分～　時　分		月　日 時　分		
		戸	月　日　月　日 時　分～　時　分		月　日 時　分		
		戸	月　日　月　日 時　分～　時　分		月　日 時　分		
		戸	月　日　月　日 時　分～　時　分		月　日 時　分		
		戸	月　日　月　日 時　分～　時　分		月　日 時　分		
		戸	月　日　月　日 時　分～　時　分		月　日 時　分		
		戸	月　日　月　日 時　分～　時　分		月　日 時　分		

様式１７

第　　報

電話被害詳細報告

月　　日　　時　　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

整理番号	被災地域	り障回線数	り障期間	原因	復旧見通し	応急措置等の状況	通信欄
		回線	月　日　　月　日 時　分～　時　分		月　日 時　分		
		回線	月　日　　月　日 時　分～　時　分		月　日 時　分		
		回線	月　日　　月　日 時　分～　時　分		月　日 時　分		
		回線	月　日　　月　日 時　分～　時　分		月　日 時　分		
		回線	月　日　　月　日 時　分～　時　分		月　日 時　分		
		回線	月　日　　月　日 時　分～　時　分		月　日 時　分		
		回線	月　日　　月　日 時　分～　時　分		月　日 時　分		
		回線	月　日　　月　日 時　分～　時　分		月　日 時　分		
		回線	月　日　　月　日 時　分～　時　分		月　日 時　分		
		回線	月　日　　月　日 時　分～　時　分		月　日 時　分		

様式１８

第＿＿＿＿

ガ ス 被 害 詳 細 報 告

＿＿月＿＿日＿＿時＿分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

整理番号	被災地域	供給停止戸数	供給停止期間	原因	復旧見通し	応急措置等の状況	通信欄
		戸	月 日 時 分～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 時 分～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 時 分～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 時 分～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 時 分～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 時 分～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 時 分～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 時 分～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 時 分～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 時 分～ 月 日 時 分		月 日 時 分		
		戸	月 日 時 分～ 月 日 時 分		月 日 時 分		

様式19

第　　報

社会福祉施設被害詳細報告

月　　日　　時　　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

No.	施設種別	施設名	所在地	建物被害				人的被害				応急対策状況、復旧見込等	通信欄
				全壊	半壊	一部破損	床上浸水	死者	行方不明	重傷者	軽傷者		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		
				棟	棟	棟	棟	人	人	人	人		

様式 20

第　　報

その他施設被害詳細報告

月　　日　　時　　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

No.	施設名	所在地	発生日時	被害の状況				人的被害				応急対策の実施状況	通信欄
				全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	死者	行方不明	重傷	軽傷		
			月　日 時　分					人					
			月　日 時　分					人					
			月　日 時　分					人					
			月　日 時　分					人					
			月　日 時　分					人					
			月　日 時　分					人					
			月　日 時　分					人					
			月　日 時　分					人					
			月　日 時　分					人					
			月　日 時　分					人					

様式２１

第　　報

※地震災害時のみ

火災発生状況報告

月　　日　　時　　分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

整理番号	出火場所	出火日時（覚知）	鎮火日時	出火原因	人的被害 死亡	行方不明	重傷	軽傷	焼損物件	程度	焼損面積	延焼の状況
		月　日 時　分	月　日 時　分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	㎡	
		月　日 時　分	月　日 時　分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	㎡	
		月　日 時　分	月　日 時　分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	㎡	
		月　日 時　分	月　日 時　分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	㎡	
		月　日 時　分	月　日 時　分		名	名	名	名		全焼 半焼 部分	㎡	

通信欄